滋賀県文化財調査報告書

第 6 冊

1 9 7 7

滋 賀 県 教 育 委 員 会

滋賀県文化財調査報告書

第 6 冊

1 9 7 7

滋 賀 県 教 育 委 員 会

00/.2
Sh27

滋賀県文化財調査報告書

第 6 冊

史跡　近江国衙跡発掘調査報告

1 9 7 7

滋 賀 県 教 育 委 員 会

序

史跡近江国衙跡は、瓦の散布する通称三大寺遺跡として周知されていましたが、昭和38年、炭鉱離職者住宅団地の建設に伴い遺構の一部が判明するとともに、明年の昭和39年度には、国庫補助金を得て、わが国で初めての国衙の様相を解明するという画期的な発掘調査が実施されました。

その後、当遺跡は、昭和40年度に仮史跡指定がうたれ、中心部の買収、環境整備が進められるとともに、さらに、昭和47年度に至って、51,022㎡に及ぶ本史跡指定がなされました。

幾多の変遷をみた当史跡も、現在は、大津南部の遺跡群―近江国分寺・尼寺跡推定地、国司館跡・駅舎跡推定地、石山寺など―の中心的存在として、その重要性はますます認識されつつあります。

このような時期において、わが国で初めて解明された国衙中心部の構造が、調査後、10数年を経て、正式なる報告書として世に出ることは、学術的観点はもとより、広く県民の文化遺産に対する関心の向上に努める当委員会のよろこびとするところであります。

なお、末筆ながら、本報告書刊行の運びは、玉稿を頂戴した諸先生方のご助力と、日夜、整理、報告書作成に労をおしまれなかった関係者諸氏の尽力の賜物であり、ここに深甚なる感謝の意を表わす次第である。

昭和52年３月末日

滋賀県教育委員会

教育長　中　山　　正

例　言

1.　本報告書は、滋賀県が文化財保護委員会より国庫補助金の交付をうけて、昭和39年度に実施した史跡近江国衙跡（当時、三大寺遺跡）の発掘調査報告書であり、本県文化財調査報告書の第６冊にあたる。

2.　この調査は、滋賀県が直営事業として計画し、滋賀県教育委員会社会教育課文化財係（現、文化財保護課）技師水野正好（現、文化庁記念物課調査官）が担当したが、杉山信三（当時、奈良国立文化財研究所）、西田弘（当時、皇子山中学校教諭）、江南 洋、現地調査は、丸山竜平、黒崎直、西阪義雄、中井一夫、松嶋 浩（当時、立命館大学学生）、高田荘爾、有光 晧（当時、同志社大学学生）、 橋本 久（当時、京都大学学生）、水野和雄（当時、旭高校）、調査期間中、地元瀬田町、および瀬田町教育委員会の援助ならびに奈良国立文化財研究所、立命館大学日本史研究室考古学部会、同志社大学考古学研究会、地元 菊池 尚氏の助力をえたことを記し、謝意にかえたい。

3.　本報告書の編集には、県教育委員会文化財保護課技師丸山竜平、同近藤 滋がこれに当ったが、整理作業には主として丸山、近藤が当り、以下の諸氏の協力を得た。記して感謝にかえたい。

　中村博司、山崎秀二、古川与志継、山口利彦、宇野恭子、三品美代子、橋本千賀子（当時、滋賀大学学生）、宮成良左（当時、立命館大学学生）、山口順子、柏田三枝子、辻 広志（当時、京都経済大学学生）。

4.　本書の執筆は、はじめにを丸山竜平、第１章を西田 弘、第２章を黒崎 直、第３－１章を丸山竜平、第３－２章を近藤 滋、辻 広志が、また、第４－１章を山尾幸久、第４－２章を佐藤宗諄、第５章を水野正好がそれぞれ執筆した。遺構写真は、福谷 修、遺物写真は土器その他を牛島茂、瓦については徳永圀治をわずらわせた。

本　文　目　次

序
例　　言
目　　次
は　じ　め　に

第１章　近江国府の位置と環境 …… 1
第１節　湖南の地理的環境 …… 1
第２節　縄文・弥生時代遺跡の分布 …… 2
第３節　古墳時代遺跡の分布 …… 5
第４節　文献上より見た古代の近江と瀬田川 …… 8
第５節　大津京と白鳳時代寺院の分布 …… 10
第６節　奈良時代の諸遺跡 …… 13
第２章　遺　　構 …… 17
第１節　遺構の概要 …… 17
第２節　正　殿　跡 …… 17
第３節　脇　殿　跡 …… 20
第４節　築　地　跡 …… 22
第５節　国衙関連の諸遺構 …… 25
第６節　小　　結 …… 26
第３－１章　遺　物（土師器・須恵器・その他） …… 29
はじめに …… 29
第１節　土器の器種と数的検討 …… 29
第２節　平城宮跡出土土器の数的操作と認識 …… 30
第３節　三大寺遺跡出土土器の検討 …… 30
平城宮跡出土土器数との対比 …… 30
第４節　その他の遺物の特殊性 …… 33
第５節　三大寺遺跡の成立時期 …… 34
第６節　三大寺遺跡の消滅 …… 35
第７節　三大寺遺跡出土遺物の特殊性と遺跡の性格 …… 36
第８節　近江国衙の問題点 …… 36

第３－２章　遺　物（瓦・塼等）……39
はじめに……39
第１節　軒丸・軒平・鬼瓦および塼等について……39
第２節　軒丸・軒平瓦の時期について……40
第３節　流雲文系瓦について……43
第４節　近江における瓦窯の盛衰と国衙……46
第５節　流雲文系瓦の造瓦法について……47
付　瓦当の計測法について……48
第４－１章　近江国衙の成立……49
はじめに……49
第１節　近江国造と安国造……49
第２節　「大化」改新と国司……53
第３節　近江国衙と国分寺……57
むすび……61
第４－２章　古代末期の近江国衙……64
はじめに……64
第１節　平安遷都と近江国府……64
第２節　平安前期の近江国府……66
第３節　在庁成立の前提……68
第５章　近江国衙総論……71
第１節　三大寺遺跡から近江国府国衙へ……71
寺院の構造をもたない三大寺遺跡……71
三大寺遺跡の構造－宮城の構造との対比……72
三大寺遺跡の構造－諸官衙の構造との対比……73
三大寺遺跡の構造－その政治的構造……74
三大寺遺跡の構造－近江国府の国衙か……76
第２節　近江国府の構造とその消長……77
近江国府国衙の構造……77
近江国府の地割構造……79
近江国府の景観構造……82

図　版　目　次

図版１　全景　国衙、国府域全景、南南西より
国府域全景、手前から一つ目の森が堂の上遺跡、二つ目の森が建部大社、上方に三上山を望む、南西より
図版２　全景　国衙と比叡山を望む、南南東より
国衙、後殿を望む、南より
図版３　全景　国衙、南南西より
国衙、西南西より
図版４　全景　国衙より東を望む
国衙より南を望む
図版５　遺構　後殿　後殿全景
後殿南西より
図版６　遺構　後殿　後殿、南西より
後殿、西南西より
図版７　遺構　後殿　後殿、南東より
後殿、南西より
図版８　遺構　後殿　後殿、南西より
後殿、南西より
図版９　遺構　後殿　後殿階段北より
後殿階段南西より
図版10　遺構　後殿　後殿階段北より
後殿と廊、南西より
図版11　遺構　廊　後殿と廊、南南西より
前殿と廊、北北西より
図版12　遺構　前殿　前殿と廊、西北西より
前殿西北隅、西北より
図版13　遺構　前殿　前殿北東隅、東より
前殿、北東より
図版14　遺構　東脇殿　東脇殿と廊、南西より
東脇殿と廊、北西より
図版15　遺構　東脇殿　東脇殿と廊、北東より
東脇殿と廊、南東より
図版16　遺構　東脇殿　東脇殿と廊、南より
東脇殿と前方玉石敷、北より
図版17　遺構　東脇殿　東脇殿東瓦積基壇、南より
東脇殿東瓦積基壇、北より
図版18　遺構　東脇殿　東脇殿玉石敷、南より
東脇殿玉石敷、南西より
図版19　遺構　東脇殿　東脇殿玉石敷、南西より
東脇殿玉石敷、北西より
図版20　遺構　東脇殿　東脇殿玉石敷、北より
東脇殿玉石敷、南より
図版21　遺構　東脇殿　東脇殿玉石敷、南より
東脇殿玉石敷、南より
図版22　遺構　東脇殿　東脇殿玉石敷、南東より
東脇殿玉石敷、東より
図版23　遺構　東脇殿　東脇殿玉石敷、北東より
東脇殿玉石敷、南より
図版24　遺構　東脇殿　東脇殿北西隅、西より
東脇殿、東内郭築地と溝、東より
図版25　遺構　東築地　東内郭築地と溝、西より
東内郭築地と溝、北西より
図版26　遺構　東築地　東内郭築地、北より
東内郭築地、南より
図版27　遺構　西築地　西脇殿と西内郭築地、北より
西内郭築地、南より
図版28　遺構　西築地　西内郭築地、北より
西内郭築地、南より
図版29　遺構　西築地　西内郭築地、北より
西内郭築地、南より
図版30　遺構　西築地　西内郭築地、東より
西内郭築地、西より
図版31　遺構　西築地　西外郭、西内郭、築地、東より
西外郭築地、南より
図版32　遺物　須恵器
図版33　遺物　須恵器と土師器
図版34　遺物　須恵器
図版35　遺物　須恵器
図版36　遺物　須恵器
図版37　遺物　須恵器
図版38　遺物　土師器
図版39　遺物　土師器
図版40　遺物　土師器
図版41　遺物　土師器
図版42　遺物　土師器
図版43　遺物　土師器・硯・羽口
図版44　遺物　瓷器
図版45　遺物　灰釉・鉄器・貨幣・鉄滓
図版46　遺物　軒丸瓦
図版47　遺物　軒丸瓦
図版48　遺物　軒丸瓦
図版49　遺物　軒平瓦
図版50　遺物　軒平瓦
図版51　遺物　流雲文鬼板
図版52　遺物　鬼面文鬼板・その他
図版53　遺物　丸瓦
図版54　遺物　丸瓦
図版55　遺物　平瓦
図版56　遺物　平瓦
図版57　遺物　塼
図版58　遺物　文字瓦・その他

図　面　目　次

図面 1．国府周辺地割図……
2．国衙域平面図……
3．発掘遺構配置図……
4．正殿遺構実測図……
5．東脇殿遺構実測図（北半）……
6．東脇殿遺構実測図（南半）……
7．西築地遺構実測図……
8．正殿瓦積基壇実測図……
9．須恵器実測図……
10．須恵器実測図……
11．須恵器実測図……
12．土師器実測図……
13．土師器実測図……
14．土師器実測図……
15．土師器実測図……
16．土師器・円面硯・陶磁器・鉄器実測図……
17．釘・羽口実測図……
18．軒丸瓦実測図……
19．軒平瓦実測図……
20．鬼瓦実測図……
21．丸・平瓦、塼実測図……

挿　図　目　次

国府の位置図
1．石山貝塚貝層……2
2．銅鐸（石山寺蔵）……4
3．皇子山古墳葺石検出状況……5
4．瀬田大江若松神社境内古墳陶棺出土状況……7
5．崇福寺跡出土舎利容器……11
6．瀬田南大萱東光寺跡出土瓦……12
7．紫香楽宮跡……13
8．推定近江国分寺跡発掘状況……15
9．後殿北縁階詳細図……18
10．西内郭築地暗渠と土壙（瓦溜り）……23
11．火葬墓詳細図……25
12．正庁域内地割想定図……27
13．Ａ２類軒丸瓦の笵割……40
14．南郷田中瓦窯出土瓦拓本……41
15．文字瓦拓本（3.惣山遺跡表採）……42
16．瓦当の計測位置図……48

表　目　次

出土土器説明表…… 87～112
国衙軒丸瓦代表個体による数値例……114～115
国衙軒平瓦代表個体による数値例……116～117

はじめに

従来における国府域の推定

近江国府域についての具体的な推定を、はじめて試みたのは米倉二郎であった。

氏は「近江国府の位置に就いて」『考古学』第６巻第８号（昭和10年）において、その地形を周防国府跡付近のそれと比較しつつ、草津から瀬田に通じる東海道が四町前後の階段状の屈曲をなして通過することから、大江、久保江、真米、神谷にまたがる地域に府域を想定された。

すなわち、「周防国府に於けると同様のプランを考えるに、国府の外廓に当る處には堤防や周湟の遺跡と見做さるべき道路や河川が巡り、又四隅には神地が配置され、推定の必ずしも不當ならざる事を證する様である。卽ち国府の北辺は大江、久保江を連ねる里道、国道、及び周湟の遺跡と見らるべき幅二間以上の宮川に一致し、久保江の若松社はあたかも想定国府の西北隅に當り之に対象的に大江の屈曲点より東四町に野上社があった。又府の南西隅には一宮建部神社がある。府の西辺は里道及高橋川で、殊に高橋川は丘陵の一部を切断して、北流して居り、その流路には多分に人工的施設が加えられた事を想像せしめる。南辺は建部神社前を眞直に東進する里道で、一部は現在も尚堤防である。建部神社を去る略八町の地点に山ノ神の小祠がある。この山ノ神と野上神を結ぶ一線が府の東辺であるが、之は最も不明瞭である。……国庁の位置は、周防国府の例より推せば、大江、眞米道を狭み、大江より一町南の約方二町の地であるが、国庁跡を意味する如き遺名や遺跡は尚発見されない。只、南の眞米は恐らく馬籠の転で国府に於ける廐に基くものと考え得る。」とされたのである。

その後の調査は、氏が国分寺跡と想定された「建部神社に東隣する字三大寺の丘陵」において国衙跡の発見があったのであるが、当地の成立年代は奈良時代中頃と想定され、その前進は、なお氏の想定する「大江より一町南の約方二町の地」に眠りつづけているかもしれない。また、そのように推定する研究者も今なお多いのである。府域についても、その後の研究は方八町説や方八町に半町づつあるいは、$\frac{1}{3}$町づつの地割がつくことを説く諸説があるが、基本は米倉氏の説を踏襲するものであって、近江国府の研究は、今なお、氏の業績によっているとしても過言ではなかろう。

調査に至る経過

上記の如く、当三大寺山丘陵上には広域において瓦の散布がみうけられていたが、昭和38年、厚生省外郭団体雇用促進事業団は当地に、炭鉱離職者住宅５棟を建設することとなり、その３月、多量の屋瓦、塼等奈良時代と推定される遺物が発見されるに至った。

このため、県教育委員会では、雇用促進事業団と協議し、40万円の所要経費でもって工事と平行し発掘調査を実施した。

その結果、特異な構造をもつ南門跡、或いは中門推定地より西へのびる築地垣跡、南北に走る築地垣、正庁かと思われる塼溝と基壇を発見し、遺跡の重要性が確認されるに至った。このため、雇用促進事業団は、建設中の５棟の鉄筋住宅を西へ移動させ、本遺跡の南北中軸線を保存することになった。

本委員会としては、昭和38年３月の第一次調査の成果にもとづき第二次発掘調査を計画し、本遺跡の実態を把握するとともにその保存についての積極的な資料をうるため文化財保護委員会（現文化庁）と協議し、昭和39年度国庫補助事業として、所要経費100万円でもって発掘調査を実施することになった。

この第二次調査は、昭和40年２月10日より実施し、多大の成果を収めて、３月末日をもって終了した。

すなわち第二次調査は、雇用促進事業団炭鉱離職者住宅の北方、及び東方部を目的として実施した。調査は所要経費100万円の枠内において本遺構の実態の概容を把握しその性格を確認することに主眼をおいたため約1,500坪の範囲内をトレンチ掘し、主要部を全面的に調査する方針をとった。

その結果、炭鉱離職者住宅の北方に正殿跡と推定される２棟の建造物跡を発見し、その西方に、また、同住宅の東方部に南北に長大な各１棟の脇殿ともいうべき建造物跡を検出し、そのさらに外方に南北に走る築地垣を確認するにいたった。

なお、これらの成果の個々については以下当報告書に収載するとおりである。

史跡指定と公有化

調査終了後、本委員会は、当三大寺遺跡が、奈良時代における近江一国の地方行政官庁の判明せる唯一の遺跡として、その重要性を認識するとともに、ただちに保護計画を作成し、文化財保護委員会との協議に入った。

協議の中心は、炭鉱離職者住宅の建設後、四周の開発が急速に進められ、市街化の恐れが生じてきたため、早急にこの地域の保存処置を講ずる必要があり、まず、５月上旬に仮指定を行ない、８月中に文化財専門審議会に上提し、９月中に本指定を打つ案であった。さらに、41年度に買上げを希望するものであり、買収計画面積も、県立史料館建設地を予定したものや、未発掘地の確保を考慮した場合もあって、29,340㎡（約8,800坪）、22,515㎡（約6,900坪）、20,915㎡（約6,300坪）の３案を提示した。

一方、昭和40年６月29日開催の教育委員会において、近江国府国衙跡として仮指定がなされ、昭和41年３月には、文化財保護委員会において史跡として決定された。そして昭和

40年41年度において、発掘調査地の８筆1,822坪（6,012.6㎡）を公有化したのである。

ところが、文化財保護委員会において史跡指定として決定をみたものの、指定地域にかかる土地所有者との調整がつかず、官報告示されないまま、まさしく宙ぶらりんの状態で開発を押えつつ数年を経過することになった。

仮指定も昭和43年には時効となり、また、四周の開発も除々にではあるが進行し、昭和46､7年にはいよいよ、国衙の中心部へ都市計画街路を計画し、地域開発を進める方向が決定された。

このような状況にかんがみ、昭和48年１月には本委員会では、土地公有化を前提として地元調整を図るので、史跡指定の告示を行なうよう文化庁あて要望するとともに、３月には、滋賀県、大津市両教育委員会の教育長連名で、地元関係者に「近江国衙跡の史跡指定について」の協力を求め、同月15日には、文化庁より史跡指定の通知を得たのである。

このようにして、一たんは挫折し、破壊に直面することになった近江国衙跡も、再度、関係者の熱い努力によって、史跡指定、公有化と作業が進められているのである。

また、今後、史跡地として、この近江国衙跡を湖南地区のメッカとして、いかに位置付けるべきかも論議がわいている。近い将来、一層有効な歴史教育、憩の場として活用されるよう努力したいと考えている。

（丸山竜平）

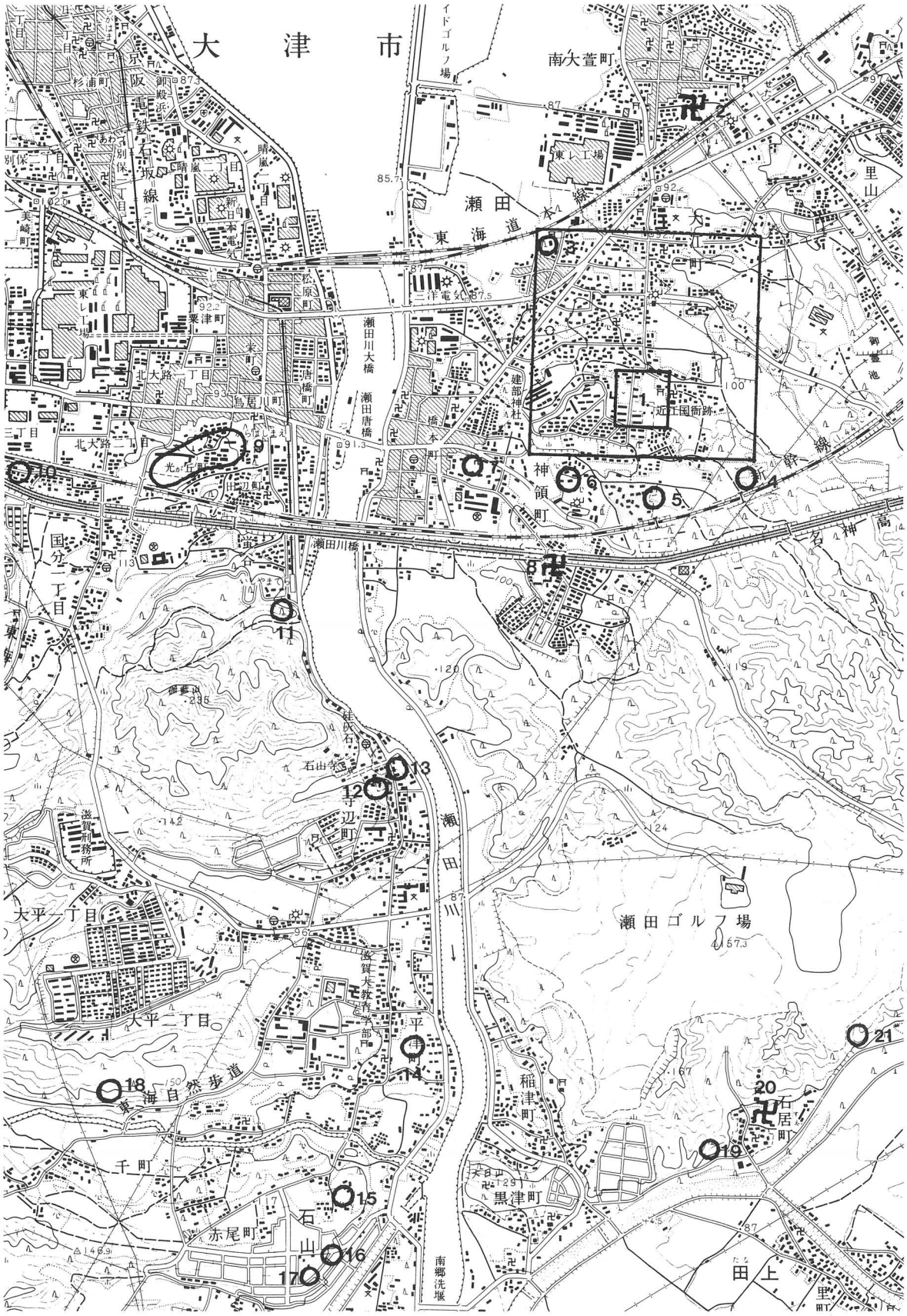

1．近江国衙跡　2．東光寺遺跡　3．若松神社古墳　4．惣山(神谷)遺跡　5．青江遺跡
6．中路遺跡　7．堂ノ上遺跡　8．瀬田廃寺　9．石山国分廃寺　10．国分大塚古墳
11．螢谷遺跡　12．一老坊遺跡　13．石山貝塚　14．平津遺跡　15．南郷古墳
16．南郷田中瓦窯　17．南郷田中古墳　18．千町古墳　19．石居瓦窯　20．石居廃寺
21．森瓦窯

国府の位置図

第１章　近江国府の位置と環境

第１節　湖南の地理的環境

近江国は殆んど近江盆地に属している。近江盆地を取りまく山々の水は琵琶湖に集まり、瀬田川となって瀬田より南下し、近江盆地の南部にある信楽盆地の水を集めた大戸川と田上で合流し、大石で90°西折して峡谷を蛇行しながら宇治に出ている。近江盆地は瀬戸内低地帯の北東部にあって、北に若狭湾、西南に大阪湾、東南に伊勢湾が湾入する本州の狭部に位置している。この盆地の東は、北から伊吹山地と鈴鹿山地が連なり、これは布引山地から紀伊山地へと続いて、わが国の東西の交通をさまたげる一大障壁となっている。そして、伊吹山地の南端伊吹山と、鈴鹿山地の北端霊仙山との間に、関ケ原の低地があり、他の鈴鹿、布引両山地を横断する多くの峠道に比べ著しく低いため、古来重要な交通路となってきた。現在でも、東西を結ぶ幹線である東海道本線や東海道新幹線、名神高速道路等は総てここを通っている。西は比良山地が花折断層によって丹波山地から分離し、花折峠より南は比叡山地に続き、逢坂山の低地から瀬田川西岸の醍醐山地となり、その南端は瀬田川峡谷によって横切られている。この逢坂山の低地もまた古来重要な交通路として利用され、特に都が京都に遷されてからは、東国への重要な交通路となり、東海、東山、北陸の東への三道がすべてこの峠を越えて、湖南の地で三方に分かれることとなった。北には比較的低く、南北に走る幾つかの断層をもつ野坂山地で若狭との境を作り、南は笠置山地の北端が信楽盆地や、田上、大石の山々を造っている。

瀬田を中心とする湖南の地は、近江一国に就いて言えば、その水が総て集まる処、即ち扇の要の地に当たる。また、わが国の交通路上よりすれば、瀬戸内海――大阪平野――京都盆地――近江盆地――濃尾平野又は若狭湾と結ばれる交通上の、近江盆地の西の入口を押える要衝である。そして前述の如く、平安遷都後はその隣接地域としてさらにその重要性を加えることとなったのである。

さらに湖南の地理的環境に就いて詳述すれば次の如くである。洛北高野川と湖西安曇川の両峡谷を花折峠で結ぶ所謂花折断層の安曇川によって丹波山地より分離した比良山地は、最高峰武奈ケ岳の1214mをはじめとする比較的高峻な山々が連なり、急崖で湖西にせまり、山麓に多くの扇状地を造っている。その大部分は比良花崗岩とよばれる花崗岩からなり、一部に古生層がある。この比良山地は花折峠により比叡山地に連なる。これは前述の高野川峡谷によって丹波山地に境し、中央部に東西５km、南北７kmの花崗岩株がある。その南と北には古生層が存し、その境には変成岩ホルンヘルスが見られる。その東縁には、北半に嘗て旧象化石を出した滋賀丘陵とよばれる古琵琶湖層の丘陵があり、南半は小さな扇状地が連なり湖岸の小沖積平地に臨んでいる。この花崗岩体中に、それより堅い花崗斑岩や石英玢岩の脈が走り、これが千石岩や宇佐山、壺笠山、八王子山、衣掛岩等となり、歴史や伝説に名を残している。逢坂山以南では古生層の山地が連なり、名刹石山寺のある伽藍山も古生層からなっている。ここにもホルンヘルス化した頁岩、砂岩が多い。この地方の打製石器の原石は二上山あたりのサヌカイトを使用しているが、大量に使用する石鏃の一部には、これら湖南のホルンヘルスを使用している点に注目したい。[(1)] 南郷から瀬田川が西折するあたりには立木花崗岩と称せられる花崗岩の露出がある。瀬田川を越えると、瀬田と田上を分ける瀬田丘陵が、砂礫を多く含んだ古琵琶湖層からなり、その南には、田上、信楽の山地がある。この山地は花崗岩と古生層よりなっている。この花崗岩地帯から流れる河川が、草津川などの天井川をなしているのは有名である。瀬田から草津市の湖岸地帯の沖積平地は、最大の湖岸三角洲で

ある野洲川三角洲平野に続いている。これらの沖積平地や古琵琶湖層の洪積台地に文化が起こり、周辺の山嶽は、三上山や八王子山等に見られるような神体山として、或は、比叡、比良の山々や、金勝、阿星、飯道等の山々を中心とした山岳仏教の聖地として、人々の精神的なよりどころとなったのである。[2]

註

(1) 宇野光一氏の示教による。

(2) この節に就いては、「琵琶湖国定公園学術調査団　琵琶湖国定公園学術調査報告書」「滋賀県　三上、田上、信楽学術調査報告書」によるところが多い。

第2節　縄文・弥生時代遺跡の分布

近江盆地に於ける縄文時代の遺跡に就いてはまだ充分知られていない地域も多く、現在までにわかっている遺跡の分布はかなり片よったものになっている。そのうち、湖南地方は比較的明らかにされている地域である。

まず、縄文草創期のものとしての有舌尖頭器などに就いては余り遺跡が知られていないが、その中で僅かに瀬田地方と蒲生地方に於てのみ遺物の単独出土が報ぜられている。これらの遺物はすべて採集品であって、それを含む遺跡の調査は全然行なわれていない。この石器類の出土地は次のとおりである。

1．大津市瀬田川底　有舌尖頭器、栗太郡志所載、遺物は現在不明

2．大津市田上里町田上山大谷河原　有舌尖頭器、田上鉱物博物館所蔵

3．蒲生郡竜王町山面字高塚　有舌尖頭器2個、京都大学考古学陳列室蔵

4．蒲生郡日野町西大路薬王寺山　有舌尖頭器

5．甲賀郡土山町　有舌尖頭器2個、発見者により県教委に報告されている。

6．大津市田上里町田上山大谷河原　ナイフ形石器、田上鉱物博物館蔵

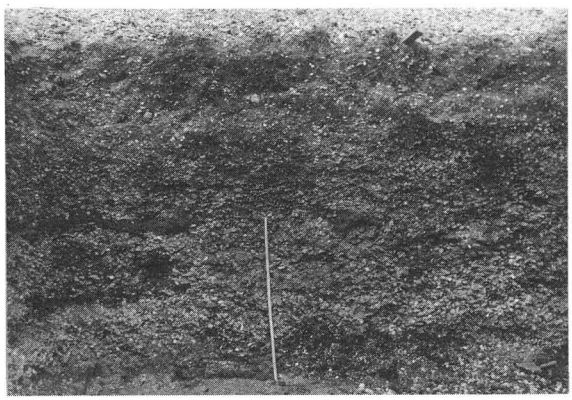

挿図1　石山貝塚貝層

7．近江八幡市宮ノ浜湖底　木葉形尖頭器

これらの石器は1、2及び3の1個、4、6がサヌカイト製で、3の1個、5、7はチャート製である。[1] これだけの単独出土品をもとにして、その時代を論ずることはさし控えなければならないが、ただ瀬田付近に於てこれらの出土品の見られることは、次の石山貝塚等に続くものとして注意すべきことであろう。

この地方に於て、比較的に文化の様相が明らかになるのは、石山貝塚によって示される時期からである。石山貝塚は周知の如く石山寺の門前に存在する縄文時代早期の貝塚で、内陸湖辺の貝塚としては屈指の規模をもっている。現存する貝層は東西約10m、南北約40mで、もとはさらに大きかったものと思われる。貝層の深さも、最も深い処では2mに及んでいる。貝層下黒土層の上部からは押型文土器を出し、その上の混土貝層に茅山式土器、純貝層は数層に分かれて、下層から粕畑式、上ノ山式、入海Ⅰ式、入海Ⅱ式、石山式の土器が出土する。なお、土器の破片を加工した土錘がある。石器には、磨製石斧、磨石、石匙、石鏃、石錐、刃器、石錘等があり、打製石器の多くはサヌカイト製で、水晶製やチャート製等が稀に混じている。骨角器も多く、各種尖頭器のほか、鹿角斧や骨針、彫刻を施した装身具、牙製勾玉等が出土している。また海産の貝を加工した貝輪や頸飾も見出される。特に海産貝類の加工は注目すべきことである。住居趾は発見されていないが、貝層中に礫を不正円形に並べた炉跡が数多く見られ、また、貝層の一部が焼けて固まったものもあり、火の使用が貝層上でなされたことを示している。食料残滓としての自然遺物は貝類のほか、獣類のものとしては猪、鹿を主としており、魚骨も多い。なお、

屈葬人骨が数体発見されている。[2] この石山貝塚の最下層から出土する尖底押型文土器は国鉄湖西線建設に伴なう西大津駅建設予定地域の調査でも発見され、縄文早期に於けるこの付近の開発を物語っている。

石山貝塚に続いて、その北方の蛍谷貝塚や粟津湖底貝塚がある。蛍谷貝塚では石山式土器以降の前期の遺物が発見され、粟津湖底貝塚は中期の遺物で、瀬戸内地方の船元式に類似した粟津式土器を出す遺跡である。この粟津湖底貝塚は湖中に水没しているため、採集的な方法でしか遺跡を確かめ得ないので、その詳細は不明である。

一方、前期から中期にかけての縄文時代の遺物は先年調査された湖西線関係の調査でも発見されている。即ち、現在西大津駅構内にあたる皇子が丘２丁目の遺跡がこの時期を中心とする遺跡であるが、此処には前述の如く早期の尖底押型文や晩期と思われる注口土器の小破片なども出土しており、湖辺の遺跡として漁具の石錘等の出土も見られる。

これに続いて、後期から晩期、特に晩期の滋賀里式土器を中心とする滋賀里遺跡がある。この遺跡は、昭和23年の京都大学の調査により明らかになった遺跡であるが、[3] 今回の湖西線建設に伴なう大津京関係遺跡の調査の結果、貝塚や共同墓地等の遺跡が発見され、それに伴なって多数かつ多種多様の出土品が発掘調査された。特に墓壙や甕棺墓は総数に於て100を越え、中に遺骸を残すものも多い。土器や各種の石器類はもちろんのこと、従来知られなかった木製品や漆塗製品等の遺物も多く、その点においても留意すべき遺跡である。なおこの調査では、中津式を中心として後期の遺物も検出しており、このあたりに後期から晩期にかけて相当大規模な集落のあったことが考えられる。それ以前では、早期、中期の土器が数点発見されただけである。これらの詳細については調査報告書が公刊されているのでそれに譲り、ここでは極く簡略な言及にとどめておく。[4]

湖辺にある以上の遺跡における生活は、当然水との関連を持ち、貝塚の存在はそのあらわれであるが、また、石錘や櫂も出土して、近江八幡市水茎干拓地遺跡で発見されたような丸木舟が、これらの遺跡でも使用されていたことは想像に難くないのである。

以上のほか、瀬田南大萱善念寺境内に貝塚があり石棒の出土が伝えられているが、残念ながら現在遺物は不明で、遺跡の性質も明らかでない。南方田上平地には、森添遺跡があり、採集された土器から縄文時代終末期の遺跡と考えられる。また、大津市北部の滋賀丘陵地帯では、真野小学校敷地で縄文式土器が出土し、仰木で石錘の存在が報ぜられている。そのほか、前述の滋賀里遺跡付近の山麓地帯で、北は坂本から南は錦織にかけて点々と縄文式土器や、それに伴なうと思われる石器が発見されているが、それらについては、滋賀丘陵のもの同様その遺跡の性格を明らかにするまでには至っていない。なお、最近の野洲・守山方面の調査でも、この時期に属すると思われる遺物が少量ではあるが出土しているようである。

弥生時代になるとこの地の開発はさらに進み、湖東の大中の湖南遺跡で示されたような古代農村が、湖南に於ても各地に作られたものと思われる。現在その大要を知ることのできるものは、志賀小学校敷地の南滋賀遺跡と、湖西線関係の調査で明らかになった滋賀里の遺跡である。南滋賀遺跡は方形周溝墓を主とした弥生時代の墓地遺跡で、昭和33年に調査され、北九州の甕棺墓等に対するこの地方の墓制を明らかにしたのである。[5] この地付近は、早く昭和５年の大津京関係調査で弥生式土器を多く出すことが明らかになったが、[6] 遺跡の性質が明らかにされたのは、これが初めてである。その後、その北方の史跡指定地内の現状変更に伴なう調査で、住居跡がこの付近にあるのではないかと推測されるに至っている。滋賀里の弥生遺跡は、さきの昭和23年の縄文遺跡の調査の際、弥生式土器の散布が認められて、此処に弥生時代の遺跡のあることが推測されていた。今回の調査で、周溝墓が発見されたが、何分線的な調査であったため充分とは言えない点がある。これも前述の如くその詳細は湖西線関係の調査報告書にゆずることとする。[7] そのほか、草津市の湖岸旧常盤村一帯からも、これまでに弥生式土器や石包丁などが発見されていて、此処にも弥生時代の遺跡のあることが推測されるのである。また、守山市では近年服部遺跡が発見されたが、これは調査が続行中のものであり、遺構や遺物についてはその調査研究をまって明らかにしなければならない。なお、瀬田の南、田

上太子町に於て弥生時代終末期の遺跡が発見されているが、これは大戸川付け替え工事に伴ない発見されたもので、ただその存在を知り得たに過ぎなかった。[8] しかし、これに依り田上平地の開発を知る一つの手掛りは得られるものと思われる。

次に、銅鐸は野洲町小篠原の24個出土のほか、竜王町山面、守山市新庄、草津市志那、大津市石山寺辺等からも出土しており、文献によれば、崇福寺建立に際し滋賀里山中から出土したと伝えられ、石山寺縁起絵巻の中にも宝鐸出土を述べている。このように銅鐸に関しては重要な地域であると言うべきであろう。草津市志那出土の銅鐸は、同地北方の湖中より採砂中に発見されたもので、高さ12.6cmという極めて小型の袈裟襷文銅鐸である。新庄出土の銅鐸は同笵鐸が計５個ある鐸として有名な、絵画をもつ高さ43cmの流水文銅鐸である。山面の銅鐸は30.5cmと21.5cmの大小２個の袈裟襷文銅鐸である。石山寺辺町出土の銅鐸は現在重要文化財に指定されており、高さ90.9cmの鈕や身の鰭にりっぱな飾耳をもつ袈裟襷文銅鐸である。さらに小篠原の24個は、そのうち14個が明治14年に出土し、その中には、現在東京国立博物館にある高さ134.5cmの我国最大の銅鐸を含んでおり、他の10個は、昭和37年に出土し、そのうちの一鐸は流水文銅鐸である。昭和37年の10個のうち、流水文の１個を除く９個は３個ずつ入れ子になって埋蔵されていたようである。此処では、これらの銅鐸に就いての詳述は避け、このように多くの銅鐸が出土したことに就いて一言しておこう。銅鐸は大体弥生時代の中期以後のもので、それが共同体の祭祀、とくに農耕に関する祭祀と密接に結びつくものであろうとの推測は、一般的に行なわれている。また、銅鐸が鳴らす楽器から飾る銅器に変化したことも、その形態の変化が物語るところである。しかし、より具体的な意義はいまだに不明であるが、この地方にこの様に大量に発見されることは、弥生時代後半に於けるこの地の発展を物語る重要な資料であることは確かであろう。

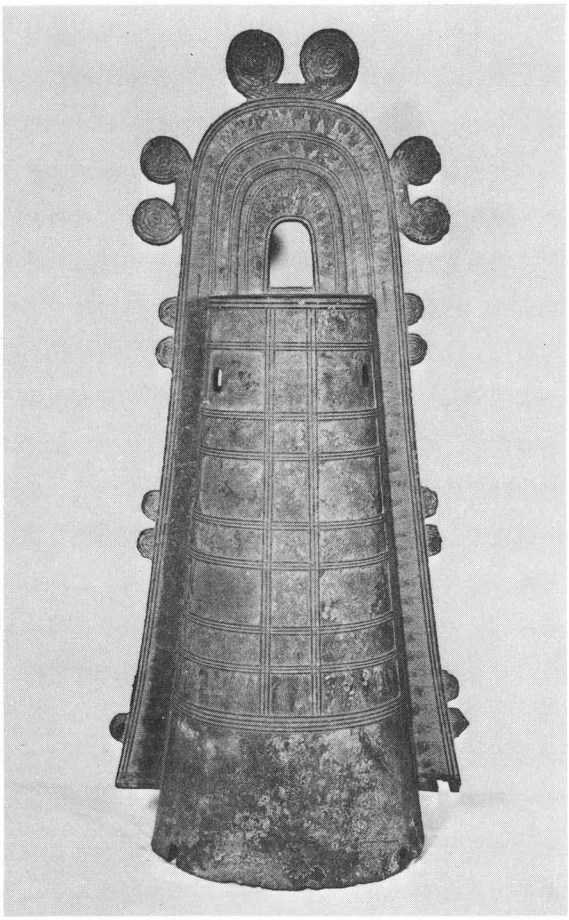

挿図２　銅鐸（石山寺蔵）

なお磨製石剣について一言したい。この付近の磨製石剣は、滋賀に於て２本（近江神宮所蔵）、膳所地先の湖底より２本（うち１本は残念ながら焼失した）、瀬田三大寺山で１本（建部神社所蔵）、草津市志那中町で１本（惣社神社所蔵）が発見されている。これらはすべて鉄剣式のものである。[9] これが金属利器を模したもので、金属が充分行きわたらなかった地域の所産であることはすでに述べられているところであるが、この磨製石剣の分布にも当時のこの地方の文化の一端が示されるものとして注目したい。

琵琶湖沿岸の弥生式文化は、大体前期の後半からはじまると考えられ、伊勢湾地方と密接に結びつくことが唱えられてきた。しかし、最近では各地での調査がすすみ、湖北地方をはじめ、湖南地方でも上記のほか、大津市志賀方面や野洲町での遺物の発見があり、これらの遺物が検討された結果、より古いものの発見例が加えられ、新しい視野にたってこの時期の文化を考えねばならなくなってきた。

註

(1)　四手井晴子　滋賀県の有舌尖頭器他　古代文化22―3

なお、この期のことに就いては同氏の示教を得たことを記しておく。

(2) 坪井清足、丹信実外　石山貝塚、平安学園考古学クラブ編

(3) 坪井清足　滋賀県大津市滋賀里遺跡　日本考古学年報1

(4) 田辺昭三編　湖西線関係遺跡調査報告書　滋賀県教育委員会

(5) 田辺昭三　大津市南滋賀遺跡調査概報　大津市教育委員会

(6) 肥後和男　大津京趾の研究補遺　滋賀県史蹟調査報告第3冊

(7) (4)に同じ

(8) 西田弘 大津市太子町遺跡 滋賀文化財研究所月報6

(9) 黒崎直、西田弘　滋賀県下発見磨製石剣資料1、3、5、6、7、8　滋賀文化財研究所月報

第3節　古墳時代遺跡の分布

弥生時代に成立したと思われるこの地の支配体制は、古墳時代に入って各地に前方後円墳を中心とする前・中期の古墳の分布を見るとともに、古代氏族が文献にその名を示すようになる。琵琶湖西岸の旧滋賀郡では先年発見された皇子山古墳が最も古く、北には曼荼羅山上の大塚山、数年前明かになった衣川の西羅古墳、下阪本の木ノ岡古墳群、滋賀里の赤塚古墳、膳所の茶臼山古墳群等がある。琵琶湖東岸では、野洲川デルタに君臨する小篠原、辻町、富波等の古墳群を中心として、野洲川をへだててこれと向かい合う栗東町安養寺古墳群、野洲川を遡った石部町宮の森古墳や水口町罐子塚古墳群がある。そして、湖岸よりには守山市立入や栗東町出庭の古墳から草津市の山田、南笠の古墳群に連なり、その先端は瀬田南大萱の織部古墳となる。一方、安養寺古墳群から金勝川を越えて北谷古墳群、さらに草津川を越えて追分古墳等が山沿いに並んでいる。これらの古墳群のすべてが調査されているのではないが、以下にその大要を述べることとする。

挿図3　皇子山古墳葺石検出状況

まず、琵琶湖西岸では皇子山古墳[1]と大塚山古墳[2]に就いてはその概要が報告されている。皇子山古墳は、昭和45年11月末より翌年にかけて調査が行なわれた。その結果、丘頂東部の琵琶湖に臨む部分に、南北を軸とする、即ち湖岸に平行した葺石をもつ前方後方墳が発見された。後方部は一辺約35mの正方形、前方部は長さ25m、前端はやや開いて28mの不正長方形をなしている。この古墳は報告書のまとめで述べているように、県下においてはもとより、全国的にみても類例まれな前方後方墳で、主体内部の調査は行なっていないが、伴出の土師器より見て、その時期は4世紀の後半に位置する近江で最古期の古墳と考えられる。そして、墳形が前方後方という特異さだけでなく、東側の平地にのぞむ部分は丁寧に造られ、西側の裏側に当る部分は手を抜いたような形になっている。即ち葺石の整備等により平地より望見できる側面を強調した古墳であることが判明している。主体部は前述の如く未調査であるが、後方部には南北10m東西7mの掘方が検出され、その中に重複した4棺の存在が確かめられた。前方部には、長軸に平行した幅1.2m長さ7.7mの粘土槨が幅2.5m長さ9.5mの掘方の中に造られていることが明らかとなっている。さらに47年の2号墳の調査で、これは古墳最初期の円墳と考えられることが判明し、この丘陵の古墳群が湖西南半の古墳群の中で占める位置の重要さが確認されたのである。

次に、北方大津市真野と志賀町小野の境に連なる曼荼羅山頂にある大塚山古墳は、早くより小野氏の古墳として知られ、明治40年に小野の人によって青蓋盤龍鏡や異形勾玉、管玉、銅鏃、鉄斧頭、刀剣や

甲冑の残欠等の副葬品が発掘されている。鏡や勾玉はその後京都博物館に保管されていたが、後に東京の小野氏の手に渡ったようで、その後行方がわからなくなっているのは残念である。古墳は先年県教育委員会によって精密な実測が行なわれ、その復原形が考えられた。それによると、全長72m、後円部の径約50m、前方部は先端がややひらき約30mの前方後円墳で、高さは後円部で約８m、前方部が約５mあることが判明した。主体等は梅原博士の報告によれば、粘土槨形式で、葺石は存在したが円筒埴輪はなかったようである。

近年県教育委員会が行なった遺跡の分布調査の結果、曼荼羅山や滋賀丘陵は古墳地帯で、春日山には前方後円墳が一基とそれに続く古墳のあることが明らかになったが、その存在が知られただけで詳細は不明である。また、堅田衣川町で、宅地造成により帆立貝式の古墳が発見され、保存されることになった。それより南方、木の岡丘陵には陵墓伝承地として宮内庁管轄の帆立貝式前方後円墳である木の岡陵を始め、付近に二三の前方後円墳や円墳がある。これも内部構造や出土遺物は全然不明である。滋賀里の赤塚古墳は現在は円墳の様であるが、地籍図等から見て、或は東面する前方後円墳であったのかもしれない。これは墳頂の小祠を明治26年に改築するため一部を掘ったことがあるようで、その際の伝承により、竪穴式石室墳で内部に朱を塗っていたことが推測される。膳所の茶臼山古墳は、その西南の小茶臼山古墳とともに国の史跡に指定されているもので、現在は、後円部や前方部の頂上に新しい祭祀構造が設けられている全長120mに及ぶ前方後円墳である。この古墳は古くから或いは弘文天皇の御陵とし、或いは日子坐王の陵墓とするなど種々の説がなされてきた。このような弘文天皇等の伝承はあるが、以上の湖西の古墳は、大塚山古墳が小野氏のものと考えられるように、総て小野氏やその支流真野氏、或いはその一族とみられる近淡海国造等、当地の古代有力者の奥津城であったのだろうと思われる。

琵琶湖東岸では小篠原を中心とする古墳群が野洲川デルタを望見するような形で造られている。このうち、大岩山、[3] 天王山、[4] 富波、[5] の古墳に就いては、梅原博士の報告があり、円山と甲山の二古墳は国の史跡に指定されている。そのほか、辻町の平地に一円墳があり、越前塚等が丘陵の先端にある。国指定の二古墳は共に円墳で、横穴式石室に刳抜家形石棺を納めているが、副葬品については不明である。大岩山、天王山、富波の諸墳はすべて学術的な発掘調査が行なわれたのでないため詳細は不明であるが、粘土槨で副葬品に鏡が伝えられている。即ち、大岩山古墳では獣縁文尚方盤龍四神鏡、三角縁盤龍畫象帯鏡、三角縁陳氏作神獣鏡、三角縁日月天王神獣鏡の四面が、天王山古墳では平縁変形神獣鏡、三角縁三神三獣獣帯鏡が、富波古墳では陳氏作四神二獣鏡、王氏作四神四獣鏡、三角縁三神五獣鏡の三面がある。これらの古墳は近淡海安国造らの墳墓と見るべきであろう。

この古墳群と野洲川を挟んで存在するのが栗東町安養寺を中心とする古墳群である。川辺の下味古墳、安養寺の新開、山之上、毛刈、大塚越、椿山等の古墳、小野の佐世川古墳、さらに六地蔵の古墳等である。これらの古墳の大部分は名神高速道路の建設で調査されたもので、[6] 種々の出土品を出し、特に新開１号墳は多数の出土品を出している。

この野洲川両岸の主要古墳群の主たちによる開発は、一方には野洲川を遡って甲賀郡に進み、その中心となった人の古墳と思われるのが、石部町宮の森古墳や、水口町罐子塚古墳群である。これらの古墳の出土品はあまりはっきりしていない。また、栗太郡の中心的氏族と考えられる小槻山君の古墳と思われるのは、旧志津村の北谷古墳群や、[7] 追分古墳であろう。北谷１号墳や11号墳も追分古墳も粘土槨の主体部をもつ古墳で、追分古墳では大正15年に鏡や刀剣、刀子、鉄鏃、銅鏃等が発掘されている。草津市の湖岸地方では、旧山田村や旧老上村に粘土槨と思われる円墳や前方後円墳の分布がある。特に旧老上村南笠の治田神社の近くにある前方後円墳群は、現在２基を残すだけであるが、過去には22墳が２墳ずつ対をなしていたという。[8] その真偽は明らかでないが、あたりの水田中に残る畑地に、この古墳と殆んど同じ規模の前方後円墳が嘗てはあったと思われるものもあり、ある程度この説は信じてよいのではなかろうか。これが誰の古墳かは二説あり、一は治田連のものといい、一は笠氏のものという。この決定

をすることは現在では不可能であるが、この地の古代氏族を考えるうえの一つの資料となり得るものである。

瀬田には織部古墳がかって存在したようである。これは四神四獣鏡を出した粘土槨を主体とする古墳である。明治45年、土砂採集中に遺物を出しており、これに就いては梅原博士の報告がある。[9] この古墳では鏡の外に刀剣や斧頭を出している。

古墳時代後期の横穴式石室をもつ群集墳を造る時代になると、湖南の古墳群は非常に多く、各地に群集墳を見るのである。これらの一々に就いて述べることは、この報告の目的ではないので、瀬田を中心とする湖南の歴史的環境を知る一助として、その概要を述べるにとどめたい。

湖西や瀬田川西岸では、北から言って、まず曼荼羅山上やその両山麓の群集墳、[10] 眞野川を越えてこれと相対する春日山、天神山の古墳群がある。これらの群集墳は、恐らく大塚山古墳の主の後裔やその一族たちの墳墓であろう。苗鹿の古墳群を経て、坂本以南では、日吉社境内、裳立山、野添、[11] 飼込、大谷、大通寺裏山、熊ケ谷、蟻の内、百穴、福王子、[11] 宇佐山、皇子山等の諸古墳群に続く。真野氏に関する新撰姓氏録の説明が、和迩系氏族と半島王族の混血としていることに暗示されるように、これらの古墳群の主には渡来系氏族が多く含まれていたようで、それはその玄室底面が方形に近く、側壁が持送りの大きい穹窿形であること、副葬品の中に所謂かまど形土器のあることなどがこれを証明するものとされている。[11] このような古墳群は少し途切れて園山や国分の古墳群となり、[12] 南郷の古墳群に連なる。

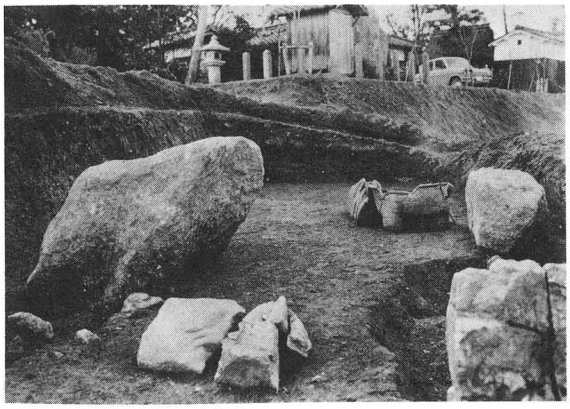

挿図4　瀬田大江若松神社境内古墳陶棺出土状況

一方、琵琶湖東岸では、まず野洲町の旧三上村や小篠原、辻町等の群集墳が、前述の野洲の中心的古墳群の後をつぐものとなる。野洲川を遡った開拓の手は、菩提寺を始め旧岩根村の古墳群や旧三雲村の狐栗をはじめとする古墳群から、[13] 野洲川の支流杣川南岸の宇川、岩坂、高山等の古墳群となり、その東端は波涛ケ平古墳群等となる。また、旧栗太郡では栗東町の安養寺から兩小槻社境内や北谷等の古墳群となり、さらに西に伸びて、今は殆んど姿を消した笠山の古墳群となる。さらに、田上平野にも群集墳が作られ、羽栗の地名から羽栗氏との関連なども考えられている。また、田上の古墳群は栗東町の旧金勝村の古墳群と共に、豊富な石棺を持つことで注目すべきものである。[14]

最後に、瀬田の後期古墳について一言しよう。ここで注目すべきは若松社境内の古墳から出土した陶棺の存在である。この陶棺や、その出土地名が大江であることから、土師氏即ち後の大枝氏との関連が考えられている。[15] なお、瀬田には南大萱十禅師社跡や横尾山にも横穴式石室が存在する。

以上湖南の古墳の分布について見てきたのであるが、これに関連して古代文献からの考察も必要と思われるので、次にこのことに触れることとする。

註

(1)　丸山竜平　大津市皇子山古墳調査概要　滋賀県文化財調査概要第７集
　林紀昭、山崎秀二　皇子山古墳群　大津市文化財調査報告書(2)

(2)　梅原末治　近江和迩村の古墳墓、特に大塚山古墳に就いて　人類学雑誌37－８
　梅原末治　近江和迩大塚山古墳　日本古文化研究所報告第４

(3)　梅原末治　近江国野洲郡小篠原大岩山の一古墳調査報告　考古学雑誌12－１

(4)　梅原末治　栗太・野洲両郡に於ける二三の古式墳墓の調査報告　考古学雑誌12－３

(5)　梅原末治　同上　考古学雑誌12－２
　丸山竜平、古川与志継、山口辰一　野洲郡野洲町富波遺跡調査報告 滋賀県文化財調査年報 昭和48年度

(6)　鈴木博司、近江昌司、西田弘　栗東町安養寺古墳群調査報告　滋賀県史蹟調査報告第12冊に名神高速道路関係のものは報告されている。

(7)　西田弘　草津市山寺町北谷古墳群発掘調査概報　滋賀県教育委員会

(8)　西田弘　草津市花摘寺跡、南笠古墳群調査報告

(9) 梅原末治　栗太・野洲両郡に於ける二三の古式墳墓の調査報告　考古学雑誌12－3
(10) 柴田実　小野神社と唐臼山古墳　滋賀県史蹟調査報告第8冊にその一部の報告がある。
(11) 滋賀県文化財調査報告第4冊
(12) 柴田実　膳所園山古墳　滋賀県史蹟調査報告第8冊　丸山竜平、三田村治夫　大津市石山国分大塚古墳調査報告　滋賀県文化財年報昭和48年度
(13) 水野正好、山沢義貴、黒崎直、中井真夫　甲賀郡甲西町狐栗古墳群調査概要　滋賀県文化財調査概要第6集
(14) 丸山竜平　近江石部の基礎的研究　立命館文学
(15) 水野正好、丸山竜平　若松神社境内古墳調査報告　滋賀県文化財調査年報昭和49年度

第4節　文献上より見た古代の近江と瀬田川

わが国の古代王朝の中に幾つかの断絶点のあることがいろいろ論議されて来たが、その断絶点は、開化・崇神間、仲哀・応神間、武烈・継体間にあり、清寧・顕宗間に一つの小断絶がある。そして、そのような断絶の前後には必ず近江が現われ、中でも、応神天皇と継体天皇の即位は近江と密接な関係が生じる。以下、これらの問題に触れながら、このような伝承を通して古代近江の位置を考えることとする。

まず、開化天皇記において、その皇子日子坐王の王統が詳細に述べられていることに注目したい。開化天皇が、それ以前の天皇と異なり、奈良盆地の北東春日の伊邪河宮におられたことは、その皇子日子坐王が山城、丹波、近江等と結ばれることの伏線となるのであろう。この日子坐王と近江との関係に就いては三点を挙げることができる。第一は、近江の雄族近淡海安直即ち安国造がその先をこの王に求めていることである。このことはさらに後述の日本武尊との結びつきとなって物語を発展させる。第二は、応神王朝を作る息長帯比売命の系譜がこの王と結びつけられることである。第三は、湖東の広大な扇状地の開発と密接な関連をもつ依智秦公との関係を思わせる近淡海の蚊野の別の祖となることである。そして、第一の近淡海安直が息長水依比売を通じて「息長」につながり、第二の息長帯比売命と共に「息長」が大きく浮び出るのである。第二の点は前述の如く、次の応神王朝成立の伏線として特に注意しなければならない。

応神朝成立の前に日本武尊の物語と近淡海志賀高穴穂宮が語られる。また、応神天皇の即位をはばむ香坂・忍熊両王の反乱が、瀬田の済でその終末を告げる。しかも、その応神方の将として和迩臣の祖、難波根子建振熊命が将軍となっている。この和迩臣が近江と密接に結びつくことは、孝昭天皇の伝に於ける皇子天押帯日子命を祖とする諸氏族の中に小野氏や近淡海国造等が含まれていることで明らかである。日本武尊は、その英雄伝説の中では伊吹を征して失敗し、それより引き返して近江へは美濃境から僅かに坂田郡に足を踏み入れただけであるが、系譜伝承では湖東と深くつながり、近淡海安国造家の布多遲比売との間に稲依別王を生み、これが犬上君、建部君の祖となる。また、その王子の中に息長田別王の名を残し、その子孫に息長眞若中比売や近江の柴野入杵などの名が見られる。そして、この系譜は香坂、忍熊両王につながっている。もちろん、これは尊の皇子が尊の曽孫と結婚し、さらにその孫と尊の父景行天皇が結婚するというような大きな矛盾をもっており、応神天皇と息長眞若中比売との結婚に関連する錯簡と思われるものがあるが、ここではその詳細を述べることはやめて、ただ日本武尊の伝承が近江と重要な関係にあることを指摘するにとどめたい。このことは近江一の宮として近江国府に隣接して奉祀された建部神社とも関連するものとして後に再び触れることとする。また、近淡海志賀高穴穂宮は現在の大津市の穴太に比定されている。これは一の伝説ではあるが、瀬田や大津宮に近い穴太の名があることも興味深い。応神天皇の母が息長帯比売命であることは周知のことであるが、応神天皇と息長眞若中比売との間に若沼毛二俣王があり、これが後の継体天皇の祖となることも注目しなければならない。この継体天皇は越前三国の出身とされるが、もともと近江の三尾と深い関係があり、その妃にも、三尾君や息長眞手王、坂田大俣王の女があり、さらに尾張連とも関係がある。これより先、応神王統の中で一度皇統断絶の危機があるが、その原因は市辺

押歯王が淡海久多綿蚊屋野で難に会うことから発している。

以上に述べたことは、古代のわが国の歴史を動かす大きな力が近江にあることを示しているのではなかろうか。即ち、大和、河内の背後に山城、播磨があり、さらに山城の背後には丹波と近江があった。近江は北陸、東海の勢力がここに集まり、出雲から伸びる丹波の勢力と結びついて、山城を経て大和・河内に通じていた。一方、瀬戸内の吉備を中心とした勢力は播磨を通して河内・大和に通じていたと考えられるのである。このように、古代史の背後にあって、これを動かす力が近江にあったのは、やはり近江のもつ生産力のほか、東海・北陸を背後に持ったその地理的な位置が大きいと思われる。このような近江の力が、後に近江が大国として取扱われた理由でもある。

この地理的な位置は、先に瀬田の地勢で述べた如く、琵琶湖から大阪湾に通じる淀川水系が重要な要素となり、さらに淀でこれに合流する木津川のもつ役割も大きい。この水系がわが古代史上重要な交通路であったことは、前述の忍熊王の敗戦や、[1]応神天皇記の矢河枝比売命との婚姻の段にも現われている。[2]さらに、継体天皇紀の近江毛野の妻の歌にもみられる。[3]さらに時代は降るが、万葉集の中からも具体的にこれら湖南の交通上の位置をはっきり歌った歌を挙げることができる。巻一の藤原宮の役民の作れる歌や、[4]巻十三雑歌の中の歌は、[5]大和と近江との交通上の経路を端的に歌ったものとすべきであろう。

このような淀川水系の古代史上に於ける位置は、継体天皇が三国から出て大和に入るまでの約20年間、この水系に沿って都を遷されていたことや、天津日子根命の伝承にもはっきりと見ることができる。即ち、大伴金村らに迎えられた継体天皇は、最初淀川沿いの樟葉宮に至り、ついで山背の筒城に都を遷し、さらに弟国に遷り、20年秋9月にはじめて大和の磐余玉穂宮に入っている。書紀によれば、三国を出てから約20年間淀川水系に沿って動いていたのである。また、天津日子根命は、古事記によれば凡川内国造、茨木国造、山代国造、蒲生稲寸等の祖とされている。即ち、河内、山城の主の祖と考えられる天津日子根尊が近江に於ても重要な信仰を得ているのである。これも淀川水系を通して、河内、山城と近江が結ばれる一つの姿ではなかろうか。

さて、それでは瀬田を中心とした湖南の豪族にはどのような人々が考えられるだろうか。まず注目すべきは近淡海国造と近淡海安国造である。近淡海国造が和迩系氏族の一であることは、古事記孝昭記の天押帯日子命の項で明らかであり、その中には、旧滋賀郡の和迩、真野両川の流域を中心に力をもった小野氏が含まれている。恐らく旧滋賀郡には、この小野氏やその支流である真野氏を中心とし、これらの人々が誘致した大友、錦織、穴太その他の渡来系氏族が居たものと思われる。これは先の古墳の分布からしても明らかなことである。しかも、この大友氏の一部には、志何郡計帳でも明らかなごとく、大友但波史なる複姓氏族があり、山陰との結びつきも考えられるのである。このことは、日本海沿岸に顕著な有樋石剣が高島郡でも発見されているところから、早く弥生時代から彼我の交通が考えられるのである。一方、野洲川デルタを中心に近淡海安国造が勢力をもっていたことも明らかであり、この安国造家の祖日子坐王を同じく祖とする治田連が、旧栗太郡の一雄族であったとも考えられている。

ところが、この二つの国造族の間に挟まれた栗太郡や瀬田付近にはどのような氏族が居たのであろうか。前述の治田連も一応考えられ、南笠の治田神社の近くの前方後円墳群をその墳墓と考える説もある。さらに、後の栗太郡の大領を小槻山君と見るとき、草津市（旧志津村）山寺の北谷古墳群や両小槻社の境内古墳群を小槻山君の墳墓と考えることも可能である。さらに瀬田大江町若松神社境内の古墳出土の陶棺やこのあたりの窯跡群の存在から土師氏即ち後の大枝氏を考え、また、草津市湖岸地方の南笠、下笠、上笠等の地名と結び付けて、このあたりに笠氏の存在を推定する説もある。そして、この地では人人の勢力がかなり入り乱れていたらしいことも考えられるのである。このことは、前述の正倉院文書の中の志何郡計帳に三上部の名があり、野洲に大友民曰佐が居り、小槻山君が後に京都に出て官務家として活躍するに及び、その所領が栗太郡に無く、滋賀郡の雄琴、苗鹿にあることなどでも明らかである。従って古墳時代を中心とした瀬田の主、即ち織部古

墳の主を誰とするかは中々決定し難い問題である。

なお、ここに一言すべきは建部氏の存在である。建部神社の記録に依れば、最初神崎郡千草嶽に奉祀されていたのが、天武天皇の白鳳4年神勅により建部連安麿なる者が、勢多郷大野山頂に遷宮したことになっている。そして、この大野山頂を今の神社より東三町余としている。その後、孝謙天皇の天平勝宝7年に建部公伊賀麿が現在の地に遷したというのである。この建部公伊賀麿は実在の人物で、志賀団大毅であったことが続日本紀で明らかである。最初の神崎郡千草嶽を旧建部村に比定しているが、犬上君、建部君が湖東の勢力と結びつくことは諸伝承から推測されるところであるので、その建部君の一人が実在の人物で武人としての志賀団大毅にその名を残していることは、建部神社の存在とともに、このあたりに建部君の一族を考えることも可能となる。天平勝宝云々はとに角として、現社地の東三町と言えば近江国府の中になり、国府建設に際しその外郭に移転してその守護神として近江一の宮としたことも考えられるのである。

以上本節に述べた諸伝承の解釈については論ずべき問題も多いが、ここでは伝承をそのまま伝承として、国府の史的環境を考察する資料として提出した次第である。[6]

註

(1) 日本書紀巻第九

三月丙申朔庚子　武内宿彌　和珥臣の祖武振熊に命じて数萬の衆を率ゐて忍熊王を撃たしむ　爰に武内宿彌等精兵を選びて山背より出で　菟道に至りて以て河の北に屯む……武内宿彌精兵を出して追ふ　適に逢坂に遇ひて以て破る……軍衆走ぐ 狭々浪栗林に及きて多に斬りつ……忍熊王逃げて入るる所無し　……則ち共に瀬田済に沈みて死りぬ……

(2) 古事記中巻（応神記）

この蟹や何処の蟹　百伝ふ角鹿の蟹、横去らふ何処に到る　伊知遅島美島に著き　鳥鳥の酒き息づき　しなだゆう佐々那美路を　すくすくと我が行ませばや　木幡の道に遇はしし嬢子……

(3) 日本書紀巻第十七

ひらかたゆ　ふえふきのぼる　あふみのや　けなのわくごい　ふえふきのぼる。

(4) 万葉集巻一

やすみしし　吾大王　高照す　日の皇子　あらたへの藤原が上に　食国を　見し給はむと　都宮は　高知らさむと　神ながら　思ほすなべに　天地も　依りてあれこそ　磐走る　淡海の国の　衣手の　田上山の　真木さく　檜の嬬手を　もののふの　八十氏川に　玉藻なす　浮べ流せれ　其を取ると　さわぐ御民も　家忘れ　身もたな知らに　鴨じもの　水に浮きゐて　吾が作る日の御門に　知らぬ国依り　巨勢道ゆ　わが国は　常世にならむ　図負へる　神亀も　新代と　いづみの河に　持越せる　眞木の嬬手を　百足らず　筏に作り　泝らむ　勤はく見れば　神ながらならし

(5) 万葉集巻十三

空みつ　大和の国　あをによし　寧山越えて　山城の管木の原　ちはやぶる　宇治の渡　瀧の屋の　阿後尼の原を　千歳に　闕くる事無く　萬歳に　在り通はむと　山科の　石田の森の　皇神に　幣帛取り向けて吾は越え往く　相坂山を

緑青よし　奈良山過ぎて　もののふの　宇治川渡り未通女等に　相坂山に　手向草　糸取り置きて　我妹子に　淡海の海の　沖つ浪　来寄す浜辺を　くれぐれと　独ぞ我が来し　妹が目を欲り

相坂をうち出て見れば淡海の海白木綿花に浪立ち渡る

大王の命恐み　見れど飽かぬ　奈良山越えて　真木積む泉の河の　速き瀬を竿さし渡り　ちはやぶる宇治の渡の　瀧つ瀬を見つつ渡りて　近江道の相坂山に　手向して吾が越えゆけば　楽浪の志賀の韓崎　幸くあらばまた還り見む　道の隈八十隈毎に　嘆きつつ吾が過ぎ往けば　いや遠に里離り来ぬ　弥高に山も越え来ぬ　劔刀鞘ゆ抜き出て　伊香胡山如何にか吾が為む　行方知らずて

(6) 近淡海国造や近淡海安国造については、国衙の成立に関し第4章に論じられている。なお、伝承は主として古事記によった。またこの節の文献については、交通路を示すもの以外は、一々引用することを避けた。

第5節　大津京と白鳳時代寺院の分布

近江国府を語るとき、それと関連して見逃すことのできないのが大津京である。大津京は周知の如く667年から672年まで僅か5年余の帝都にすぎなかった。しかし、この京は天智天皇の政治とともに古代史上重要な位置を占めている。大化のクーデターに始まり、白村江の敗戦、大津遷都、壬申の乱、そして天武天皇の政治、この一連の政治的事件により、わが国古代史の方向は確立されたと見ることができ

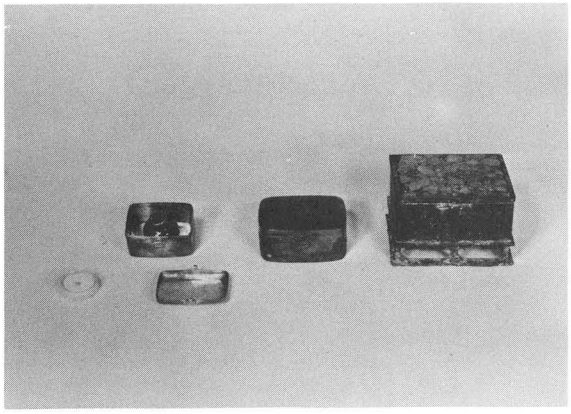

挿図５　崇福寺跡出土舎利容器

る。しかし、ここではこれらの問題を論ずるのではなく、瀬田の国府の背景として、大津京の位置を述べることとする。

大津京の位置に就いては多くの研究が行なわれてきた。しかし、いまだにその位置を明確に示すことはできないのである。まず、大きく分けて、志賀説、山上以南説、栗津説の三説があり、なお最近では穴太説も見られる。そのうち、志賀説は古来多くの先学が唱えられた説であり、これは後に述べることとする。山上以南説は足立康博士の説等に見られるのであるが、それについては、柴田実博士も疑問を述べておられるが、首肯し難い点が多い。また、栗津説は古く帝王編年録や今昔物語に栗津宮なる語があり、書紀の壬申の乱に於ける終戦処理が主として栗津で行なわれていることなどより論ぜられているのである。しかし、前記の栗津宮が誤記であり、壬申の乱の記録に於ても、栗津での終戦後、大友皇子が山前で自殺され、翌日、天武方は篠波に会い左右大臣等を捕えている。即ち左右大臣等は篠波で捕えられているので栗津ではなく、この点からも栗津に京があったのではなく、京は篠波にあったことがうかがえるのである。なお、山前はその中間にあり、大津の地形から見て、北は木ノ岡、南は石場あたりが、山が湖岸に迫っており、山前の名にふさわしく、恐らく、石場付近の何処かで大友皇子は自殺されたものと考えられる。山前のことはさておき、山上以南説も栗津説も吾人を納得せしめるものではなく、大津京はやはり通説の如く志賀の何処かに在ったと見るべきであろう。

ところが、この志賀にも従来滋賀里説、南滋賀説、錦織説とでもいうべき三説がある。これに就いて一々論評することもこの報告書の目的を脱するので割愛して、宮跡調査の現状を述べるに止めよう。現在では京の存在には疑問もあり、前期難波宮や藤原宮の宮殿と比較しながら、宮跡の発見に重点が置かれ、これまでに発見された天智朝の遺構や遺物などから錦織の御所の内の周辺や、際川ぞいに調査の重点がおかれているのである。[1]

さて、瀬田と大津京との関係に就いて考えるに、勿論、壬申の乱の最終段階に於て、瀬田川の攻防戦があったことや、大石佐久奈度神社の古伝の如く瀬田川の急流が大津京神事と関連した等のこともあるが、この外に条里制に関し重要な関係が考えられるのである。このことに就いては他に詳説されることと思うので簡単に触れておくと、滋賀郡や栗太郡の条里が、地形に応じて正しい東西、南北の線に依らないにもかかわらず、穴太以南の志賀平地と国府近辺は正しく東西、南北の線によって区画されているのである。このような土地区画の共通点は両者の関連を考える上で見逃すことのできない点である。

次に、天智天皇が都を大津に遷されたことが、当時の飛鳥の都人にとって、遥かな田舎に都を遷したと思われたことは、万葉集に残る歌などによみとることができる。しかし、果たしてこの地はそのような田舎であったのだろうか。これは否と言わねばならないのではなかろうか。この付近を始め、近江一円には白鳳期の寺院跡が非常に多く見られる。ここでは主として湖南の寺院跡について述べ、この地が既に相当の文化的な先進地域であったことを示すこととしたい。このような文化の興隆には、恐らく在来の豪族が誘致した大陸渡来系氏族の果たした役割が大きかったものと思われる。

まず琵琶湖西岸では、堅田の衣川廃寺が県下最古の寺院跡ではないかと考えられている。此処では古瓦のほか瓦塔破片の出土があり、珍らしい例である。[2]なお、これより北の中村でも古瓦破片の出土地があり、これも白鳳期に遡る古い寺院跡であろう。このように、堅田平地には非常に古い古代寺院跡があり、これは和迩系氏族小野氏や真野氏と関係があると考えられる。次に、穴太にも白鳳時代の古瓦などの出土地があり、この古瓦は南滋賀出土の瓦と同種のも

のである。また小字名にも寺院跡を思わせるものがあり、[3]先年の湖西線関係の調査でも、このあたりに当時寺院が存在したことを推測させるような硯などが出土している。志賀の地では、滋賀里山中に天智天皇勅願の崇福寺があり、南滋賀にも著名な廃寺跡がある。この両寺跡は国の史跡に指定され、大津京関係遺跡として再三の調査が行なわれ、先学の論考も多いので、詳細はそれらに譲って、ここではその存在を指摘するにとどめたい。[4]園城寺は天台宗寺門派の総本山として有名であるが、その先は白鳳時代にあり、これが智證大師により天台別院となり、後に延暦寺より独立したものである。この寺の創建に関しては大友皇子や與多王に関する伝説があるが、それとは別に同寺域出土の古瓦に白鳳期のものがあり、[5]同寺の創建が白鳳時代に遡ることを証明している。穴太廃寺、南滋賀廃寺、園城寺は大友郷、錦織郷に本拠をもつ穴太、大友、錦織等の大陸渡来氏族の氏寺ではなかったかと思われる。同じ滋賀郡の古市郷に当る旧膳所、石山の両町地域には、膳所廃寺と国昌寺がある。国昌寺は平安時代初頭に瀬田の国分寺が焼失した後近江国分寺となった寺で、保良宮の後身と考えられたこともあるが、白鳳期の古瓦も出土し、保良宮と国昌寺が共に存した記録もあり、白鳳期から存在した寺院であることは明らかである。膳所廃寺は、その出土古瓦が付近の法伝寺や旧滋賀師範学校に保存されていて、寺院の存在を物語っているだけで遺構は不明である。[6]なお、最近滋賀県庁に近い市街地で重孤文をもつ軒先平瓦が発見された。

一方、琵琶湖東岸には、現在の草津市北大萱の宝光寺跡を中心に、その付近一帯の寺院跡と、これに対応する瀬田南大萱の東光寺跡があり、これらが旧栗太郡の中心的伽藍と考えられる。これについて以下に述べることとする。北大萱の宝光寺は現在は小さなお堂が僅かにその面影を残しているに過ぎないが、過去においては相当の大寺であったらしく、後世の記録であるが、興福寺官務牒疏にその名を載せ、それによれば、白鳳４年草創とし、更に四至別院をならべている。同書にはこれに続いて志那中の大般若寺も天武天皇勅願の寺としている。このような記録を裏書きするように、この付近には多くの白鳳期の古瓦の出土地がある。これらの遺跡を列挙すれば、

挿図６　瀬田南大萱東光寺跡出土瓦

下物花摘寺、下寺廃寺跡、片岡東光寺跡、志那中大般若寺跡、北大萱宝光寺跡、上笠上笠堂跡、上寺廃寺跡、芦浦安国寺跡等で、芦浦の観音寺も聖徳太子開基の伝説があり、その創建は白鳳期にあるものと考えられる。また、下物の花摘寺跡や下寺廃寺跡は、寺跡と推定できる特別な地域をもっている。以上は滋賀県遺跡目録等によるのであるが、最近この地でほ場整備が行なわれ、その事前調査でより正確な寺跡や多量の同時代の遺物が発見されている。この北大萱宝光寺に対し、瀬田南大萱町には東光寺跡があり、やはり白鳳期の古瓦が出土する。さらに注目すべきことは、遥か離れたこの両地が南北の大萱を名のると共に、この両地から同じ変形文をもつ軒丸瓦が出土することである。この瓦が寺院のものか或は他の特別な施設のものか不明であるが、南大萱の大萱は大衙屋の転であるとされ、郡衙の存在を此処に求める説があるが、そうすれば北大萱も同じことが考えられ、或いは栗太の南北両郡を考えることができるかもしれない。このことに就いては早急に結論を出すことはできないが、一応の可能性として同一の特殊古瓦の出土に関連して問題を提起する次第である。このほか、田上平地には石居廃寺があり、ここでは堂跡が残り、古瓦のほかに塼仏や塑像片、泥塔の出土で有名である。[7]

旧野洲郡は古墳文化の花やかさに比し、白鳳寺院として現在その名を残しているのは、現守山市吉身の益須寺跡と野洲町小篠原の福林寺跡の二ケ所である。なお、野洲町永原に白鳳期の古瓦の出土がある

ほか、最近の各所の調査で古瓦の出土の報ぜられるものもあるが、それらの遺跡の詳細な性格は今後の調査研究にまたねばならない。そして、甲賀郡ではこの期の寺院跡を示す古瓦の出土は報告されていない。

註

(1) 大津京関係の研究報告は、滋賀県史蹟調査報告の第2、3、9、10の各冊で、肥後和男、柴田実両博士が調査発掘の結果を報告しておられ、そのほか多くの論文があるが、ここで一々その名を挙げることは割愛する。

(2) 丸山竜平、藤沢一夫　衣川廃寺発掘調査報告書　滋賀県教育委員会

(3) 佐藤宗淳、山崎秀二、山口利彦　穴太下大門遺跡　大津市教育委員会

なお、最近、県教育委員会がこの地の調査を行なっている。

(4) (1)に同じ

(5) 石田茂作　三井寺発見の古瓦について、園城寺の研究

(6) 西田弘　大津市膳所の一廃寺趾出土古瓦について、上代文化 21

(7) 島田貞彦　近江国栗太郡石居発見の土塔、歴史と地理14－3

島田貞彦　近江栗太郡石居廃寺に就て、歴史と地理15－4

肥後和男　石居廃寺趾、滋賀県史蹟調査報告第5冊

高井悌三郎　石居廃寺踏査記　田上のあしあと

第6節　奈良時代の諸遺跡

奈良時代に入ると、天平14年よりの聖武天皇の紫香楽宮の建設事業があり、また、淳仁天皇の天平宝字5年に保良宮建設の事が行なわれた。この二つは共に結果的には実を結ぶことなく終っている。保良宮建設は近江の国司藤原仲麻呂と深い関係があり、この地に於いて孝謙上皇と天皇との不和が生じ、ひいては仲麻呂の反乱事件として、湖西が修羅の巷となったのは史上に著名な事件である。一方、国府に伴なって僧尼両国分寺が造営され、また、奈良東大寺建立に付随して石山院の建設があり、これが石山寺としてその結構を整える。白鳳時代の諸寺院も引き続き栄えていたが、瀬田付近では新に笠寺が建立され、金勝寺や飯道寺などを始めとする山岳寺院や、蜂屋寺、少菩提寺等々数多くの寺名が当代の名刹として残されている。これらの中には、記録には残っていても遺構がはっきりしないものもある。ここでは主として遺構のわかっているものや、現在も栄えている寺院等を中心としてその概要を述べ、近江国府の歴史的環境を究明するための傍證を終ることとする。

まず二つの宮跡があるが、紫香楽宮跡は瀬田からやや離れているので、簡略にその概要を述べておく。宮跡は信楽町黄瀬にあり、現遺跡は宮跡の名で国の史跡指定をうけているが、その遺構は宮跡というよりはむしろ寺院跡と見るべきものである。このことは、文献に於いても紫香楽宮に於て、大仏建立の計画があるなど、仏教的色彩の濃厚な宮跡であることを示していることと相俟って、これが宮跡を寺としたのか、はじめからこの遺跡は寺院跡で、宮跡は別にあるのか、また甲可寺や最初期の近江国分寺との関連など、多くの問題を残している遺跡である。[1] このような山間の地に都を遷そうとした背景に仏教があり、ことに金勝、阿星、飯道等の山岳仏教との関連を考えることも可能で、奈良から木津川畔の恭仁京域を経て湖南に続く笠置山地の地理的位置を考慮すべきであろう。

次に、保良宮はその跡を確認することはできないが、大津市の国分に在ったことは確かであろう。国分の奥に「洞の前」なる地名があり、巨大な礎石が一個残されているところから、此処が保良宮の跡とする説がかなり有力であるが、これには疑問の点がある。第一に、宮殿にこのような巨大な礎石が必要

挿図7　紫香楽宮跡

かどうかという点であり、次に、この礎石以外に遺構遺物が全然無いことで、宮殿のような建造物群が存在した可能性は考えられない。また、地形から見ても、宮殿を造るにふさわしい場所ではないのである。従って、保良宮は此処ではなく、恐らく国分と北大路の集落に挟まれた高台の地域にあったと考えられ、東海道新幹線の建設に伴なう調査で検出された遺構をその一部と見ることもできる。[2]保良宮を信楽等におくというような説を否定し、国分のこのあたりに在ったとすれば、此処に三ケ所の遺跡があり得るのである。即ち、平安時代以後の国分寺となる国昌寺と、やはり平安時代の国分尼寺、それに保良宮で、このうち、国昌寺は現在の綜合職業訓練校のあたりの古来から唱えられている国分寺跡がこれに該当することは確実であろう。従って、後の記録に、国分尼寺の火災が国分僧寺に飛火したことを述べているが、その間はある程度の距離があったらしいところから考えて、現在の新幹線と名神高速道路に挟まれたあたりの古瓦出土地に尼寺を求めることが妥当と考えられ、このあたりに奈良朝の古瓦を見るのは、或いは保良宮の後身が国分尼寺となったと見ることも可能である。いずれにしても、保良宮関係の続日本紀の記録から、この宮と近江国府とは密接に関係したようである。

次に石山寺の創建であるが、現在までのところ石山寺で発見されている僅かの古瓦はいずれも平安時代のもので、それより古いものは知られていない。しかし正倉院文書等から、この寺が東大寺建設に関連して置かれた石山院から出発するのは確かであろう。そして、寺院としての本格的な工事は、福山敏男博士の研究により、[3]保良宮建設とここへの行幸に密接に関係し、時を同じくして天平宝字５年の末より行なわれたことが明らかにされている。そして、それ以前には檜皮葺仏堂１宇、板葺板倉１宇、板屋若干宇があったようである。同６年には各種の堂宇の建築が行なわれているが、記録によればすべて檜皮葺や板屋であり、奈良時代の古瓦が発見されないのも当然である。このように、この頃になると瓦を使用しない仏寺の建立が盛んとなるようで、近江一国の各所に白鳳時代の古瓦の出土を見ながら、奈良、平安両時代の古瓦の出土がそれに比し案外少く、各種の記録に寺院の存在を示しながら古瓦を見ないのもそのためであると推測される。上述の如く、石山寺の本格的な造営は天平宝字５年以後で、それ以前には極めて簡略な堂宇が数棟あったに過ぎないことが知られるのである。ここではその詳細を述べるのが目的でないので、以上の事実を述べるにとどめ、保良宮及び石山寺のような造営事業が、近江国府と瀬田川を挟んで行なわれたことを指摘しておきたい。

奈良時代に全国に建立された国分僧尼両寺は当然近江に於ても創建されている。これに就いては紫香楽宮で述べた如く、紫香楽宮跡、甲可寺、最初の国分寺が或いはダブルのではないかとの考えもあり、特に、東大寺奴婢見来帳の「甲賀宮国分寺大工家」の語の解釈が問題になるのである。しかし、これらの問題はここでは触れず、国府近辺における国分僧尼両寺の遺跡に就いて、その大要を述べることとする。国府の南に五ケ所の古瓦出土地がある。そのうち瀬田工業高校北の堂の上遺跡は別として、[4]瀬田廃寺の碑のある小字桑畑の廃寺跡、中路および青江の遺跡、惣山廃寺跡の四ケ所がこの問題に関連する遺跡である。このうち、桑畑廃寺が国府の西の外縁線の南延長上にあり、惣山廃寺が国府東縁の南延長線上にあるところから、この２廃寺を僧尼両寺とする説が有力である。ただこの２遺跡は東西線上に揃わないところに一つの問題点があることと、先の名神高速道路建設に伴なう調査で明らかになった桑畑の国分寺跡に比定される廃寺の塔跡が非常に特異なもので、その礎石の状況からみて、この礎石上の建造物がいかなる形式のものか明らかでない点に、今後の問題が存するのである。[5]この僧尼両寺が、僧寺の延暦４年の焼失後、瀬田から国分に移ったことはすでに明らかにされていることで、再びここでくり返さない。[6]これら国府関連遺跡に就いては、その出土古瓦による論考があるので、ここでは遺跡の存在が国府の背景として、その文化的な環境を示すことを指摘するにとどめたい。

草津市南笠の妙楽寺付近には奈良時代の古瓦の出土地があり、同寺境内には礎石も残っている。これは笠寺の旧跡で、この寺を笠氏の氏寺とする説がある。また、滋賀県史等によれば、栗太郡に於ける奈良時代建立を伝える寺院を数多くあげている。その

中には、大菩提寺即ち金勝寺やその山下の諸院がある。この寺は現在も湖南の名刹として知られており、この地方の寺院の一中心となっている。そして、それより阿星、飯道の諸寺に連なる湖南山岳仏教の聖地地帯をつくっているのである。これとともに、白鳳時代の寺院跡を示す古瓦の出土を殆んど見なかった野洲川流域や大石谷にも多くの寺名が残り、この地に於ける文化が、国府の建設により非常な発展を遂げていることを物語っている。野洲川流域では、栗東町の安養寺や高野四箇寺、蜂屋寺等があり、さらに、金勝寺の大菩提寺に対し、小菩提寺が甲西町菩提寺にその廃跡を残し、後世の石造多宝塔などに名残をとどめている。以上に述べた奈良朝寺院の開祖としては、義渕、良辨（金蕭）の名が多くあらわれ、南都仏教の勢力が栗太・甲賀両郡を中心として、その周辺に及んでいたことを示している。しかし、これらの寺地を適確に示し、その存在を確めるための遺物、遺構は少い。それは、前述の如くこの頃に造られた多くの寺院が瓦葺でなくなるために、遺跡の存在を示すものとして従来重んぜられてきた古瓦の出土を見ないのが大きな原因となるものと思われる。

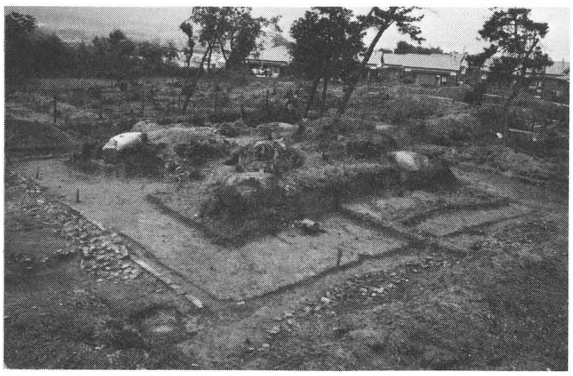

挿図８　推定近江国分寺跡発掘状況

なお、国府を中心とし付近の各寺院に共通する瓦を焼いた瓦窯跡が、南郷や石居等にあることも注目すべきであろう。瓦窯跡に就いては、国府出土古瓦に関連して別に述べられるので、ここではその存在に言及するだけとする。

註

(1)　肥後和男　紫香楽宮趾の研究、滋賀県史蹟調査報告第４冊

水野正好　史跡紫香楽宮跡保存施設事業報告書　滋賀県教育委員会

先年宮跡の北方宮町で柱根が発見されたが、この地についても調査の必要があろう。

(2)　島田暁　国分寺跡、東海道幹線増設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書

(3)　福山敏男　奈良時代に於ける石山寺の造営、日本建築史の研究

(4)　林博通　大津市瀬田堂ノ上遺跡調査報告　滋賀県文化財調査年報昭和48年度

なお、更にこの地の調査はつづけられており、その結果は近く報告される予定である。また、この地は国の史跡に指定されたことを付記する。

(5)　杉山信三　瀬田廃寺発掘調査報告、滋賀県史蹟調査報告第12冊

(6)　肥後和男　近江国分寺跡、滋賀県史蹟報告第５冊

柴田実　近江国分寺、国分寺の研究上

以上先史時代から奈良時代までの湖南の遺跡に就いてその概略を述べてきたが、これらの遺跡の存在が、この地に国府が建設された歴史的な環境を知るための一助ともなれば、この小論の目的は達せられたこととなる。従って、遺跡の一々については不充分な具体性を欠く説明に終ったが、それについては註記したそれぞれの遺跡に就いて述べた諸論考を見ていただくことをお願いすることとしたい。なお、煩をさけて、その註記は遺跡・遺物に関するものに限ったことを述べて筆をおくこととする。

（西田　弘）

第2章　遺　　構

第1節　遺構の概要

近江国衙跡の調査でこれまでに検出された遺構には、建物・築地・溝・石敷・火葬墓および各種の土壙などがある。これらの遺構は、発掘区の各所から検出され、その大部分は近江国衙に直接関係するものである。このことは、遺構の構造および性格と伴出した遺物によって明確にできうる。遺構の主体をなすものは建物跡であるが、本遺跡ではとくに南北に並列にならんだ2棟の瓦積基壇建物がその中心となっている。南北に並ぶ2棟の東西棟建物は廊によって互いに結ばれ、両者が近密な関係にあることが判る。2棟の基壇建物の東西両側には、同じく瓦積基壇の南北に非常に長い建物跡が検出された。この2棟の建物と南側東西棟建物とは各々廊によって結ばれ，4つの瓦積基壇建物が一連の建物群であることが判明する。このことはこれらの建物跡をとりかこむ状況で検出された4条の築地からも肯定できる。築地は東方に1条、南方に1条、西方に2条検出したが、西方の2条は非常に接近して存在する。今回の調査では北方の築地を明らかにすることができなかったが、いずれにしてもこれらの築地は，東西対称形に配置された基壇建物群をとりかこみ、一つの空間を作りだしたものであるといえる。この様な建物配置および築地の在り方は、藤原宮・平城宮・長岡宮などの調査によって明らかにされている大極殿・朝堂院部分あるいは内裏部分の建物配置と酷似し、今回の調査が国衙の中心をなす重要な空間に相当することが知られる。この想定によって中央南北に並列する2棟の基壇建物を正殿と呼び、南側に存在するものを前殿、北側に存在するものを後殿と呼ぶことができ、さらに東側の南北棟建物を東脇殿とし、西側の南北棟建物を西脇殿と呼ぶことができよう。

石敷は東脇殿の南側で検出された。この石敷はのちに東脇殿の南へ更に建物が付設された時期に建物内にとり込まれたようで、石敷を破って礎石据え付け穴が穿たれている。溝は発掘区各所で検出されたが、基壇建物および築地の雨落溝以外では、明確に国衙と関連するものはない。むしろ東西脇殿の北妻部分を破壊する後世の溝が目立っている。火葬墓は東脇殿の東基壇縁を破壊している状況で検出され、国衙の廃絶時期を暗示するものである。土壙については、国衙と関連した瓦溜りや、土器溜りなどが検出されたが、正殿東半部を破壊した後世の大きな土壙が注意をひいた。今回の調査地が国衙の中心部にあたるためか、あるいは広面積の調査をおこなっていないことによるのか、宮殿・国衙などの発掘で通常数多く検出される掘立柱建物や柵列・井戸などの諸遺構はみられなかった。以下の記述は、正殿・東脇殿・西脇殿・築地・その他の遺構の順におこない、後にこれらと関連する中門跡・南門跡・北門跡などの遺構について現状と若干の調査所見を加えることとする。

第2節　正　殿　跡

正殿は南北に2棟並列して検出できた。このうち南に位置する1棟を前殿とし、北に位置する1棟を後殿と呼ぶ。前殿と後殿とは廊で連接しており、本遺跡中最も主要な建物跡である。

後殿　後殿遺構は、畑地や水田の耕作土および床土を除去すると検出できた。基壇上半部は後の耕作によって削平攪乱されていたが、基壇周縁に存在する瓦積基壇化粧を検出しその規模、状況を明らかにすることができた。ただ基壇東縁については、水田レベルが一段低く耕作によって瓦積みが削平され、

さらに土壙などで攪乱されているため、基壇の痕跡すら検出することはできなかった。このように基壇東西幅については正確な数値を知りがたいが、後述する廊の存在から知りえた中軸線で折りかえして、一応の規模を知りうる。こうして判明した後殿の基壇規模は東西27.91m（約92尺）、南北16.46m（約54尺）である。

基壇北縁の瓦積み化粧は、西半部に比較的良く残存し最高11段をとどめて高さ53cmをはかる。瓦積みには大多数 縦に半截した平瓦を横積みしているが、平瓦を木口積みにしていた部分や軒平瓦を用いた部分もある。西半部の瓦積基壇化粧最下段には丸瓦を横積みにしており、2段丸瓦を積み上げたところもある。東半部では水田耕作により基壇化粧の大半を削平され、3～4段をかぞえるにすぎず、東北隅付近では後世の攪乱壙によって基壇は完全に破壊されている。西北隅部では瓦積みはみられず、花崗岩を粗く積み上げて基壇化粧としている。以上基壇北縁の状況を説明したが、この部分は全般的に瓦積み上部がせりだしており、一部では瓦積みが崩壊している状況が検出できた。

基壇西縁の瓦積み化粧は、基壇上の残存に比して残存度が悪く、瓦積み上部を失っており4～5段(高さ20～25cm）をとどめるにすぎない。平瓦を縦に半截したものを横積みにしているが、一部に軒平瓦が混入している。平瓦を木口積みにするところは少なく、丸瓦の使用はさらに少ない。西北隅では、花崗岩切石と塼とによって基壇化粧とし、平瓦積みはない。西北隅部西側には平瓦4枚をたてた土留め風の施設がみられた。西南隅では花崗岩切石の使用はなく塼を若干用いる程度で他の部分と同様平瓦で基壇化粧としていた。

基壇南縁の瓦積み化粧のうち廊より西の部分は、今回の調査で検出した中でも比較的残存度のよいものである。西半部分の南側縁の基壇化粧については、形状、使用瓦の差などから修復前と後の2時期に区別することができる。修復する以前の旧基壇は、最高で4段（18cm）をとどめるのみで、いずれも縦半截した平瓦を横積みしている。修復後の基壇は、旧基壇より12cm内側に作られ、下段には丸瓦を多く用いている。丸瓦を横に1～2段積み上げ、その上に縦半截した平瓦を横積みにしている。とくに廊西縁と入り隅になる部分では丸瓦を3段に積みあげている。修復前の現存瓦積み上面と修復後の瓦積み下面とは約20cmの間隔があり、その間にはなんらの基壇化粧がみられない。このことは修復時の地盤が旧基壇のそれより相当に高くなっていたことを示している。東半部分の基壇南縁瓦積み化粧は、水田レベルが一段低く、上半を削平され西半部分でみられたような時期差を明確に指摘することはできない。このことは修復後の基壇が削平されたためと考えられる。ただ現存東端近くには平瓦ながら修復後の基壇縁を示す瓦積みがみられた。これは約20cm内側に認められ、廊より西の部分でみられたものと近い数値を示している。しかしレベル的には旧基壇の瓦積みと連続しており、さらに丸瓦を使用しないこともあり、明確に区別することはできない。現存する基壇化粧には大部分縦半截した平瓦を用いて3～4段横積みしており、一部に軒平瓦を木口積みしたものがみられるが丸瓦の使用は全く認められなかった。基壇東南隅

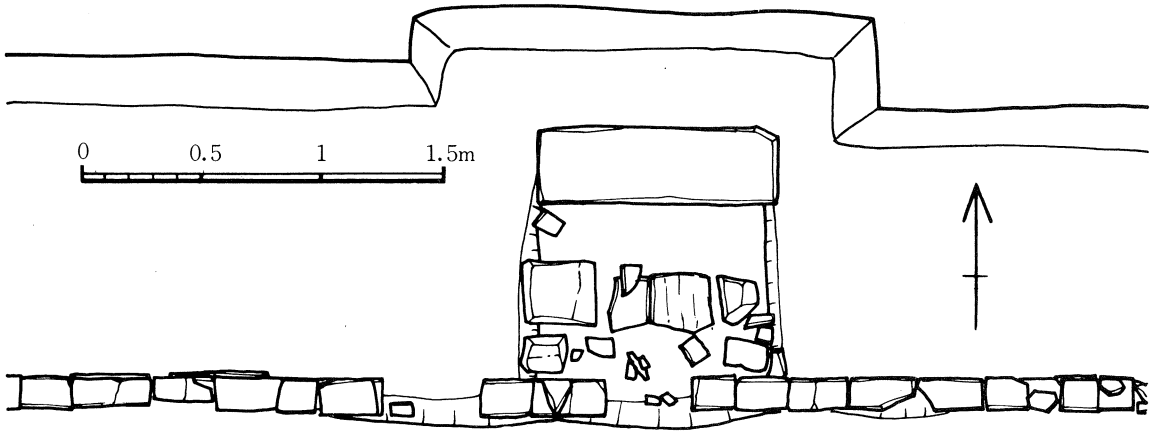

挿図9　後殿北縁階詳細図

部は北縁と同様に攪乱壙によって破壊されていた。後殿基壇南縁には、旧基壇をこわして掘られた小柱穴が認められた。これは2.0m(約6.5尺)の間隔で穿たれており、西半部で4間分、東半部で3間分を検出した。小柱穴が旧基壇の瓦積みを破壊していることから修復時に伴うものか、あるいはそれより以降のものであることが判る。この柱穴については、基壇建物に付設された縁に伴う柱穴とする考えもあるが、柱間が7尺に足らないこと、位置的にも基壇縁にあまりに接近しすぎていることなどから、むしろ修復工事の際に組まれた足場の柱穴と考える方がより妥当とおもわれる。前述のように、修復後の基壇が約15cm縮少されていることが知られたが、基壇の縮少は屋根の出にも関連してくる問題であり、屋根先の修復工事の必要から足場が組み立てられたとみられる。

後殿基壇東縁については、南、北縁東端部の所見から後世の攪乱および耕作によって削平されている可能性が大きく、また時間的な制約から今回の調査では明確にすることができなかった。

瓦積基壇上に建つ後殿建物については、発掘区を一部拡張して精査したが、後の畑地耕作による削平、あるいは溝状の攪乱によって柱礎石を失い、その痕跡すら検出することができず規模形状の詳細を知れない。基壇規模や前殿と連接する廊の幅などから復原すると、東西7間、(柱間総長23.4m)、南北4間、(柱間総長12.0m)の建物であったことが想定できよう。

前殿　前殿遺構は、後殿と同じく、畑地や水田の耕作土および床土を除去すると検出できた。基壇上半部は後の耕作によって削平されていたが、基壇土およびその周縁に存在した瓦積基壇化粧痕跡を検出でき、その規模・形状をある程度知ることができた。ただ前殿基壇の大半が第2次調査区外(炭鉱離職者住宅敷地内)に拡がるため、わずかに北縁基壇と東西縁基壇の一部を検出したにとどまる。しかし炭鉱離職者住宅敷地内でおこなった第1次調査では塼で作った溝が検出され、これを正殿基壇南縁に伴う雨落溝とみることができる。今回の調査では基壇化粧に用いられたとみられる瓦積みは全く検出できず、逆に意識的に基壇瓦積みを抜き取ったとみられる痕跡を認めた。前殿基壇東端部分は正殿と同じく水田レベルが一段低くなって大きく削平をうけており、明確にその規模を知ることはできなかった。ただ後述するように基壇西縁が後殿のそれと一致するため東西幅についても同規模を有したものと想定できる。南北幅については、第1次調査で検出した南縁雨落溝の正確な位置を知る資料を焼失したため明確な数値を知りえないが、東脇殿にとりつく廊の位置などから勘案すると、後殿よりはやや南北に長い基壇であったことが知られよう。こうして前殿基壇規模を東西27.91m(約92尺)、南北19.3m(約64尺)と復原することができる。基壇北縁廊西半部分の調査で基壇の築成状況が判明した。基壇の築成に際しては前殿基壇は地山を削りのこし、あるいは地山土を盛土しついでこの原基壇ともいうべき高まりの周辺に瓦を積みあげて基壇化粧とし、これと壇との間に土を埋戻して裏込めとしている。北縁西半部では瓦積みが抜きとられて現存しないが基壇周縁に接して幅40cmの溝がめぐっており、瓦積みをおこなうすえつけ掘りかたとみることができる。

前殿基壇北縁については全幅を検出した。後殿と連接する廊より西側部分ではわずかに瓦積みの痕跡をとどめるが廊より東側では全く瓦積みを失っている。この状況は意識的に瓦積みを除去したものであり、地山を削って作った原基壇周縁は現存し、積み上げた瓦のみを系統的に抜き去っている。東北隅部も同様の状況であったが、ただ周辺に塼が多く散布し注意をひいた。基壇東縁は畦畔下にかくれ今回の調査で明確に検出することはできなかった。発掘区では基壇土と非常に類似した土層を認めたが、方向が南で東に振れることなどから基壇の流出土とみることができる。西縁については4m弱を検出したにすぎず、状況としては北縁西半部分と似ている。瓦積み化粧痕跡から外方80cmの位置には南北にのびてわずかに東へ曲折する幅60cm、深さ15cmの溝があり内部に砂の堆積がみられ雨落溝の痕跡と考えられる。南縁については、第1次調査で塼を敷いた雨落溝を検出したが、基壇及びその化粧の状況などは不明である。現存する基壇高は北縁が廊の西縁と入り隅になる部分で60cmをはかる。基壇上に建った建造物については、基壇現存上面を精査したが、後に削平を

うけており建物の規模を知りうる礎石などを検出することはできなかった。ただその規模は後殿との関連や基壇規模からみて東西７間、(柱間総長23.1ｍ)、南北５間、(柱間総長15.0ｍ)と復原できよう。

廊　前殿と後殿を連接する遺構に廊がある。西縁部は全幅を調査したが、東縁部は畦畔下にあたりその一部を検出したにとどまる。廊東西両縁とも前殿と後殿と同じく瓦積基壇を有する。この瓦積みは前殿の南縁と同様２時期に区別でき、修復がおこなわれていることが判る。廊の規模は南北長さ9.05ｍ、東西幅は修復前5.45ｍ、修復後5.11ｍをはかる。

修復前の旧基壇化粧は平瓦のみを用いて積み上げており、修復後では丸瓦を相当数使用している。このことは前殿の南縁と同様である。ただ積み方は若干廊の部分の方が粗く、丸瓦を下段にならべるがそのレベルが一定していない。西縁には旧基壇化粧をこわして穿たれた小柱穴が４ケ所みられる。これは後殿南縁にみられた小柱穴と同じものであり、修復時に伴う足場が廊にも組みたてられたことが判る。東縁の基壇化粧は一部を検出したにとどまるが、修復前の旧基壇化粧の残存は悪く、その痕跡をわずかに留めるのみである。廊の瓦積みと前・後殿の瓦積みとの施工順序を指摘できる。これについては、基壇土の築成順序を明確に調査していないので疑問点も多いが、瓦積み化粧の関係からのみ勘案すると、前殿の瓦積みにかぶさるように廊の瓦積みが作られており、両殿の瓦積基壇完成後に廊の基壇縁に瓦積みしたことが判る。基壇現存高は60cmをはかり、前後殿の現存基壇高と等しい。いずれも上面は削平されているが、当初から前殿・後殿とそれを結ぶ廊の基壇高は相等しいものであったと推定できる。廊基壇上に造られた建物については、基壇上を削られており、その状況を知る手掛りがなく柱間等を知ることができない。ただ前・後殿の建物復原や、基壇規模からみて、東西１間（柱間長3.9ｍ)、南北３間（柱間総長８.１ｍ)の規模を有していたと復原できよう。

階　前殿・後殿の基壇周辺をある程度の幅で発掘調査したが、現状で明確な階段を検出できなかった。ただ前殿南縁には遺存するかと思われるが、第１次調査ではみとめていない。後殿北縁には現状で階段の痕跡かとみられるものがある。これは、基壇縁より１ｍ突出し、幅1.06ｍをはかる施設である。最も外方には幅30cm、長さ１ｍの花崗岩切石をおき、それと基壇縁までの間に瓦や小礫の混った土をたたきしめている。現状からみてこれを階段の痕跡と考えるのが最も妥当であろうが、中軸線をはさんで対称の位置にはなんらの施設もなく、規模などの点とも考えあわせれば、この施設が階段であっても主要な機能をもたない補助的なものであったとも推定できよう。

以上、今回検出された２棟の正殿跡について記述してきた。これらの２棟と、それらを連結する廊とは、いずれも瓦積基壇化粧をもつものであり、その基壇規模については、後殿27.91ｍ×16、46ｍ、前殿27.91ｍ×19.3ｍ、廊9.04ｍ×5.11ｍであることが判明した。また瓦積基壇を仔細に検討すると、前殿にもと存した瓦積みは全てはずして他に移している事実や、後殿の瓦積基壇が、創建当初のものではなく、後の崩壊後に補修されている事が判る。また後殿や廊においてもこの修復時に瓦積基壇が約15cm規模縮少されていた事実もあり、さらにこれに伴って工事足場用の小柱穴が瓦積みを壊して穿たれている事も判明した。

第３節　脇　殿　跡

脇殿は２棟、正殿の東西に検出した。このうち東に位置する１棟を東脇殿、西に位置する１棟を西脇殿と呼ぶ。東西両脇殿は各々前殿の東西両基壇縁に連結する廊を有している。

東脇殿　東脇殿遺構は水田の耕作土及び床土を除去すると検出できた。基壇上半部は後の耕作によって削平されていたが、基壇周縁に存在する瓦積基壇化粧とその痕跡を検出し、規模・形状を明らかにすることができた。ただ北端部分では遺構の残存度が悪く、わずかに基壇土の高まりを検出したにすぎない。こうして判明した東脇殿の基壇規模は、東西9.2ｍ（約30尺)、南北48.5ｍ(約160尺）をはかる南北に

長大なものである。

基壇西縁の瓦積み化粧は、南半部分に比較的良く残存し、最高6段をとどゆて高20cmをはかる。瓦積みには大多数を縦に半截した平瓦を横積みにしている。一部には丸瓦を使用するが数は少なく、それよりも塼を処々に用いているのが注意できる。北半部では全く瓦積みが遺存せず高さ10cm内外の基壇痕跡が認められたにすぎない。前殿と連接する廊のとりつき部分には瓦積みがなく、塼や丸瓦を用いて入り隅部分を作っている。とくに廊の南側入隅では塼が多く散乱していた。この部分から南へ約12mの間では瓦積みが2列になっていることが注意される。これは後殿南側縁瓦積みや廊西側縁の瓦積みでみられたごとく修復の事実を示すものとも考えられるが、レベル的には明確な差が認められず、現状では単に基壇化粧を2重にしたものと単純に解釈しておきたい。基壇化端付近の瓦積み化粧は部分的に小ピットで破壊されている。このピットは後述するやや方位の振れた柵列かとみられるものである。南西隅部では6～3段の瓦積みがみられ、塼や石材の使用はない。北西隅部には瓦積みが現存しない。

基壇南縁の西端付近にあっては、幅1.2mの溝で、あるいは礎石堀りかたで、また小ピットなどで瓦積みは分断されている。瓦積みは、縦半截した平瓦を横積みにしており、3～5段をとどめ高さ18cm前後をはかる。南西隅部では南縁の瓦積みをまず積んでから西縁の瓦を積んでいることが判る。東南隅部には瓦積みが残存せず、基壇の痕跡がわずかにたどれた。

基壇東縁の状況は、西縁とほぼひとしく、瓦積みは南半部によく残存するが、北半部分では瓦積みが攪乱され明確に基壇縁を指摘できない。瓦積みは最高で3段、大部分1～2段をとどめるのみで現存最大高10cmをはかる。縦半截した平瓦を多く用いるが、一部には塼を連続して4～5枚並べているところもある。丸瓦の使用は全くみられない。南端付近では火葬墓が基壇瓦積みを大きく破壊している状況を検出した。また北半部では、瓦積みが崩れて旧状をとどめず崩壊した瓦積みの状況がみられる。北端付近には瓦積みは遺存せず、わずかに基壇痕跡を検出した。東南隅部及び東北隅部はともに基壇化粧を遺存しておらず旧状をうかがうことはできなかった。

基壇北縁については、全幅を調査したが明確な基壇縁部を検出できなかった。基壇痕跡かとみられるものもわずかに5～6cmの高さしかなく、その上後世の溝や土壙などで大きく攪乱されて詳細を知れない。北縁部を破壊する土壙には、凝灰岩片の混入がみられた。この凝灰岩片は土壙の周辺にも散布しており、東脇殿北妻部分を壊わして凝灰岩を敷設した建物が存在した可能性もある。溝はこの土壙を切っており、土壙よりも更に後の遺構であることがわかる。

東脇殿の南側には、玉石を敷きつめた遺構がある。検出できた玉石敷の範囲は東西9.53m、南北9.43mをはかる。玉石敷の西端縁には東脇殿と同様、瓦積み列がみられる。この瓦積み列は、東脇殿南西隅部から始まり、脇殿東縁線より約10m西へ張り出して作られている。瓦積みは1～2段をとどめるのみで、大半を小ピットなどで、分断され残存度はよくない。他の3辺では全く瓦積みの痕跡がみられず、わずかに基壇縁らしき段がみられたにすぎない。この玉石敷の時期については、東脇殿が作られた当初のものとみられるが、後述する如く、後にこの場所に建物が作られている。このことを勘案すると玉石敷の範囲を限る瓦積み列などが、後の建物に伴って作られた可能性もある。もしそうであるなら、当初の玉石敷の範囲は更に拡大していたものと想定できよう。このことは西縁線より西側でも玉石敷が検出されることからより妥当性は大きい。玉石敷を廃してその上に造られた建物については、礎石の根石が検出でき一応東西2間分（6m）、柱間各3m（10尺）、南北2間（7.2m）、柱間各3.6m（12尺）と復原できる。この建物の礎石掘りかたは、玉石敷上におこなった整地土上面から掘り込まれ、その底部が玉石敷面を破壊しており、これが玉石敷よりも後の造作であることが明白である。また、当初の脇殿基壇南縁の瓦積みをもこの礎石掘りかたは破壊している。このようなことから玉石敷を廃して東脇殿の南に2間分の建物が付設されたとみることができる。このほか玉石敷面は、後のものとみられる小ピットや溝などの諸遺構で破壊をうけている。

東脇殿のこの長大な基壇上に建てられた建物につ

いては、充分な調査をおこなっていないため詳細を知ることはできない。ただ玉石敷上部に作られた建物の規模から推定すると、東西２間、柱間総長6.0ｍ（20尺），南北16間、柱間総長45.6ｍ（152尺）をはかるものと復原でき、南北長については後に２間分建物がつけ加えられていたことがわかる。

西脇殿　西脇殿遺構は畑地の耕作土及び床土を除去すると検出できた。基壇上半部は後の耕作などによって削平されていたが、基壇上の残存及びその周縁に遺存した瓦積みを抜き取った溝状の痕跡を検出し、一応の形状を明らかにすることができた。ただその南部大半が炭鉱離職者住宅地内に含まれるため、今回は調査対象とすることができず、その北縁部分の周辺をわずかに検出しただけである。こうして検出した西脇殿の基壇規模は東西9.20ｍ（約30尺）であり、東脇殿のそれと全く同一である。南北長については調査で確認できなかった、基壇北縁の位置が東脇殿のそれとそろうため、同一規模をもつと考えて誤りはなく、48.5ｍと想定できる。

基壇北縁については全幅を、東西両縁については全体の極めて一部を調査した。いずれの縁でも瓦積みの痕跡は全く認められず、かえってその瓦積みを意識的に抜き取ったとみられる痕跡一幅1.3ｍ、深さ25cm前後のＵ字断面をもつ溝を検出した。ただ北西隅部では塼や平瓦片などが二・三残存していた。瓦積みを抜きとった時期については調査過程で瓦の出土数が少ないことからみて、国衙廃絶以前に意識的、系統的にこれを抜き去ったものと考えられる。このことは前殿においても認められており、ほぼ同時に両建物の瓦積基壇を破壊したと推定できる。北縁周辺には後の土壙やピットなどが多く認められ、激しい攪乱をうけたことを物語っている。

基壇上に建てられた西脇殿建物も、基壇規模と同様に東脇殿建物と全く同一、同構造のものであったと考えられよう。

廊　東脇殿の調査に伴って前殿と脇殿とを連接する廊の存在を確認した。これは東脇殿の北縁線から南へ14.2ｍのところに中心線をもち、東西長 5.6ｍ（約19尺），南北幅6.2ｍ（約20尺）の基壇規模を有する廊である。基壇化粧は他の建物と同様瓦積みでおこなっている。現状でこの瓦積み列は、西半部を土壙あるいは耕作などで削平されており、現存する部分でも最高２段（５～６cm）をとどめるにすぎない。東脇殿の項で記述したように、廊にあたる部分では脇殿西側の瓦積みがとぎれ、そこから直角に西へ折れて伸びる瓦積み列がみられる。入り隅部には塼や丸瓦などが用いられ、他とは若干異なる状況が注意できる。この廊基壇の上に建つ建物については基壇上半を失っているため不明であるが、東脇殿馬道桁行の１間分（柱間長さ3.6ｍ）を推定することができ、またそれが前殿の前２列柱間にとりつくものであると復原できるのではなかろうか。廊の基壇高については不明であるが、東脇殿と前殿との基壇高に差があったとすれば、西から東へ傾斜した廊基壇が復原できよう。西脇殿については、廊部分が調査地区外に位置するため調査で確認することができなかった。しかし、東、西両脇殿が全く同一の建物であるとすると、西脇殿にあっても東脇殿のそれと対称の位置に作られていたことが充分考えられよう。

以上、今回の調査で検出された２棟の脇殿について記述してきた。これらの脇殿は正殿の両側に南北に長く建てられており、その機能において両者の相似が考えられる。ただ国衙廃絶時以前に西脇殿の瓦積みが除去されている点が異なる。なお東脇殿の東縁基壇瓦積みを破壊した火葬墓が認められ、国衙遺構の下限を知る絶好の遺構である。

第４節　築　地　跡

築地は西脇殿の西方に南北にのびる２条と、東脇殿の東方に南北にのびる１条、さらに東脇殿の南方に東西に走る１条の計４条を検出した。西脇殿の西方に検出された２条の築地のうち、東側にあるものを西内郭築地と呼び西側のものを西外郭築地と呼ぶ。以下同様に東脇殿の東方に検出された築地を東内郭築地とし、南に検出したものを南内郭築地と呼ぶ。これらの築地は、正殿および脇殿を囲繞する機能を有したものである。

西外郭築地　西外郭築地遺構は畑地の耕作土と床

土を除去すると検出できた。築地上部は後に相当の削平をうけて消失していたが、東縁を限る側溝の存在と築地基底部の残存から一応の規模を知ることができた。これによると築地基底部幅は1.75mをはかる。全長については、発掘区内では西折の状況もなく、さらに南北にのびるため、詳細な数値を知ることができない。築地土の状況については地山土を削り出して基底部を作っていることが判明したが、それより上部は削平されており築地築成盛土の状況は不明である。また築地に伴う寄柱や柱列などの遺構も現状では認められなかった。

築地の東側には、幅90cm、深さ25cmの素掘りの溝がみられる。溝内堆積土中には瓦片や土器片が含まれていた。築地の西側には溝は認められず、犬走りの施設がみられた。これは現存築地上面から20cm下がったところで検出された。犬走りの西にも明確な溝はみられず瓦礫を敷きつめた面を検出した。これは後述する西外郭築地と西内郭築地間の状況と相似し、路面であった可能性が強い。この路面については西縁を発掘区外にもつため、その幅員を今回の調査で確認することはできなかった。

西内郭築地　西内郭築地の遺構は畑地の耕作土および床土を除去すると検出できた。築地上部は同様に相当の削平をうけて消失しており、築地の基底部及びその東西両縁を限る側溝の存在から一応の規模、形状をうかがうことができた。これによると築地基底部幅は2.12mをはかり、全長については今回の調査では詳細な数値を知ることはできなかった。ただ今回の発掘区域全面にわたって存在し、なおも北と南へのびる状況を確認した。築地上の状況も西外郭築地と同様に、地山土を削り出した基底部のみを検出できたにすぎず、それより上部の盛土状況は一切不明である。また築地に伴う柱列も検出されなかった。わずかに築地を横断する暗渠２本を検出した。この２本の暗渠はいずれも平瓦を使用し、その凹面を合せて隙間を作ったものであり、現状で築地西寄りにのみ残存していた。おそらく東からの水を西側溝におとしたものと考えられ、高い東半分を削平されたのであろう。暗渠幅28cmをはかり両者は5.42m離れている。この暗渠の北方にさらに暗渠が存在する可能性を考えて精査したが認められなかった。

築地の東西には各々側溝が検出された。東側溝は幅1.14m、深さ20cmの素掘りのものである。発掘区南端付近では瓦溜めの土壙によって肩部を破壊されていた。西側溝は幅1.51m、深さ25cmをはかる素掘りのものである。この西側溝と西外郭築地東側溝との間は幅2.2mの南北に細長い空間がみられる。その部分には瓦礫が踏み固められた状況がみられ、通路として使用された空間である可能性が大きい。

西外郭築地と西内郭築地とは心々距離6.55mをはかるにすぎない。外郭築地はさらに南にのび、正殿の西に布置された官衙区画の一つを囲繞するものと考えられる。また内郭築地は南にのびて東折し、南内郭築地となって中門にとりついたものと推定できる。このように両者は性格に差がみられるが、調査によって検出した部分では両者がほとんど接し、その間に通路以外の空間をもつことができない。この状況は後述する東内郭築地東方の状況とも異なり非常に特異な配置である。

東内郭築地　東内郭築地の遺構は水田の耕作土と床土を除去すると検出できた。築地の上部は後に削平をうけ消失していたが、西縁を限る瓦積基壇痕跡と東縁を限る側溝の検出および築地基底部の残存から築地の規模・形状を知ることができた。これによ

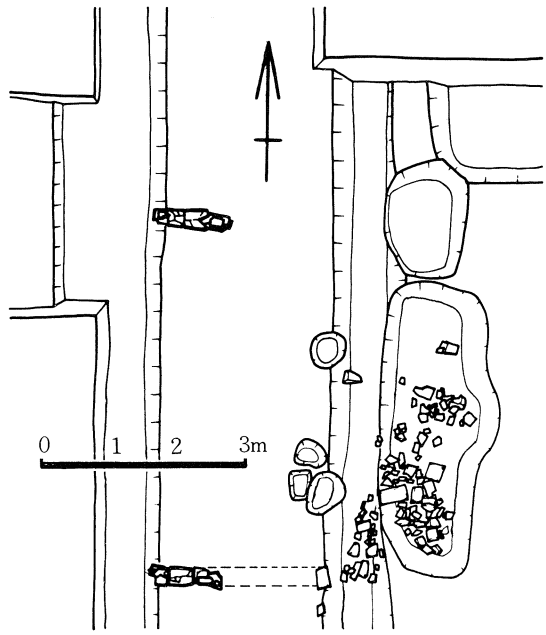

挿図10　西内郭築地暗渠と土壙（瓦溜り）

ると築地基底部幅は1.5mをはかるが、全長についてはその北半が発掘区外にのびるため詳細な数値を知ることはできなかった。築地盛土状況については地山土を若干盛土して基壇部とし、その西縁に瓦積みをおき、その間を埋戻していることが判ったが、上部の築成況状や築地に伴う柱列などは全く遺構が検出できなかった。

築地基底部西縁には瓦積みが遺存している。この瓦積みは調査区ほぼ全域で認められ、1～2段高さ10cmをとどめる。正殿・脇殿の瓦積み基壇と同じく半截した平瓦を横積みしているが一部に塼・丸瓦や軒平瓦の使用がみられた。発掘区北端は後世の大きな土壙で切られ、瓦積みはおろか築地基底部すらも破壊されている。南端では瓦積みは全く遺存せず築地の痕跡をたどれたにすぎない。築地西縁瓦積み列の西方には側溝などの遺構はみられず、部分的にしか調査してないが東脇殿までの間約7.5mはほとんど顕著な遺構がないようである。発掘区の一部で瓦が集中的に散布している状況がみられた。これは平瓦が斜めに堆積しており築地上部に用いられた瓦が落下堆積したものと考えられる。

築地東縁では発掘区北端の一部に瓦積み列がみられた。しかしこれは極めて小範囲であり、それより南で発掘したトレンチでは瓦積みの痕跡は認められず、基底縁を示すわずかの段が検出できたにすぎない。築地の東側にある溝は素掘りで幅0.9m、深さ40cmをはかり、この溝を築地の東側溝と考えることができよう。

東内郭築地東縁から東へ13mまで発掘区を設定したが東外郭築地を検出することができなかった。この範囲では部分的に瓦が散布している状況がみられたが、明確な遺構の存在は確認できず、西内郭築地西方とはやや様相が異っていた。なお東内郭築地は脇殿基壇当初の南縁線より南10.4mの地点で直角に西に折れることを確認した。

南内郭築地　南内郭築地の遺構は水田の耕作土と床土を除去すると検出できた。他の築地と同様、後世の削平をうけ上部を失っているが、築地北縁の瓦積み列や南側の基底部縁を検出し、一応規模を知ることができた。これによると築地基底部幅は2.4mをはかり、全長については、東内郭築地と中間との間の距離約30mを復原することができる。築地上面は今回充分に調査をおこなっていないので柱列などの遺構については不明である。

築地北縁の一部には瓦積みがみられた。これは約2.5mの範囲に遺存しており、半截した平瓦を横積みする。現状で6段をとどめ高さ30cmをはかる。部分的に丸瓦の使用が注意される。これ以外のところでは瓦積みは全く認められず築地基底部の高まりを検出しただけである。南縁は極めて一部しか調査しておらず、ようやく築地幅を決したにすぎない。このため瓦積みの有無は不明である。現状で南内郭築地は水田畦畔下に存在し、畦畔以南の水田ではそのレベルが1段下がり、国衙の地割りを現在までとどめていることが判る。

その他の遺構

調査によって検出された遺構のうち国衙に直接関連する主要なものについては前述したとおりである。それ以外にも土壙や小柱穴、火葬墓などの諸遺構が認められた。ここではそれらについて概要をのべておきたい。

掘立柱列　第1次調査の際に掘立柱列1を確認している。これは推定中門跡の北方西寄りに位置し、東西方向に走るものであり、工事掘りかたの断面では計7間分をみとめた。色々な制約でこの付近は充分に調査していないので詳細は不明であり、掘立柱建物であるのか、柵列なのかは決定できない。この遺構の時期については今回の調査で1棟も掘立柱建物をみとめていないことから、むしろ基壇をもつ礎石建物に先行する建築遺構である可能性も強い。もし柵列であるなら、位置的にも南内郭築地の前身的な性格を持つ遺構であるとも考えられよう。

土壙　土壙には正殿の東縁及び東脇殿の東縁などを破壊している大小の規模をもつものがある。これらは国衙廃絶後に掘られた土壙である。これら以外に国衙と直接関連する土壙が検出されている。これは内部に多量の屋瓦・塼・土器などの遺物を包含しており、これらの遺物を廃棄した土壙ー瓦溜りということができる。これらの土壙はいずれも基壇をはずれて掘られている。最も顕著な一例は、西脇殿と西内郭築地間の空地に掘られた土壙であろう。これは築地東側溝にわずかにかかりながらも巧みにさけ、

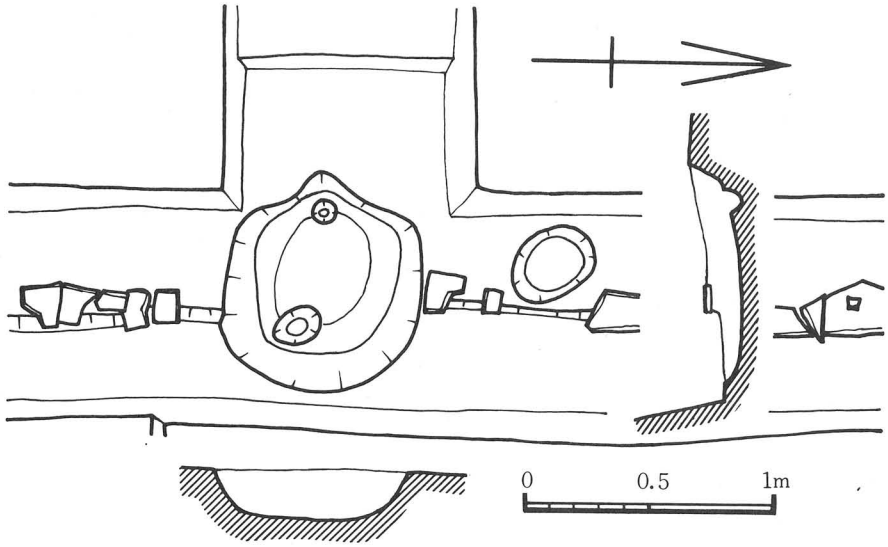

挿図11　火葬墓詳細図

南北4.3m、東西2mの楕円形平面をもち深さ0.3mをはかる。皿状を呈する土壙内からは多数の屋瓦や土器片を検出した。

溝　築地の側溝や建物に伴う雨落溝などのほかに、多くの溝を検出した。これらはいずれも国衙廃絶後の遺構とみられ、基壇を破壊する状況で検出できた。とくに東脇殿の調査では北縁部に1条，南縁部で2条の溝を検出した。北縁部の溝は、基壇北妻部を破壊しすぐに東へ折れまがるもので幅1.3m、深さ0.6をはかる。南縁部で検出した2条の溝はほぼ東西と南北にはしるもので、東西にのびる溝は幅0.5m、深さ43cmをはかり、玉石敷面を破壊している。南北にのびる溝は幅0.7m、深さ50cmをはかり、脇殿南縁と玉石敷面及び拡張建物礎石掘りかたをも破壊している。

小柱穴　発掘区各所で径30～40cmの小ピットを検出した。これらは2～3個が一列に連なっており、柵かあるいは小規模な建物に伴うものと想定できるが、発掘範囲が小さく、その性格を充分明らかにすることができない。ただ東脇殿南端から玉石敷面を破壊してみられる一連の柱穴は一応柵列としてとらえることができよう。これは南北に連なるもので計7間分（各柱間長1.8m）を検出した。この付近にも小柱穴が多くみられ、あるいはこの柵列と組み合う可能性ものこる。

火葬墓　東脇殿基壇東縁を破壊して掘られた火葬墓1基を検出した。これは東西90cm、南北80cmをはかり、ほぼ円形に近い掘りかたをもつ。底は皿状を呈し深さ30cm前後をはかる。内部には多量の灰（骨灰を含む）が堆積しており、底部にはとくに深くまで灰を堆積した小穴が2ケ所認められた。灰層上面からは祥符元宝5枚が出土しており，火葬墓に副葬されたものとみられる。これによって国衙廃絶の時期をある程度限定できうるであろう。

第5節　国衙関連の諸遺構

今回の調査では種々の制約のため調査できなかったが、門跡をはじめとする遺構の存在が現状で認められる。この項では、これらについて若干ながらふれておきたい。

中門跡　中門跡は未発掘のため確認していないが、築地や地形の関係からほぼその位置をうかがうことができる。これは調査で一部確認した南内郭築地の西延長上にあり、正殿の中軸線と交わるところに位置する。現状は北半分を炭鉱離職者住宅敷地内におき、南半分を水田畦畔状の荒地として一応その遺構をとどめている。

南門跡　南門跡は推定中門跡の南方約100mの地

点にみとめられる。推定中門跡から南へはほぼ中軸線上をのびる畦畔がみられ、この畦畔が南へ急激に下がり始める台地縁部の畦畔西側に荒地として存在する。現状では畦畔は南門基壇東端部をかすめており、南縁は台地縁で削られている。第1次調査の際に簡単な試掘をおこない、瓦積基壇化粧の一部と門礎石の根石を検出している。これによると基壇東西長推定12m，南北長推定9mをはかるものと思われ、基壇上に3間×2間の門建物が建っていたことがわかる。柱間寸法については調査で2間×2間分の礎石根石を認めたが、いずれも3m(10尺)等間であり中央間が広くならない。このため南門を4脚門に脇門を付属させた構造に考える説もある。

南門前道　南門は台地の縁端に建てられており、これより南方へは崖面となっている。現地形では台地下へおりる畦畔がほぼ南門中軸線上にたどれ、これを南門前道の痕跡とみることができよう。

北門跡　南門から北へ約320mの地点には北門基壇の痕跡とみられる荒地がある。これは南門と同じく台地縁端に位置し、ここより北方へは崖面となっている。現地形では台地縁にそう畦畔が北門跡と推定される位置で幅を拡げている。この荒地の中央に台地下へ降りる小径がみられる。

北内郭築地　正殿と脇殿を囲繞する内郭築地のうち北側のものについては今回の調査で検出することができなかった。しかし現地形からみると、後殿北縁から北へ13mの地点で約2mの落差がみられ北方へ下がる。この縁部には畦畔がたどれ、これを北内郭築地の痕跡とみることができよう。

その他の遺構　前述した諸遺構以外にも三大寺山地域内の住宅造成工事に伴って部分的ながらも遺構の存在が知られている。ただこれらについては、工事と平行して調査をおこなったため遺構の地点やその性格などを明らかにしえない。昭和35年2月の県営住宅造成工事に伴う調査では、建物跡1棟を検出している。これは礎石下の根固めを検出し、東西7間（柱間3m等間）以上、南北4間（柱間2.1＋3.0＋3.0＋2.1m）の建物であることが判った。これは栗石に瓦をまじえて突き固め根固めとしている。建物周辺には基壇や雨落溝などみられず、建物の西縁と南縁には焼灰が堆積し、焼灰中に桧皮が含まれていた。これ以外でも造成工事で遺物が多く出土した地点や、築地、建物跡らしき遺構が知られており、この三大寺山地域内の広い範囲に国衙に直接関連する多くの遺構が存在するものと断定できよう。

第6節　小　結

近江国衙跡についてのこれまでの調査で、国衙の中心部分の様相を明らかにすることができた。南北に連なる2棟の正殿と、その左右に配置された南北に長大な2棟の脇殿、ならびにそれらの外域をとりまく築地など重要な遺構を確認した。ここでは調査の結果判明した2、3の問題についてまとめておきたい。

遺構の変遷　調査によって明らかにできた国衙遺構の状況は、いうまでもなく国衙廃絶時の様相に、さらに後世の削平や攪乱が加わったものである。この状況を時期ごとに整理してまとめてみると遺構は大きく2時期に区別することが可能である。後殿の調査で基壇規模を若干小さくして瓦積み化粧を修復している事実が指摘できた。修復前の基壇化粧には平瓦のみを使用するが、修復後では丸瓦を非常に多く用いている。正殿で指摘できたこの修復工事が、他の建物にも及んでいることが想定できる。この修復の時期については、修復後の基壇化粧に用いられた平瓦の中に「修」の刻字をもつものがみられ、奈良時代末から平安時代初頃に修復工事がおこなわれたものであろう。修復前の遺構の配置状況は最も良く整っており、中央に2棟の正殿、左右に脇殿を対称形に配している。築地で囲まれた地域内の建物はすべて瓦積基壇上に建てられていたと推定できる。この状況がいつぐらいまで遡れるかは判然としないが、出土瓦などからみて奈良時代中頃を遡ることはなさそうである。現状ではこれをもって国衙造営期の遺構と考えるのが妥当であろう。ただ中門跡北側西寄りで検出された掘立柱列が建物の柱列であるとすると、構造の異なる建物遺構がこの地区内に存在する

こととなる。今回の調査では基壇下、あるいは基壇建物の基底面を充分に検討していないので下層遺構として、基壇建物に先行する建物跡が存在する可能性も残っている。もし先行遺構が存在するとすれば、礎石建物というより掘立柱の構造をもつ建物であろうと想定され、前述した中門北方の掘立柱列をこの時期の遺構と考えることもできる。その存在の有無はいずれにしても、国衙中枢地区として最も整備完成されたのが修復前での建物配置であり、建物造営であったことにかわりはない。

修復の直接的契機になったものが何であったのか不明であるが、遺跡のほぼ全体にわたって大規模な改作がおこなわれたとみられる。とくに東脇殿を南へ2間分玉石敷面を破壊し拡張している事実などはこの時の改作によるものであろう。

前殿や西脇殿の瓦積基壇化粧が意識的・系統的に抜き取られている事実が認められたが、これを前述改作時の仕事と考えるには疑問がのこる。前殿現存基壇高が後殿のそれとほぼ同一レベルをとどめることから、基壇を除去せず単に瓦積み化粧だけを抜き取ったことが知られる。もし改作時に抜き取りをおこなったとすると後殿の正面に全く基壇化粧をもたない基壇が存在することとなり、奇妙な建物配置となる。西脇殿についても同様なことが指摘できよう。むしろ前述した改作の後、国衙の廃絶に近い頃の仕事と考えられよう。この頃には当初もっていた各殿舎の機能も失なわれていたのであろう。

以上のべてきたように、調査によって検出した遺構は同一の変遷をたどるのではなく、各々の機能や性格などによって修復や改造、廃絶などの変遷をたどったことが知られた。

地割りと建物配置　調査によって検出した建物や

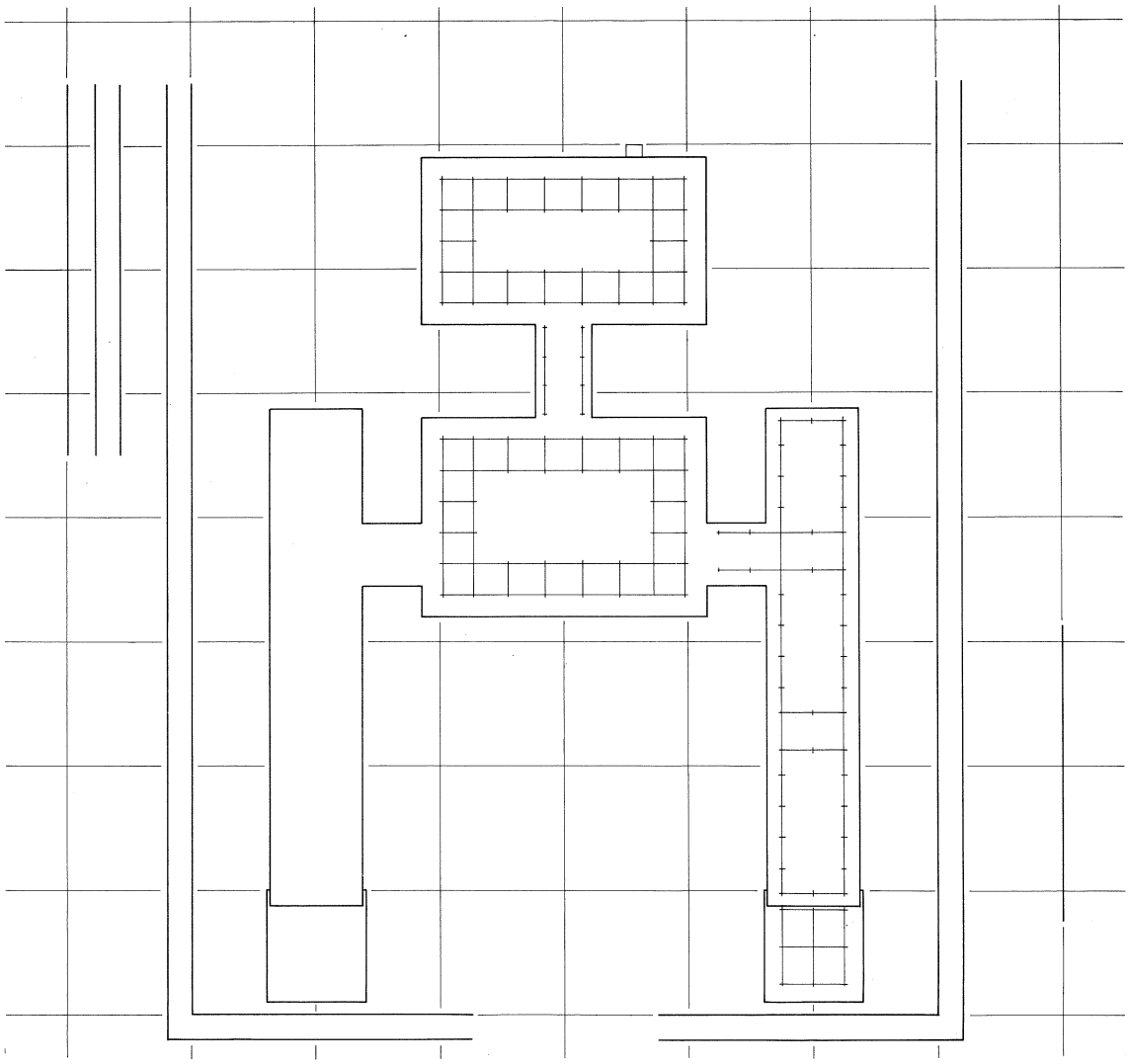

挿図12　正庁域内地割想定図（40尺方眼）

築地などは、一定の地割り計画の上に配置され造営されていることが予測できる。両側の築地を検出した東西方向の地割りからみてみよう。東西内郭築地間の内々距離は72.8m(240尺)であり、これは1町の3分の2の長さに相当する。東西内郭築地は基底部幅や側溝の有無など差がみられるが、この両者の中央に正しく正殿の2棟が配置され、地割り計画が正しくおこなわれていたことが判る。またこの中軸線から東西各々24.2m(80尺)の位置に東西脇殿の心が配されている。これは地割り計画からみれば、中軸線から東西内郭築地までの距離120尺の3分の2に相当し、両脇殿の位置が正しく割りつけられていることが判明する。

南北方向の地割りについては、南内郭築地を検出したのみで、北内郭築地を認めていないため判然としない。ただ南内郭築地の北縁から北へ、東西内郭築地間の距離72.8m(240尺)をあてはめると、後殿基壇南北幅の前3分の1の位置に相当する。さらに同じく南内郭築地北縁から72.8mの3分の2を北へあてはめると前殿基壇の中央にほぼ相当することとなる。このような想定が正しいとすると、南内郭築地の北縁線から北内郭築地跡を示すとみられる畦畔までの距離約100mは、240尺の2分の3にあたることとなり、1町の単位の計画線に極めて近いものとなる。脇殿については、東西長さの2分の1の位置がほぼ240尺の半分にあたり、その南端(修復前)が南内郭築地中軸から240尺のほぼ6分の1の位置にあたることが判る。このようにして東西内郭築地内々距離240尺、南北内郭築地推定心々距離360尺が判明するのである。

上記の事実をまとめてみると、南北内郭長は1町で計画され、その3分の2の長さで内郭東西長が決められたことが判る。2棟の正殿建物は南北長の2分の1のところに前殿基壇の中央が相当するよう配されている。東西長では、1町の4分の1の長さを東西中軸線から左右に割りふった位置に脇殿の中央がくるように計画されている。このように調査によって明らかにされた各建物、各主要遺構は厳密な地割り計画あるいは配置計画の上に造営されたことが明らかとなった。

脇殿南端の付設された建物　東脇殿の調査によって南端の石敷上に2間×2間の建物が付設されている事実が認められた。この事実を単に脇殿が南へ2間分拡張されたものとも考えられるが、しかしそうすると、基壇東西幅を約1尺拡げていることや、当初の南縁基壇縁を破壊して穿たれた礎石掘りかたを充分に説明することができない。

遺構を詳細に検討してみると、南側の柱列から基壇縁を示す段までは1.8m(6尺)をはかる。同じく東西の基壇縁(脇殿より1尺拡げられた基壇)も各各の柱列から1.8m(6尺)の距離をもっていることがわかる。北側では脇殿の基壇と重複し、明確な基壇縁を指摘できないが、前3者と同様な規模を計画したものと推定できる。このように考えてみると、この2間×2間の建物は東脇殿と連続して配置されてはいるが、構造的には全く別の独立した建物であることが判る。基壇の出が4辺ほぼ等しいことから、切妻の建物ではなく、寄棟式の建物であると想定でき、切妻式である東脇殿建物との差異が明確となろう。

このように、一連の改作工事に伴って東脇殿南端に付設された2間×2間の小建物は、単なる脇殿の拡張ではなく、性格の異なる建物(楼のような建物であろうか)を新設したと考えられるのである。

(黒崎　直)

第3−1章　遺物（土師器、須恵器、その他）

はじめに

出土遺物、わけても土器その他に関する考察において小稿が果さねばならない目的は、分析視角として大別した場合、2つ認識されねばならない。

この2つの分析視角とは、1つには出土土器の整理・検討方法によって、遺跡の性格ーこの遺跡がいかなる意味をもって構築されたのかについて語らせることである。

いいかえるならば、本遺跡出土土器が、その器種のセット関係、さらに数量的比例を含めて他の遺跡といかなる相異・類似性を示すのかについて、目的意識的な整理方法の中において検討し、この遺跡がいかなる性格のものであったかを検証していくことである。

但し、このような観点から出土土器の整理がなされたものは皆無に等しい。わずかに、奈良県平城宮跡の遺物整理においてこのような視点が考慮され、またその時点で、大阪府船橋遺跡の遺物についても、土師器と須恵器の比例数が検討されたにすぎない。従来、土器の整理が、器種を主とした表面的観察に終っている証拠である。

2つには、出土土器の整理・検討によって、この遺跡がいつ頃成立し、いつの時代に消滅・衰退したのかについて刻明に跡づけるための視角と方法である。これによって、この遺跡の消長が具体的に明らかにされるとともに、遺跡の性格を考えていくうえで重要な焦点ともなってこよう。

ただ、この第2の分析を遂行するためには、奈良時代から平安時代にかけての各種土器類の変遷過程を詳細に把握しておかなければ、不可能なことである。このため、多くは紹介を後日に譲らなければならないが、このための基本的な、かつ裏方的な作業として、近江の古窯址を中心に検討してみた。

第1節　土器の器種と数的検討

ここ数年来、記録保存という美名のもとに、大小、種々の集落址が次々と調査対象となり、すでに調査概要の刊行されたものも少しはある。

ところが、出土遺物、わけても、土器について全器種を検討し、実測可能なものをすべて網羅した報告書は皆無に近い。このため、出土土器の数的把握は全く困難であって、この種の分析視角による問題提起は、わずかにさきにのべた、平城宮跡のＳＫ219と同ＳＥ311Ａの器種別比率表があるにすぎない。

私は、今後この種の数的認識を目的意識的に果し、一定の基礎的な基準を把握していくべきだと考える。

この目的意識的なアプローチとは、各種遺跡の性格を決定する決め手になりうる資料にまで分析を加えねばならないが、たとえば、平城宮跡においても、この2つの器種別比率表でもって、平城宮跡そのものの数的処理と認識が果されたものとするのではなく、さらに、平城宮跡内における各種官衙内相互の数的対比も、不可欠な作業とすべきである。

また、文献やその他明快にその性格の知れる遺跡、たとえば、「風土記」において記載された開発移住や設定集団という特別な事情によって成立した集落を遺跡のうえで確認するとともに、逆手に相関関係として、その集落跡内より出土する土器が、他の周囲の集落跡より出土する土器類といかなる点において、いかに相異しているのかという観点より、意識的な遺物の整理方法・調査方法も必要となろう。

また、この場合の数的処理とその把握は、ただ単に器種別の数比だけではなく、たとえば、焼ひずみや重ね焼痕の明瞭な劣品と焼成堅緻な優品との遺跡別・遺構別の出土状況の相異や、製品の産地の識別

と産地別出土量の数比など、このほか列記しきれない程の問題点がある。

第２節　平城宮跡出土土器の数的操作と認識

すでに先駆的な仕事としてなされた平城宮跡のＳＫ219出土土器の個体別数量表によると、この土坑内より出土した401個の土器群中、土師器が333個と80％以上を占め、他は２個の黒色土器を除いて66個の須恵器であった。しかも、土師器の中では坏、椀類が圧倒的に多く、全土師器群中の40％近くを占めている。そして、壺、甕類がきわめて少なかった。

ちなみに、著者の記載を引用するならば、「これを畿内の一般的住居跡例と比較するため、出土土器の大半が奈良時代に属する大阪府柏原市船橋遺跡の場合をみると、６割余が土師器で、須恵器が４割に近い個体数を示している」として、須恵器の過少性を平城宮跡出土土器の特色の一つにあげている。

しかし、さらに詳しい器種別の対比は、船橋遺跡の出土遺物においても、そこまで処理されなかったため、一層具体的な検討はなされていない。

また、この平城宮跡ＳＫ219の土師器には、貯蔵用の形態である壺類が皆無に近く、また、一般住居址に比して甕類が少ないことも判明しよう。

これらは、この種遺跡の性格を明確に反映しているとみてとることが出来る。

おそらく、坏、椀類の絶対的多数からみて、この地点において盛大な饗宴が再三行なわれたものと想定することは誤りなかろう。

なお、これら土器の出土をみたＳＫ219の土坑からは、年号銘の入った木簡が伴出しており、その年代も宝字６年（762年）をあまりくだらないものと想定されている。

その後、同じ平城宮跡で平安時代初期とみられるＳＥ311Ａの井戸から出土した一括土器が整理されている。

その数値によると、総数202個のうち、土師器が181個と約90％近くを占め、しかも、この土師器のうち坏が43個、椀が46個さらに皿が56個と圧倒的多数を占め、他は黒色土器４、須恵器16、緑釉陶器１個との総数21個しかみうけられなかった。

この比率は、さきに紹介した平城宮跡ＳＫ219出土土器の比率と大きな変化はなく、一層土師器の占める位置が大きくなってきていることは一目瞭然である。

第３節　三大寺遺跡出土土器の検討

ここで瀬田三大寺遺跡の性格を考定していくため、当遺跡の出土土器量の数値を示しておこう。

当遺跡出土の土器は、表土除去後直ちに検出された遺構との間の、ほとんどが床土直下から検出されたため、層位関係をなして遺物が検出されたわけでもなく、また、一括資料として充分使用にたえる好資料が発掘されることもなかったため、以下の数的把握は、遺構の性格を考えるにたえられないものもある。しかし、このことさえ見失なわなければ、その数値をもって遺構の性格を検討することは可能なことであり、不可欠な作業である。

平城宮跡出土土器数との対比

三大寺遺跡出土土器数は、土師器数714個、須恵器数332個が確認されている。両者の比率は、須恵器が全体の45％以上を占め、さきに紹介した平城宮跡の両者の比率と大きく異なっていることに気付かれよう。

しかし、ここで注意しておきたいことは、平城宮跡の資料が土坑内の一括遺物であって、その年代の巾も比較的狭く想定されるに対して、三大寺遺跡の場合は、少なくとも300年間の間に破棄されたものであるという前提条件であろう。

しかも、一般的に平安時代に入ると須恵器生産そのものの急速な衰退と、この現象とはうらはらの土師器の絶大な隆盛が考えられている。

このような前提をふまえ、かつ当三大寺遺跡が平安時代に永く存続していたとすれば、この時代は土

師器の隆盛期であるため、一層、土師器の数比としても大でなければならないはずである。しかし、どうしたことか、上記数値が示すように奈良時代の短期の遺跡に示された——たとえば大阪船橋遺跡の数値、比率は土師器約60%、須恵器約40%であったが、それ以上に須恵器の比率が大きいことに気付くのである。

このような年代別によらない、長期間用いられ破棄された一括遺物総数の数的把握は、土器そのものに歴史的な消長があるため、その数値をそのまま重視することは許されない。このような前提的条件が必要な意味から、この数値を単純遺物数値と呼んでおきたい。

では、このような数値を示すこととなった理由は何であろうか。それには3つの問題点が指摘出来る。

1つは、須恵器総数332個のうち、瓶も含めた壺類、正確には壺瓶類が82個と須恵器全体の約25%近くをも占めていることであり、その数値は、平城宮跡SK219出土の須恵器66個中、壺がわずか1個しか認められていないことと比較して明瞭であろう。しかもその多くは奈良時代以降に用いられ破棄されたものである。

さらに2つには、当遺跡出土の土師器のうち、高台のつく坏類、正確には坏椀類で、その中には若干高台付盤、皿も含まれようが、この坏類が総数714個のうち300個数えられ、約42%を占めるに対して、高台の付かない皿類、正しくは確定しがたいものもあるため、皿・椀・坏類とすべきであるが、この皿類が高台の付かないものをすべて皿としても162個しか認められず、平城宮跡SK219出土の土器において、この坏が総計46個に対して皿が147個、すなわち、土師器全体の44%を占めていたことと比較してみると、いかにこの三大寺遺跡の皿が坏・椀に比して少ないかが判明するのである。

以上のように平城宮跡SK219出土土器との比較において、この遺跡には前者でみとめられない須恵器壺・瓶類が多数あって、また、前者で多数みとめられる土師器の皿がきわめて少ないことをみてきたのである。

この比率の問題とからまり、もう1つ大きな問題点がよこたわっている。

それは、奈良時代に遡る須恵器が圧倒的に多数を占めるに対して、この須恵器とセット関係を組みうる土師器が皆無に近いことである。平城宮跡SK219において、土師器に対する須恵器の比例が約20%弱もあるのに対比して、ここでは明確な8世紀代にあげうる土師器は認められないのである。

なぜ、奈良時代の須恵器にともなう土師器が明瞭に検出しえないのかという問題とともに、最初にのべた全比率中の須恵器の過少性をおよそ3世紀間という長い巾の中で把握するのではなく、各時期の中で、しかも各器種をふまえたうえでの比率の問題が今後検討されねばならないであろう。

このような資料操作の上で不安は残るが、興味ある類似データが周防国衙の中にみうけられる。

すなわち、「古代の土器については正確な計量は困難であるが、破片まで加えて、おそらく須恵器が9割を越え、土師器は僅かに1割にも満たぬであろう。」と国衙北西隅地区出土のものについて記されている。

この数比が上記三大寺遺跡の8世紀代の土器量の数比と類似していることは容易にうなづけよう。しかし、この「古代の土器」とされるものが、中世に至るまでの全期間中を含むものなのか、あるいは8世紀代という早い時期内の一括資料なのか報告では詳かではない。ただ、実測図版と遺物の解説をみるかぎりにおいては、8世紀代が最も多く、その後断絶して平安時代中葉頃の遺物が出現してくるかにみうけられる。そのかぎりにおいては、報告書の「古代」とは、主に8世紀代を示すものと受けとっても数値として大きく異なることはなかったであろう。

周防国衙における他の地域——主として国衙中心部においては、中世に至っても政治機構の所在地として利用されたため、遺物も多種多様なものを含み、この北西隅地区のように容易に土師器の数比をみきわめることは困難であったろう。しかし、他地域の資料についても、また、中、近世の資料を含むとはいえ、今後、この種遺跡の比較のために数的整理を願いたいものである。

それはともあれ、周防国衙北西隅の土器量の数比は、当三大寺遺跡の性格を考慮していくうえにおいて、重要な比較資料としうるものとみておきたい。

以上が、数的把握の行なわれた平城宮跡SK219と

の相違点に関する比較であるが、類似点については如何であろうか。

まず、土師器については、その大部分が平安時代のものと推定されるが、個体数として明確に把握した492個のうち、椀、皿、坏の供膳容器が462個と全体の93%を占め、このうち高台のつくものが300個と64%を占め、平底のものが162個指摘出来る。

この数値は、平城宮跡ＳＫ219の土師器のうち、坏、椀、皿があわせて全体の82.2%を占めることときわめて類似している。

また、皿類の数値が平城宮跡の44.1%ほどではないが、32%みとめられることは注意されるが、皿類の正確な数字を決定することは困難である。

他方、その他の器形では羽釜３、鍋１、甕８、盤１、壺６、高坏７、蓋４と各個体数はきわめて少なく、平城宮跡の全333個中、鍋１、甕Ａ・Ｂ・Ｃ計36個、盤１、壺１、高坏３個と類似している。しかし、平城宮跡ＳＫ219の場合は甕36個、10.８%と坏Ａ類に比適する程多く、三大寺遺跡のそれと少し異なるところがある。

また、須恵器に関しては、蓋と坏の比数に関して不可解な類似点が指摘出来る。

すなわち、平城宮跡における蓋Ａ・Ｂ・Ｃ　総計43個に対して、坏Ａ、Ｂがわずかに10個しかみとめられないことである。蓋の方が坏身の４倍以上も多いのである。

このような数比は、三大寺遺跡においても認められるのである。三大寺遺跡の壺蓋類を除いた蓋類は131個検出され、他方、坏身は、高台坏・平底坏含めて58個しかみとめられないのである。比率においては、平城宮跡のそれと異なるが、そもそも坏身にたいして、蓋が倍以上も存在することはきわめて不可解なことである。

このような比例が、平城宮跡の他の地区においても普遍的なものであるか否かについては、現在整理中の数比について照会したところ、そのような事実はみとめられず、両者、坏身・蓋相似た数値になるとの事であった。

以上のような蓋と身の不整合な数値については、今後、このような数的操作の資料増加と類似資料の検出をまたねばならない。

それとともに、個体数のかぞえ方や土器のこわれ方の傾向をつかみ、共通基盤としえる個体の数え方を確立する必要があろう。平城宮跡の場合は、同様な個体数の数え方を行なっており、そのうえで、坏身、蓋の数比が近接するものと、ＳＫ219のように全く異なるものがある以上、個体数の数え方の不確定さをもってこの事実を無視することは出来ないであろう。この不確定さは誤差の中に相殺されているとみなされる。

しかも、三大寺遺跡において類似の比例があることは、両遺跡の土器の取扱いのうえにおいて、歴史的によく似た現象があったとみることも一考を要するものである。

ただ、個体数の数え方において、やや疑問の生じることは、蓋の数と坏身の数の、総計をそのまま個体数として数えることが、全土器群中の坏の占める位置を考慮して算定する場合、はたして正しい事であろうか。すなわち、たとえば、坏が10個で蓋が43個の場合、個体数は53個であろうか。この蓋が坏身10個とセット関係をなすものであってみれば、蓋と坏身の計２個であくまで坏（蓋坏）１個たるべきであって、欠如した坏身を考慮して個体数を考えた場合は、両者で43個になるのではなかろうか。このような数え方の問題もさきに述べた如く、今後の課題なのである。

三大寺遺跡の個体数の数え方においても、上記の問題点をふまえたが、唯一の比較資料である平城宮跡の場合と対比するため、同様な方法をとった。今後、改めなければならない事である。

須恵器66個中、坏身Ａ・Ｂが10個と、坏蓋Ａ・Ｂ・Ｃが計43個と総計53個で蓋坏として算定した場合43個となり、その数は全体の76%を占めることとなる。

一方、三大寺遺跡においては、全須恵器332個中、蓋と坏身を合せて蓋坏とすれば、総計274個体となり、そのうち、蓋坏131個体は48%と過半数近くを占めている。平城宮跡の場合と少し比例が異なるのは、三大寺遺跡において壺が大きな比重を占めているからであろう。

その他、三大寺遺跡の甕類は15個、平城宮跡が４個であり、このほか三大寺遺跡の場合には硯や陶器がみとめられた。

以上が、両遺跡・遺構から出土した遺物数量の対比であるが、両遺跡にはいくつかの共通点が認められた。

ただ、先にも基本的な問題点としてふれたように、三大寺遺跡は、およそ300年間にわたる長期に及んだ遺跡であり、片方は、奈良時代中期の短期間の土坑であって、両者比較する場合の注意をふまえねばならない。

以下、随意注意点を指摘しつつ共通的な確認をしておきたい。

まず、須恵器中の壺類が瓶類も含めて、その大部分が平安時代のものであるが、この点を考慮に入れると、全器形中、蓋坏類、土師器の坏・椀・皿類が圧倒的多数を占め、その数値は約70%以上を占める。

また、このことと関連して、甕類が少なく、奈良時代においては、壺類もきわめて少なく、一般的な生活用具としての器種に大きな欠落があることに気付かれよう。

すなわち、この土器群は、一般集落跡から検出される土器群と異なった数値を示すのである。

第4節　その他遺物の特殊性

当遺跡の特殊性を一層想定させる資料が次にのべる墨書土器と硯・羽口の出土である。

坏蓋と皿を転用し硯としたものはともかく、そのほかに堅牢で作りの立派な硯が3点検出されている。

県内における硯の発見例はきわめて少なく、わずかに、大津市滋賀里伝崇福寺跡3点（風字硯2点、円面硯1点）、大津市南志賀町湖西線建設地発掘調査区2点（円面硯）、新旭町堀川遺跡1点（円面硯）、堅田衣川町西羅採集1点（円面硯）、さらに、　守山市服部遺跡3点などが知られており、その出土数はきわめて少ない。　もちろん県下における集落跡調査が皆無に等しい状況であって将来の資料増加は当然であるが、その出土地にはおのづと限定されたものがある。いわれるように硯を多く出す遺跡については、その硯をもって遺跡の性格を暗示せしめることは、他の条件も加味するならば有効な基準となろう。

他方、この三大寺遺跡からは、きわめて注目すべきものとして、墨書のある須恵質坏身高台が検出されている。墨書は「国」字であって、高台底に記されていた。

県内における墨書土器は、これまたきわめて少なく、わずかに伊香郡木之本町黒田遺跡において「井……」の字がみうけられ、前者と同様、奈良時代の須恵質高台坏の底部に記されていた。この他、最近その発見をみた、大津市南志賀町（ⅡH区）湖西線発掘調査地区においては、土師質の坏蓋全面にわたって何10種類かの字が同一文字を何回もつらねて書かれている。

この墨書土器についても、本来いかなる目的で銘記されたものかいまだその点は解決されていない。

平城宮跡においても、「弁坫勿他人取」と個人所有を主張したものから、所在場合を暗示させる「羹所」と墨書したもの、その他、習書を思わせるものから呪術を暗示させるものまで種々うかがわれる。

また、最近発見された著名なものとして、推定、高槻市「嶋上郡衙跡」から検出された「上郡」と墨書した土師器の壺がある。逆にこの墨書土器の発見があって郡衙跡と決定したともうけとめられる。

同様な遺構の性格を示すものとしては、静岡県伊場遺跡で発見された多数の墨書・朱書土器のうち、「布知厨」あるいは「郡」などきわめて有力なものがあり、遺構そのものと総合的に検討すれば、遠江国敷智郡衙跡とすることも可能であろう。

また、やや不安を覚える資料ではあるが、薩摩国府跡の発掘調査において出土した墨書土器について、報告者は「国衙」と読めるのではないかと指摘している。実物をみないとなんとも言い難いが、このような諸例のあることは当三大寺遺跡を考えるうえで重要な発見であるといえよう。

このように「羹所」をもって役所の性格を想定し、「上郡」をもって郡衙を考定するならば、この三大寺遺跡出土の「国」字をもって、われわれはこの遺跡をいかに位置付ければよいのであろうか。

私には、土器群が器種の特異な比例数をもつことと、また、独特な建物遺構群を配置することを考慮して、この遺跡の性格にあるいはこの墨書「国」字に関連するものを想定することがきわめて意味あることと考えられるのである。

すなわち、硯の検出は、集落跡の調査が多い昨今、その数は増加しつつある。しかし、その多くは、寺院跡や国衙跡あるいは郡衙跡、さらには集落跡の中でも一定の地域に限られている。この事実と「国」字の墨書との相関関係が強く想定されるのである。

このことを補足するものが鉱滓と羽口の出土である。

集落跡内での羽口の出土例も最近若干ではあるが資料の増加をみつつある。

しかも、この点に関しても墨書土器や硯の出土状況と同様、同一の遺跡から出土する傾向がつよく、地方官衙など政治機構と強く結びついた遺構群と伴出することがきわめて多い。

特に、国衙跡や宮跡・郡衙跡と推定される遺構群と鉱滓ー銅滓、鉄滓ー羽口の共存例はきわめて多い。ちなみに、国衙跡推定地と鉱滓・羽口の伴出は、少しでもその本格的調査を受けた場合にはそのすべてにおよんでいる。たとえば、日本で著名な三大国衙とも称される、周防国府の場合においては羽口の出土が報告されているし、出雲国府の場合も府域内の樋ノ口地区における奈良時代の竪穴式住居跡より羽口が発見されている。いちいち列記することは省略するが、薩摩国府の場合も府域内中心部の字石走島において羽口（鞴口）や鉄滓などの出土が報じられている。

また、正式な調査を受けず、国府域と推定されているものや、すでに調査を受け羽口や鉱滓の発見があったものも、推定される府域内あるいは近接地において製鉄遺跡を暗示させる地名が残存していて、国府・国衙と製鉄遺跡との相関関係を文献に記される以上に具体的に物語っている。

たとえば、周防国府の北東府域内外には、「多々良」や「鍛冶屋」の字名が残されており、下野国府推定域外北東には「鋳物師内」の地名が、また出雲国府では地名「鍛冶」がある。さらに、豊前国府府域推定地の北東部には、「カジヤノ前」と呼ばれる地名がある。

このようにみると、鉱滓や羽口の出土、あるいは鍛冶・鋳物師の地名が知れるものは、国府所在地推定全86ケ所以上のうち18ケ所にも及んでいて、各府域を詳しく検討するならば国府と製鉄遺跡との具体的な関係にまでたちいって論ぜられるであろう。

羽口や鉱滓の出土は、国府所在のきめ手ではない。しかし、国府や国衙の所在地を決定していく場合の一つの大きな要素となるものである。

最後に、当三大寺遺跡出土土器群よりみた、この遺跡の継続年限を考定し、当遺跡の性格を追求しておきたい。

第5節　三大寺遺跡の成立時期

当遺跡の成立時期、すなわち、これら遺構群が構築された年代は何時頃であろうか。この問は、あわせて屋根瓦の分析からもアプローチされることであろう。

現在、当三大寺遺跡出土土器のうち、確認出来る最古のものは、内面にかえりを持つ、坏蓋２点である。その年代も白鳳時代の後半代に設定することが出来る。その他、この時期にあるいは該当するのではないかと思われる坏の細片があるが決め手を欠いている。

少なくとも、この白鳳時代の後半代から、遺跡が始まると推定することはほとんど不可能な事であろう。

次に確認しえる遺物は、平城宮跡ＳＫ219にみうけられる口縁端部が横Ｓ字型に大きくひねった坏蓋と、さほどひねりはみうけられない上記坏蓋に相対的に先行すると思われる。口縁端部を下方へ折り曲げ、ややまるみをもった坏蓋である。

前者の年代については、白鳳時代にさかのぼって存在するといわれているが、近江ではさほど明確には把握されておらず、むしろ古窯跡群の出土遺物から検討するかぎり、８世紀の中葉、50年代以降におくことがもっとも蓋然性が強いものと思慮される。この横Ｓ字形口縁坏蓋は、平城宮跡においても上記

ＳＫ219が宝字６年（762年）を前後するものと推定されており、この感を一層強くするのである。

他方、これに先だつ土器群は、横Ｓ字形口縁の坏蓋ほど、そのひねりは強くはないが、いわゆる白鳳時代終末にみうけられる。すなおで、かぎがたに端部が折れ曲り、繊細におさまる古い様相を示すものであるが、この手の蓋は皆無に近い状況にある。

むしろ、類品を求めるとすれば、史跡紫香楽宮跡（推定甲賀寺跡）附近より発見される一連の土器にうかがわれるような、器壁も厚く、端部もややひねりがあって、曲折した口縁端部のおさまりも、やや鈍重な感じがする土器群に相つうじるところがある。これらの一群の土器との比較年代を求めるとすれば、その一端を聖武天皇の頃、742～46年頃に対比することが出来る。

当遺跡の須恵器群は、相対年代においてこの年代のものから多数出土しはじめるが、端部をひねった坏蓋と共存する可能性が強く、この遺跡の成立年代も、この歴史時代Ⅳ期以降、すなわち75～60年代において成立をみたとすることが有効であると考えられる。

次に多数を占める土器群は、さきにのべた曲折をもつ横Ｓ字形口縁部の坏蓋と坏身である。

そして、このⅣ期に後続するものがⅤ期であって、きわめて極端な横Ｓ字形曲折の口縁をもつ坏蓋と対応する坏身である。

この土器群の年代の決め手はないが、当三大寺遺跡の再建時における屋根瓦を焼成した瓦窯跡が大津市南郷にあって、この瓦窯跡に接してこの期の須恵器窯跡が10ケ所近く発見されている。このため、この須恵器窯がこの瓦窯跡と相前後する時期に操業されたとすれば、その年代は８世紀の後葉から末葉にかけて焼成されたものと考えられ、この頃において当遺跡に一つの隆盛があったものと思慮された。

この期ののち、きわめて荒い、繊細さを欠いた横Ｓ字形口縁の坏蓋が少しみうけられるが、以降、須恵器の数は圧倒的に減少してしまうことになる。

この須恵器・坏類消滅後、平底の土師質高台付坏類を主に、皿類も出土しはじめる。この手の土師器は、残存部分よりうかがわれる如く、器面に丹を塗布したかのように赤色を呈し、おそらく埴土を器壁に塗ることにより化粧をほどこしたものと考えられる。

当時、この正庁の中でとり行なわれる儀式の中で、官人が用いた供膳容器には真赤とも思える赤く美しい坏類が使用されていたと推測してさしつかえないと思われる。

このような土器が須恵器にかわって９世紀から10世紀にかけて用いられたとみてよかろう。

第６節　三大寺遺跡の消滅

これ以後、当三大寺遺跡の衰退・崩壊時期については、出土土器の分析をまつまでもなく、当遺跡の東建物南寄りにおいて、祥符元宝（1008年）を伴った火葬墓が営なまれていたことより少なくとも、この時期、すなわち、1008年に初めて鋳造された貨幣が何10年間か流通して埋置される時期以前には確実に当遺跡が壊滅していたと考えてよかろう。

しかし、当遺跡の下限の一端が知れるとしても、貨幣は流通するものであるし、また、当遺跡廃絶後、長期間を隔てて火葬墓が営なまれた場合もありうるのであり、厳密な衰退時期はきめられないのである。では、当遺跡出土土器群の中、最後に位置づけられるものは、いかなる頃のものであろう。

終末の時期と推定される遺物には、緑釉の陶器（瓷器）や灰釉のかかった猿投窯産の段皿、同じく美濃産の広口瓶等が指摘されるが、淡い緑色の華奢な高台のつく椀を９世紀におくと、他は10世紀に推定されるものばかりであって、この点からは、当遺跡が11世紀までには、すでに雑草におおわれ廃虚と化していたと推測してあやまりなかろう。

ただ、極少ではあるが、あるいは11･12世紀においてもよいのではないかと思われる底の浅い低平な口縁端部の曲折した灯明皿類が検出されており、あるいは火葬墓など墳墓にともない使用された遺物かもしれず、これらの遺物をもって当遺跡・建物群の存続年代を推定することは不可能であろう。

すなわち、これら遺物の型式をたて糸とし、その数を横糸とするとき、この遺跡の消長の時期は、奈良時代半ば、８世紀中葉、５～60年代頃から、10世紀後葉頃までの存続期間を考慮することが、もっとも蓋然性が強いのである。

第７節　三大寺遺跡出土遺物の特殊性と遺跡の性格

以上のように、三大寺遺跡出土遺物、特に土器類について観察してきたが、いくつかの注目すべき傾向が把握されてきたと思う。一つは、出土土器群の分析において、当遺跡の出土土器群が、一般日常生活を可能にするだけの正常な配分構成をとっておらず、たとえば生活に不可欠な甕類が圧倒的に少なく、また、瓶以外の壺類もきわめて少ない。また、奈良時代の土師器類は皆無に近く、他方、小形容器である坏類がきわめて多い等、さきに指摘したとおりである。このことより、当遺跡を一般集落跡以外のものとみなさねばならない。

さらに一般集落跡では出土例の少ない緑釉陶器がやや目立って検出され、灰釉もみうけられる。

では、この三大寺遺跡が一般集落跡でないとすれば、いかなる遺跡が考慮されるであろうか。そのような遺跡の性格を予想されるものとして、さきに紹介した硯や羽口がある。羽口の出土地の特異性や土器のセット関係の問題点を加味して、第２章で明らかにされた建物跡との関連を総合するならば、当遺跡は墨書土器に記銘された「国」字がもっともよくその性格を物語っているとみてよい。すなわち、「国」とは、大化改新以後律令体制の成立にともない、国司制度として、国々に国司が派遣された国衙跡とみることが最も有力な見解となりえよう。

第８節　近江国衙の問題点

文献にみえる近江国の国司派遣は和同元年の多治比水守からはじまる。

しかし、出土土器群からおせる国衙の成立年代は８世紀中葉前半にあって、文献とはかなりの隔りがみうけられる。派遣された国司はどこで政務をとり、現国衙跡の成立事情はいかなるものであったであろうか。

このような国司制度の成立と国衙成立年次の相違が考えられる場合、まず、三とおりのケースが想定される。

１つは、初期近江国衙あるいは国府が、現在我々の問題としている三大寺遺跡以外の他の地域において営なまれ、８世紀中葉に至り、現在地に移動してきた場合である。２つには、そもそも初期国衙・国府と呼びうるものは存在せず、国司は派遣されながらも、政治機構を栗太郡の郡衙ないしは、大化前代からの地方統轄機関とも呼びえる屯倉あるいは私邸において果していた場合である。

さらに３つには、現国衙地域の下、すなわち下層に初期国衙がいまだ埋没しており、今回の調査が上層にとどまったとして、新しい遺構のみ検出されたとみる場合である。

しかし、３つ目のケースのように国衙が二時期にわたって同一場所に重複している場合、はたして、初期国衙時代の遺物が全くといってよい程見い出されずにすむことがはたして可能であろうか。一応、ここでは、２つ目の問題をもふまえて、初期近江国衙が他の地域に当初あったものと推定しておきたい。

そして、その位置は現国府域より北へ3.5町のところを南端に、五町四方の地割がみとめられる現東光寺の所在附近（白鳳時代の瓦の出土が知られている）を想定することが一案であろう。

この想定を助けるものは、南大萱の五町四方地割の南北軸が三大寺遺跡の南北軸と一致することである。しかも東光寺廃寺跡の寺域西端南北線が真南に延びて、近江国府の朱雀大路となって国衙の北端中心部にいきあたるメインストーリとなることである。

この南大萱周囲の地割は近江国府の方八町地割と一体となって強い関連が求められ、その方位はN－２°－W であるが、 北に広がる栗太郡平野部の条里

地割の方向N－30°－Eとは大きく異なっている。

この場合、栗太郡平野部の条里地割と南大萱、近江国府域の地割といずれが他に先行するものか、という重要な問題点を解決しておかねばならない。詳細な論考は別稿にゆずるとして、ここでは結論のみを指摘するほかはない。

現在、栗太郡内にはおよそ12ケ所の白鳳時代の瓦出土地が知られており、そのうち、現集落と寺域が大きく重ならない花摘寺廃寺跡と下寺廃寺跡の寺域方位について触れておきたい。

この両寺は草津市旧常盤村にあって近接するものであるが、1万分の1の航空写真や3千分の1の地形図によって明瞭にうかがわれるように、その寺域が二町四方認められるとともに四方の条里地割と全く異なった方位・地割を示しているのである。このような明瞭な事例はその他枚挙にいとまがないが、この事例をもって、白鳳時代寺院の建立は当地の条里地割に先行してなされたものと推定することが出来よう。

この問題を南大萱におきかえるならば、白鳳時代の東光寺廃寺跡を軸とする当地の五町四方に及ぶ地割は北方栗太郡の条里地割に先行するものとしなければならない。逆に表現するならば、栗太郡の条里は白鳳時代でも花摘寺廃寺跡や下寺廃寺跡、あるいは東光寺廃寺跡建立後に施行されたものと言えるわけである。しかし、白鳳時代以降、いつの時点で施行されたかは断言するすべを知らないのである。

いま、このような事実が判明するならば、8世紀4･50年代に営なまれた近江国衙、さらに国府域は、南大萱の地割と年代的に相当ずれを生じている。もし、この時点までに栗太郡条里が施行されていたとすれば、近江国府の地割は栗太郡条里と一致せられてもよかったはずである。

さもなくば、この時点までに栗太郡条里が出来上っていなかったかもしれない。

もし、栗太郡条里がいまだ施行されていなかったとすれば、近江国府の地割は、南大萱の地割とも栗太郡条里の方向とも全くことなった第3の地割を設けていても全く疑問の余地はなかったであろう。にもかかわらず、時代的にも相当のずれがみうけられる南大萱の地割と近江国府の地割に共通の基準がみうけられるところに、むしろ南大萱の地割の意味を考えるに際して重要な暗示が感じられるのである。ここにおいて、南大萱の五町四方の地割を生んだ東光寺廃寺跡と近江国府との政治的な関連性が強く想定されるのである。

このような点を加味して、この南大萱の地に初期国衙の存在を求めることもあながち不可能な事ではなく、今後の検討を要するのである。

他に近江の国衙が、南大萱より現三大寺遺跡へ移動したとすれば、また、近江の国衙跡が8世紀中葉前半の時点で始まるとすれば、その意味は近江の歴史事情による特殊な事柄なのか、それとも、この現象の中には普遍的な意味合いが求められるのであろうか。

全国的な視野から国府、国衙をながめてみた場合、その所在地の明確なものや、発掘調査を受けて建物の配置、年代の明らかなものは皆無に等しい。わずかに近江国衙があるにすぎないといっても過言ではない。しかし、国府、国衙を追求し、調査が行なわれた遺跡も少なくなく、上記の問題点を考えるうえで貴重な役割を果すものも少なくはない。また考古学的な検討資料とはなりえないが、藤岡謙二郎氏の歴史地理学からみた永年の研究を集積した労作「国府」があって、多くの教示を得ることとなった。

すなわち、きわめて不充分な資料の中にあって、きわめて有効な数少ない先行研究によると、このような国府の移動は、きわめて事例が多いのではないかと推測されるのである。

しかし、その決め手を握りうる資料はきわめて少なく、今後の考古学的研究をまたねばならないが、2、3の事例をあげて問題点を整理しておこう。

さきにも述べたように国府の中身について判明しているものはきわめて少ない。このため、当面は国府の移動について、移動したか否かはともかく、一国に複数の国府が指摘されるものを5、6例紹介しておこう。また、今後、考古学的に検討しえる遺跡を取り上げていきたい。

まず、山城国の国府について、『倭名類聚抄』巻五によると「山城国源唱朝臣為方之時奏明以河陽離宮為国府」とあって、大山崎の離宮八幡、すなわち嵯峨天皇の河陽離宮がこれである。ところが『日本紀

略』延暦16年には「遷山城国治於長岡京南。以葛野郡地勢狭隘也」とあって、葛野郡太秦地方に国府の設置が想定される。さらに、ここに移転する以前には、国分寺や恭仁京設置状況から南山城の木津に設けられていたとする考証もある。南山城木津説の決め手は欠くが、この点を除いても２ケ所に国府の所在が想定され、木津を含むと三遷したことになる。

また、大和の国においては、『倭名抄』に「国府在高市郡行程１日」とあるが、大和郡山市の南方、生駒郡内に「今国府」の部落があり、一方、高市郡には土佐部落に国府神社があって、この地に比定されている。この地においても二遷したことになる。

上記２国については、いずれも、平城京、平安京を国内にかまえた所であるため、その間の事情によって国府の移動も生じたかもしれないが他の国ではどうであろうか。

河内の国府は西成から江頭、国府津への移転が考えられ、さらに国分寺のある長柄へと二転説も知られている。但し、河内国の場合は途中より和泉国が分国し、また、東生、西成二郡が一時和泉へ合併されることもあって、国府の移転を必然化したのかもしれない。いずれにせよ、国府自体が比較的容易に移動していることが感ぜられるのである。

その他、甲斐国府については、現在、笛吹川をはさんで北側に「国府」の部落があり、南におよそ３粁弱で「国衙」の部落があり、さらに東方金川をはさんで「国分」部落と国分寺が知られている。この国府と国衙があまりにも隔たっていることは不自然であって、また、両部落をつつむ条里地割も異にしており、国府の移転を考慮しなければならないのである。

つぎに相模国府については、浅香幸雄氏の研究によると、海老名国府より比々多国府、余綾国府へと２回も移遷していることが明らかにされている。

飛騨国においても『和名抄』に「国府在大野郡」とあるが吉城郡にも国府村がある。

また、信濃国府は米倉二郎氏によって三遷したことが明らかにされている。しかし、この場合は諏訪国の分置がなされたためその影響が考えられる。

さらに、２、３例書き加えておくならば、備後国府は『倭名抄』によって「国府在葦田郡」と判明し、現広島県の府中市域にあてることが出来る。しかし、国分寺や尼寺が近接地にはなく、芦田川の下流にあって、ここに国府域を想定し、のちに上流府中市に移動したとみる見解がある。

安芸国府についても、広島県安芸郡府中町の国府は、平安時代中期以降に現地に移動したものであって、国分寺や尼寺が西条盆地に存在することは、この地区に初期安芸国府が置かれていたものと推定される。

以上は文献や歴史地理の成果から考究されるものについて軽く触れたわけである。このように複数の国府の位置が想定されることは、今後、その位置を求めるにあたって充分考慮しなければならないことであろう。

（丸山竜平）

註　小稿は1973年になる未完の草稿であるが、改稿する間もなく、また、本文註も割愛することになってしまった。再稿することを誓い、おわびしたい。

なお、緑釉、灰釉陶器については、名古屋大学の楢崎彰一氏にご教示を得た。

第3－2章　遺　物（瓦・塼等）

は　じ　め　に

今調査で出土の瓦は、その大部分が正殿附近出土のもので、軒丸・軒平瓦が多く、他に鬼瓦・塼の出土が目立つが、丸瓦・平瓦については、全体が明らかなものをサンプル的に取り上げただけである。他には2片の文字瓦があるだけで、道具瓦のたぐいは含まれていなかった。

ここでは、まず各々の種類の瓦について、順次簡単な説明を加え、後節では、それから派生する若干の問題点や可能性を列記することでまとめに変えたいと思う。なお各種瓦の分類および、計測については辻広司氏の手を煩わせたことを記すとともに、「付」をもうけて、軒丸・軒平瓦の計測法、位置等について説明を加えていただいたことを、ここに明記し謝意を表したい。

第1節　軒丸・軒平・鬼瓦および塼等について

軒丸瓦　今回出土の軒丸瓦は大別するとAからJまでの10種で、さらに細分するとA類が7種で、EG類が2種あり、18種で合計182個体ある。このうちA類は、いわゆる流雲文系のもので出土率は28.6%あった。そして、細部の整型については若干異なるところがあるが、造瓦の共通点として、瓦当裏面に布圧痕を持っており、林博通氏の云われた、「いわゆる一本造り」の瓦で、技法のC－Ⅲによって造瓦されたものである。また、胎土、焼成についても、ほとんど同様の仕上りで、異なる点は瓦当文様だけといって良い状態のものである。なお、A_2類には笵割したものがあり他遺跡でも同笵が見られる(挿図13)。

他に特徴あるものとしてC類が30.2%の最大出土量を持ち、南郷田中瓦窯で焼成されたD類が11.5%出土している。そしてF類が20.3%あり、A類を含めると、この4種で全体の80.6%を占めている。なおI類、J類については、他のものと様相がやや異なり古式であることから当国衙以前に付近に寺院のようなものがあったとも考えられる。

軒平瓦　今回出土の軒平瓦はAからK類までの大別11種あり、細別すると15種の合計 127個体出土いている。このうちA類は流雲文の軒平瓦で全体の41.4%の出土量があり、造り、胎土、大きさ等ほとんど同じであるが瓦当文様にやや異なる点がある。違いといっても上下に界線が有るかないかだけであり、特にA_1、A_2については分類の必要がないかもしれない。これは界線のまったくないA_1類の笵ずれにより上外区に界線が入った様に見られないこともないからである。

他に目立つものとしてD類の23.3%、G類の9.4%、H類の10.2%の出土量がある。なおI類については南郷田中瓦窯で焼成されたものであるが、当国衙以外では現在のところ出土例を見ないものである（挿図2）。

鬼瓦　流雲文系のものが大きさの違いで、大・中・小と3種あり、特に中型のものが残りがよい。特徴としては、白鳳期に多い方形鬼板の流れを汲んでいるようで、全体はアーチ型をしているものの、項部よりやや下がった部分の左右に段を持ち陵を作っている。これに対して大型のものは不明であるが、小型のものは普通のアーチ型のものの様に思われる。

なお、鬼面のものは5類あるが、全体は不明である。ただし、南郷田中瓦窯出土のものと類似しており、これから類推することができる。

塼　大きさの違いで3種に分類できる。中型のものは厚さと幅だけを知ることができるが長さは不明である。小型のものは完形品も多く20個体はあるが、大・中のものは数点である。

平瓦　サンプル的に完形に近いものが5点取り上げられている他は小片が大部分である。

端部の作りに若干の違いはあるが大別して長さの違いから3種に分類できる。

丸瓦　これもサンプル的に6個体完形に近いもの

がある。大別すると平瓦と同様長さの違いから３種で、他は小片が多く、特に割り面戸等に用いられたようなものも認められなかった。

文字瓦　文字瓦は２点あり「修」字のものが１点と「下」か「上」か不明であるが１点出土している（挿図15）。このうち「修」のものは丸瓦の凸面に全体は陰刻で、文字と文字を囲む円は陽刻されている。これまでは平城京や長岡京等で「修」字が出土しているが、これらの角印のものとは異なり丸印であった。なお、参考に当国衙隣接地の惣山（神谷）遺跡で表採された「修」字瓦を掲載したが、これも丸印であり平瓦の凹面に陽刻されている。「下」か「上」の文字瓦は平瓦凹面の広端か狭端に陽刻されたもので、その意味はまったく不明である。

第２節　軒丸・軒平瓦の時期について

今回出土した軒丸瓦は、表のとおり流雲文系のＡ類が全体の28.6％あり、これにセットとなる流雲文系平瓦は全体の41.4％、さらに鬼板についても流雲文系があることから、詳細は後述するが、一応創建期の瓦として考えることができる。このＡ類は現在のところ榿の木原瓦窯で一部焼成されていることが明らかである[(1)]が、全体としては榿の木原瓦窯の一種を除いて、ほぼ同技法により造られていることから、さほど時代幅を持たせることは難しいと思われる。しかし、このＡ類中でも複弁八葉で、右回り８雲のA_2類の出土数が最も多く、また周辺遺跡においても多々検出されていることから、この文様構成が基本的なモチーフであって、A_3類の単弁であり、雲が７つであること、A_4類の単弁12葉で、雲が左回り６個であること等は後出の要素として考えられる。このことから考えると、先述の榿の木原窯での製品は、単弁であり、瓦当の直径も小さく[(2)]、雲の尾は、他のものが中房側から出るのに対し、瓦縁側から出、かつ平瓦も同様であるが、雲の尾が直線的であることなどから、A_2類より後出のものと思われる。なおA_1類については、その文様の繊細さと雲の尾が長く雄大で、最もデザインとして整っていることから、単弁ではあるが、A_2類と同時ないしは若干古くも考えられるものである。

軒丸瓦　Ｂ類は軒平瓦Ｃ類とともに紫香楽宮の使用瓦であり、宮廃絶後差し替え瓦として混入したものと思われる。文献によると天平17年（745）に信楽宮を廃しているが、天平宝字６年（762）の造東大寺司符には「信楽殿壊運所」の名が見え、また石山院には板殿を移築などしていることから、この頃に混入したものと考えられる。

また、軒平瓦Ｂ類についても、平城宮跡の6664式に並ぶもので同様の時期のものである。

軒丸瓦Ｃ類は、瀬田桑畑廃寺の調査で軒平瓦Ｄ類とセット関係を示されたものであり[(3)]、今回出土の軒丸瓦中最も多量に出土したものである。しかし、セットの軒平瓦について見れば、流雲文系のＡ類に比べ半数ほどの出土量となっている。また、写真でし

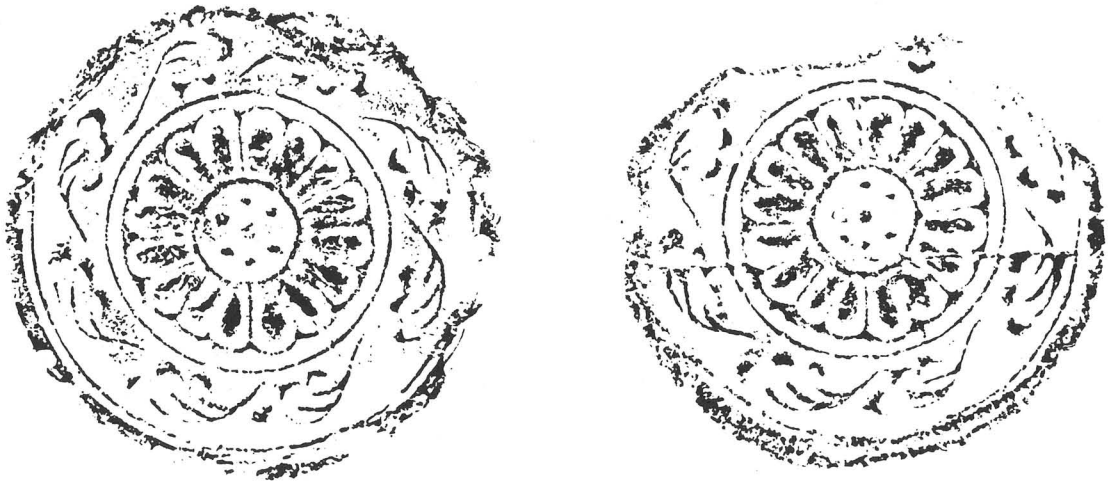

挿図13　A_2類軒丸瓦の笵割

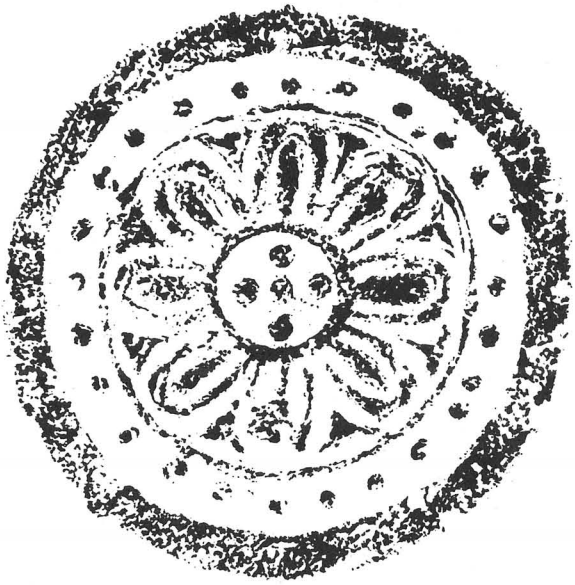

挿図14　南郷田中瓦窯出土瓦拓本

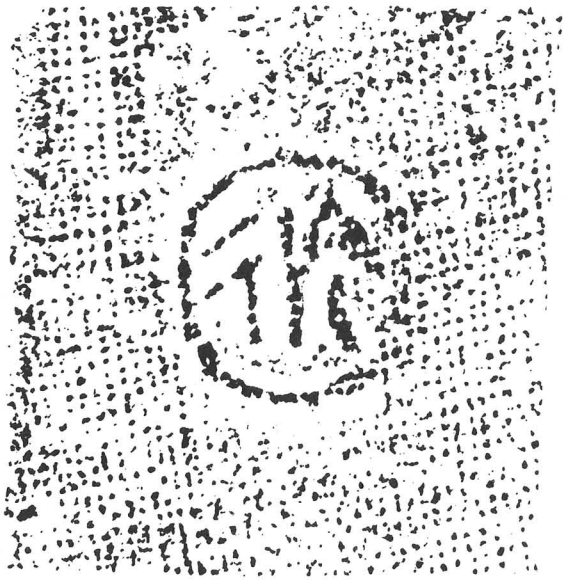

挿図15　文字瓦拓本（3.惣山遺跡表採）

かないので詳細は不明であるが、外区珠文帯の珠文の位置が、当遺跡のものは弁間部に相対しているのに対し、弁項部に相対する点で相違するだけのものが、京都市右京区松尾の峯ケ堂より平安時代前期のものとして出土している[4]。さらに、軒平瓦D類も、西賀茂鎮守庵瓦窯で同類のものが焼かれており[5]、中心飾から考えても東大寺式の系譜に入いるもので、平安京創建時頃のものと考えることができる。なお軒平瓦のE・F類は、このD類の後出として変化したものと考えられるが顎の造りから、さほど時代を下げることのできないもので、平安前期の内に入れてよいものと考えられる。

軒丸瓦D類、軒平瓦H・I類は、いずれも南郷田中瓦窯から供給されたものである[6](挿図14)。特に軒丸瓦D類と軒平瓦H類はセットとなるもので、同笵瓦は堂ノ上遺跡[7]、崇福寺跡[8]、南滋賀廃寺[9]、石山国分周辺から多量に出土している[10]。また軒平瓦H類についても、軒平瓦D類同様、西賀茂で外区珠文帯については若干異なるが、内区については、ほとんど同様式のものが焼成されていることから、平安時代前期に位置付けすることができる[11]。

軒平瓦G類は独特の文様で時期を決めかねるが、その中心飾からみると同様のものは少々距離が離れすぎるが下野国分僧寺・尼寺にある[12]。石田茂作氏は、以前これを第6類の中心飾として、聖武朝の第5類に次ぐもので、奈良時代末期に比定されている[13]。

次に軒丸瓦E類であるが、これは細弁のものでE$_1$ E$_2$の2種類がある。E$_1$類についても、以前木村捷三郎氏により略々奈良朝時代かと比定されたもので[14]、系譜的に見ても平安時代前期を大きく下げることは難しいと思われる。またE$_2$類についても中房に特徴があるが、内区全体のモチーフや、瓦断面、芦屋廃寺出土のもの等[15]も考え合わせ、E$_1$類同様の時期を比定することができると思われる。

軒丸瓦F類については、文様のうえから適当な比較材料が見当らず、時期決定で困惑したが、瓦断面などからするとE類のものに近く、平安前期を大きく下がるものではないと思われる。

軒平瓦J類は先述のとおり変形唐草文であるが、J$_1$、J$_2$の2種ある。この瓦も時期を決める瓦当文様に類例がなく困惑した。瓦当断面と文様から考えると、若干J$_1$の方が先行するものと思われるが、さほど両者の間に時間差はないと思われる。類例としてはJ$_1$類に唯一つ確認できたが、軒平瓦G類同様、距離がありすぎ、参考となるかどうかは問題であるが、隠岐国分尼寺の創建瓦にある[16]。隠岐では、軒丸、軒平ともに一種しか出土しておらず、軒丸の文様は因幡国分寺系であるが、瓦当裏面に布目圧痕があり注目される。ただ、隠岐国分寺の創建期ということから奈良時代とも考えられるが、当近江国衙の出土例については、セットと考えられる軒丸瓦G$_1$、G$_2$類から考えて平安時代に入いるものと思われる。

軒平瓦K類は、これまで述べてきた瓦と若干様相を異にするもので瓦縁が極端に広く、文様も唐草が極度に退化したものと思われる。また、軒丸瓦H類も瓦縁が極度に広く、胎土も軒平瓦と共通しているところから両者はセット関係と思われ、今回の国衙出土瓦中もっとも時期の下がるもので平安時代中期に入いるものと思われる。

最後に鬼板であるが鬼面文のB－1、B－2であるが、南郷田中瓦窯で焼かれた鬼板とモチーフが類似しており、外縁に連珠文と面違輻状文を配しているところから奈良時代末から平安時代前期頃のものと思われる。

以上、今回出土の軒丸・軒平瓦等の時期について述べてきたが、その大部分は平安時代前期に属し、最後は平安時代中期にかかると思われる。

第3節　流雲文系瓦について

この種の文様を持った瓦を出土する遺跡はこれまでごく僅かであり、管見に触れたものでは近江以外で、下野国分僧寺・尼寺[17]・薬師寺[18]・平城宮跡[19]・長岡宮跡[20]・唐招提寺[21]・高麗寺(京都府[22])、瓜破遺跡（大阪府[23]）および木津川河床[24]の第1グループと、その他三河国分寺・下総結城寺・岩代腰浜廃寺・相模曹源寺等[25]の第2グループがある。ここでグループを分離したのは、近江系の流雲文についても前項で記したよ

うに、おおむね同じであるが、若干の相違があると同様、各地で出土しているものにもバラエティーがあり、全体の中で、そのモチーフにより２分したのである。第１グループのものについては各遺跡のものに共通項というより、中には同笵と思われるものも有るほど類似しているのに対し、第２グループのものは、各々異なり、中には雲以外のものから変化したようにも思えるものが含まれている。これら両者のうち、今回は第１グループについて若干の想いを巡らせ、流雲文系瓦の時期について検討してみた。

まず、文様の違いであるが、軒丸瓦については、近江以外では瓜破遺跡に出土を見ただけであるので、軒平瓦について分類をしてみると、大別して三種ある。

Ⅰ類、近江系のもので、中心飾を持たず、左右から３単位の雲が相寄り、１単位の雲をみてみると雲頭は３つの弧により形成され、かつこれが直線的に並び、尾は各々先のものの雲頭の上に延び、というよりは上外区側から下ってきており、尾端は１本に整っている。また、両端の雲は頭を出すだけで中途から切れているのが特徴である。

Ⅱ類　平城宮で6802とされているもの（Ⅱ－ａ）や下野系（Ⅱ－ｂ）のもので、中心飾は雲頭を真上に向け、その下に尾が八の字型に２本の線で延び、尾端は接している。これに対して左右より、さらに２単位の雲が相寄り、計５単位からなっている。そして１単位の雲を見ると雲頭は３つからなっているのはⅠ類と同じであるが、その並びは中央のものが一段高く三ツ葉状の並びをしており、尾は中心飾の左右のものが横に延びて雲頭の下に入いるかのようでしかも、下外区に並行に延びており、また左右両端の雲は尾を高く、上外区の方に蹴り上げている。この種瓦を出すのは、下野はもちろん平城宮跡と唐招提寺・瓜破廃寺である。なお、この内でも下野のものは、雲頭の１つが２～３つの弧より形成されていることで、更に細分することが出来るのである。

Ⅲ類は平城宮では6801にされているもので、中心飾に「修」の字を持ち、さらに左右から３単位づつ、計７単位の雲からなっている。また個々の単位を見ると、雲頭は中心飾の左右のものが４、中のものが５、両端のものが３と各々異なり、さらに尾は直線的で尾端が２本に分かれたままであり、上外区から、左右とも中心飾に向って下りてきており、このため、全体として雲頭は下を向いている。そして、この種瓦は、平城宮跡、長岡宮跡・唐招提寺・高麗寺から出土している。

次に時期の問題であるが、多少前後して、まず第Ⅲ類から検討してみる。

これについては奈良国立文化財研究所刊の『基準資料』や『平城宮発掘調査報告Ⅵ』では、西隆寺跡出土の木簡と『続日本紀』の神護景雲２年（768）に記載の「修理長官」から推して、その編年を古く位置付けているものの『平城宮発掘調査報告Ⅱ』では、出土状態から見て平城天皇の大同年間を上りえないとされている。しかし、その後長岡宮跡での出土があり、さらに木津川河床より発見されていることから、これが、長岡京から平城京に運ばれたというより平城京から長岡京への運搬に伴なうと考えた場合、長岡京遷都の延暦３年（784）には確実にあり、780年頃まで上限を上げることが可能と思われる。

次にⅡ類についてであるが、このⅡ類中、Ⅱ－ｂは同国国分僧寺・尼寺の創建瓦であり、薬師寺においても使用されている。この薬師寺については、その創建に異説はあるが、略天武朝の頃とされ、その後、西の筑紫観世音寺と共に、東国での授戒の場として同寺に戒壇が設けられた。そして、戒壇を設けるにあたり、同寺は大々的に整備拡充を計り、講堂や金堂、南大門等が造営されたのである。[26] この新たに建立された講堂等の使用瓦を供給した水道山窯の唐草文軒平瓦や「塩」の文字瓦が国分尼寺に若干供給されているのである。[26] そして、これらの瓦は国分二寺創建瓦を供給した町谷・東山窯の供給不足を補うものとして考えられている。[27] この結果Ⅱ－ｂ類は下野薬師寺に戒壇が設けられた天平宝字５年（761）頃には存在したと考えられるのである。

ここで多少本論から逸脱するが、60余の諸国が国分寺を創建するにあたり、その屋瓦のデザイン等はどのようにして生まれたのであろうか。もともと瓦生産が活発であったところ、つまり寺院が多く建立されていたところであれば、在来のデザインを用いることもあったであろうが、寺院建立のなかったところや、少ないところでは、国分僧寺・尼寺建立の監督者が中央より派遣された国司であったことなど

から、そのデザイン等については中央＝平城京の模倣から始まったと思われる。このことは各地における国分僧寺・尼寺跡から出土している瓦に平城京で出土しているものと同系統のデザインを用いたものが多く出土していることから明らかであろう。また、一方独創的な文様を持つものが新たに生み出されたことも、この時期の瓦の特色であった。

さて話しを本筋に戻し、前述のようなことを考えてみると、下野国分僧寺・尼寺等で用いられた流雲文系軒平瓦のⅡ－b類と、そのセットで用いられた、外区に唐草を配した軒丸瓦は、平城京でのⅡ－a、すなわち6802型と軒丸瓦の6348A型に、そのデザインが類似しているのである。このことから、その文様が下野から平城京へというより、平城京から下野に影響を与えたという考えを前提ではあるが、一応、Ⅱ－bよりⅡ－aが先行するものと考えられ、Ⅱ－a類の流雲文軒平瓦は天平宝字5年（761）より以前に、その存在を位置付けることができるのである。[28]

最後に近江系のⅠ類であるが、まず、デザイン的なものから考えてみると、Ⅲ類は現在のところ確実には780年頃まで上げられ、Ⅱ類については、760年頃まで上がることが前述したとおり明らかとなった。このことから、あるいはⅡ・Ⅲ類とも、まったく並存するかも知れないが、よりⅡ類が先行する可能性が高く、Ⅱ類からⅢ類への文様変遷を考えることができるのである。このことから当国衙跡においても、平城京や長岡京同様、「修」の刻印を持つ瓦が出土しているにもかかわらず、軒平瓦には、「修」字が発見されていないことなども考え合せ、雲文の1単位を見た場合、Ⅱ類に近似することなどから、Ⅰ類もⅢ類に先行すると考えられるのである。

では、Ⅲ類の780年頃より以前ということは明らかとなったが、その上限は、どの程度上げられるのかを検討してみると、まず、第1に、今回出土瓦の軒丸瓦B類と軒平瓦C類が大きな問題点となる。

この瓦は先述のとおり紫香楽宮跡出土の瓦と同笵であり、その出土率から見て、当国衙では差し替え瓦として用いられたことは明らかである。では、この瓦がいつの段階で混入したかが問題となるが、紫香楽宮は天平14年（742）に造営され、3年後の天平17年（745）には火災と地震のため廃されている。しかし、その後建物は、なお存続し、天平宝字6年、(762)頃、石山寺創建にあたり建物を解体、移築をしており『正倉院文書』に造東大寺符として「信楽殿壊運所」の名が散見する。また一方、天平宝字3年(759)には保良宮の造営が始められるが、天平宝字6年3月には、その造営工事に対し、「保良宮諸殿及屋垣。分配諸国。一時就功」と『続日本紀』にあることから、短期間の宮殿造営についての長岡京や、平安京の例からも、この保良宮にも紫香楽のものが多く移築され、瓦も使用されたことが推測されるのである。がしかし、この宮も短命で、工事を強行した同じ年の内には廃されてしまったのである。

以上のことから、紫香楽宮使用の瓦が国衙に差し替えられるのは、この天平宝字6年前後が、最も可能性があると思われるのである。

第2に近江国分僧寺についてであるが、国分寺造立の発願が紫香楽宮で行なわれ、大仏鋳造も行なわれたことと、正倉院文書中の『奴婢見来帳』に甲賀国分寺の名が見えることから天平勝宝3年（751）の時点では近江国分寺は信楽に有ったことが判る。しかし、『日本後期』延暦4年（785）の国分寺焼亡の時点では瀬田の地に有ったことから、どの時点で信楽より瀬田に国分寺が移転したかが問題である。ここで次に問題となるのが国府との位置関係である。たとえば山城の例を考えてみると、恭仁に都があった時は、その地に山城国府が築かれていたが、都が長岡に移った時は葛野郡に国分寺と共に移動している。これは、各国の国府が、その国の内、都に最も近い所に営まれたのと同じで、　山城においても都が移ることにより、国府・国分寺も近くに移動したのである。このことから考えると、信楽に都があった時点では国分寺も信楽であったが、保良に都が営まれた時点では国分寺および国衙が移動し、そして瀬田川を挟んだ対岸の三大寺山丘陵に新たな地割を持って国府が営なまれ、国分僧寺・尼寺も同時に建てられたと考えられるのである。

以上のことからⅠ類の瓦は当国衙および、瀬田国分寺・尼寺の創建瓦であり、保良宮の造営時と時期を同じくすると考えることにより、天平宝字6年頃のものと位置付けられるのである。

第4節　近江における瓦窯の盛衰と国衙

古代近江国に瓦葺の建物が建立され始めたのは7世紀の中頃であった。[29] そして天智天皇により大津に都が遷都されてからは、湖国の各地で寺院建立の槌音がひびき、畿内諸国に優るとも劣らないほどの甍が林立し、白鳳文化の一翼を担っていたのであった。このため多量の瓦が必要となり各地に多くの瓦窯が操業された。

しかし都が大和に戻ってからは、再度畿内周辺の国としてローカル化し、一方、琵琶湖によって育まれた肥沃な地からの生産性の高さと、交通の要衝であったため階層分裂が激しく、これまで氏寺を建立できた、財力や地位を持っていた豪族も、中小豪族化し、また、一部の有力豪族は律令制の整備と地方制度の確立により官人化し中央に居を構えることによって、その後の氏寺の経営、維持が困難となり、同時に需要のなくなった多くの瓦窯も、規模縮少、廃業化したのではなかろうか。

この湖国の瓦窯に再度火をつけたのが、8世紀中頃からの近江国衙の整備と、国分僧寺・尼寺、そして、保良宮等の造営であった。しかし、新たに築かれた窯は以前の私的なものと異なり官窯が主で、中には以前から細々と経営されてきた私窯も官窯として再編されたものもあったと思われる。それでも今回の瓦需要は大きく、また供給の不足、建物造営の期間の不足等から、他所で利用されたものを再利用し、一部は他国からも供給されたのであった。このようにして活況を取り戻した湖国の窯も意外と短命で再度9世紀後半から下火になったのであった。その理由として、まず第一に中央における政局は8世紀後半頃から一部有力貴族への権力集中が混乱を起し、さらには南都諸宗の大寺も富を集中し、律令制度は年を追うごとに危機に向って走り出したのである。長岡京、平安京への遷都は、こうした律令制度の建て直しが一つの目的で実施されたのであったが、一度噛み合わぬようになった歯車は、戻る方法もなく、9世紀後半頃からは増々、その間隙を大きくする一方であった。国司に任ぜられた貴族は都に遥任し、[30] また、権政門家や大寺はさらに私領を集中し、[31] 調・庸も正倉に満足に入らなくなったのである。[32] このため、官衙や官寺の修理も近江においては満足にできなくなったことが考えられる。

第二には、平安京造営にあたり、官窯系の造瓦工人が京に移動したことが考えられる。そして、その後も瓦需要の減少した近江に比して、京では都の造営、修理、貴族による寺院建立と需要は多く、瓦窯経営は成り立ったのであった。さらに中期以後の世情不安と権政門家の権力誇示は瓦の需要を増大したのであった。このため近江での瓦窯は壊滅的打撃を被り、その操業は停まるに等しい状態となったのである。このことは、平安時代前期までは近江独自の文様を持つ瓦であったのが、中・後期では平安京の影響を受けたものに変化し、さらには平安京のものが流入することによって如実に物語られているのである。[33]

次に第三の理由としては、これが近江における瓦窯減少の直接的原因となったものであるかも知れないが、一部を除き寺院における屋根葺材の、瓦から桧皮への変化があげられるのである。

近江国は、その豊かな森林資源から、藤原宮や平城宮、そして東大寺等の造営に際し、多くの木材を供給してきたのは周知のことである。また、一方天台王国として平安時代に多くの寺院建立がなされたものの、都大路に建ち並ぶ寺院とは異なり、その多くは山中に建立されたのであった。このため、甍を競うこともなく、むしろ道場として、学問や文化の華やかな反面、その佇まいには質素というか、落ち着きというか、詳細は不明であるが屋根材に桧皮が用いられたのである。また、桧皮葺は強くもあり、軽くもあり、さらには基礎の下地さえ良ければ、草葺より簡単であり、かつ、自由な曲線が得られるという利点があるとのことで、[34] 多く用いられたのであろう。このことは、当初、造東大寺司の出先であった石山院が保良宮造営に際し拡充されたが、その建物の多くは桧皮葺と板葺であり、[35] 官寺として重視された崇福寺が、当初瓦葺であったものが、平安時代のある時期には、主要伽藍は桧皮葺であり、[36] さらには今日国

宝等に指定されている平安時代からの多くの寺院が桧皮葺であることなどから知ることができるのである。

以上三つの理由から、近江における瓦窯の衰退を考えるものであるが、近江国衙も、これら3点の直接・間接の影響を受け、さらには天延4年(976)の大地震[37]により復興の力もなく、一部を残して荒廃の路を歩むこととなったのではなかろうか。このことは平安時代前期までの瓦が圧倒的に多く、中期に下がるものが一部あるだけという、今回の出土瓦の構成からも伺うことができるのではなかろうか。

第5節　流雲文系瓦の造瓦法について

この瓦の造瓦法については、一応、林の分類によるC－Ⅲ技法としたが、多少疑問が残るところがある。今回は具体的に説明するまでに至らないので、一部図版中に部分写真を入れただけで、いずれ稿を改めて検討することとしたい。つまり疑問点とは、瓦当裏面から布目が顎にかけて続き、顎部の左右に三角形状の布痕が認められるのである。この布痕の付く状況が現時点では説明できず、さらに瓦当と母屋接続部の布に、まったく皺が認められないのである。また、もう一点の疑問は瓦縁側面の母屋接続部近くに、多くは箆で削られているが、一部3～5mmの段の認められるものがある。このことは、前述の顎部の布痕と関連するものと思われるが、何か顎部整形の型枠が用いられたようにも思えるのである。この点についても現時点では造瓦技法が具体的に説明しきれず、今後の課題としたい。

註

(1) 林博通ほか『榿木原遺跡発掘調査報告』滋賀県教育委員会（昭和50年）

(2) 瓦の大小は使用場所によって生ずることが多々あり、必ずしも径が小さいから新しいとは言えない。しかし一般的な傾向として平安時代のものは小型化している。

(3) 杉山信三ほか「瀬田廃寺発掘調査報告」（『滋賀県史蹟調査報告』第12冊　昭和36年）

(4) 『半田孝海蒐集古瓦図版目録』（常楽寺美術館　昭和47年）

(5) 坂東善平「西賀茂鎮守庵瓦窯址出土の瓦について」（『古代文化』第14巻、第2号　昭和40年）

(6) 林博通「瀬田堂ノ上遺跡調査報告」（『滋賀県文化財調査年報』昭和48年度　昭和50年）このことは、この報文中に含まれている。

(7) (6)に同じ

(8) 肥後和男「大津京の研究」（『滋賀県史蹟調査報告』第2冊他　昭和4年）

(9) (8)に同じ

(10) 島田暁「国分廃寺跡」（『東海道新幹線増設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告』　日本国有鉄道　昭和40年）

(11) (5)に同じ

(12) 『下野国分尼寺跡』（栃木県教育委員会　昭和44年）

(13) 石田茂作「奈良時代の唐草瓦に就いて」（『天平文化史論』寧楽特別号　昭和3年）

(14) 木村捷三郎「長岡京出土古瓦」（『造瓦と考古学』木村捷三郎先生頌寿記念論集刊行会　昭和51年）

(15) 『新修芦屋市史』　資料篇1　昭和51年

(16) 近藤正ほか（『隠岐国分尼寺調査報告』 隠岐島後教育委員会　昭和46年）

(17) (12)に同じ

(18) 『下野薬師寺跡発掘調査報告』（栃木県教育委員会　昭和48年）

(19) 『平城宮発掘調査報告Ⅵ』（奈良国立文化財研究所学報第23冊　昭和51年）

(20) 林睦朗『長岡京の謎』（昭和47年）

(21) 沢村仁「瓦」（『奈良六大寺大観』第12巻、唐招提寺1　昭和44年）

(22) 『京都府の古瓦』（京都府立丹後郷土資料館　昭和48年）

(23) 八木久栄・長山雅一氏の御教示により実見の機を得た。

(24) 高橋美久二「長岡京へ運び損なった瓦―木津川底採集の平城宮瓦―」（『京都考古』17　昭和50年）

(25) (13)に同じ

(26) (18)に同じ

(27) 『下野の古代窯業遺跡』（本文編Ⅱ）（栃木県教育委員会　昭和51年）

(28) 但し平城京において6802型のセット瓦として6348型が考えられているかどうかは不明である。もしセットとなれば平城の編年から考え6802は更に古くなる。

(29) 藤沢一夫「近江衣川廃寺の屋瓦と瓦塔」（『衣川廃寺発掘調査報告』　滋賀県教育委員会　昭和50年）

(30) 仁和2年（886）5月、任地に赴かない国司が罰せられている。

(31) 延喜2年（902）3月、延喜の荘園整理令により、勅旨田の停止、諸国百姓の田地・舎宅の寄進・売買の禁止、院宮・五位以上のものの閑地・山野等の占有が禁止されている。

(32) 寛平3年（891）6月17日の大政官符に「應禁制諸院諸宮諸家使不經国司闌入部内事」とある。

(33) 崇福寺出土の瓦として、京都深草中学校庭より出土

したものと同系譜のものがあり、近江神宮の京阪電車車庫より出土したものは、京から流入したものと思われる。

(8)に同じ　および木村捷三郎「平安中期の瓦についての私見」(『延喜天暦時代の研究』　古代学協会　昭和44年)

(34)　多淵敏樹「草葺き・板葺き・桧皮葺き・瓦葺き・柿葺きなど」(『建築もののはじめ考』　大阪建築業協会　昭和49年)

(35)　造石山院所労劇帳(正倉院文書)中に造石山院所、合作殿廿六宇、檜皮葺殿六宇とある。

(36)　『扶桑略記』天智天皇七年の条に同寺縁起会、金堂一基、五間檜皮葺(中略)講堂一基、五間檜皮葺(以下略)と書かれている。

(37)　『扶桑略記』天延4年6月18日の条に申時有大地震(中略)国府廳並雑屋卅餘宇顛倒(中略)後一兩日間頻震不止と書かれている。

付説　瓦当の計測法について

国衙より出土した瓦当類の計測項目及び方法は、既に公表されたる「奈良国立文化財研究所基準資料」(瓦編)によったが、若干その計測法を異にする為、以下の項目と挿図を参照されたい。

軒丸瓦・軒平瓦における計測値は、同笵であっても各々の個体の焼成度・成形等や、個体の計測する位置によっても可成り異なる。そこで、同笵内の比較的残りの良い代表個体を用いることとした。軒丸瓦においては、その丸瓦(母屋)の両側面を結ぶ線(横線)に対し、直角な位置にくる、中央の蓮子を含む瓦当中軸線(縦線)で計測し、外区広は中軸線の下側を用いた。軒平瓦は、中心飾りを有する場合、それを均等する中軸線(縦線)にて行ない、有しない場合は、上弦幅に対し直角な二等分線で切られる位置を計測し、脇区幅は横幅を、珠文の数は上外区・下外区共に、片側の側面からもう一方の側面までを数え、その他の縦の珠文を脇区の数として用いた。特例として流雲文軒平瓦は、その4種を比較する意味から、外縁以外を全て内区として扱った。

なお、軒丸瓦の中房と弁を限る圏線や、内区と外区を分ける圏線は、これらが何れも中房(区)や弁(区)の文様構成の一部となっており、決して界線のみを表すものではないというものであると共に、圏線を有しない瓦との相関を考え、この圏線を含めた数値を中房径・弁区径として用いた。

糸数は、1㎝角における緯線×経線の数を、叩きの数は、縄目叩きにおいては3㎝幅で、格子目叩きにおいては3㎝角(縦×横)における数である。

整形・調整などの方向は、瓦当面に対しての方向であり、平瓦・丸瓦では、観察者より見ての方向である。

(辻　広志)

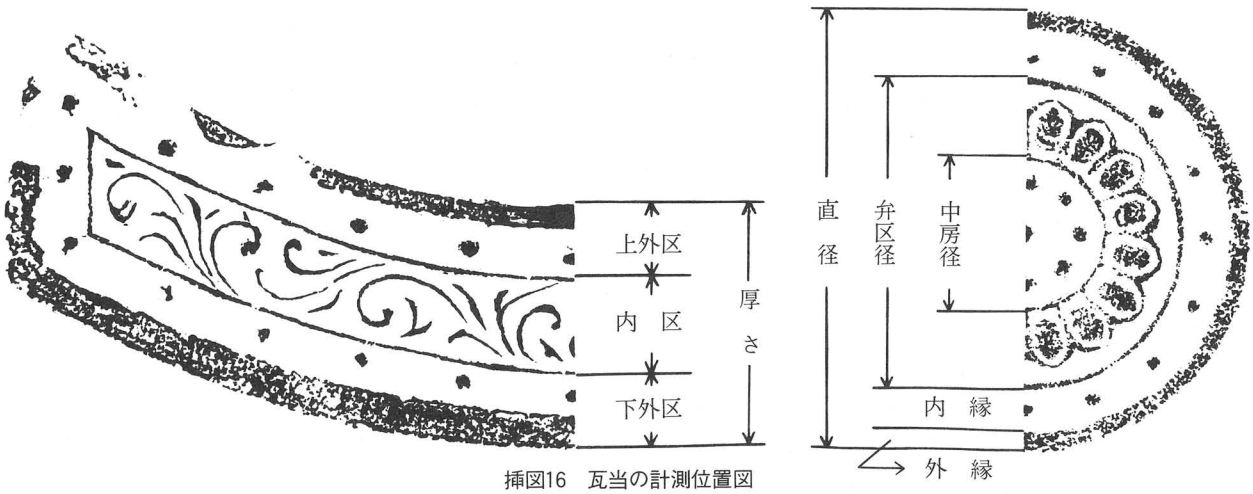

挿図16　瓦当の計測位置図

第4－1章　近江国衙の成立

はじめに

8世紀初葉の律令国家は、古代国家が崩壊し始めるまでに完成し成熟する9世紀末葉ないし10世紀初葉にいたる国家形成史の一階梯に過ぎないと考えるが、それを法律上のみの存在とみるのは妥当でなく、後の国家形成史の歴史的前提として残したものを軽視してはなるまい。そのひとつが国衙の機構であるが、それは、国衙が在地の政治経済構造を集中し圧倒しこれを統御するものとして出現したことと不可分である。国司制度や国衙一般についてはすぐれた研究がある[(1)]のでそれに譲り、以下の記述は、近江国衙成立に関する二、三の問題を、多分に偶然的事情で遺存した断片的な文字史料から、一個の試論として構成し呈示するものである。

第1節　近江国造と安国造

近江の国衙政治の萌芽的形態は7世紀前半にさかのぼると見るのが妥当であろう。『推古紀』15(607)年の「是歳冬、於二倭国一、作二高市池・藤原池・肩岡池・菅原池一。山背国、掘二大溝於栗隈一。且、河内国、作二戸苅池・依網池一。亦毎レ国置二屯倉一」は、国家の企画により徴発した力役で池溝を開発し、この池溝により開かれた水田を耕作する人々を統轄する倭・河内・山背三国の国ごとのミヤケが、これ以後ほどなく出現したことをうかがわせる。この種のミヤケは、別稿で考えたように[(2)]、令制の郡衙にではなく、国衙に継承される性質があると思う。『舒明紀』や『皇極紀』には、「詔曰、今年、造二作大宮及大寺一。則以二百済川側一為二宮処一。是以、西民造レ宮、東民作レ寺。便以二書直県一為二大匠一」、「天皇詔二大臣一曰、朕思三欲起二造大寺一。宜レ発二近江与レ越之丁一(百済大寺)。復課二諸国一、使レ造二船舶一。……天皇詔二大臣一曰、起二是月一、限二十二月以来一、欲レ営二宮室一。可三於国々取二殿屋材一。然東限二遠江一、西限二安芸一、発二造レ宮丁一」などと、国を単位として役丁が徴用されている。これは、おそらく、上記したのちの畿内の三国のミヤケに継続して、かなり広域にわたり、国ごとのミヤケが設けられたことを示唆している。さらに、『皇極紀』には、各自任地に赴く「国司」があらわれる。この「国司」は、『清寧紀』の伝説からも、『孝徳紀』の「東国等国司」の記事からも、一定地域内に点在するコホリのミヤケを巡廻するのであるが、巡廻の根拠地、「赴任」する「任所」、向うべき目的地があったと見るのが自然であるし、それがおそらく国ごとのミヤケなのであり、国造が「官物」を管理する「官家」であろう。

これらはいずれも7世紀前半ごろ、国のミヤケが成立していた痕跡だと考えられるが、もしこのように見てよければ、近江国衙の史的前提は、『皇極紀』元(642)年にかけられた近江の丁の徴発を、史料上の初見とすることになる。このような近江国のミヤケを管理した政治的地位が、近淡海の国造であろう。国造については研究すべき問題点が多く、その支配内容など具体的実態があまりよくわからない。ここで一般論を展開するのは適切でないので要点のみ記しておけば、7世紀中葉の国造とは、あくまで国家の統治目的により設けられた地方政治組織上の地位のことなのである。ところが、今日に遺存する史料の「某国造」の名称は、律令制下の地方社会に実在する一定の族団の地位を指示しているものがほとんどである。特に問題が多いのはのちの郡の名を冠しカバネ直を与えられた国造であって、この中には、7世紀後半に評(コホリ)の首長となり、そのことによって庚午年籍の時に国造の地位を公認された族団、

少なくとも「大化前代の国造とは無縁の、いわば新規の国造[3]」がかなりあるのではないかと思われる。近江の場合は、『景行記』の「此倭建命、……娶二近淡海之安国造之祖、意富多牟和気之女、布多遅比売一、生御子稲依別王」とか、『開化記』の注の「近淡海之安直之祖」などと見える、安国造の地位を称する安直姓の一族が問題になる。この一族はたぶん7世紀前半には、いわゆる在地伴造または県（県はコホリ、コホリノミヤケ）の稲置の地位にあったのだが、その後に評を領し、さらにのちに（庚午年籍の時であろう）国造の地位を認められた蓋然性が大きい。

近時、郡名を冠する国造は郡域、国名を冠する国造は国域の「領域支配者」であったという説明が有力になっている。しかしながら郡名を冠する国造の地位が「大化前代」にまでさかのぼるのかどうかには大きな疑問があって、国名を冠する国造が郡名国造や在地伴造、県稲置などを通じて各種の部民を統括していたという説明も、実は「大化」後のことだと思う。『孝昭記』注の「近淡海国造」も系譜の記事ゆえ8世紀初めごろ近淡海国造の地位についている族団の意味だろうが、上述のようにこの地位は7世紀前半にさかのぼる可能性がある。ところが皇極期ごろこの地位を、どこを本拠地としどの程度の人民と土地とを支配している土豪が世職としていたかは、直ちにはわからないわけである。『紀』に明示されている例でいえば、「武蔵国造」という政治上の地位に、のちの武蔵国埼玉郡笠原郷を中心に地域首長としての自律的「自首的」な社会的地位を築いてきた土豪「笠原直」姓の族団の長が就いているようなものである。「国造・伴造・県稲置」（「大化」の「東国国司への詔」）はどれも、7世紀半ば当時地方社会に実在した政治組織上の地位であって、いずれもその地位についている土豪の社会的地位を知ることができない。筆者は、7世紀前半には、一国はおろかのちの一郡に相当する地域といえども、「領域支配」する人格が実在したかどうか、かなり疑問であると思う。別稿[4]で考えたようにいわゆる御名代のトモは、『記』『紀』では、ミヤケの設置同様垂仁ごろから置かれ、その名を今に伝えているトモだと由来を付会説明されているが、そのほとんどは欽明期（531～571年）と考えられ、各地の土豪がミヤケを設け一族の者を世襲王権に出仕させる政治制度であったのではないかと思われる。これ自体最も初期的な統一的地方統治制度であって、かかる名を称することが地方社会において権威的な意味をもたなくなる7世紀末まで遺制はつづくが、その間にあって地方制度上大きな変化がおこっている。それが国造制だと思う。6世紀以後の社会共同組織の変化を考えてのことであるが、ここでの詳論は避けておきたい。

「近淡海国造」が、近江一国相当地域にある多数の生産的・政治的地域共同団体の階層的重畳、その頂点にあって国家に依拠せずに権威的な秩序圏を形成している大豪族などでなく、推古朝の国家権力が特定の統治目的によりかなり画一的に設けた政治組織上の地位で、「国司」と一対のものだとすると、その任務が解明されねばならない。『孝徳紀』に四つある「東国国司への詔」、『隋書』倭国伝の「軍尼」「伊尼翼」の記事を直接史料とし、『垂仁紀』『景行紀』『成務紀』の「諸国」に令する三つの記事、および『清寧紀』の播磨国司の話、さらに『播磨国風土記』の国造と田部の伝説を7世紀代の理解を示すものと見て参考史料とすると、要するに推古15（607）年から皇極元（642）年までに設定されたところの、のちの近江国の各地（それもさほど広域ではなく一、二郡程度と思うが）に点々と設けられた、田部集団（コホリ）のミヤケ（それを管轄する地位が稲置だろう）を統轄する責任者であったように思われる。特定の村落的集団を田部に設定するについては、それらの集団を使役し、国家の企画による池溝開発と水田の造成が先行し、中にはその水田付近に「計画村落[5]」が国家権力により設定されることもあったかもしれない。

この種の田部から徴発されるのがおそらく「近江の丁」であって、国家の企画による力役に従事するのが、主たる負担内容であったように想察される。推古朝ごろから、吉備・周芳・伊予・筑紫には、のちの「総領」の前身になる地位が設けられていたとみてよければ[6]、国造を徴用責任者とする田部の丁の編成と使役とは、近江（および東国）のようないわば直轄区は別として、播磨以西では右の四管区が設けられていたのではないかと思われる。

『孝昭記』注の氏祖のもとに列挙されている春日臣から「近淡海国造」までの16氏は、いわば「ワニ氏の同祖系譜」[7]として記されているのであるから、この国造がワニ氏の同族であるのはかなり確かであろう。近江には、志賀郡や愛智郡・坂田郡に和珥部臣・丸部・粟田臣・小野神社・和邇村小野といったワニ氏関連史料が多く、ほかにも栗太郡の羽栗臣や志賀郡の真野臣の存在も史料に加えうる。そうするともともとこの国造の地位を世職とした族団としては、国名の近江を族称とするのちの近江臣氏の一族を想定し、その本拠地を、ワニ氏関係史料の豊富な志賀郡、坂本地区とその周辺に求める[8]のがよいと思う。

近淡海国造が管轄したミヤケの一つでないかと思われるのが『安閑紀』に設置記事が見える「葦浦屯倉」である。ここで『記』『紀』のミヤケ(御宅)史料の批判を展開するのは適切でないので要点のみを記しておくと、『記』『紀』に共通する崇神期から雄略期までのミヤケの設置や堤防築造や池溝開発の記事は、どれも、伝承が仮託されている天皇の時代に行われたものとまでいえる史料的根拠のないものばかりである。わかるのは、そのような由来が語られる時代の実在であるが、それがいつであるのかは、依網池・丸邇池・栗隈大溝、また「諸国」の「田部の屯倉」、武蔵の人が使役されている茨田堤と茨田屯倉、感玖大溝で開かれた水田が「四万頃」とされていること、葛城のコホリのミヤケすなわち五(『記』)または七(『紀』)地区のミヤケを蘇我馬子が封県として要求していることなどから考えて、かなりのものが7世紀前半に説明されているのではないかと思う。いわゆる「前期的ミヤケ」は伝説であって、編年史料にできるような実体がないのは確かであろう。

また、『継体紀』から『宣化紀』までに記されているいわゆる「後期的ミヤケ」についても、果してそれぞれの時代に設置されたとまでいえるかどうか、かなり不安がある。それらの記事の中には、8世紀初めごろの畿内屯田の現実の起源を説明しているものがあったり、大王に対する伴造氏や族団としての国造の贖罪として設置が説明されていたりする。全く物語を伴わない記事が、葦浦屯倉を含む『安閑紀』2年条である。この記事には、早くから、ある時期に名の知られているミヤケをここに集めたとの解釈[9]があるが、筆者はやはりこの見方が妥当なのだろうと思う。いくつかの理由があるが、まず『紀』の記載にまでつながる実録的な記録は6世紀初葉にさかのぼらないと考えられる。個々の問題についていえば、上野や駿河のミヤケは『崇峻紀』の記述と矛盾が生じると思うし、説話を伴う武蔵や上総のと特に区別を設ける理由を見出しがたい。播磨と備後と婀娜とがあげられ備前・備中がないのは、『欽明紀』以下にみえる児島ミヤケと五つのコホリのミヤケの設置記事と無関係でないことを暗示している。筑・豊・肥の諸ミヤケなどは、起源説話を伴う糟屋ミヤケと共に那津官家よりもあとのものと見るのが自然ではなかろうか。『宣化紀』の那津の官家設置記事といわれるものの一部分(河内・尾張・伊勢・伊賀から穀を運ばせる話)は、あまりにも不自然で、あるいはもともとは難波の官家の設置に関する所伝ではなかったかと憶測されなくもないが、それにしても伊勢におけるミヤケ存在の確証は、敏達の子を生んだ大鹿首の娘についての帝紀的記載に求めるべきだろう。尾張の入鹿ミヤケは蘇我入鹿の出生のころまでくだることも考えられる。紀・阿波の諸ミヤケは『欽明紀』の紀国の海部ミヤケよりのちではないかと思われる。欽明朝の初期に那津と難波津とにまず最初のミヤケが設けられ、そののち吉備の児島や、倭の高市、紀の海部に設けられたのではなかろうか。吉備のミヤケについては多くの研究があり、白猪史の家伝による信頼度の高いものといわれているけれども、のちの五郡の地というのは、「大化」後に評を領することにより、国内の諸郡の郡司任用資格としての国造の地位を公認された下道臣、上道臣、香屋臣、三野臣、笠臣、苑臣(『応神紀』)の本拠地である五郡と考えられるので、細部まで信用できるものではないであろう。

『安閑紀』のミヤケ設置記事は、その年次からは切離しておくほうがよいと思われるが、葦浦ミヤケもあるいは7世紀に近淡海国造の管轄下にあった一つと考えられるかもしれない。このミヤケの所在地は現在の草津市芦浦町やそのすぐ東の野洲郡守山町(旧小津村)三宅などが遺称地とするほかあるまい。ちょうどこの両地の間が旧栗太・野洲の両郡界になっている。葦浦は、律令制下には木川郷を構成してい

たらしいが、栗太郡の地名の起源である栗本というのが現在の栗東町霊仙寺付近[10]とすれば、芦浦や三宅とは至近である。葦浦が栗太（本・下）の一部でありこのミヤケが栗太ミヤケとも呼ばれていた可能性も否定しがたい。

この屯倉が湖岸に位置したことは地勢上からも名称上からも疑いはなく、二郡にまたがって遺称地があり、また二郡の条里型土地割が一単位を形成している[11]ことなどから考えて、令制下の栗太郡と野洲郡とにまたがって点在する若干の村落的集団は、ある時期まで栗太の葦浦ミヤケに所属していたとも考えられるのではなかろうか。『天武壬申紀』に、村国男依らの一軍が息長の横河→鳥籠山→安河の浜と戦勝して瀬田にむかう間に、「栗太の軍」を討つ記事がある。これが、近江国司の命令系統に属する栗太評の長がひきいる官兵であることは明らかであろう。『天智紀』７年７月条に「時、近江国講レ武」とあるのを近江国司が掌握する諸評の軍を対象とするとみてよければ、このころには栗太評・栗太軍の成立を認めてよいであろう。ただ、当時すでに栗太評と別に野洲評が存在したかどうかは問題である。『壬申紀』にも「安河の浜に戦いて大いに破る」とあるのみであるし、「益須（やす）郡」は『持統紀』７年と８年とに初見する。庚午年籍が造られ50戸１里の編戸も完了した時なので、それにともなって栗太評とは別に野洲評が成立したのではなかろうか。庚午年籍の段階には、のちの二郡は栗太（下・本）評といったかもしれない。

なお大宝令が施行された時に郡が細分されたのではないかというのが現在の有力な考えかたであるが、庚寅年籍の時かと思う。通説の根拠は『続紀』大宝元年４月条の「勅、山背国葛野郡①月読神・②樺井神・③木嶋神・④波都賀志神等神稲、自今以後、給二中臣氏一」である。①～④のすべてに「葛野郡」がかかると見て、のちの綴喜郡(③)まで大宝元年には「葛野郡」であったという。しかしこれはかなり疑問であって、①にだけかかると見るのが自然であろう。なぜなら、もしも山背国に月読神を祀る社が一社しかなければ、②～④同様「葛野郡」は不要だが、月読神は綴喜郡にもあって（樺井月読神＝月読神社。これとは別に②の樺井神＝樺井月神＝樺井神社がある。前者は田辺町大住（おおすみ）、後者は田辺町三野（さんの）にある）、これと区別するために「葛野郡の」を付けたのであろう。①は(a)「山背国葛野郡月読神」（上記）、(b)「山城国葛野郡月読社」（『文徳実録』斉衡３年条）、(c)「葛野月読神」（『三代実録』貞観元年正月条）、(d)「月読神」（同上９月条）、(e)「葛野坐月読神社」（『延喜式』神名式）などと書かれる。(c)・(e)の「葛野」は、他の例のように狭い地名に解すべきであるかのようなのだが、(b)で現在地に移される前の月読神社の旧社地には諸説があるものの、葛野郷や葛野村にはなかったと考えられるから、(b)に明証があるように上の「葛野」がすでに葛野郡の意義なのであろう。同種のものに乙訓郡の「乙訓郡火雷神」（『釈紀』所引『山城国風土記』）を「乙訓坐火雷神社」（『延喜式』神名式）とする例がある。したがって大宝令の施行によってそれほど大規模な郡の分割があったとも考えられず、藤原宮出土木簡には695年にのちの紀伊郡（「木夷」評）が成立していたように解せるものもある[12]ので、庚寅年籍が造られたころにはおそらく愛宕評や乙訓評も成立したのでないかと思われる。これは実は改新詔の郡の規定をどうみるかにかかわるので、後文で改めて取上げてみたい。

こう考えてよければ栗太評の首長となった族団はのちの安国造安直氏でなかったかと思われる。この族の本拠地が三上山から野洲・市三宅・富波・小篠原などを含む地であったことは多弁するまでもなく、近江随一の旧族・名族である。それは芦浦・三宅などとはごく近い。そうすると葦浦ミヤケは二郡に分けて近江国に属したといった説明も律令制下には可能であるわけであろう。『安閑紀』に伊甚国造伊甚直の伊甚ミヤケ献上記事に、「今、分ちて郡として上総国に属す」というのと同じである。このことからも葦浦ミヤケはコホリのミヤケであり、のちの野洲・栗太二郡域に点在する田部の丁を所属させて近淡海国造の配下にはいったといえると思う。

第２節　「大化」改新と国司

645年６月、倭王廷で、強行手段による政権移動が行われた。この事件は、６世紀末葉の丁末の役(587年のいわゆる「物部戦争」。実は大兄彦人の即位阻止)[13]から壬申の乱（672年）までの、王統継受をめぐってのあいつぐ内訌を基本的性質としており、642年７～８月以後の南部朝鮮における百済・新羅の勢力関係の急転回という情勢に、いかに対応するかの対外政策がからんでいたと考えられる。国家の権力機構を改造するために企てられたといったものではない。ただ、８世紀初葉の貴族には、現律令体制が、645年のクーデタにより開かれ、672年の乱という曲折を経て、702年の律令法典編纂により到達したという共通した強固な歴史認識があった（『続日本紀』天平宝字元年12月条）。なぜ645年が現体制の端緒とされたかは、後文で史料をあげるように、律令体制の第一歩としての天智朝の出現は、645年のクーデターによる葛城王（天智）の王統継受者としての地位の確定により途が開かれたということであったと思われる。そのような葛城とクーデターの計画時以来政治行動を共にしてきた父の中臣鎌子を顕揚しようとする藤原史の意図は目立ったものであるが、それが律令天皇制国家における貴族層の間に妥当性を承認されていたことを見失ってはなるまい。

645年の政変についての『皇極紀』と『大織冠伝』との記述には、共通する史料の存在が指摘されているが、政治構造や経済体制の改革についてはほとんど何も述べていないという特色がある。他方『孝徳紀』のほうには、実に多数の政治改革の詔が、いたって整然と載せられており、これは『皇極紀』以前と全く様相を異にしている。『孝徳紀』の最初の詔が『大宝令』ではなくそれを修正してつくりつつあった『養老令』によって修飾されていること、８世紀前半に中央官庁での記録について孝徳朝から天武朝までを一括する見方があること（『続紀』神亀元年10月条）、それから上述した律令貴族層に共通する歴史認識から考えて、『天武紀』10年４月条本文に見える『詔書』というのが、和銅～養老期に、孝徳以後の詔を集成したものである蓋然性は高いと思う。『孝徳紀』編者が依拠した史料の一つに、すでに孝徳期のものとして造作されたか潤色ないし整備されていた『詔書』があったのではないかと思う。『孝徳紀』の「大化」２(646)年元日甲子にかけられた「改新之詔」もおそらくその一つであろう。

ここで改新詔の史料的信頼度[14]を論じるのは適当でないけれども、筆者は、四つある「東国国司への詔」と、いわゆる「皇太子の奏答」の記事と、いわゆる「品部廃止の詔」との関連において、改新詔の一条の一部分と四条の一部分とは、このころに措置が決定され、その潤色されたものが『孝徳紀』に見えていると考える。一・四条が「罷」めて「賜」いまたは「行」うであるのに対して、「初」めて「修め……置き……造り……定め」、また「造る」である二条と三条とは、主文・副文ともに、おそらく『詔書』編纂局と『書紀』編修局とによる造作なのであろう。要約的にいえば、大宝令制下に、浄御原令の条文そのものまたは７世紀末までに発せられた単行法令の記録などによって、述作されたのではないかと思う。大宝令を材料に用いることは、大宝２年にできた現行法であるのが周知の事実である以上無意味であって、あくまで「令前」の法令として仮託する必要があったと思われるが、この考察に参考すべきは次のことだろう。まず『天智紀』10年１月条の注「法度・冠位の名は、具に新律令に載す」は、大宝律令として完成した実定法のある部分が、この時に制定施行された「冠位・法度」に淵源するという『天智紀』編者の制度の沿革についての認識をしるしたものだろう。問題はかかる解釈の理由である。次に『鎌足伝』によって、天智の即位（668年）の前後の２、３年間に、「律令を刊定し」て「ほぼ条例（特定の事項の細目規定）をつくり」、「礼儀を撰述し」て「旧章（古い礼法・礼式）を損益し」たことが否定しがたい。しかしそれはおそらく鎌足・天智の逝去や壬申の乱と天武朝の成立などによって成文法典としては完成をみることなく、天武10（681）年に至り改めて律令編纂事業おこされ、礼法・儀式を改める命令が出された。これが完成したのはおそらく朱鳥元（686）年と

思われ、持統３(689)年６月には太政官の諸司に令１部22巻ずつが頒布された。しかしこの法典は諸国には配布された形跡がない上、戸令により戸籍を造れとか考仕令により考選せよなどと、一部分に規定外のことを添加して特定事項ごとに令条施行を指示しているのであって、令にもとづいて中央・地方の政治が体系的かつ日常的に運営され始めるのは大宝２(702)年からと考えられる。第三に、上述した８世紀前半ごろの律令貴族に共通する三大画期についての歴史認識だが、これの最後は「大宝２年律令を撰修」したことである。ここでは浄御原令もその一つの段階とされているが、それは律の刑罰体系そのものが、天皇が社会秩序規範または政治道徳規範の根拠であり、「罪刑法定」そのものに妥当性を賦与する存在であることと不可分なのであって、天皇制国家は令のみで完成するのでなく律を不可欠としている。またこれに関連して、推古朝以降文武朝まで、冠位の制定または律令編纂がつねに朝廷の礼法儀式の制定や改正・整備と結びついていることが重要であって、究極的な権威すなわち聖徳なる王者とこれに信従する有徳の順位により序列が定まっている臣僚集団との相互関係に、客観的内容を与え具体的に表現するものとして不可欠なものであった。これも大宝元年に「文物の儀、是に備われり」とあるのをもって完成の指標となしうる。第四に、『続紀』養老３(719)年10月条の詔「降りて近江の世に至り弛張ことごとく備わる。藤原の朝にいたるまで頗る増損あれども、 由り行いて改むるなく、以て恒の法と為す」や、『弘仁格式』の序に「天智天皇元年に至り、令22巻を制す」としているのを見ると、天智朝で編纂が開始され天武朝で完成した最初の令を、藤原史や冬嗣に代表される律令貴族たちは、あくまで前者に重点を置こうとしていたことが察せられる。同様のことは８世紀前半に、制定者を天智に仮託していわれだした律令天皇の地位の継承法「不改常典」についてもいえるかと思う。

以上のことは、８世紀初めの律令国家体制が天智朝にはじまり、さらにさかのぼれば天智がその地位を確保しえた「乙己の変」にまでたどりつくという貴族らの歴史認識を示すものであろう。このような時代に『詔書』が集成され『孝徳紀』が編修されたのである。改新詔の一条を『孝徳紀』の編者が律令体制形成史を圧縮して呈示するため大宝令によって述作したという考えがあるが、大宝令とは異なる条文があることや、主文で挙示された項目に対応する副文の細目規定が完備していないこと、また第四条の副文に「絲・綿の絢屯は諸処に見えず」という原注があることなどが、理解しにくいだろう。これらのことは、『孝徳紀』編者がすでに存在するなんらかの典拠(私見では『詔書』)に制約されつつ、種々の文書によって具体性をもたせようとしたことをうかがわせるのではあるまいか。推測するに主文はおそらく『詔書』にあったのであろう。造作された二条と三条との主文の背後には、この時に新設を命令された制度が天智朝には定まり、それが令制として完備される発端となったといった考えがあったのではないかと思われる。次の段階が『孝徳紀』編修時だろうが、編者たちは、浄御原令の条文そのものよりはむしろ、記録に残されている限り、できるだけ諸制度の淵源となったような単行法令(詔)または制度の記録を求めたのではなかろうか。四条として集められた税制はたぶんそれで、いずれも令の条文とは考えにくい。しかし二条と三条とは畿内・郡司のことを除いて、浄御原令の条文を基礎とするものではないかと思う。浄御原令の条文に「評」や「代(しろ)」その他大宝令といちじるしく異なる制度の規定があったという考えはとらない。なぜなら「令前」「令制下」についての上記の見方からすると、現実には「令前」の制度が行われている時に令条をつくるという関係が重要だと思うからである。

なおこれに関連する一問題「令前租法」に言及しておけば、浄御原令の規定そのものは大宝令と全く同じで、高麗尺５尺平方１歩・360歩１段・租稲は「不成斤」２束２把の規定であったと思うが、現実には大宝令の施行まで、高麗尺６尺平方１歩・250歩１代・租稲は「成斤」１束５把の「令前」のものが行われていたのであり、慶雲３年に租法のみ旧制が承認され、和銅６年には唐尺が採用されて唐大尺６尺平方１歩となったのであろう。

ここでは主文に「国司」がみえる(「畿内国の司」とみる説もあるが、主文と副文とは必ずしも対応しないこと、副文の一つに国司があげられていること、

郡司があって国司がないのは不自然であること、「畿内国の司」に実態がないことなどから支持できない）二条が問題になるが、畿内の規定は宇陀・名張を経て伊勢にむかう路、木津・宇治を経て近江にむかう路、難波・楠葉を経て播磨にむかう路、五条・橋本を経て紀伊にむかう路、四大道ともいえる道の地点を指示したもので[15]、令制の国四つで畿内とするより前の、しかも都が南大和の飛鳥に置かれていた時期がふさわしい[16]。四国をもって畿内とすることは天武4（675）年2月にはまだなく、14（685）年9月にはすでに成立している。これは、里数による郡の等級が大宝令と異なり、郡司の任用に国造を必須とすることも大宝令と異なる第2の凡条と共に、天武5年の国司任命の時に出された、単行法令ではないかと思われる。天武14年に京・畿内および北陸を除く六道に使者を派遣し、「国司・郡司及び百姓の消息を巡察」させた時に、右の規定による「郡司」は、一部の辺地を除きほぼ完成していたのではないかと考えられる。これは、庚午年籍の完成をもとにして、そのころに国・評・里制が成立したことが示されており、庚午年籍で国造の地位を公認された安国造安直のような族団が、位階に編成され、国家の公式の官職としての評督の地位を保証されることになったのであろう。この段階の評の規模は、それが地方の現実的・伝統的関係を重んじて人間の諸集団としてとらえたものゆえ、相当のバラつきがあったのであろうが、浄御原戸令の条文そのものは当然、軍団制との相互関係にも整合性をもつものであったろうから、その戸令を適用して戸籍を造った庚寅年籍の時点で、評の分割が行われ、国造以外の評督もかなり生まれることとなったのではあるまいか。なお二条主文の「山河を定め」ることは、『旧唐書』地理志などの貞観元年「始於二山河形便一、分為二十道一」をみると道制のことではないかと思われるのであって、そうだとすれば、これもやはり天武5～14年にほぼ成立したものである。

以上のように見てくると律令国司制の展開にとって孝徳期は特に画期的な意義は認められないことになるわけだが、いま少し具体的にたどってみよう。孝徳～天智初期にも前代以来の諸国造の上に派遣される国司がいたであろうがはっきりしない。『孝徳紀』の「穴戸国司」は「穴戸館」にかかわるか臨時派遣官かはっきりしないが、『斉明紀』の「越国司」は将軍としての派遣であろう。基本的な組織は直轄区を除き新設の東（あずま）を含む五総領が国造を統括し、国造が評造を統べていたのではないかと思う。白村江の敗戦後の天智3（664）年に、従来政治制度によって掌握していなかった諸氏の私民を、氏を公的制度化するのにともなって「民部・家部」としたのが[17]公民制・郡県制の第一歩であり、評が多数増設されたのではなかろうか。このころからの国司は、国別に庚午年籍を造ったそれであり、壬申の乱の記事にでてくる各国常駐のそれである。次に上述した天武5年以後の国司ということになる。この時期の国司は広義の太政官に統括されていた。天武期の大弁官については、六官と国司とを管轄することを主要な職掌とし、最高国政機関としての太政官と併存する状態にあったとする説[18]、並立していたのであるが、地方官の統轄はより直接的であったのに対し、六官に対するそれは行政事務の受理伝達・集約機関であるにとどまり、六官は実質上太政官に隷したとみる説[19]、六官・諸国司と狭義の太政官とを結ぶ庶務中枢としての機能をもつ機関であり、機構的確立はみていないものの、すでに広義の太政官が成立していたとする説[20]がある。『天武紀』7年11月の詔の解釈は最後の説が妥当であろうし、天武奉誄の記事に「大弁官事」がないことの指摘も納得できる。この時に「諸国司事」を誄した直広肆穂積朝臣虫麻呂は大弁官の可能性があるが[21]、しかしこれも国司を直接に管隷していたとまでいえる史料でない。

国司が、軍と郡との双方を統轄したことは周知のところである。律令軍団制の成立は大宝令の施行後と考えられるので[22]、このような国司のありかたは7世紀後半、特に甲子・庚午をへた天武5年以後の評の統括とかかわるところがあろう。国司が雑徭差発権を掌握したのも、大宝とされる[23]。これもおそらく7世紀前半以来の伝統がある総領の地域別国家的労役管轄体制廃止にともなうものと考えられる。田領をやめ国司の巡検にゆだねたこと、従来は「税司」が諸国正倉の鑰を主（つかさど）っていたのを国司に与えたことその他[24]である。近時の研究によれば[25]、「浄御原令制下」において、すでにかつてのミヤケの税は国家の

もとに止揚され、田租とあわせて「大税」として成立していたと考えうるようで、中官の税司が鑰を主って、これを管理統制したらしい。その管理権を国司に与えたわけである。右の史料は「是より先、税司の主鑰あり」と読まれるが、「税司」は『壬申紀』の「屯田司」同様官司でなく官職であろうから、「是より先、税司ありて鑰を主る」と読むのがよいと思う。[26] また令前の「田領」についても、かつてのミヤケや田荘の地はすでに公田として一元化されており、この賃租経営にあたっていたのであろうとされている。[27] そうすると国司は、大税出挙の権限の上に、不動・動用の穀倉の田租収入を管理することになったわけである。

しかし当時の国司にとって最も重要な任務は、雑徭を投入して「公水」を開き、「公給熟田」を造成することであっただろう。これは国家権力がその基盤となる公民制をつくり出そうとしているのであって、国家の権力機構がまず移行し、しかるのちにそれに照応する経済制度を全社会的な規模でつくり出そうとしているのである。国司制度が国家の政治目的実現のために最も強力に運用されたのが8世紀前半、特に和銅～養老期であったことはほぼ間違いあるまい。公民という直接生産者の政治的実在形態にはいくつかの性質があるが、その一つに班田農民というのがあることを重視したい。律令国家は、崩壊過程からこれを理論化すれば、在地の一次的生産関係を集中しただけのものというほかあるまいが、それでは天智期から元正期ごろまでの国司の意義の一つを見落すことになると思う。日本の班田制の特殊な性質[28]もそれに関連すると思うが、やはり在地の一次的生産関係を圧倒して、国家権力の造成する再生産機構にのみ依存するような直接生産者を、国司を通じて、全社会的規模でつくり出そうとした一時期が、たしかにあったのである。

先に述べたように令制下の国司は郡と軍団との双方を統轄した。この双方が里を基礎に成立しているわけだが、編戸の語義そのものは50戸を編んで里をつくることであり、最近いわれているような人を編んで戸をつくることではない。しかし戸とは国家が支配の対象として公法的な地位を与えた家だから、正丁のいない戸というのはそもそも矛盾である。したがって庚寅年籍（西海道は大宝2年という説がある）[29]で50戸1里の編戸をする時に、国家権力が、公課負担のための相互扶助的再生産単位としての戸を、自然的血縁関係を利用して一定数の課丁を含むよう編成する[30]ということは当然ありえただろう。4～5名の家族員をもつ世帯を3～4世帯、兄弟の世帯までを一つに結合させたもので、それで足りぬ時には遠い親族や他人も組み入れたものだという。[31] そうして3～4人の正丁、1少丁、4正女を有し、戸口数20名程度にし、その「戸」から1兵士を徴発する。戸はそのような公課負担のための相互扶助を行う法的共同責任組織である。口分田の戸主班給とか、調庸納付の戸主負担などは、戸の共同性温存のテコ入れであり、このような戸の形態が温存されたのは何よりも苛酷な兵役[32]および雑徭負担そのものである。たしかに令条外の雑徭60日と、日常の軍団兵士の勤務日数60日とは相応ずるものであろうし、[33] 徴兵は4丁ごとに1丁、1戸から1人という原則であったらしいこと、[34] 封戸1戸は4丁を基準とする慶雲3年の格があり、大宝令でも封戸は1戸4丁を基準としていたらしいこと、[35] 調の絹・絁が4丁で疋をなす法は養老3年以前にさかのぼるかもしれないこと、[36] などから考えると、やはり編戸には、中央門閥豪族が機構に結束した国家が必要とする統一的かつ計画的な力役を、強権的に収取する体制を持続するため、力役賦課対象の再生産が不可能にならぬようにという、国家公権の保障機能の発揮、第一次的生産関係への介入を認めてよいかもしれない。してみればこれも、国家のつくり出す再生産機構にのみ依存する自立的な小農民の経営単位の創出と関係するであろう。国司の任務の最たるものがこれである。

第3節　近江国衙と国分寺

近江国司は和銅元(708)年以後、史料にあらわれる。奈良時代に限れば、次のようである。

(守)	(介)
多治比水守(和銅1-3-13)	
采女比良夫(同3-4-23)	
藤原武智麻呂(霊亀2-5-15以前)	
長田王(同2-10-20)	
神南備神前(天平13-12-23)	
藤原仲麻呂(同17-9-4)	茨田枚麻呂(天平18-7-11以前)
	熊凝五百島(天平勝宝3-8以前)
	巨曽部難波麻呂(天平宝字3-5-17)
	阿倍小路(同6-1-9)
	上毛野広浜(同8-1-21)
	淡海三船(同8)
藤原縄麻呂(天平神護2-3-26)	太犬養(天平神護2-3-26)
	石川真守(同2-7-22)
藤原家依(宝亀2-閏3-26)	小野石根(神護景雲3-8-19)
	紀勝雄(宝亀5-3-5)
高麗福信(同7-3-6)	佐伯久良麻呂(同5-7-21)
	中臣常(同9-2-4)
藤原種継(天応1-5-25)	大伴継人(天応1-5-25)
	橘入居(延暦2-5-25)
多治比長野(延暦5-1-24)	紀揖長(延暦5-1-24)
大中臣諸魚(同8-2-4)	

上述のように律令国司制の先駆は、天武5(676)年1月以来認められる。これ以後、持統8(694)年に位一階を進められた近江「国司頭至レ目」や、文武元(697)年・2(698)年・大宝元(701)年などに、鉱産物や嘉禾を献上した国司がいるが、姓名はわからない。天武5年以後は継続して近江国司が近江国衙に赴任し駐在したことはほぼ間違いがないのであるが、しかし、それらの国司が赴任した国衙が、果して、今回調査された建物であるかどうかは問題である。結論からいうと、大宝以後といえどもかかる建物構造でなかった可能性がある。

近江国衙の遺構は(第2章参照)、国の政庁区と推定される方一町の区域が、南面する中門の左右から囲繞する重廊の築地垣により区画され、その内部の奥寄りには、南面する前殿と後殿とが廊で結ばれている。この2棟が正殿と考えられているが、前殿の左右には、廊で連絡された東西の脇殿が南北に長く布置されている。この区域の外、左右に各半町、北側に南北一町・東西二町の外区があるが、ここは国の官衙区であろうという。このように整然たるプランをもった、いわば、律令国家の都城の地方版のような国府および国衙が、近江の特殊例でなく、ある時期にある程度まで全国に画一的に設定されたと考えてよいなら、その時期はどう考えられるか。[37]

律令国家権力の地方機構として国衙が出現することと、都城のいわばミニアチュアのようなプランで整備されることとは、同じではなく、後者は、政治的支配の実質的な要因であるよりは、むしろ礼儀法式的・理念的な性質が濃い。近江の国衙・国府が、条里地割の上に設計されているのは確実なので、このような条里地割がいつごろのものかが手がかりとなる。奈良盆地に現存する条里遺構は、最も古いものでも平城遷都(710年)以後といわれる。近江国衙付近にそのころまで方格地割がなかったとまでいうのではないが、律令都城のプランの採用という点からいえば平城遷都以後というのが自然な推定であると思われる。条里制の整備の指標に天平14(742)年の班田図を用いる学説[38]は、説得力に富む。このことは国分寺の場合にもほぼいいうると思う。国分寺の起源が、かりに『天武紀』14(685)年の、「諸国、毎レ家、作二仏舎一、乃置二仏像及経一、以礼拝供養」、また『持統紀』8(694)年の、「以二金光明経一百部一、送二置諸国一。心取二毎年正月上玄一読之。以二当国官物一充レ之」といった政策にあるにしても、それと天平期の国分寺とは、やはり実態ないし性質が異なるとみるのが妥当であろう。

そこでこの稿では、近江国衙を近江国分寺[39]との関連のもとに試考してみたい。前掲の『天武紀』の記事を、のちの国衙に相当する国ごとのミヤケの一部に、仏舎を設け仏像と経典を置く企画[40]とみてよければ、持統8年ごろにはそれが実現し、正月上玄に金光明最勝王経を読誦する法会が、当国官物を費用と

して行われ始めたのである。この法会が天平期にも行われていたことは、正税帳によってわかる。このような前史をふまえて、諸国の国分寺が創設されるのであるが、天平9(737)年から12(740)年にかけて、釈迦三尊を本尊とし七重塔をもつ国ごとの寺院で国家隆平と五穀成熟を祈願させる企てが進められ、13年には、国分寺の造営と国分寺制度の創設を布告する詔が出された。

国分寺制度の創設に玄昉が関与したことはほぼ間違いがなかろう[41]。唐の仏教治国策とも称すべき州ごとの大雲寺・中興寺の制を採用したことは定説である。天武朝末期以来の伝統の上に、天平中期に唐制を採用して荘厳化して画一的に成立した国分寺は、国府の位置ともかなり密接な関係があり、両者は、政治と宗教との領域を異にしながら、相互補完的な内的関連をもって、地方の土豪の前に威容を現わしたのであろう。

してみれば、玄昉・吉備真備が有力なブレーンとして結んでいた、天平9(737)年以降の橘諸兄政権の政治が、一応検討されねばならない[42]。この政権の「地方政治の簡素化」の諸政策は、法的または理念的律令体制からみれば、「後退的・消極的」と評価されてよいであろう。しかしこの政権は、兵役に関する徭役を一時期停止したけれども、国司・郡司の差発する雑徭そのものについてはいかなる縮小策をも打出してはいない。このことは、諸兄政権のもとで、兵役を停止してまで、国司の雑徭差発権が強化されたことをうかがわせるのではなかろうか。また、郡司を減員してはいるが、諸国の官人機構については冗員の整理その他の施策はない。不善郡司の解任などは国司の郡司に対する監督支配を従来になく強化したものであり、諸国の地図の造進と共に、国衙政治の積極化をうかがわせる。郷里制の廃止(740年)とのちに四証図の筆頭とされた天平14(742)年の班田図との関係[43]、およびこうした条里区画線の設定とその称呼との完備をまっての、国司の許可のもとにおける開墾奨励策(743年)を考えると、国衙政治が、ようやく現実に対応する実質的なものになって、田畑を全面掌握する体制[44]にむかいつつあったことが察せられよう。

以上のように見てくると、諸国の国衙が、国分寺と共に、平城京の縮小判のようなかなり画一的なプランで修造される可能性はかなり高いのではないかと思われる。近江国の場合、国分二寺は、府域南辺西端から南外方二町をへだてた桑畑廃寺跡と、府域南辺東端から南外方一町をへだてた神谷廃寺とがそれかと考えられており[45]、元来あった寺院でなくいずれも当初から国分寺として国衙と対応して建てられたものらしい。それで、本稿は、今回発掘調査された近江国衙の建設を、一応、740年代前半ごろではないかという試論を出しておきたい。

大宝2(702)年、体系的実定法の施行によって始まる律令国司制度の一環として、官衙としての国衙の人的構成、およびその建築物にも、7世紀の末葉とは異なる段階が画されたことは十分想察しうるところであり、近江国衙の現遺構は、あるいは第三次のものということになるかもしれない。ただ8世紀前半のそれは7世紀末葉の建物を増改築して整備した可能性もあって、現遺構に先行する前期国衙があったとだけしておきたい。国衙の所在地の移動はそれほど特別のことでもなかったらしく、現遺構が8世紀半ばからの後期国衙のものとした推定があたっておれば、前期国衙の所在地が問題になる。旧栗太郡内の現在の地名には憶測を生むようなものがないではないが、陸上および水上交通における瀬田地域の重要性を考えてみると、やはり現遺構からそれほど離れた地には求めにくいのでないかと思われる。

8世紀代の瀬田地方は、東海・東山地方に通ずる交通路の要衝であった。奈良盆地から東国に向う主要な交通路[46]には、①宇陀・名張から上野・柘植を経て、関から桑名に至る道、②木津川岸をさかのぼって上野に向う道、③京都の木津・宇治を経て逢坂山を越え、大津・瀬田に出(木津・宇治間の市辺付近から瀬田に出る道もある)、瀬田から湖東を縦断し、その間に、草津からは関へ向う東海道、米原からは関ケ原へ向う東山道が分岐し、塩津からは敦賀に向う道があった。北陸道は湖西を通り、この場合は大津から今津・海津を経由して敦賀に向う。瀬田川→宇治川、木津川、淀川の水運が古代史上に果した役割は、多弁を要しない。琵琶湖の湖上交通も6世紀ごろには発達していたらしく、6、7世紀の対外的な交渉や戦争には近江の土豪が多く起用された[47]。

『欽明紀』巻首の秦大津父の話は、伊勢から草津・大津を経て追分・六地蔵から大亀谷（狼谷）を越えて深草に至っているのだろう。『延喜式』主税式に、「自二敦賀津一運二塩津一駄賃、……自二塩津一漕二大津一船賃……」とあるのも、かなり古い伝統をもっているらしい。『万葉集』に琵琶湖は船で、塩津から先は馬を利用することが見え、『日本霊異記』の楢磐嶋の話からも、同じ交易路がうかがえる。『応神記』の敦賀の蟹についての歌も、琵琶湖を船で運んで大津・追分・宇治・木津を徒歩するコースである。8世紀代の越前国に設けられた東大寺の荘園からの春米の輸送も、三国津→敦賀津の海上、塩津→大津の湖上、大津からの河川の利用により船で運ばれた。近江における水陸交通路の要衝に近江国府は位置するのであるが、このような奈良盆地に集中する交通路が整備されるのは、東国のミヤケから調がもたらされたり役丁がきたり、また「国司」が派遣されたり難波から京に大道を設けたりする7世紀前半にはさかのぼるであろう。この意味においても、近江国衙の先駆形態は7世紀前半ということになろう。

瀬田を本拠地としていた土豪は建部君氏であろう。建部君（公）姓を称する族団の存在は、伊賀国伊賀郡・美濃国安八郡・近江国・肥後国飽田郡が8世紀の人名史料から、近江建部君・尾張国丹生建部君・伊勢国阿努建部君が『先代旧事本紀』からわかる。『和名抄』の郷名や『延喜式』の神名からも、近江（栗太郡）・伊勢（安濃郡）・美濃（多芸郡と石津郡）は一致する。建部（武部・健部）すなわち勇猛なる者の集団というのは、倭王廷を守衛するなど軍事的任務に従事したと考えられており、その設置年代は雄略―継体期と推定されている。[48]『出雲国風土記』や『続紀』延暦3年11月条の記述を参考にすると、近江の建部君ももとは地名を族称にしていたはずである。『景行記』『景行紀』に、ヤマトタケルが安国造の祖オホタムワケの娘フタヂヒメに娶して生んだイナヨリ別王を始祖とする犬上君・建（武）部君が見えているが、犬上君（朝臣）は近江の犬上郡出身の豪族であり、『姓氏録』右京皇別「建部朝臣」の「続日本紀合」の記載は近江国の志賀団大毅の建部公伊賀麻呂の朝臣賜姓をさしていると考えられるから、[49]『記』『紀』の建部君も近江の豪族を指示している。近江には、このほか8世紀に犬上郡にも建部姓の人物が確認されるけれども、栗太郡の「建部神社」（『延喜式』）から考えても、瀬田が本拠であろう。『孝徳紀』の「犬上建部君」の建部は名である。[50]832年の史料には坂田郡にも建部姓の人物がいるとわかるが、もはやどのような事情でこの姓の人物がここにいるのかわからないし、神崎郡の建部や神主郷は、建部神社の社領となってのことであろう。[51]

水路・陸路の集る瀬田には市があった。『壬申紀』にみえる乱の記事に、村国男依たちが瀬田の橋を渡って栗津岡の下でいくさだちし、近江方の将を「粟津市」で処刑（斬）したとある。京の東西市および諸国の市は死刑執行場でもあった（『養老獄令』決大辟条。『延喜式』刑部式・市司式には執行の細則がみえる。『続紀』には実例がある）。天平元年の志何郡の計帳手実その他若干の文書、また『今昔物語』に「古市」の地名が見え、このあたりは「船津」（造石山院所符）「古津」（『日本紀略』）などとも称されている。瀬田の済（『神功紀』）とか瀬田の橋（『壬申紀』）というのもほぼ今日の唐橋あたりのことらしい。この市も上述の観点からすればやはり7世紀前半以来の伝統を考えてよいのではなかろうか。7世紀前半ごろの畿内門閥豪族らのありかたはしばしば「初期的貴族」などといわれ、家臣的な土豪層を擁し生活必需品のみならず種々の珍物の需要もかなり高かったと思われるので、東国や北陸からの物資が集積されるこの地はそのような需要にこたえる一つの場であったろう。6、7世紀に、近江各地はもとより伊勢・尾張、美濃、敦賀・越前などと、大和・山城・北河内・摂津などとが結ばれていたらしいことには、直接・間接のいくつかの史料をそろえうる。それが市の前提である。律令制下の中央官司・官大寺・諸官人家の財政は、京の東西市を中心とし畿内および近江・紀伊の諸市を水陸路で結合した「中央交易圏」を前提にして成立し、これに対応して運営されたというが、[52]その先駆的形態には、おそらく7世紀前半以来の伝統があるであろう。史料の上には、畿外に7箇所ばかりの「地方市」[53]が知られ、近江にも地域内の市の史料があるけれども、上述した近江の特殊な経済的自然条件と交通路の要衝としての瀬田の重要性とを考えると、粟津市はそれらと同等には扱え

ないのではないかと思う。国府経済や国衙の官人の私経済の運営のみならず、調庸物の収取、交易進上物など律令国家の生産物収取体制そのものが、「地方市」を「国府市」にあるいは再編しあるいは結びつけ、後者を発達させたといえよう。

天平宝字5（761）年から翌年にかけて石山寺が造営された時、造東大寺司が米は「彼所」で買うよう指示し、造石山院所が漆・墨縄は「此市」では買えないので「奈良」（東西市）で購入させている（『大日本古文書』5－241・363、15－219）。「彼所」「此市」が近江国司が管轄する近江「国府市」であろう。[54] またここには「国司及市司」（『大日本古文書』5－333）と記される市司（『養老令』関市令毎肆立標条義解）が置かれていた。沽価を設定する市司が石山院造営ないし残務整理中の特設なのか、それともこの市の重要性からの特例なのか、諸国の「国府市」に一律に置かれたのか、いずれとも確言できない

さて『続日本紀』に「鉄穴」の記事が見えるのは近江のみである。大宝3（703）年志紀親王に近江の鉄穴を賜り、天平14（742）年、近江国司に令して、有勢の民が鉄穴を貪り貧賤の民が採掘しえない状態に禁断を加えさせ、天平宝字6（762）年には恵美押勝に浅井郡と高嶋郡との鉄穴各1箇所を賜わるなどとある。8世紀以前に文献の上に鉄産出が確かめられるのは、近江のほかに常陸・播磨・出雲（以上各国風土記）・美作（『続紀』『霊異記』『大日本古文書』5－4）などであり、主として川砂鉄か海岸砂鉄の採取によると考えられている。[55] しかしこれらはおそらくごく一部分が伝えられたにすぎまい。たとえば中国山地の鉄については、備中・備後・美作・伯耆の調庸鍬鉄の貢進（『延喜式』主税式）、備前の調鍬鉄貢進（『三代格』延暦15年1月13日官符）の事実がわかる。8世紀末ごろから鉄が供給不足になりはじめることとの関連で理解すべき史料であって、[56] もちろん鉄の産出は早くからあった。『賦役令』調絹絁条には『唐令』と比較すると実に多種類の正調代輸品目が列挙されているけれども、すでに説かれているように[57]律令制前代の地域特産物貢納制の性質を継承する一面があるからであろう。律令国家の中央財政は「実物貢納経済」を本質とするといわれるが、[58] たしかに調の品目は官人の給与や宮廷または諸官衙の必要を調達する性質が強い。それはおそらく、律令国家の成立と史的性質とにかかわるのであって、律令前代に王室や畿内豪族が個別に行なってきた畿外の土豪支配体制の組織的計画的一括化（物資についてそれを可能にしたのは民部省である）[59] という点にあろう。正調の品目は絹・絁・糸・綿・布であるが、「随=郷土所出=」とあるようにいわば「任土作貢」主義である。これは「実物貢納」税に付随する当然の原則である。国家権力の権威的な普遍的意思にまで高められた政治的支配階級たる畿内豪族の全体的の需要がまずあり、それによって品目および数量・品質・規格は制約される。その制約内において「郷出の所出に随」って正調を出す国も定められる。吉備地方からの調庸鍬鉄の貢納もおそらくは8世紀初頭から行われていたのであって、さらにそれは令前の貢納制を継承しているのでないかと考えられる。『延喜式』主税式の「禄物価法」を見ると、鉄1挺は出雲・石見・安芸・隠岐で稲4束、畿内のほか近江・美濃・但馬・備中・伊予では稲5束であるが、伊賀・伊勢・志摩・相模・尾張・参河・遠江・甲斐・武蔵・上総・安房・下総・常陸・上野といった東国では稲7束とされている。畿内が比較的安価であるのは調庸物の集積と官人禄物の交易とがかかわるであろうが、近江が安価なのは、中国山地と似た事情、上掲史料のごとき鉄穴の存在がかかわるかもしれない。しかも天皇が特に志紀親王や恵美押勝にそれを与えていることは、鉄穴所在地において採鉱から薪炭づくりまでを含む一貫生産体制が存在し、それを王権が直接的に掌握していることが前提であろうから、近江の鉄資源の開発と運営は早くから王権と結びついた在地の土豪層によって行われていたという事情があるかもしれない。

鋳銭事業の開始によって国家権力の銅・錫に対する政策は変化し、官採による私鋳銭禁圧をはかる。[60] 『続紀』には因幡・周防・武蔵・長門の産銅がしるされ、備中・豊前もそうである（『延喜式』主税式）。『風土記』（揖保郡桑原里）と『延喜式』典薬式に播磨の「銅牙（銅牙石）」が見え、これは自然銅の一種らしく、[61] 銅の二次的変成鉱物であろう。この国の場合、7世紀代の銅鉱石の採取と畿内への貢納が想定できるかもしれない。近江は、文献の上には確認で

きないが、和銅元(708)年に摧鋳銭司が設けられ、近江国司に命じ和銅開珎を「鋳」造させている。鋳銭司は翌年河内に設けられるが、3年には太宰府と播磨国とが新鋳銭を「献」上している。この二国は地元で銅がとれ、技術者もいるので、新銭鋳造が命じられたのであろう。播磨の韓鍛冶の技術は鋳銅にも応用できたと見てよかろう。近江国内でもしも当時は原料が入手できなかったとすれば、愛智郡の秦氏[62]その他の、鉄関係の技術者に鋳造させたのであろうし、のちに恵美押勝が特に鋳銭権を与えられた時にも、彼は近江でそれを実行した可能性がつよい。この国の産銅の有無については判断を保留しておく。

律令体制下の「国衙工房」では、主として貢進物としての高級織物の織成や、年料器仗の製造ないし修理などを行ったといわれる[63]。正税を財源として原料を入手し、技術者を確保する前提は、在地における手工業生産の発達であるが、穴太小広(銅工)・錦部足梓(鈴工)・野家葦人(鉄工)や(『大日本古文書』1—552)、忍海部乎太須・飽波漢人伊太須・韓鍛冶百嶋らの金属関係の技術者(『続紀』)、石山寺の造営に雇傭されたらしい栗太郡の「岡田鋳物師」もいる。このほか、近江には、琵琶湖の水運との関連で、造船技術者もかなりいたと思われる。聖武朝の遣唐使(733年に出発。第8次)4隻594人の船舶は、近江・丹波・播磨・備中に令して造らせたのである(『続紀』)。遣唐使船舶は安芸で造られることが多いのでこの場合も四国に費用の負担[64]と技術者の提出とが命じられたものではなかろうか。

むすび

国家の権力機構が、律令という実定法に基づいて組織され、体系的かつ日常的に運営され始めるのは8世紀初頭であって、居住地域によって国・郡・里の政治組織に編成または区分した直接生産者を、機構に結集した政治的支配階級たる畿内門閥豪族が収取し支配する政治的システムのかなめとして国衙が出現し、現実に機能しはじめるのも、その一部分である。それは、成文法典を発布して直ちに実現したといったものではなく、畿内門閥豪族の権力の体系的統一化、およびそれによる、各地に自律的秩序をうちたて生産的ないし政治的な新しい共同組織を形成している中小土豪に対する階級闘争、その成果の上に、唯一最高の権力である律令国家に依存せねば再生産過程を持続しえぬような直接生産者の育成といった、7世紀末葉から8世紀初葉にかけての数十年間の経過があったわけである。したがって国衙の出現は、決して、社会の最高権力機構としての国家の完成または土豪の私権への勝利の結果ではないのであって、むしろ前者による後者への闘争の開始という性質がある。しかも、結局は、唐の国家形態を範とした律令国家の政治理念としての支配形態は実現せず、まもなく現実社会に照応した形態が定着し古代国家が成立していくのであって、まことに右の数十年間は、日本古代国家形成史上まれにみる特異な時期であったといえよう。

(山尾幸久)

(1) 黛弘道氏「国司制の成立」(『律令国家の基礎構造』)。吉村茂樹氏『国司制度』。岸俊男氏「律令体制下の豪族と農民」(岩波講座『日本歴史』3)。亀田隆之氏「古代の勧農政策とその性格」(『日本経済史大系』1)など。国府の建物については、藤岡謙二郎氏『国府』。丸茂武重氏「国府・郡家の建物」(『国学院雑誌』62—9)。八木充氏「国府の施設・建造物」(『周防の国府』2篇4章2節)など。

(2) 山尾「大化改新論序説」(『思想』5 29・531)

(3) 薗田香融氏「国衙と土豪との政治関係」(『古代の日本』9)

(4) 山尾「日本古代国家の形成過程について」(『立命館文学』278・279)

(5) 直木孝次郎氏「古代国家と村落」(『奈良時代史の諸問題』)。石母田正氏『日本の古代国家』

(6) 山尾、注(2)論文

(7) 岸俊男氏「ワニ氏に関する基礎的考察」(『日本古代政治史研究』)

(8) 岡田精司氏「継体天皇の出自とその背景」(『日本史研究』128)

(9) 津田左右吉氏『日本古典の研究』

(10) 吉田東伍氏『大日本地名辞書』上方。『栗太郡志』1も同じ。

(11) 谷岡武男氏『平野の開発』第4章

(12) 『藤原宮跡出土木簡概報』(『奈良県文化財調査報告』10)の木簡番号7。この木簡は、

乙未年木夷 秦人倭里〔 〕

と読まれる（同上概報や『藤原宮』100頁では「木夷里」と解説されているが、「秦」字と「里」字との位置からいっても、「秦人の倭の里」であり、「木夷」は評名である。肥前にも基肆があって同じ音だが、令前に肥前の物資が藤原に運ばれるとは考えにくいので、まずのちの山城国の紀伊郡であろう。秦人（姓）のヤマト（名）を徴税単位の長とする、その50戸から出された物資（あるいは繊維製品か）であろう。これはたぶんのちの紀伊里であると考えられる。

(13) 山尾、注（2）論文

(14) 代表的なものに、津田左右吉氏「大化改新の研究」（『日本上代史の研究』）。坂本太郎氏『大化改新の研究』。井上光貞氏「大化改新の詔の研究」（日本古代国家の研究』）。関晃氏「改新の詔の研究」（『東北大学文学部研究年報』15・16）。八木充氏「『大化改新詔』の史料的検討」（『律令国家成立過程の研究』）などがある。

(15) 津田左右吉氏、注（14）論文。八木充氏、注(14)論文

(16) 同上。ほかに長山泰孝氏「畿内制の成立」（『古代の日本』5）。

(17) 「民部・家部」の実態については諸説があり、詳論する必要があるが、筆者は北村文治氏「改新後の部民対策に関する試論」（『北海道大学文学部紀要』6）の基本的視点を継承したいと思う。ただし、「氏」というのは北村氏の想定されるような全国の地方豪族でなく畿内豪族に限定すべきであろうから、「民部・家部」は規定しなおさねばならないとは思う。

(18) 八木充氏「太政官制の成立」（『律令国家成立過程の研究』）

(19) 早川庄八氏「律令太政官制の成立」（『続日本古代史論集』上）

(20) 野村忠夫氏「大弁官の成立と展開」（『日本歴史』290）

(21) 早川庄八氏、注(19)論文

(22) 笹山晴生氏「日本古代の軍事組織」（『古代史講座』5）

(23) 雑徭については、吉田孝氏「律令における雑徭の規定とその解釈」（『日本古代史論集』下）、「日唐律令における雑徭の比較」（『歴史学研究』264）、「雑徭の変質過程」（『古代学』11－4）。長山泰孝氏「雑徭制の成立」（『ヒストリア』54）を参照。

(24) 黛弘道氏、注(1)論文

(25) 鎌田元一氏「公田賃祖制の成立」（『日本史研究』130）

(26) 「税司」を官職名とすることは、村尾次郎氏『律令財政史の研究』3章3節にみえる。ただ、村尾氏は、「税司と主鑰」とされるが、それではこの注の意味が通じない。

(27) 鎌田元一氏、注（25）論文

(28) この点については、吉田孝氏「公地公民について」（『続日本古代史論集』中）を参照。

(29) 平田耿二氏「庚寅の編籍について」（『史学雑誌』71－7）

(30) 安良城盛昭氏「班田農民の存在形態と古代籍帳の分析方法」（『歴史学における理論と実証』Ⅰ）

(31) 浦田明子氏「編戸制の意義」（『史学雑誌』81－2）

(32) 浦田明子氏、注（31）論文

(33) 石尾芳久氏「日唐軍防令の比較研究」（『日本古代法の研究』）

(34) 石尾芳久氏、注（33）論文。直木孝次郎氏「一戸一兵士の原則と点兵率」（『日本歴史』175）。浦田明子氏、注（31）論文

(35) 鬼頭清明氏「位禄の支給額についての覚書」（続日本紀研究』126）

(36) 早川庄八氏「律令『祖税』制に関する二、三の問題」（『古代の日本』9）

(37) 藤岡謙二郎氏、注（1）著書

(38) 岸俊男氏「班田図と条里制」（『国史学論叢』）

(39) 柴田実氏「近江国分寺」（『国分寺の研究』上）。大津市教育委員会『近江国分寺跡発掘調査概報』

(40) 辻善之助氏『日本仏教史』1。角田文衛氏「国府と国分寺」（『律令国家の展開』）

(41) 辻善之助氏「国分寺考」（『日本仏教史之研究』）。井上薫氏「道慈」（『日本古代の政治と宗教』）は、四つの史料的根拠から建策者として道慈を考えておられる。

(42) 岸俊男氏「郷里制の廃止の前後」（『日本古代政治史研究』）を参照。

(43) 岸俊男氏、注（38）論文

(44) 吉田孝氏、注（28）論文

(45) 大津市教育委員会、注（39）概報

(46) 横田健一氏「大和国家権力の交通的基礎」（『近畿古文化論改』）

(47) 岡田精司氏、注(8)論文

(48) 井上薫氏「宮城十二門の門号と乙巳の変」（『日本古代の政治と宗教』）。山田英雄氏「宮城十二門号について」（『続日本紀研究』1－10）。佐伯有清氏「宮城十二門号と古代天皇近侍氏族」（『新撰姓氏録の研究』研究編）。上田正昭氏「令制以前における軍事団の諸問題」（『日本古代国家論究』）、直木孝次郎氏『日本古代兵制史の研究』などを参照。

(49) 佐伯有清氏、注(48)論文

(50) 飯田武郷『日本書紀通釈』が早く指摘しているが、『孝徳紀』の記載形式を見れば明らかである。

(51) 注(10)に同じ。

(52) 栄原永遠男氏「奈良時代の流通経済」（『史林』55－4）

(53) (54) 栄原永遠男氏、注(52)論文

(55) 森浩一氏「鉱物資源の利用と加工」（『産業史』1）

(56) 原島礼二氏「八世紀における鉄の生産と流通」（『日本古代社会の基礎構造』）

(57) 直木孝次郎氏「贄に関する二、三の考察」（『律令国家と貴族社会』）

(58) 鬼頭清明氏「八、九世紀における出挙銭の存在形態」（『歴史評論』212）

(59) 石母田正氏、注(5)著書

(60) 八木充氏「山陽道の銅産と鋳銭司」（『内海産業と水運の史的研究』）

(61) 秋本吉郎氏『風土記』（岩波古典大系本）頭注

(62) 八木充氏、注（60）論文、平野邦雄氏『大化前代社

会組織の研究』３篇３章

(63) 浅香年木氏『日本古代手工業史の研究』２章２節

(64) 石井謙治氏「遣唐使船の技術」(『交通史』)

〔付　　記〕

この稿は1973年３月に成稿した。当時は直ちに印刷に付される予定と聞いており、準備期間も制約されていたためかなりいそいでまとめたものである。しかし、すでに４年を経過し、この間に出された重要な研究は多数ある。全面的に改稿すべきであるがそのゆとりがないため、現在の筆者の考えにあわせて全体の約半分を削除した。　　(1977年３月)

第４－２章　古代末期の近江国衙

—平安前期を中心に—

は じ め に

本節では前節につづいて平安遷都以降における近江国府について考察する。しかしながら近江国府に直接関連する史料はほとんど皆無に等しいほどであり、その歴史的動向を前編までの発掘成果にふれて論ずることはきわめて困難なことである。しかも、本稿をなすための準備は時間的にもいちじるしく制約されたことも手伝って、結局は従来考えてきた平安時代の国衙政治の特質について、近江国衙にやや重点をおいて略述するにとどめざるをえない。さらにここでは10世紀中葉までで実質上の筆をおかざるをえないのは、11世紀中葉こそが国衙の機構および政治の変革の画期であると考えている筆者（拙著『平安前期政治史序説』（参照）にとってはいちじるしく矛盾するところである。当然ここでは近江国衙における11世紀の変革をより具体的に究明することこそが課題でなければならない。にもかかわらず10世紀中葉で実質上の筆をおかざるをえなかったのは、近江国にふれて資料の検索を十分なしえていないからである。これら不十分な点や、論じのこしている点、さらに詳しく検討すべき点については、いずれ機会があれば本稿の続篇として批判をうけ、その責任をはたしたいとおもう。

第１節　平安遷都と近江国府

国司の「朝集」ということばに象徴されるような求心的性格と、国司の「部内巡行」ということばに示される国内支配の拠点としての性格という二重の性格を統一した存在が国府であった（薗田香融「国衙政治の史的展望」藤岡謙二郎編『国府の歴史地理学的研究』所収）。したがって平城京から長岡京をへて平安京にいたる遷都も近江国府と無縁ではありえなかった。とくに地理的な要因を考えても平安遷都が近江国にとって大きな影響を与えたであろうことは十分に予想されるところである。時あたかも律令的支配が多方面からその矛盾を露呈し、政治の再編が課題となっていた時期であればなおさらのことである。近江は「此の国境五畿に接し、駅は三道（東海・東山・北陸）を承」けており（天暦３年正月21日近江国司解『別聚符宣抄』所収）、平安時代にはきわめて重要な地域として位置づけられていた。

ところでそもそも国府がいかなる構造をもっていたか、という点についてはすでに前節で詳しく論じられたところであるが、最近発掘された出雲国府の場合はとくに典型的であろうかと思われる。松江市大草町宮ノ後・宮ノ脇地区を中心とする出雲国府には、すでに指摘されているように『出雲風土記』によれば、意宇郡家・黒田駅・意宇軍団が集中していたらしい。この点に関して近江国府の場合を考えてみると、史料的に出雲の場合のように具体的ではないが、その例外とはいえないように思われる。すなわちのちにのべるように、近江国府には「国庁并びに雑屋30余字」（『扶桑略記』天延４年６月18日条）の建物があったが、かかる建物のほかに、瀬田駅家・栗太郡家が近接してあったと考えられ、さらには国衙市があり、より範囲をひろげれば、勢多庄・松原倉なども集中していたのである。これらの主要な点についてはすでに前節でとかれているところでここで再論する必要は全くないのであるが、ではこうした近江国府は平安遷都前後でどのように変化したか、この点を明らかにしなければならない。平安遷都にともなっておこった国府じたいの変化については史料は何も語ってくれない。わずかに平安遷都にともな

って「自然城を作す」として国名を山背から山城にかえ、新都を平安京とした794(延暦13)年11月8日、近江国滋賀郡古津を「先帝の旧都、今輦下に接す、昔号を追いて大津と改称すべし」(『日本紀略』)としている程度である。その後六国史では唐崎などへの行幸がたびたびみられ、山城の隣国として近江の位置が政治的により重くなったことは事実のようである。ここでは勢多駅・松原倉に関連してのべておきたい。

勢多駅家が国司館にほぼ接して設けられていたことはすでに木下良氏が指摘されたところであり、建部神社西南の孤立丘陵に比定され、国司館も同地に存在したと推定されている。(木下良「近江国府跡について」『人文地理』18－3)。 さきにもふれたように、近江は東海・東山・北陸三道が通過するが、平安遷都後、勢多川を東に渡ったこの瀬田駅はとくに重要さをましてきた。都への交通路が従来の瀬田川を下って宇治へ出るコースではなく、逢坂山から山科をへて入京するコースが主要となったからである。これにともなって勢多唐橋がより重要性をましてきたことも事実である。804(延暦23)年6月、 山城国山科駅が停廃されたため、この東海・東山両道の実質の分岐点ともなる勢多駅はより重要となり、馬数も30(40)疋とされたのである。この駅家がどの程度の規模であったかは全く不詳であり、今後の発掘調査などに多くを期待しなければならないが、783(延暦2)年6月に摂津国西成郡江北に駅家を設けるにあたって東大寺の荘を勅旨荘と相換しているが、その太政官牒によれば九段余の土地と次の如き建物である(竹内理三編『平安遺文』1－1)。

板倉弐宇　一長二丈　広一丈七尺
一長一丈八尺　広一丈五尺

甲倉壹宇　長一丈六尺三寸
高九尺

桧皮葺五間板敷東屋壹宇　長
五寸　高一丈四尺

草葺九間眞屋壹宇　長六丈五寸　広口丈五尺五寸
高一丈一尺

草葺九間眞屋壹宇　長六丈四尺六寸　広一丈六尺
高一丈一尺

その重要性から考えても勢多駅家はすくなくともこれ以上の建物を有していたとみるべきであろう。時代はやや下るが『雅実公記』(長治2年8月15日条)に「勢多の宿所駅家之躰、前例に似ず、鋪設の美麗を尽し、」ていると書いているのもそれをうらづけているようにも理解できよう。このような勢多駅の重要性の増大は当然のこととして、その手前にある勢多唐橋が注目されることとなるが、あまりに重点が散るので論述は略しておきたい。

国府には国庁・舎屋・官舎・学校などのほかに倉庫群が存在したことはよく知られているところである。例えば、遠江国では104宇の倉があったことが知られる(『三代実録』元慶5年9月13日条)が、近江国府の場合「国庁并びに雑屋30余宇」(前掲)のほか倉庫群はどこに存在したのであろうか。この点で注目されるのは松原倉の存在である。松原倉はその地名から推定すれば現在の国鉄石山駅のやや南、唐橋の西詰一帯かと思われるが、766(天平神護2)年2月に近江国近郡の稲穀5万斛を松原倉に貯納させることとし、白丁は500斛を運べば官位を一階あげ、350斛ごとに一階を加叙することなどを詔している。湖上輸送の便地でもあった松原には少なくとも5万斛の稲穀を収納できる倉庫群の存在が前提となるのである。 ただ先の勅が下されて4ケ月後の同年6月12日には「而るに旬月を経れども、未だ一人も運送すること見えず」ということで、1万斛の献納者には外従五位下に叙することにしている(以上『続日本記』)。 道鏡政権のもとでは献物叙位がますます増大している時期であるが、この再度にわたる勅は効果をあげたようである。50余年後の822(弘仁13)年3月に近江国に出された太政官符によれば、この松原倉に収められている11万5千斛(うち1万5千斛は駄賃料)を平安京の穀倉院に収納させ、後の恒例とすることにしている。これも平安京に近いという土地関係と無縁ではないはずである。おそらくはこれによって松原倉の規模は縮少されたのであろう。近江国は中央権力が直接に支配する権限がより強まったのである。

さらにここで国衙にふれていま一つ加えておきたいのは、健児制の採用にともなう国府の変化の問題である。勢多には栗太軍団がおかれていたと考えられるが、この軍団が廃止され、郡司の子弟で弓馬に便なるものが健児として採用されることとなったのは792(延暦11)年6月のことである。辺要の地を除

いてこの健児制が採用されたが、その任務は「兵庫・鈴蔵及び国府などの類」を守衛することであった(『類聚三代格』延暦11年6月14日太政官符)。近江国の健児数は200人であるが、これは常陸国と同数で全国で最大であり、近江国の政治的位置を暗示しているようである。健児の任務に国府の守護がある以上当然国府に健児に関する諸仕事を司る場所が必要であり、それが次節にのべる健児所であったのである。

第2節　平安前期の近江国府

794(延暦13)年の平安遷都は単なる都の移動のみではなく、律令的支配体制の矛盾の表現形態でもあった。桓武天皇の治世は中央政界では官人―とくに国司―統制の強化、人民に対しては雑徭の30日化や先の健児の採用など負担体系の修正を基本として、現実に対応した政策を展開しているのは、律令的支配の矛盾が社会の諸側面に表面化してきていたからである。それはまず地方政治刷新の機運としてあらわれ、勘解由使などが令外官として設置されることとなったり、あるいは『延暦交替式』の編纂などとなって具体化された。桓武朝はたしかに律令政治の歴史のなかでの一画期であった。

この遷都前後の国衙の官人構成は、天平期から増大しその直前まで存在した員外国司・権国司などが廃止され、冗員はなかったが、しかし問題がなかったわけではない。近江国はすでにのべられたように大国として、令の規定では守・介・大掾・小掾・大目・少目各1員の計6名および史生・雑色人若干によって構成されていたが、例えば延暦2年正月20日付の「最澄度縁案」(『平安遺文』8―4281)によれば当時の近江国衙の官人構成は次の7名によって構成されている。

参議正四位下行左衛士督兼守藤原朝臣在京
従五位下介大伴宿禰継人
従五位下行大掾橘朝臣暇
外従五位下行右衛士少尉兼少掾津連暇
正六位上行大目調忌寸家主
従六位上行少目勲十一等酒部造入部
従七位上行少目秦忌寸在京

ほぼ令制に近く、その点では特筆すべきことはないようであるが、しかしここで注目しておかなければならないのは当時国衙で、署名しえた官人は介大伴継人と大目調家主の2名にすぎないことである。もとより少目一人は入部していたのであり、また京に近接しているという特殊条件から説明しうることであるかもしれない。しかしながらこれでは国衙政治が円滑に進んだとはもとより考えがたいことである。ではそれは具体的な国衙政治の実務はどのようにしてすすめられたのであろうか。ここで注目されるのは822(弘仁13)年閏9月20日付の太政官符である(『類聚三代格』巻6)。この太政官符は、この年7月28日に百姓の徭を免ずる詔旨が出されて公役に従事するものには粮を給することとなったが、その範囲が不明確であるため伊賀・近江などの国司らがその範囲について言上したがこれもまた不統一であったためにそれらを折中して太政官で地方官衙での粮を給すべき「徭丁」＝公役従事者を定めたものであり、いわば各国で一般的に存在する「徭丁」をあげている点で注目されるのである。若干繁鎖となるが次に載げよう。

㋑四度使雑掌廝丁	朝集使4人 自余三使各2人	
㋺大帳税帳所書手	大国18人 中国14人	上国16人 下国12人
㋩造国析紙丁	大国60人 中国40人	上国50人 下国30人
㋥造筆丁	国別2人	
㋭造墨丁	国別1人	
㋬装潢丁	大国6人 中国4人	上国5人 下国3人
㋮造函并札丁	大国6人 中国4人	上国5人 下国2人
㋯造年析器仗長	国別1人	
㋰造年析器仗丁	大国120人 中国60人	上国90人 下国30人
㋱国駈使	大国320人 中国200人	上国260人 下国150人
㋲収納穀類正倉官舎院守		別院12人
㋳採黒葛丁	国別2人	

㋐事力毎一人	廝丁４人	
㋕郡 書 生	大郡８人 中郡４人	上郡６人 下郡３人
㋣案　　主	毎郡２人	
㋤錘　　取	毎郡２人	
㋥税長正倉官舎	院別３人	
㋦徴 税 丁	郷別２人	
㋧調　　長	郷別２人	
㋨服　　長	郷別１人	
㋪庸　　長	郷別１人	
㋫庸 米 長	郷別１人	
㋬駈　　使	大郡15人 中郡10人	上郡12人 下郡８人
㋮厨　　長	１人	
㋰駈　　使	50人	
㋱器　　作	２人	
㋲造 紙 丁	２人	
㋳採 松 丁	１人	
㋴炭 焼 丁	１人	
㋵採 藁 丁	２人	
㋶葺　　丁	３人	
㋷駅傳使鋪設丁	郡并駅家別４人	
㋸傳 馬 長	郡別１人	

上の「徭丁」の書き方には明らかに統一性がみられ、㋑～㋐が国衙関係、㋕～㋸が郡衙関係（但し㋦～㋫は郷単位に記されているが、㋬および㋮～㋶が郡衙の厨家関係であることを考慮すると全体としては郡衙関係とすべきであろう）、にそれぞれ区別されるのである。近江国衙についていえば、かかる「徭丁」は約 600人程度と想定できるようである。もとよりこれらの「徭丁」がすべて国衙に居住していたとはいえないが、かなり大量の国衙雑色人が存在していたのである。では国衙の内部はかかる「徭丁」をどのように組織化していたのであろうか。この統轄機関を具体化したとき、はじめて９世紀における国衙支配の実態が明らかとなる。

ここで注目されるのは㋥に「大帳税帳所書手」とあることである。それは明らかに国衙内の実務の分掌機関としての「所」の存在を示しているからである。10世紀から11世紀にかけて、国衙在庁が「所」で構成されていることは周知のことであろう。いま『朝野群載』所収の「国務条々」や『新猿楽記』の「四郎君」を描きだした部分での国衙の「所」を列挙すれば次の如くである。

ⓐ税　所	ⓑ大帳所	ⓒ朝集所
ⓓ健児所	ⓔ国掌所	ⓕ済　所
ⓖ検非違所	ⓗ田　所	ⓘ出納所
ⓙ調　所	ⓚ細工所	ⓛ小舎人所
ⓜ膳　所	ⓝ政　所	

これらの「所」はおそらく11世紀ごろの国衙の実態を示していると考えるべきであろうが、それは一朝にして成立したのではなく、平安時代における国衙政治の展開の過程で徐々に形成されたものである。ところでこれらの「所」はⓚ～ⓜのごとく実態として建物を示すように考えられるものもあるが（事実例えば丸茂武重「国府・郡家の建物について」国学院雑誌62－９では建物と理解されている）、本来は国司任務の分掌機関と考えるべきであろう。さて問題はかかる「所」の形成の時期の問題である。さきにものべたように「所」は太政官符等によって画一的に中央から設定されたものではなく、あくまで国衙の機能上の必要性から生まれたもので、その限りではまさに「国例」によるとみるべきであろう。このような点に配慮しつつ分掌機関としての「所」の形成の端緒をさぐってみると、その時期を９世紀に求めることができるようにおもわれる（この「所」形成については森田悌「古代地方行政機構についての一考察」（歴史学研究401）があるが、この点についての私見は「律令的地方行政機構の変質」（拙著『平安前期政治史序説』所収）でのべたのであわせて参照いただければ幸甚である）。ところで管見の限りで国衙において上記のような意義を担った「所」が存在していることを示している早い例は759（天平宝字3）年８月５日付観世音寺三綱宛の「国政所牒」（『寧楽遺文』下-783）にみえる筑前国政所であるが、９世紀末までにほぼ成立していたとみられる「所」としては次のごときものをあげることができる。

ⓐ税帳所	ⓑ大帳所	ⓒ朝集所	ⓓ健児所
ⓔ国掌所	ⓖ検非違所	ⓗ田文所	ⓝ政　所
ⓞ弁済所	ⓟ産業所		

この個々について詳しい考証をする紙巾はないし、またその場でもないので、省略したが、若干の

特徴的なことだけでものべておきたい。ⓐ・ⓑについてはすでに指摘した「大帳税帳所」が分割されたものであり、ⓓは健児が実態として歴史的意義をもったのがほぼ9世紀に限られる点から推測して誤りないであろう。ⓗについては829(天長6)年2月10日付日根秋友解状の庁判に「大判官代田所散位橘朝臣」の署名がみえる(『古文書類纂』)し、ⓝも先の例から想定して誤りないであろう。ⓟははたして国衙のそれが明確にはしがたいが天平宝字元年12月の「造東大寺司牒」(『寧楽遺文』中－699)や天平宝字4年3月の「丸部足人解」(同中－701)にみられるものである〔この点については松原弘宣「越前国東大寺領荘園における『所』」(日本史研究166)参照)〕。さて残りの諸「所」について逐一若干のコメントをつけておきたい。まずⓒの「朝集所」はその存在を直接に示す史料はないが、『三代実録』に散見する「朝集雑掌」「税帳雑掌」「四度使雑掌」などの理解からである。この場合の雑掌が従者的存在であったことは古く坂本太郎氏の指摘があるが(「朝集使考」『日本古代史の基礎的問題』下)、それは独自の雑掌という国衙官人の存在を示すものではなかった。しかしここでの雑掌はすでに国衙官人として定着した存在とすべきであり、いわば「朝集所雑掌」「税帳所雑掌」などの省略と理解すべきであろうと考えるからである。ついでⓔの国掌所であるが、国掌についてはすでに指摘されているように国衙財政を再建すべく貞観年中を中心にほぼ全国にわたって置かれた官職であり比較的短期間に有名形式化していく過程を想起すればまず9世紀中に成立したことはほぼ疑いえないのである。(泉谷庚夫「国掌について」『律令制度崩壊過程の研究』所収)ⓖの検非違所の初見は10世紀末のことであるが、9世紀中葉より国検非違使が諸国におかれている点からの推測である。ⓞの弁済所は国司が「私置」した弁済使の実務を執行するところであるが、947(天暦元)年閏7月23日付の太政官符に「納官物於其所」とある(『政事要略』)点から当時すでに弁済所が成立していたと考えられるからである。このような国衙における「所」の形成でもっとも注目されるのはやがて国衙の「所」が単独の機関と化していく端緒となったという点と同時に、この「所」に動員される雑色人が地方有力農民であったということである。先の「徭丁」の例からも判明するように、9世紀のかかる国衙を保証したのはその管下の郡司および有力農民層だったのであり、9世紀に郡があらためて支配単位として重視されるのは右のような理由からなのである。

第3節　在庁成立の前提

右のような動向は当然のこととして国司の拡大をもたらさずにはおかない。例えば949(天暦3)年正月21日付の「近江国司解」(『別聚符宣抄』)に連署している国司は次の16名である。

従四位上行右近権中将兼権守源朝臣(雅信)
従四位上行守藤原朝臣(朝忠)
右近衛少将正五位下兼行権介藤原朝臣
従五位上行左近権少将兼介藤原朝臣
従五位下行内蔵権助兼□
正六位上行大掾海犬養宿祢□
従五位上行陰陽頭兼少掾文宿祢□
正六位上行左衛門権大尉兼少掾藤原朝臣
正六位上行左近将監兼権少掾□
正六位上行権小掾賀茂朝臣忠行
正六位上行大目□
正六位上行権大目石水連利常
正六位上行権大目犬上朝臣
正六位上行少目小槻宿祢
正六位上行少目物部宿祢
正六位上行少目安倍朝臣

このような国司の増加のなかでとくに注目されることは兼任＝徭任の多いことと、上の例では犬上朝臣など地方豪族出身者が直接に国司に任用されてきていることである。たとえば9世紀末葉からこの近江では社会秩序の紊乱が全国でも著明なほどにすすむのであるが、その治安を守るために設けられた検非違使をめぐって在庁形成の前提についてのべておきたい。先にのべた天暦3年正月21日付の近江国司が請うた官裁の内容とは国検非違使を4名に増員する要求であった。その理由とするところを次の如く

のべている。

此国境接二五畿一　駅承二三道一　姦猾之輩往還不レ絶　盗賊之類遍満二境内一　爰頃年所レ被二補任一検非違使三人　其員尤少　因之追捕検察　少人勤行加以　上下国司遙授数多　任用之吏従レ事者少　爰雑務繁多　無二人差使一

こうした実務官人が少なく、治安が乱れている世界で、国検非違使の役割はいちじるしく重大化していたといわざるをえないのであるが、では具体的にどのような人物が任用されたのであろうか。幸にしてそれを示す例がある。時代はすこし前後するが、885(仁和元)年、近江国検非違使権主典従七位上犬春吉は太政官に権医師少初位下神人氏岳が官物を姦盗したことを愁訴している。権医師とは国衙官人の一種であるが、神人氏岳は犬上郡郡老であった。そうして問題の検非違使犬上春吉も「前犬上郡大領」であったのである。ここでは検非違使や国衙の下級官人に前大領や郡老といった地方有力豪族が採用されているのである。このことが決して例外ではないことは追討使を任じた次の太政官符からも知ることができる(『朝野群載』)。

太政官符　近江国司

応下以二散位従七位上甲可公是茂一　令上レ追二捕部内凶党一事　右得二彼国去年十月十七日解状一偁謹検二案内一　此国帯二三箇道一　為二要害之地一姦猾之輩横二行部内一　強盗殺害　往々不レ絶仍前々国宰部内武芸之輩　撰下堪二其事一之者上　申二請公家一為二追捕使一　近則故佐々貴山公興恒　故大友兼平等是也　爰兼平者　今年二月其身死去　前司介藤原朝臣清正権大掾依知秦公広範　可レ補二彼替一之状　言上解文光畢　而件広範齢已老身非二武芸一今件是茂忠廉之情方寸不レ撓　文武之用　随分相兼糺察追捕可レ堪二其職一　望請　官裁因二准先例一以二件是茂一為二追捕使一粛二静部内一者　右大臣宣依レ請者　国宜二承知依レ宣行一レ之　符到奉行

正五位下左中弁藤原朝臣文範

左大史

天暦十年六月十三日

部内粛清のための追捕使には甲可公是茂が任じられたが、是茂は明らかに甲賀郡を本拠とする土豪であり、またその対立候補でもあった権大掾依知秦公広範は愛智郡の土豪である。このようなかたちで土豪たちが国衙の警察権の実際の執行者となっていったのである。こうした事態の到達点が在庁官人の形成である。従来その初見史料は『朝野群載』に収められている910(延喜10)年の日付をもつ加賀国司が在庁官人雑任に下した庁宣であるとされているが、その前後の史料の性格から考えてその年号は疑わしく、やはり全国的な情況からは11世紀中葉を在庁官人制の一応の確立期とすべきである(在庁官人制の成立については米田雄介「在庁官人制の成立」(『郡司の研究』)参照)。事実近江国での在庁の早い例としては12世紀当初までまたなければならない(吉村茂樹『国司制度崩壊に関する研究』)。

ところで、このように国衙官人の構成が変化していくなかで、国府の建物はたびたび建て直された。たとえば834(承和元)年に佐渡国三郡の百姓らが国守を訴えた解状には「守嗣根余利を求めんがため旧館を捨てて更に新館を造る」ことをあげており(『政事要略』巻84)、かかる事態はすでに天平期からみられる現象のようである(『類聚三代格』弘仁5年6月23日太政官符)。国府の建物、とくに館はたびたび建てなおされたらしいのである。もとより近江国府にふれた記事は見出しえないが、あえて例外としなければならぬ理由もない。こうしたなかで975(天延3年)6月18日申時、大地震で内裡の築垣は頽れ、天下の舎屋・京洛の築垣はすべて頽落した。一両日止まなかったこの地震で、近江国分寺大門が倒れ、二王はすべて破損し、国府の庁・雑屋30余宇も顛倒したのである。その後どのようにして復興したかは史料は何も示してはくれない。しかしながらこの地震を契機に国府が崩壊したとはもとより考えがたいことである。おそらく何らかの形で在地土豪を動員して再建されたのであろう。それもまたおよそ100年のちの1098(承徳2)年に勢多橋が傾落するほどの地震があったというから、おそらく国庁の建物も大きな打撃をうけたにちがいない。しかしそれで国衙の時代が終ったのではない。すでに明らかにされているように中世の支配体系の成立は国衙を無視しては考えられないからである(石井進『日本中世国家史の研究』)。しかし、天延以降の近江国府をめぐる問題については別の機会に譲り、詳論してみたいとおもう。

(佐藤宗諄)

追　記

本稿はほとんど史料を調査するゆとりもないまゝ1ケ月あまりの間に急いで執筆し、1973年3月28日に稿了したきわめて不十分な覚書である。

諸般の事情で本書の刊行がおくれたため、本来ならば全面的に書きあらためられるべきものである。しかし、いま校正段階では、主要な部分についての新たな研究文献を加筆する程度にとどめざるをえなかった。平安時代における近江での国衙支配の構造と特質については義江彰夫氏(「国衙支配の展開」『岩波講座日本歴史4』所収)や泉谷康夫氏(「平安時代における国衙機構の変化」古代文化29―1など)など最近の研究成果にもとづいて別に考えてみたい。

(1977.5.11)

第5章　近江国衙総論

第1節　三大寺遺跡から近江国府国衙へ

私たちが、近江国府の国衙であろうと考えるようになったこの地域は、古くからこの地の地名をとって“三大寺遺跡”と呼び、“三大寺”という寺称をもった寺院があった地であると推測したり、また三つの寺院がこの地域に集まって建立されていた土地ではないかと想像されて来たのであった。たしかに、このあたりには現実には田畑の耕作にあたって沢山の瓦が掘り出されるうえ、時には美しく雲をあしらった軒先の丸瓦が採集されて、瓦で飾られた堂塔の様を想うことは、極めて自然なことなのであった。

寺院の構造をもたない三大寺遺跡

しかし、私どもの調査の結果では、そうした堂塔をつらねた寺院の遺構はついに見出されなかったのである。代って浮びあがって来たのは、従来、想像もされていなかった特異な建物が、例のない特色ある配置をとって一画に建てならべられている事実なのであった。ふつう、奈良時代の寺院の場合であれば、南大門、中門、回廊、塔、金堂、講堂、経楼、鐘楼、僧房、食堂などといった諸建物が見られるわけである。手近かな近江の例をとって、甲賀郡信楽町黄瀬・牧にある甲賀寺跡を例示すると、南大門の北に中門があり、中門から左右にのびた回廊は、やがて北に折れ、北端は鐘楼、経楼にとりつく。こうした回廊に囲まれた中に金堂、講堂があり、その北には僧房、小子房が並ぶ。また、こうした中心建物群の東側南には、塔院の南門があり、塔を回廊で囲み、その北には、食堂と大炊屋が連なるといった整然たる伽藍の配置がみられるわけである。もちろん、奈良時代の寺院の全てが甲賀寺跡と規を一にする配置をとるわけではなく、種々の変化の型もあるが、いずれも教義に則った一定の意味のある配置をもって堂塔が建ちならぶわけである。従って、広く発掘調査を実施すれば自づと寺院跡の場合は、諸建物の配置や建物の構造から寺院であることが知られるわけである。さらに、塔なり、金堂なり講堂、僧房など、機能にもとずく本来的な建物の形態が比較的識別しやすいだけに、仮りに調査が全面に及ぶことがなくとも、寺院であること、またどうした性格の建物であるかは比較的判りやすいわけである。こうした目で見てくると、この三大寺遺跡の建物の構造なり配置は、寺院のそれとは極めてちがった性格をもつものとして浮彫りされてくるのである。

三大寺遺跡の場合は、南門の北に中門が連なり、中門から左右にのびた築地垣がやがて北折し一画を囲みこむ。その中央奥よりに大規模な2棟の建物が南北に配され、廊で繋がれている。この前の建物、すなわち南の建物の両脇からもそれぞれ廊が東へ、西へと延びその先に、南北にきわめて長大な建物を東西に配置している。中門を入ると奥の建物、左右の長い建物で囲みこまれた広場がみられることになるわけである。こうした特異な建物を収めた築地垣の東西両側の外側にやはり南北に走る今一つの築地垣があり、この両築地垣の間が道路と考えられる上、外側の築地垣の外に築地垣で囲まれた区画のあることが知られ、内に幾棟かの建物を収めていることが理解されるに至ったのである。南門、中門こそ一見、寺院に通ずるかのようではあるが、築地垣や、正面奥よりの雄大な規模をもつ2棟の建物、あるいはその両脇前につくられた南北に長い東西建物は寺院の建物としては機能の考えられない建物であり、そのうえ築地垣に囲まれた一画内の前面、中門を入った地に広場をもつことなども寺院には見られない構造であるばかりでなく、それら諸建物の配置は通常考

えられている寺院のそれとは全く異った趣きを示していることを知りえたのである。塔をはじめとする寺院には必然的に具えられる建物の見られないこと、各建物が廊でつながる点なども、一層この思いを深めるもととなったのである。

三大寺遺跡の構造—宮城の構造との対比

このように三大寺遺跡を寺院跡とすることに疑いをもつと、代ってどうした性格をもつ遺跡であるかが改めて問題となってくるわけである。

ここで想い出されるのは、その整然とした、しかも機能的な建物の配置からくるイメージに重なるいくつかのパターンをもつ遺構の存在である。そのうちの一つのパターンとしては、天武朝難波宮、藤原宮、平城宮、聖武朝難波宮、長岡宮、平安宮とつづく中央都城の宮城の構造があげられる。もちろん、それぞれの宮域には、それぞれの宮殿の配置なり機能にいくたびかの変遷がたどれるのであるが、基本的には一貫した一つの構造をもっている。南に設けられた朝堂院の一画は、内に十二堂を、左右に南北軸で各４棟、東西軸に南に各２棟を配するという基本的な配置をとり、その北に門なり龍尾壇をへだてて区別された大極殿院がある。この大極殿院は、大極殿と、廊で背後から繋がれた小安殿からなるのを奈良時代以降には基本構造としている。さらに、この大極殿院の後方、北側には内裏の一画があり、諸建物が一定の基本型をもって布置されているといった基本的な構造をとっているのである。その場合、長岡宮、平安宮では朝堂院や大極殿院を以前の諸宮の旧規に則りながら内裏のみを次第に別地区に移していく過程がたどれるのは、恐らくこの朝堂院、大極殿院、内裏の三院のうち、前二者、すなわち朝堂院、大極殿院の二院は終始一貫有機的な関連が非常につよく、本来、この二院でもって一つの機能を果した構造であったことを暗示していること、内裏は性格において、この両院とやや異った性格を蔵したことに注目しておく必要があるだろう。大極殿院は天子執政の場であり、朝堂院が百官朝政の場として二者が相俟って一体としての政治がなされる政治構造を、場の上に表現しているのである。天子日常の起居の場は、政治の構造に直接しないところから、こうした現象がおこるのであり、また天子の政治との関連のあり方にかかわる場の変遷であろうと考えられるのである。いずれにせよ、こうしたパターンには、政治構造としての執政と朝政といったパターンが場を決定しているのであり、よく政治構造の論理が貫徹していることがうかがわれるのである。ところでこの三大寺遺跡の場合、まずその建物の配置をみると、南北に廊で結ばれた２棟の雄大な建物は、以上の宮域に対比すると、大極殿と小安殿に該当し、また、その南建物の両脇から左右にのびた廊をとりつける南北に長大な左右の建物は朝堂院の朝堂に対比するにふさわしいかと考えられるのである。もちろん、朝堂院に配置された朝堂は、ふつう「十二朝堂」と呼ばれるように１２棟の建物であり、それぞれ左右に南北軸に各４棟、東西軸に各２棟と整然と布置されるのに対し、三大寺遺跡の場合は左右に整然と配置されるとはいうものの長大な各１棟であるという相違をはじめ、大極殿院と朝堂院間には通常、門なり龍尾壇があって明確に機能なり構造のちがいを示しているのに対し、本遺跡の場合は、そうした施設がなく、むしろ逆に廊で大極殿にあたる南建物をとりつくという大きな違いがあり、しかもこの南北に長い脇建物の北端が南建物の北縁にまで延びるという相違もみられるのである。しかし、そうした諸点の指摘にもかかわらず、朝廷での大極殿院と朝堂院という二者がもつ一体的な機能を集約して考えた場合、天子百官の相違ほど懸隔のない場合には、三大寺遺跡の示すような二者を合一した構造の誕生することは比較的理解しやすいうえ、大極殿院の前面にたつ大極殿が一般には小安殿にくらべて規模雄大であり、朝庭に面した南面に常に意識されているなどの点は全て三大寺遺跡に共通するものといえる。また十二朝堂との一見大きくみえる相違も、その朝堂のもつ十二堂の機能を、この長大な脇建物内部の部屋構造におきかえ、各棟６室なり４室に区分して該当させることは十分考えられるところであり、ま

た、瓦積基壇上に6棟なり4棟の建物を連ねることも一考できるかもしれないのである。従って、機能的には、配置形態の示す相違ほどには差異をもたないものとすることが可能となるのである。その場合、朝廷の宮域と対比すれば、北建物は小安殿に、南建物は大極殿に、東西の脇建物は朝堂と機能的に通ずるものとなり、築地垣をめぐらした区画の中にみられた諸建物の構造は、朝廷の中枢部の構造に非常に類似したものであることが容易に理解されるのである。相似た政治的論理に支えられた遺構とする見解がここに息吹きをもってくるのである。

同様、朝廷宮域の中で考えられる一つの構造のパターンは、内裏の構造である。例として平城宮跡内裏をとりあげよう。内裏は築地回廊で囲まれ、さらに回廊によって、外郭と内郭に分けられている。内郭は南に寄せてつくられ、閤門を入ると正面は広場となり奥によせて内裏正殿が、またその前面左右に南北に軸をもつ2棟の脇殿が配されている。この内郭内の内裏正殿は1棟であるが、その背後、北には南北に2棟の建物があり、中殿、後殿にあたる。その中殿の左右には南北軸の脇殿が各1棟みられる。内裏はいうまでもなく天皇の御座所であるが、内裏内郭はその中でも儀礼空間として設けられたものであり、外郭は天皇起居の御座の場として働く空間であった。従って、内裏内郭は、大極殿院・朝堂院に相当する機能と構造を具備しているのであり、その規模を模した形態をとっているのである。恐らく大極殿に該当するものが内裏正殿に、また朝堂が左右各2棟の脇殿に該当するであろうし、朝庭も共通する。ただ、小安殿に相当する建物は内裏内郭にこれを欠くが、内裏外郭の中殿・後殿が機能的にふさわしい建物といえるであろう。そこで三大寺遺跡と対比すれば、内裏正殿と南建物の共通、内裏各2棟の脇殿と東西の長大な脇殿の共通をはじめ、広場を南面に共にもつことなど、強い近似性が指摘されることになるであろう。しかも、内裏内郭の左右の2棟の脇殿のうち北方の各1棟はいずれも正殿の左右の脇にまでのび、やや朝堂と異り、朝政以外の性格をもつことをも暗示している点などは三大寺遺跡の遺構の示す構造と通ずるものなのである。ところで小安殿と機能的に近い北建物が内裏内郭になく外郭に求められていることは、内裏内郭が天子起居・御座所的機能が少く儀礼、親政の場としての機能の強いことをうかがわせるのであって、やはり内裏とはいうものの執政・朝政という政治構造を具現した場として内裏内郭が性格づけられるのである。従って構造的に共通項の多い三大寺遺跡の性格を考えるうえに、こうした政治的構造の反映をみとめることは可能ではないかと想われるのである。

三大寺遺跡の構造—諸官衙の構造との対比

宮域内の構造との共通性を通して考えられるいま一つのパターンは、多賀城なり太宰府など、朝廷の設置した直轄政庁のもつ構造である。多賀城内城政庁については最近の調査によって、南面した四面廂付建物である正殿の前面には石敷広場が設けられ、正殿の北方には後殿、正殿の東西には各1棟の脇殿がみられる。これらの建物を囲って長方形に築地垣がめぐらされ、築地垣の各辺中央に門が配置され、とくに南辺には翼廊を伴った南門が見出されている。ただ、調査の成果では、東西の脇殿に変遷があり、第一期には正殿の前面左右に南北軸の脇殿がみられたが、第二期には正殿の西脇、築地垣の東・西門の位置に同様南北軸の脇殿が設けられ、第三期には、正殿の西脇に東西軸の脇殿がつくられたうえ築地垣の内側南東、南西部に南北軸の脇殿がみられるのである。いずれにせよ、中央に広場をおき、北に南面して正殿が、また常に2棟の脇殿が左右にならぶというのがこの多賀城の基本的配置であった。この多賀城の政庁区と対比したとき、三大寺遺跡との共通性は極めて強いものがある。すなわち、三大寺遺跡の北方建物は後殿に、南方建物は正殿に該当し、東西の両脇建物はそれぞれ東殿、西殿に相当することがうかがわれるのである。ただ、三大寺遺跡の構造が、各建物を廊で繋ぐなり、脇建物が長大である点が若干相違するのみであり、規模、配置をみる限り三大寺遺跡の方が、機能的に基本構造を保っている

ように見られるのである。

同様、対比される今一つの構造は、太宰府都府楼の構造である。太宰府の場合、鏡山猛氏の調査なり近時の調査の成果をもって考えると、正殿の後背、北方に後殿があり、また正殿の前面左右に脇殿が各々1・2棟整然とならび、広場をへだてて南には中門がみられるようである。この都府楼政庁の構造は、多賀城内城の示す建物の配置とほとんど規を一にしており、従って三大寺遺跡の構造とも共通するのである。この太宰府の場合にあっても正殿なり後殿の規模は三大寺遺跡と相似たものであるが、東殿・西殿と東西の両脇建物は大きくやはり相違しているが、これも、長大な脇建物基壇の間に2・3棟の建物を建て分けることも考えられるだけに、両者の間の相違はさほど大きいものとする必要はないであろう。遠朝廷ともいうべき太宰府都府楼なり多賀城内城の構造は、みこともちたる都督なり鎮守将軍が執政し、官人が朝政する政治構造に係るものであり、そうした意味では都城宮域の構造を若干省略した形態をとるものの、ほとんど共通する諸点をもつ点が注目されるのである。

いま一つ考えられる構造のパターンは、平城宮なり平安宮といった宮域内に設置された各官庁の遺構があげられるであろう。たとえば、平安宮太政官庁をとりあげれば、主屋である中央の正庁と、その前面左右にある東・西両庁はともに桁行7間、梁間2間の切妻造の建物で前面と背面に庇がつき、前面にはさらに土庇がつけられている。正庁と東・西庁はいずれも複廊の軒廊で結ばれている。庁舎の周囲は築地塀で囲まれ四方に門が開かれており、東西両庁の南面からも塀から庇を出した片庇廊が見られ連繋している。南門と正庁の間に広い空間をもつことも注目されるところである。この太政官庁と同じように、正庁から東西に廊を張り出し前方の脇建物につなぎ、その間に広場を設ける構造は大学寮などにも見られるものである。こうした、官庁の構造をみて三大寺遺跡と構造上共通する諸点は、正庁、東・西庁といった基本的に機能を共にする建物が同じように配置されていることや、各建物が軒廊で結びつけられていることに注目されるであろう。ただ一つ、この種の官庁を通じて見られる顕著な相違は、三大寺遺跡にみられるような北建物に相当する正庁背後の後殿にあたる建物が見出されないことにある。こうした後殿は、さきに掲げた宮域内の小安殿、太宰府や多賀城内城の後殿の性格からみて“やすみどころ”の性格がつよいが、官庁の場合には、その場が朝政、執務の場であるところから、この種の建物が欠落するのであろうか。そういった点では三大寺遺跡は、各宮の官庁と構造の相似はあっても後殿に当る建物をもつ点で、より一層すぐれた性格をもつ遺構であることが考えられるのである。従って、三大寺遺跡の構造の示すところは、多賀城内城や太宰府都府楼といった独立した政治機構のもつ建物配置に近く、都城内の諸官庁の示す執務分担の政治機構の示す建物配置とはやや異る性格をもつものであることがよく判るのであり、そこから本遺跡の性格をうかがう手掛りが浮び上ってくるのである。

三大寺遺跡の構造—その政治的構造

以上のように、朝廷の各宮域の大極殿院・朝堂院の構造、各宮域の内裏内郭の構造、あるいは遠朝廷ともいうべき太宰府なり多賀城内城の構造、ひいては朝廷の諸官の官庁の構造が、この三大寺遺跡のもつ構造に非常に近い関係にあることが十分考えられるであろうことを述べた。そうした政治的な構造は、朝廷なり遠朝廷、あるいは諸官のあり方にかかわる構造であった。次にそうした構造を表示しよう。

編号	各パターン＼建物	正殿	後殿	脇殿	広場	備考
1	朝廷内大極殿院・朝堂院	大極殿	小安殿	朝堂（12朝堂）	あり	
2	朝廷内内裏内郭（外郭を含む）	内裏正殿	中殿・後殿	脇殿（東・西各２殿）	あり	
3	遠朝廷政庁区（太宰府・多賀城）	正殿	後殿	脇殿（東・西各1~2殿）	あり	
4	朝廷内諸官庁（太政官庁・大学寮）	正庁	なし	脇殿（東・西各１殿）	あり	
5	三大寺遺跡	南建物	北建物	脇建物（東・西各1建物）	あり	脇建物は極めて長大、朝堂に匹敵

まず、この表を通じてうかがわれるこの種の政治的な構造の基本型態を指摘するとしよう。まず中門から出て四周を築地垣で囲む方形の一画が明示でき、その内部に、執政の場である正殿が奥よりに南面して設置され、その後背に“やすみどころ”である後殿がみられ、前面左右に１～数棟の脇殿が左右対称に連なり、いずれも内側に扉をひらく。こうした建物に囲まれた内側は広い庭となり、種々の政事や儀礼がとりおこなわれるというのが基本構造である。こうした政治的構造は、例えば寺院の構造とは、左右相称の点なり広場のとり方において大きな差異をもつうえ、脇殿といった特異な配置なり形態をもった遺構はそこには見られないのである。寺院構造以外に例をとっても豪族なり各集落の構成員の宅地の構造をとっても、やはり諸建物の左右相称の配置、広場のシンメトリーな設置はそこには見られないのであり、政治的構造は、それ自体で一つのパターンを形成し、他の諸々のパターンと対比される関係にあることを示しているのである。

この政治的構造は、現実の政治関係を基盤として成立するものである。正殿・後殿は執政にあたる天皇なり、率、長官の場であり、執政の実際は正殿から南に臨んでおこなわれるのであった。朝賀なり奏楽演舞、朝貢、聴政はこの正殿から望み見るものであった。一方、朝政にたずさわる百官なり各省の長の奏政、議定、諮問奏上は脇殿からなされるものであり、また正殿の南にひろがる朝庭は、脇殿のそれぞれから望まれるように奏楽供舞・朝貢の場として南北軸に用いられ、その関係もあって脇殿は各々が内に開く構造をとっているのであった。しかも、これらの機構は、それぞれの場で最も優れた政治的な機構であり、最も重要な機関でもあったところから、他の諸官や諸施設からは隔離され、常に政治的決定なり政治的要素の優越が漂い、至高為政者をめぐる場としての性格から“聖性”が与えられているのであって、その故に厳重に築地垣がめぐらされ、四方に門を開くことになるのであった。執政と朝政の関係に加え、各種の朝廷なり官衙の儀礼、政治を加えることによって、こうした特異な政治的構造をもつ建物群が成立してくるのである。

こうした政治的構造をもつパターンのうちに、三大寺遺跡を加えうることは、上述の各構造のパターンとの対比から容易にうかがわれるところである。三大寺遺跡が、その建物の配置なり構造からみて、非常に政治的な性格のつよいことは、ここに基礎をうることになるのである。ところで、この三大寺遺跡の性格をさらに限定して考える根拠となるのは前記の表である。たとえば、朝廷の大極殿院・朝堂院のもつ構造を三大寺遺跡に対比すれば、大極殿や小安殿の規模、朝堂の規模とその十二堂という数は、はるかに三大寺遺跡を凌駕するものであり、しかも大極殿門や龍尾壇などの整備は都城宮域にしか見られないものであって、三大寺遺跡が同等に対比しうる級にないことをしることができるのである。しかし、太宰府都府楼なり多賀城内城については非常に近親の関係にあるということができるであろう。太宰府都府楼の場合は、脇殿が左右に１・２棟ある模様であるが、その配置なり構造は三大寺遺跡に極めて近く、多賀城の構造に至っては、むしろ三大寺遺跡の構造の方が整正の感が漂うのである。まして、都城官庁の構造に至っては官人の数なり、それが朝政の場でもあることから、基本構造としては後殿を欠くといった点があり、三大寺遺跡の構造が、太宰府なり多賀城といった地方政庁に近いものであることを教えているのである。太宰府はいうまでもなく左右京職・摂津職とならんで九国三島を管するものであり、多賀城は陸奥鎮守府として東北経営の基地であるが、のちには陸奥国府の政庁となることも一応この場合、考慮にいれておく必要があるであろう。

三大寺遺跡の構造—近江国府の国衙か

三大寺遺跡の構造はこのように考えてくると太宰府なり多賀城と同様な政治的機構であることが推測されることとなったが、それでは果して具体的にどうした性格の構造をもつものに限定できるであろうか。ここに浮び上ってくるのは、太宰府が遠朝廷と呼ばれるように、各国にあって国家の政治機構を代弁する国府の存在である。全国の国府については、多くの場合、国府なり、政庁官衙の存在を示す地名が残存しているうえ、文書記録によりそれと場所を比定しうる場合が多い。しかし、近江の国府の場合はこうした地名には直接に国府の位置を示す資料がなく、文献のうえでも僅かに国府なり国司館が栗田郡にありと記す倭名抄、拾芥抄といった記録がみられるのみであり、その詳細な位置なり構造を知ることはむつかしい状況であった。ところが、昭和10年、米倉二郎氏は雑誌『考古学』第６巻第８号に「近江国府の位置について」と題する論考を掲げ、この三大寺遺跡を含めて近江国府の府域を考定されるに至ったのである。氏の立論は、栗田郡瀬田町大江、神領の地にみられる東海道が四町を単位として直角に曲折する事実をのべ、この曲折の示す範囲、方八町が国府域であろうとされるのである。この曲折する東海道に平行、あるいは直交した畦畔遺構もこの府域内にみられ、西南に近江一の宮建部大社が鎮座し、また府域内に若宮神社なり御霊神社の存すること、加えて府域南辺に平行して流れる小流が、建部大社の東、すなわち府域西南隅で堀割りをつくり流されていることなどを指摘してこの地が府域であることを傍証されたのであった。このように府域を設定すると、この内外にみられる南大萱の地名は大衙屋、眞米の地名は馬籠ではないかとする官衙の推定にまで展開が容易に行なわれて来たのであった。

ところで、今回の調査対象地となった三大寺遺跡は、このように推測された近江国府の府域の中軸線上にのり、南半に偏り、北へ約三分の二町おくった地に中門があり、さらに北へ二町と三分の一町をとる範囲に収まることが明瞭になってきたのである。詳説するまでもないが、推測された近江国府の府域の南半部は丘陵地形をとり、北半部は平地であり、南高北低の地形を示している。大萱の地名は北半部の平地部にあり、周防国府などと同様、国府域の北半部、北辺より南へ一町おくって南に、二町四方の国衙を設定する場合が通常多いにもかかわらず、今回の場合は、南半部の南辺より北へ三町をとった範囲、しかも中軸線の左右に各一町をとる計東西二町、南北三町、四方の南辺に、こうした遺構が位置することを知るに至ったのである。この三大寺遺跡の場合は、国府域中軸線上に北建物、南建物、中門、南門が並び、この中軸線を折り返す位置に東・西の両脇建物が配されており、少くとも国府の中軸線ともいうべき朱雀大路に該当する主道がこの間途絶えることになるうえ、丘陵地形の陵央部を占地し、北方へ向い卓越したビスタをもつ立地は、容易にこの遺構が国衙であることを示す可能性の強いことを教えているのである。従って、この近江国府の場合は、異例ではあるが府域の南に片寄せ、しかも眺望のすぐれた丘陵上に南面して国衙が設定されたこととなるのである。恐らく、平地部には東海道が何らの変化なり支障をきたすことなく北へ直進していることを考えれば、通例国衙の所在する北辺による国衙のあるべき位置には、近江国府の場合は国衙は設定されなかったと考えてよいのではないかと思われるのである。

太宰府や多賀城に匹敵し、しかも整正たる配置、整備された機能構造を示す三大寺遺跡は、このように近江国府の府域と考えられる地との関連で国府国衙域であると推測されるに至ったのである。調査の途時発見された“国”字墨書土器や、修理官の造瓦と思われる“修”字刻印屋瓦の発見は、遺物の上からもこの遺跡が国衙主要部であることを支持する資料といえるであろう。実にこの遺跡のもっていた重要な政治的構造は、大国近江国の国衙の実態を示すものだったのであり、ここに、多賀城が、陸奥鎮守府が胆沢城に移され国府と鎮守府が分離した延暦21年（802）以降、陸奥国府の政庁として用いられたことをも考え合せ、はじめて国衙の一端が学問的に把握されるに至ったといえるのである。

第２節　近江国府の構造とその消長

近江国府国衙の構造

三大寺遺跡の性格が、近江国府の国衙を示すものとしたとき、日本の60余の国々の国府国衙との対比が問題となるであろう。しかし、現実には近江国府の国衙を除けば、他にこうした国衙の遺構はいまだ検出されていないのである。近江国府の国衙と見られるこの三大寺遺跡の調査以後、各地で国府の調査が実施されたが、その後、陸奥国府に後に転じた多賀城内城の調査、出雲国府国衙北域部の調査が最もまとまった成果を示しているが、なお彼此比較参照するの感がつよく、わけても、中央の整備された国衙をうかがうには幾分の問題がのこる状況である。現時点で政庁を始めとする整然たる配置をとる国衙は、この近江国府の国衙以外に検出されていないのであるから、一応、国衙の構造を要約しておく必要があろう。

近江国府の国衙は、国府府域の南半部を占める東南から西北へのびた台地の中央部に形成されており、その範囲は二×三町をはかる。この台地は東南から幅広く、しかもかなりの比高差をもって西北にのびるが末端は三枝に分岐し、その各枝丘間に深い谷をつくり、また台地縁も強い崖縁を形成している。国衙の二×三町の範囲は、こうした地形と密接な関連をもって区画が設定されているのである。すなわち、台地が三枝に岐れた枝台地のうち、中台地と南台地の間の谷の最奥部と北台地の東縁を配慮して国衙域の西辺がまず決定されていることが知られ、また南辺も本台地の二段となった上段の肩に位置を求め、北辺は東南より西北へ斜めにのびる幹台地の台地北縁にその東隅をおくよう留意して計画が決定されていることが知られるのである。従って二×三町という国衙域の設定は、この台地上ではこの位置以外にはとりうる場所がないのであって周到な地形測量なり、地形観察のうえで位置の決定がおこなわれていることが窺われるのである。

こうして設定された二×三町の国衙域の中は、恐らく政庁区と官衙区に分れていたと考えられるが、発掘調査により発見された遺構は大部分が政庁区に該当し、若干官衙区の遺構がみられたのである。政庁区は、国衙域の南半部中央を占め、築地垣で東西三分の二町南北一町を画している。従って、その左右に三分の二町の幅員をもち、南北一町をはかる官衙区と、北側に南北一町・東西二町の規模をもつ官衙区が存在することになるのであって、現存の畦畔もよくこの区の存在と内の構造を暗示する形で今日まで遺存しているのである。現在、国衙域官衙区の東北隅にみられる御霊神社は、ほぼその社域が半町方格の地割を示しており、そうした意味でも非常な興味を惹く上、国衙政庁区の西縁は地割りとしては西に現在は若干ふってはいるものの北へ延長しており、中台地、南台地間の深い谷の最奥部が、やはり北より南へ半町の地にあたっていることも、また一つの意味をもつものと考えてよいのであろう。従って、官衙区は半町なり三分の一町といった規矩を用いて区画され用益されていたろうことが推測できるのである。国衙域の四周には築地垣のめぐらされていた可能性が非常に高いが、確認された西南隅付近では、幅1.5ｍ、深さ1.0ｍをはかる比較的規模の大きな空湟が断面に見え、一部では空湟による囲繞も考えられる状況であった。しかし、この空湟と対になる空湟なり濠がさらに西方なり東方に見出される場合があればその間が築地垣となる可能性もある。実際、政庁区西辺の築地垣にそい官衙区の東辺を限る築地垣が見られ南行して西折するものと考えられるところから、四周に築地垣をめぐらす場合が想定されるのである。官衙区の実際についてはほとんど未調査であるが、雇用促進事業団の炭鉱離職者住宅の建設時の西側中央棟の掘穿に先立つ調査では、東西に長い一棟の５間×２間の掘立柱建物を検出し、その東端外に同じ幅で出の少い敷石のあることをたしかめており、他に幅の狭い東西に走る溝を二条ばかり発見しているので、やはり東西軸なり、南北軸の建物が溝や垣、柵などによる区画内に収められているら

しいことを知りえているが、なお詳細は今後の調査にゆだねる以外にない。

さて国衙政庁区については、一応、主たる遺構が検出され、その内容は比較的理解できるようになった。その範囲は築地垣で囲繞されていることもあり比較的明瞭である。東西は築地内内でほぼ72mをはかり、国衙域南辺の二町（216m）を三等分し、その中央をあてていることがよく理解されるのであり、南北については、南辺が知られるものの北辺は大きく崖となり、この崖が後世耕作によって一層南によせられ、本来この崖端に存したろう北辺築地垣を削平しているため今日、北建物の北では築地垣の痕跡はみとめられない状況である。恐らく一町を測ったものと考えられるのである。従って東西三分の二町、南北一町の範囲が政庁区のひろさであり、周囲に築地垣がめぐらされていたのである。

築地垣をめぐらした政庁区の南辺中央には中門が設けられ、その前面、南三分二町の位置に南門がおかれていた。この南門の左右には築地垣がとりついていたが、調査した西側では数m西行して南から北へ入る深い谷地形に邪魔されて、さらに西に延長された気配はなく、この谷の肩で終るらしいことが知られた。南門の東側も相似た地形であるから、恐らく同様の形態をとったものと推測される。この南辺から南へ三分の一町の間は、急勾配の斜面となっており、その降りきった地点が外郭としてめぐる二分の一町縁にあたる。南門からこの府域南縁の間は舌状に小丘がはりだしており、その最も南へのびた尾根筋にあたる南門正南線上に盛土して、幅員3mほどの道を形成している。中門から内に入ると、政庁区の中央よりやや奥、北寄りに２棟の建物が見られ、この２棟が軒廊でつながれている。このうち、南方の建物は、正殿と呼ぶべきものであり、政庁とするに相応しい規模と構造をもっている。元来は瓦積化粧の基壇であり、基壇上に礎石をのせ、桁行７間、梁間５間の雄大な瓦葺建物を配したようである。基壇前面、南縁から２・３m出たところに、塼を組み合せて構作した東西に走る溝が設けられ、基壇南縁とこの塼溝の間の地山上には小粒の礫が丁寧に敷かれ、荘厳をはかっていることが知られた。恐らくこの南縁の東と西には石階が付設されているものと考えられたが調査できなかった。この正殿の背後にある北建物―後殿と呼ぶべき建物もまた瓦積化粧の基壇をもち、同様礎石をおく桁行７間、梁間４間の瓦葺建物であって、正殿にくらべ、建物の奥行きが浅く、よく後殿の性格を示している。正殿との間は廊でつなぐが、廊は１間・４間、両側を瓦積化粧し、高さも正殿・後殿の高さに合せている様であった。この後殿の背面、すなわち北縁には、東にかたよって石階があったが、恐らく旧状では西にも今１基、石階が存したであろうと推測される状況であり、この建物が、正殿と廊で連繋するだけでなく、石階を通じて北側の空間なり、築地垣北辺に恐らく存したであろう北中門と連絡していたであろうことを窺うことができたのである。

正殿、後殿の左右には、東建物、西建物といった２棟の長大な建物がみられる。それは正殿の左右から出た軒廊によって結びつけられている。この東建物、西建物は、他の同じパターンをもつ建物からすれば、東殿、西殿と呼ぶか、東脇殿、西脇殿と呼ぶのがふさわしい建物である。幅員が 9.2m、長さが48.5mを測る長大なものであり、恐らく梁間２間、桁行15間をはかるかと考えられる。基壇は、軒廊を含め、ともに瓦積化粧を行うものであった。この２棟の脇殿のうち、東殿では、当初その南端に小礫を敷き込んだ敷石部分が付設されており、幅員が瓦積基壇の幅にほぼ一致するところから、ポーチのような入口部であった可能性がある。この石敷は、のちに土を入れ、再度小礫を置き撤きならして新しく石敷をつくり整えており、一貫してその機能が保たれて来たことが遺構に示されている。しかし、最終時には、東殿の規模が拡大され、石敷部をぶち抜いて梁間２間、桁行３間の規模で南に建物が増築されていく。この増築部の性格はよく判らないが、石敷部の性格が一貫して流れるものとして出入口に屋根や壁を構作し建物内に出入口をくみこんでいく過程を示すものであるのか、あるいは、朝堂的性格をもつだけに官人や組織に変化があったり、機能に変化を生じたことにより、こうした現象が生じたものと考えることができるのである。西殿については、部分的な調査が行なわれたにすぎない。いずれも低い瓦積基壇上に礎石をおき、屋瓦を葺く屋根構造をもった雄偉な建物が、それぞれ内に、すなわち東殿は西

に、西殿は東に面していた有様が容易に復原されるのである。また、正殿の両脇、前寄りから東殿なり西殿を結ぶ軒廊は幅のやや広い瓦積化粧をもつ基壇であって、その基底部が正殿脇が高く脇殿取付部ではゆるやかではあるが一段と低く、そうした下り地盤上に築成されていることがよく理解できる状況であった。なお、ここで、注目しておきたいのは東殿の増築部分の梁行２間、桁行３間という規模は、正殿と結ぶ軒廊の北側礎石心を東に延長し、その延長線から脇殿北端までの距離を求めるとほぼ梁間２間、桁行３間となり、増築部分の規模に一致することが知られ、また、当初桁行15間、増築後18間になることを考え合せれば、この東殿内部が３間単位に構成されていたことも推測されるのである。当初五区、のち六区割になっていたことも考えられ、たとえ南端に出入口、北端に特別な納屋的な機能を仮定するとしても４区は朝政に当てられていた可能性がつよいのである。(1) 今後、基壇内部の未調査地の精査を実施すれば明瞭となるであろう。

こうした主要建物の他に、四周をとりかこむ築地垣がみられた。この築地垣は、幅2.4mを測る雄偉なものであり、所々に平瓦を利用した排水施設が築地垣の外側にそうよう直交して埋めこまれていた。西辺の築地垣は地山上に赤味のかかった良質の粘質土を積みあげて築いており、その上端に屋瓦を葺く屋根構造が伴ったようであり、東辺築地垣では、その内側、すなわち東辺築地垣の西表面を瓦積化粧し、外側―東面は土積垣としたうえ、屋瓦を葺いた屋根構造を付した模様であり、築地垣の実際を若干知ることができたのである。

このように国衙政庁区の諸建物の概要をまとめて気付く２・３の点を次に記しておきたい。まず注目される１点は、検出された遺構の全てが瓦積基壇上に屋瓦を葺くといったすぐれた構造を示す建物であったこと、２点として正殿の南面には敷石帯があり塼溝を設けるなど特殊な扱いが見られ、南面する正殿の姿相をよく示したことがあげられる。そのほか、第３の重要な事実は、この四周を囲繞した築地垣の内部、すなわち国衙政庁区の地盤に差がみられることであり、政庁の最も主要な建物であり執政の場であり国司に関連した正殿・後殿は一段と高い地盤上に築造され、官人の朝政する東殿、西殿は一段と低い地盤上に築かれており、国衙政庁区の地盤を意識的に機能なり用途に応じて政治的に高低をつけていることが知られるわけであり、恐らく朝庭ともよぶべき広場のレベルが果して東殿や正殿とどの様に関連するかが問題となってくるであろう。現地形では判断しがたいものの、脇殿のもつ地盤高と同等の高さをもち、正殿などよりは一段低いのであるまいかと考えられる。こうした地盤高そのものにも、政治的な論理が貫徹している点はとくに注目しておきたい。同じような関係は基壇高についても指摘できるであろう。正殿や後殿が一段と高く、東殿・西殿の基壇高は恐らく一段と低く、地盤差と相俟って大きな高さの差を生じていたことは十分推測されるところである。なお、広場については、ほとんどの部分が未調査であり、溝なり、敷石帯などといった遺構はいまだに知られていないことを付記しておきたい。いずれにせよ、その構造、基盤、基壇高、建物構造を通じて政治的な官人制の貫徹がはかられ、また律令国家の政治的、行政的理念がこうした面にまで細密に働いていることがよく示されているのである。

近江国府の地割構造

延喜民部式には、全国の68国を大・上・中・下の四等に別けているが、近江国は大国にあたり、方八町の国府域をもつことが規定されている。現実に、前述の米倉二郎氏の復原にも示されるように、東海道が四町ごとに曲折しており、その示す府域が方八町をはかるものであることは容易にしられるのである。いまこの四町ごとに曲折する東海道の曲折の各辺を四等分する尺を設け、八町方格をつくるならば、その北西隅は若宮神社の鎮座する小台地の北西のコーナーとなり、北辺東半部は東海道の道筋が限っている。また、南西隅は建部大社の東辺まで西流し、急に北折した流路をとる曲折部がそれに該当し、しかもこの流路の曲折や北流が台地を断ち切った人工的流路とされる点でも府域を限るものとすることは

十分に考えられるところである。府域南辺は台地の南縁崖下に東西に走る小路がその区画にあたり、国衙の南門の南にある盛土の道をおりたつところもまた府域南辺にあたるわけである。ただ、このようにして府域の西辺の南北隅と、北辺、南辺については極めて明瞭に府域を限る要素をみるのであるが、東辺、西辺については現在のところ全く、それに当る道路なり小径の検出は少なく、大きな対照をなしているのである。

府域については、このように比較的よくその遺制を遺存しているが、その府域内における地割も、所所にたどることができる。まず、南北の中軸線にあたる朱雀大路ともいうべき道路は南北に府域を縦貫しており、また東西中軸線についてもほぼ府域内を横断している。この両中軸線以外には、丘陵地形をとる東郭には、方格地割の遺存は乏しいが、北辺より南一町、二町、三町部分は東に一町前後、旧地割をとどめており、河川もその地割畦畔にそわせて曲折して流行させている。西郭の南半部は丘陵地形であることもあってほとんど地割をとどめていないが、北部はよく地割をとどめている。すなわち北辺より南へ一町、二町、三町などの地割や、西辺から東へ二町、三町地割がよく残されており、少くとも平地部については整正に地割がとられたことは十分推測できる状況であった。

このように府域の外郭地割と府域内部の地割がたどれるとすれば、種々興味ある問題が提起されるようである。まず第１に注目されるのは、府域南半部を占める台地上にはほとんど地割が遺されていないにもかかわらず、国衙域の周囲のみが明確な地割をもっている点であり、果して台地上がどのような性格をもっていたのかが問題となるであろう。この台地の西側部分、すなわち三大寺県営住宅団地内の各地に屋瓦を含む層位があり、また瀬田中学校庭でも同様に遺瓦の散布がみられ、瓦積化粧をもつ基壇なり、屋瓦を葺いた建物からなる官衙が、広く台地上に占地したことがうかがわれるのであって、旧地割が建部神社の神領と化してのち耕作等により失なわれた可能性も考えられる。注目される第２の点は平地部における旧地割の良好な保存であるが、わけても、南北中軸線上、北辺より一町南におくった三町方格の旧地割の残存はとくに重要な意義をもっている。すなわち、周防国府など、現在国府域の判る諸例にあっては、ことごとく、今指摘した二町四方の方格地割の位置に国衙が当てられているのであって、近江国府のように南に偏した台地上に国衙を建設している例は他に求められない事実からすれば、方格地割をよくとどめ、東南から西北へ流れる小渓の水路を意識的に曲折させているこの地域に、特に何らかの遺構の存在を考えることは一考の余地があろう。この二町方格の一区画をさらに検討すれば、その東北に大きくこの方格地を囲むかのようにやや高い台地が走り、また西南にもこの方格地を囲み高い台地がのびているのであって、丁度、二つの台地を巧みに利用してこの方格地を求めていることが理解されるのである。今後の詳細な検討なり発掘調査にまたねばならないものの、台地上に国衙が設置される以前、或いは設置以後、この地に国衙が設けられていたことも考えておかねばならないかと思われるのである。ただ、東海道がこの二町方格の中央を南北に縦断しているが、丘陵上の国衙構造の場合であれば、国衙が南北中軸線上にのせられ、国衙域中の政庁区だけは必然的に道路といったものは設けえないだけに、まだ問題を残すといわねばならないもののこれとても周防国衙の遺構が同様であるから当面大きく問題にせねばならないものではないかもしれない。

このように国府域の内部の地割を通じて、東郭、西郭の旧観を復することは可能であるが、府域の外側はどのようになっているであろうか。この点を次に問題としたい。まずこの府域の外周に二分の一町にあたる外地割のあることが指摘されるであろう。この外周は府域の南辺では東西に走る小径や崖縁、高橋川の曲折がその地割を示しており、北辺でもやはり西隅付近に若松神社をのせる小台地の縁辺、水路、道路によってそれが示されている。ただ、こうした二分の一町という幅を府域の外周に接して設けることの意義は分明しないが恐らくその南辺・北辺の外縁に設けられている西からの道が重要な性格をもっていたのであろうと思われる。現実に、南辺の外周地割は西に延長すれば瀬田唐橋の東端に当るし、また建部大社の社域南辺ともうまく関連している。また北辺外周は西にのび瀬田川に至るまで小径を延

長させており、ともに瀬田川と密接なつながりをもつ外周であることが知られる。府域に入る一つの道路として活かされていたらしいことを暗示しているのである。

こうした国府域をとりまく二分の一町幅の外郭の存在は、周囲の条里遺構と巧妙にかかわり合っている。すなわち、国府域の西方、瀬田川までの間は条里の東西軸は府域外郭線南辺と合致させており、南北軸も府域外郭線西辺と合致させている。従って東西、南北とも国府域内の地割とは二分の一町ずつずれることとなるのである。一方、国府域の南方、及びその西方、瀬田川までの間は、東西軸は国府域外郭線南辺と合致しており、南北軸は国府域外郭線西辺なり東辺と合致しているのであって東西、南北とも国府域内の地割とは合致しないのである。ただ、国府域の西方と南方地域に関するかぎり地割は共通するものとなっているのである。ところで、国府域の北方から西方にかけては全く異った状況がみられるのである。すなわち、東西軸は、国府域外郭北縁に合致して北へ地割を行っているのであるが、南北軸については、国府域外郭線とは全く関連させることなく、国府域内の朱雀大路に該当する北上の道を基準として東西に地割を設けているのである。従って、国府域及び周辺には、三種の地割の存在がたしかめられることとなるのである。

その１は国府域内の八町四方をめぐる一町の方格地割であり、２は国府域南方、西方地域の国府外郭線を基準にする一町の方格地割であり、３は国府域北方及びその西方地域の東西軸は外郭線を基準に設けられ、南北軸を朱雀大路（府域内）を基準に設定するといった相違である。

こうした三種の異った地割の存在はまことに興味ある問題である。まず国府域内の地割を設定し、その四周に二分の一町幅の外郭をめぐらすことがあってのち、こうした北方地域及びその隣西地域には、国府域内朱雀大路を北へ延長した大路と外郭線を基準にした地割が、また府域の西外方、南方には外郭線に基いた地割が行なわれたのであり、三者が相関しながらの地割作業が行なわれたことを示しているのであり、国府の設置が単に国府域のみならず、国府周辺部にひろく作業が及んでいる事実のあることをよく示しているのである。

元来、国府域の南辺に配された外郭線の南縁は西にのびて建部大社を結び瀬田川にかかる唐橋に連絡している。それだけに近江国府内外の地割は、瀬田川から唐橋を経て国衙外郭南辺にとりつく道を基本的な東西軸とし、南大萱から延々と十三町にわたって南下する朱雀大路とも呼ぶべき大路の存在を基本的な南北軸としていたものと考えられるのである。ただ、こうした点を注目するならば、国府域の北方の東光寺跡などを含む地域の地割があって、その地割を利用し、のち国府及び、その西方、南方地域の地割が施行された場合も考えられるのであるが、いずれにせよ密接な相互関連の中で国府が誕生してくることは明白であるといえるであろう。

さて、国府の所在地は、拾芥抄や小右記などからみて栗太郡（栗本郡）に属することが明白である。この栗太郡の条里状地割との関係を検討すると興味ある結果が得られるのである。それは、栗太郡のこの国府域に近い地域の条里状地割が、軸を大きく異にするという事実である。国府府域とその北方には、ほぼ東西・南北という方位に軸を配した地割が南北十六町、東西八町にわたってたどれるのであるが、さらにその北方の草津市長沢川付近や東方の酢子池付近、西方の南大萱善念寺付近にはN－30°Wに主軸をおいた条里区画がひろく展開している。また、国府府域の東方にはいま明確な条里状地割はみられず、そうした意味でも、栗太郡の中で、国府府域が特別に扱われていたことがよく理解されるのである。ところで、ここで問題となるのは、琵琶湖をへだてた対岸の滋賀郡に属する下坂本の足洗川から四ツ谷川の南までの間の条里状地割と、さきの草津市長沢川付近の条里とは軸角を全く共通させていることがたしかめられるだけでなく、国府府域なり北、西方の条里状地割りは、琵琶湖から流れ出た瀬田川をも含めて対岸の、下坂本穴太から大津をへて石山に至る間にみられる条里状地割と軸角を共通させている事実である。従って、栗太郡の瀬田に属する地の大部分を、滋賀郡の大友郷の一部と錦織、古市郷にあたる地が一つの軸角で統一された耕地をもっていたことになり、この特色ある地域に、大津京をはじめ南滋賀町廃寺跡や三井寺、保良宮、石山寺、近江国府、

近江国分寺、国分尼寺が櫛比している事実があげられるのである。郡をたがえ、間に瀬田川をはさむものの、湖尻として、また運送停泊の地として瀬田（近江国府域）と大津は一体となった連帯感をもっていたと考えてよいであろう。従って、国府はこうした環境の最も東端にあたることとなるのであるが、本来ならば滋賀郡内に置かれるべき国府が郡を異にした栗太郡に構えられた背景には、すでに狭溢化しつつあった滋賀郡をさけ、文化的にもまた経済上でも関連のつよい対岸のこの瀬田の地に国府が誕生したのであろう。

近江国府の景観構造

近江国府の府域や、その周囲の地割を検討した結果、国府府域内とその北方の地域計南北十六町、東西八町の地割と、府域の西南外方の地割の二種の地割が行なわれていることを知ることができた。この二者は、南北軸は共通するものであるが、東西には府域内の軸に比べ、府域の西・南方では三分の一町南に寄せて計画されていることがよく理解されるのである。このような地割りに従って、府域の内外の景観構造を次に検討しよう。

まず、関連する神社をとりあげよう。

(1)　府域国衙内には御霊神社が見られる。その占地は国衙の東北隅の南寄りにあたり、かなり古くからの鎮座であることが窺われるが、それと関連して国府界の四町東方に上・中・下御霊池があり、かってのこの国府官人間における御霊信仰が根づよく息づいたらしいことを教えているのである。国衙内にはこの一社だけが見られるが、この占めている地には、数十糎の地下に多量の奈良朝に属する屋瓦が埋没しており、社域の東・北辺の崖の断面にはその一部が露呈している。奈良朝にはいまだこの地には官衙が存在しており、その後、廃絶してこの御霊神社が成立したものであろうが注目される社といえよう。

(2)　国衙以外では、府域の西北隅に台地が残され、その台地上に若松神社が鎮座している。この神社の成立過程はよく判らないが、欽明天皇代の鎮座と伝える。社地となっている台地はほぼ方一町に整えて四周を削り出しており、今では集落が東・南辺に櫛比している。この状況からすれば、方一町方格を古くから社地としたことが十分推測されるのである。ただ、この若松神社の方一町は、府域の地割には合致せず北へも西へもそれぞれ二分の一町ずつはみでており、府域の外周地割に合致させていることがしられるのである。社殿や参道は東向きという特異な軸をもっており、府域北辺を鎮める機能をもつらしいことがうかがわれるのである。なおこの社地から、埴質の陶棺を存遺した6世紀末葉に編年される横穴式石室墳が発見されており、国府成立前史の姿を教えるのである。

(3)　府域の外方には、府域南西隅の西に鎮座する建部大社が知られる。この建部大社は式内名神大社であり、社殿は南に向き、背後に宮山とよぶ台地を残している。この台地は府域の南半部を占める台地の先端にあたり、府域の南西隅を限る高橋川の開設に伴い切断されて一見独立丘陵の感を与えるが、神体林を形づくったものと思われる。この建部大社は、近江国の一の宮であり、国府との関連もあってこうした社格をもつに至ったものと考えられるのである。現在の道路がやや変形しているので一見ではよく判らないが、少し検討すればこの神社の社域が、国府域内の地割とは関係することなく、むしろ、府域の西外方に見られるとした二分の一町南寄りの外郭地割南縁にもとずいて四至を限っていることがうかがわれる。国府の外周地割にそった道を西に延長すれば瀬田の唐橋の東づめに出ることを先にといたが、その道を南辺とし北へ二～三町、また府域西辺より西へ二町をとった方四～六町の範囲がこの神社の旧境内であったと想定され、神体林ともいうべき台地の遺存はこの北辺に位置するものであることが知られるのである。今一つ本社で興味を惹くことは、現在の楼門、拝殿、本殿が一列に南北に並ぶが、実はこの南北線は国府西辺から三分の二町西にくる軸線と合致するうえ、本殿の位置が、国府外郭線の一町北に当る事実が浮び上ることである。このことは建部大社の境内の地割と関連して本殿が位置するわけであ

り、府域の西外方に指摘された地割を一部に踏襲していることを示しているのである。本社は天武天皇白鳳4年、この地に勧請されたものと伝えるが、国府の建設にあたり、一の宮となり現在地に位置を定められ、意識的に社地が設定された過程がたどれるのである。

府域の内外で注目をひく社祠は以上のようであるが、国衙域の御霊神社が方半町、国府西北隅の若松神社が方一町、国府西南隅西方の建部大社はほぼ方二町、こうした比較からすれば府域の内ほど小さく、府域外の社祠の規模が大きいことが知られる。朝廷や官人の恐怖を集めた御霊信仰は、のちには官人の志向が反映し神社が官衙区に成立し、官衙という政治性のとりわけ強い地に政治的に設置されたものであろう。主として官人の朝政する官衙で政治的に疫疾の流行や御霊の活動を鎮退するため設置されたものであり、従ってその社地も狭いものなのであった。一方若松神社は本来は土師氏の氏神であったかと考えられるが、府域を守護する機能をもって国府の府域の西北部を占めており、府域の建設にともない現位置を占有し、設定された可能性がつよく、府域に対応するだけに国衙内の御霊神社より一段と大きい範囲なり社格をもちえたのである。国府の建設にともない新らたに他地より位置を移して来たかと考えられる建部大社は近江国を代表する一の宮として大規模な社域が与えられたのである。神社の建設の目的なり、その政治性にともないこうした規模や立地にバリエイションが生まれていくことは留意すべきことであろう。

次に国府をめぐる寺院・官衙の所在を検討しよう。ここにとりあげる寺院・官衙の存在は、集中的な屋瓦の分布する地をそれと指摘することからとりかかる要があるであろう。

(1)　まず府域内には寺院と見られる遺構はみられないが、域外には数ケ所の遺構がみられる。府域の北、府域と一部共通する地割をもつ北方の地に白鳳時代より奈良時代に及ぶ、尨大な屋瓦の散布をみることができる。この地は大字南大萱に当り、東光寺と称する寺院が今なおあって、その前身寺院であることを示している。この寺地は、国府北辺から北へ五町、南北中軸線の東二町の位置であり、屋瓦の分布もこの方一町の範囲に中心があり、恐らく北へさらに一町、西に一町をとった方二町計四町の寺域が想定されるようである。この東光寺は白鳳時代創立の寺院であり、現在我々の知りえた近江国府の建設以前からこの地に成立していたことを知りうるのである。この東光寺の所在する南大萱の地名から、この寺院以外に大衙屋の存在を想定する見解もみられるが、こうした官衙遺構の調査は実施していないので、果してこうした種の官衙の存否を決しうるかどうかは今日では答えきれないのである。ただ、国府北辺から八町北へ行った地まで国府府域内と同様の地割りが辿れ、その北辺の中央、朱雀大路ともよぶべき道の行当りで曲折し西北むきの道が琵琶湖に出ている。この道の存在から船荷なり、湖上の去来の人々の往路であり、その検索を行う行政官庁、あるいは栗太郡の郡家の所在がこの付近に想定されていることも記しておきたい。

(2)　府域西辺なり東辺の外方には全く屋瓦を出す遺跡は検出されておらず、こうした遺構は国府南面に集中しているのである。国衙の中門から南門をへて南辺外周の道に出た正面、すなわち南面におびただしい屋瓦の散布を見る地がある。中央東遺跡と仮称するが、朱雀大路を南に延長した場合、東に接してほぼ一町東、府域外周地割の道からは三～四町おいて南の地である。奈良朝の屋瓦が主体で軒先瓦は国衙発見の屋瓦と全く共通している。この遺跡は東南から西北にのびた台地の台央部を占め、国衙と研を競いあった重要な遺跡と考えられる。また国府東南隅の外周地割から南へ一町おくり、府域東辺を南にのばした線の西に方一町の地に屋瓦分布地があり、東遺跡と仮称したい遺構がみられる。中央東遺跡と同様奈良時代の屋瓦を多く発見することができる。この東遺跡は低い東南から西北へ続く台地上の台央部にあり、いま、府域南辺外周地割に当る南の道を東へたどり半町ばかり府域東辺よりも歩んだ場所で南折し、この寺跡に至る道筋がみられるが、この道が東寺跡に通ずる道路であったとすることが可能であり、範囲もほぼ一町と推測されるのである。なお、国府外郭南縁から二町南、西縁から二～三町東の位置にも屋瓦の散布があり、中央西遺跡とされている。南遺跡と呼ぶ遺構は桑畑に所在し、通称瀬田廃寺跡と呼ばれ、桑畑

廃寺跡とも呼ばれる寺院がそれである。この遺跡は名神高速道路の建設に伴い発掘調査が実施され、特異な塔跡をはじめ、前に中門、後に金堂を配し、築地垣で囲んだ寺院構造が発見されている。この寺跡は、府域南辺外周道路より三町南、府域の西辺東二分一町の地に一町四方の規模でもって成立している。中遺跡や東遺跡と同様に多くの奈良朝の屋瓦が発見されており、立地でも相似て東南から西北へのびた台地の上に占地している。西遺跡もやはり国府の南面にあり、一町方格を中心とし多くの奈良朝の屋瓦が採集されている。この遺跡はほぼ一町に画され、周囲を削りとり境域を整えた台地上にあり、いまその北辺に安養寺が所在する。この遺跡は丁度瀬田工業高等学校の真北にあたり、府域南辺外周地割より南へ半町、また府域西辺より一町半西へおくった位置にあたる。現在、遺構の存在は明確でないが、種々の遺構を含むことは折々の小工事に溝なり瓦積基壇かと思われる瓦列の発見があり、裏付けられている。この遺跡については、一部に国司館ではないかとする見解もあり注目されるが、今これを確証することはできない状況である。

以上述べ来ったように、近江国府にあっては、明確に寺院かと考えられる遺構は、白鳳時代に草創を見た府域北方の東光寺跡があり、古い時期の営造だけに低い台地上に占地している。奈良時代の草創に係る諸遺構は全て府域外、南方の丘陵上に営なまれており、中で性格を寺院と見做しうるのは桑畑廃寺とも瀬田廃寺跡とも呼ばれている一遺構にすぎない。この遺構も塔の存在が確認されているだけに寺院の性格は疑いないが、その伽藍配置はやや他と異るものがあり、注目されるものである。ところでこの瀬田廃寺跡は、国府の南縁からはずっと南に下った地であり、南縁にそうものではない点でも他の屋瓦を出す遺跡—中遺跡・東遺跡・西遺跡と区別されるものである。国府の南縁にほぼそう形で展開している、中遺跡・東遺跡・西遺跡はともに奈良時代に創立され平安時代に隆昌をみた遺跡であり共に台地上に占地するものであり、等しく近江国衙と関係し合っているものである。西遺跡は国司館かと考えられているがその文献的な論拠はなく決定しがたいが、瀬田川に架けられた唐橋を渡り東に延びた東海道が国府南西隅から北に折れるが、この北折の東海道を東にのばせば、それ自身が国府の南縁になるのであるから、国司や朝廷の諸使、東海道を経ていく多くの官人たちは、この国府南西隅近くで東海道から岐れ、国府道とでも国司道とでも呼べばと思われる東へ行く道に入り、まず建部大社に詣り、さらに東に歩みやがて国府の中央朱雀門を台地の端に見ながら、さらに東に進み国府の東縁に出ることが出来、そこから北折し、九町北上して再び東海道にとりつくことができるのである。東・中・西遺跡はそうした国府道とでもよぶべき国府南縁の道にそって設けられているのであり、北の台地上の国衙の荘麗さと、南のいくつもの屋瓦の輝きを目の当りに見ながら進むこととなるのである。多くの行き交う人々は東海道を歩んだのであろうが、国司や国吏・官人は、恐らく登庁なり執務に当ってはこの道をえらんだものと思われるのである。こうした観点からすれば、東遺跡・中遺跡・西遺跡が果して寺院であるか否かは問題となるであろう。国府の中には諸官の官衙が存在したであろうが、多くは国衙正庁を収めた築地塀の北、東、西に官衙の空間があるようであり、二町×三町の中にこうした官衙がコンパクトされていたことがすでに確められている。従って一般的な国衙事務はこの国衙域の中で執り行なわれるものと考えられるのであり、特殊な官署なりが国府域の外に設けられているのではないかと想像されるのである。そうした意味では、国府域南縁の道にそう瓦葺建物をもつ東・中・西遺跡はその性格をこうした官署に求めることが可能ではないかと考えられるのである。従前、近江国府程にその詳細がたしかめられる国府が少いだけに、こうした府域外の官署的遺跡の存在もたしかめられていない。しかし、国司の館なりが国衙から離れており馬にて執務に通うといった記載もあるだけに、遺跡の内には国司館といったものも存在するであろうし、東海道にそう栗太駅館といった性格のものも含まれているであろう。さらには饗応などの施設も存在したかも知れないだけに、それらが性格からして一般の官署と異る占地をとることは十分推測されるところといえるであろう。こうした3遺跡が国府の創建と規を一にし、屋瓦も共通するだけに、国府の形成にあたって、一貫した計画的造営の一部

として国衙とともにこうした遺跡が営なまれていった点はまことに注目を惹くところとなるであろう。ただ、これらの4遺跡はいずれも恐らく南面する遺構と考えられるので、国府道とでも国司道とでも呼ぶべき道から一旦南に折れ、のちこの諸遺跡の南門から入る構造をとることが推測され、そうした地割についても今後の検討が必要かと思われるのである。国府府域の外、南縁にかほど多くの遺構をとどめている事実はまことに驚くべきことであり、今後の詳細な調査をまって国府の全体像がビビッドに浮び上ることとなってくるものと期待されるのである。

(昭和48年2月10日稿了)

追　記

1．近江国府国衙跡の調査後、東北地方での官衙遺跡の調査が目ざましく行なわれ、城輪柵などで具体的な官衙遺構が検出されている他、京都で久世郡衙かと推定される正道官衙遺跡、広島で三次郡衙かと推定される中山　官衙遺跡など、また山陰地方では伯耆国衙、出雲国衙が次第に明白になって来ている。これらの国衙・郡衙かと考えられる遺構にあっては、近江国衙と多くの点で共通する要素がみられる。注目される第1の点は、構造的に一致する点の多いことである。国衙や東北地方の城柵の場合、正殿、後殿を南北に配し、その前面左右に、脇殿をそれぞれ連ねる形がとられ、その周囲をとりまいて築地塀なり柵をめぐらすといった基本的な構造をとっており、近江国衙との一致は明白である。郡衙かとされる遺構の場合も正面に正殿・後殿を南北に配するか正殿の背後に一区をつくり後殿と相似た機能をもつ建物を配置する形をとり、その前面左右にそれぞれ2棟前後の南北軸の建物を布置し、さらにその外周を柵列で囲むといった形態をとっており、若干近江国府国衙の形態を簡略化したにすぎず、基本形態は極めて忠実に踏襲されている。恐らく公的な執務の場としての正殿、日常的な執務なり余暇は後殿でとられ、脇殿に当る脇建物は南北に軸をおき、各室に分れ官人が勤務伝奏したであろうし、また冂字形にこうした正殿、脇殿で囲まれ、南に中門や柵で囲みこまれた広場は閲奏の場、舞楽の場として重要な機能を果したと思われるのである。従ってこの種の配置をとる遺構は政治的理念を貫徹する構造として誕生してくるものと考えられるのである。ただ、近江国衙は大国の故であろうか、他の諸国の明きらかになりつつある国衙・郡衙と異り、主要建物は全て瓦葺であり、基壇も瓦積基壇という豪華なものである。掘立柱建物として営造される郡衙ともそうした意味で大きく異っている。

2．国衙域の東北隅に所在する御霊神社については、社地から多くの屋瓦を見る上、その北面、東面の崖面には奈良時代～平安時代前期の屋瓦が堆積しているので、それ以降の勧請であることが明白である。しかし、早良親王＝崇道天皇の祟りがきびしくなった延暦24年4月5日の条に、諸国に令して崇道天皇の為に小倉を建て、正税40束を納め、「国忌奉幣の制に預らしたまふ、怨霊に謝するものなり」とあり、諸国に崇道天皇倉を建造させているのである。こうした崇道天皇倉は長く鎌倉時代にまで引継がれて各地にのこされていたようである。崇道天皇倉は国府の一画に設けられたのであろうが、一方郡にもこうした建設は指示されたとみえ、各郡で正倉の一として維持されて来たことが知られている。国衙域内東北隅南の御霊神社は現在の村のはずれに当るだけに後世の勧請による占地かとも考えられるが国衙の東北隅、所謂いぬいの隅だけに国衙との関連も十分考えられる。近江国衙内における崇道天皇倉の設置の勅こそみられないものの崇道社の発展といった事情は考えておかねばならない視点であろう。

3．近江国衙の所在地の一画に雇用促進事業団の宿舎が5棟建設され、これが原因で近江国衙の位置が確定したが、この宿舎建設の際、同宿舎東側の2棟中の南建物の基礎を掘穿中、掘方南縁で幅1m、深さ0.8m程の大きな掘立柱掘方が東西に6ケ所、3.2mずつの間隔で連なっているのを実見している。中門の西北であり、瓦葺建物との関係は判らないものの注目される。瓦葺建物の前身建物、すなわち今日知られている国衙の前身または後身、の遺構と考えることも可能である。ただ中門の北方に、東・西両側に東西軸の脇殿を布置する例もみられるだけに、そうした場合も考えられることを一応

付記しておきたい。

4．近江国府府域外南に所在する屋瓦を出土する遺跡５ケ所中、寺院跡とされている桑畑廃寺跡を除く４ケ所については国府に関連する官署かと推定した。昭和50・51年度、この４ケ所中の１、従前から国司館かとされていた西遺跡＝堂ノ上遺跡が滋賀県教育委員会の手で発掘調査された。その結果、台地上に南面する２棟の東西軸の大規模な建物、一恐らく正殿と後殿かとされる一を発見している。正殿は四周に雨落溝があり、その雨落溝で囲まれた範囲は東西26.1m、南北11.5mをはかるという。この２棟の建物の東前方に南北軸の桁行4間、梁間1間の建物がみられ、それら建物群の周囲をとりまく築地垣がたしかめられている。十分な広がりの調査ではないため、中門、南門、西脇建物等の内容は未調査であるが、一種の官署としての配置をもつものであることはたしかである。なお、この３棟の建物は当初は瓦葺建物であるが、のちに３棟とも規模を縮小して再建されており、その時にはもはや瓦葺ではなく掘立柱建物として命脈を保ったものであったことが知られたとされている。なお、屋瓦中には承和11年６月の陽刻をもつ平瓦片があり注目されている。なお本遺跡は、昭和52年３月、国指定史跡として指定される予定であるが、東に接して所在する民家の位置でかって瓦積基壇のコーナーを検出していることを付記しておきたい。近江国衙と関連する官署の一であろうが、その具体的な性格は後日を期したい。

（昭和52年２月20日補稿了）

（水野正好）

註１．ここで述べられている脇殿建物の規模等については、挿図12で示した脇殿・正殿の建物復原とくいちがいがある。挿図12では脇殿を南北16間（馬道２間分を含む）の建物と考えている。たしかに160尺の基壇南北長からすると、柱間10尺等間で15間分の建物を復原するのが最とも妥当なのである。しかし脇殿と正殿を結ぶ廊を考慮に入れると、その想定は成りたち難いようである。すなわち基壇北端から５尺を引き10尺等間で柱を割付けてくると、廊のほぼ中央に柱位置がくることとなる。廊の規模からみて複廊には考え難いから、単純に10尺等間の建物とはいえないのである。このため図示したように、柱間12尺の馬道を２ケ所に想定し、脇殿建物を北から４間（８＋10＋10＋８尺）、５間（８＋10＋10＋10＋８尺）、５間の３区割りにし、計16間に復原した。いずれにせよ、前述したように発掘調査では基壇規模を確認したのみで、建物規模はまったく推定の域を出ない。ここでは２通りの考え方を併記したままにして、今後の検討にまちたい。なお玉石敷上に付設された建物については、調査時点では２間×３間かと考えていたが、その後調査関係者との検討によれば、２間×２間とすることの方が妥当である。

出土土器説明表

土器番号	器種	規模	形態上の特徴	手法の特徴	色調(No.)	胎土	焼成	外傾比率	重ね痕	備考	出土地区
1	蓋		内面の返りはやや内傾して直線的におりている。	内面はナデ整形(指)を用いる。						内面返りのある2側のうちの一つ。	
2	〃		全体に他と比べて器高が高い深みのある土器である。 体部からカーブを描いてそのまま端部にいたり、両者の区別があまり判然としないがやや内側に向かってまっすぐのびて先端に至っている。	内面ナデ調整。 他不明。	黄緑灰(73)	C	最良			外面全体自然釉。	
3	〃		中心部から先端にいたるまで、ゆるいカーブを描いて成形されていて、体部と端部との明瞭な区別はあまり認められない。	内外面ともナデ整形を用いているが、外面はより細かいナデを施している。 天井中心部ヘラ削り。	黄々褐灰(145)	B	不良				
4	〃		つまみのある中心部より、ゆるいカーブを描いて、そのまま端部にいたっており、端部と体部との境は不明確。	内外面ともナデ整形を用いている。 天井部、中心部はヘラ削りを行っている。	灰(58)	B	良				
5	〃		端部はやや内側に向かってまっすぐにおりている。	外面中心部はヘラ削り手法を用い、外面口縁部付近及び内面は、ナデ整形を用いている。							
6	〃		体部より、ゆるくカーブを描いてそのまま端部を形成し、体部と端部との明瞭な区別はできない。	外面中心部付近は、不整形であるが、外面口縁部及び内面は、ナデ整形(指)手法を用いている。ただし、内面中央部付近はナデ仕上げが見られる。						硯に転用している。内面口縁部付近に重ね焼の痕跡が残っている。	
7	〃		端部はやや内側に向かって直線的に向いていて、端部と体部との境に、ヘラギリ手法を用いて区別している。	内外面とも、ナデ整形を用いるが、内面端部と体部との境にヘラ切り手法を用いて区別している。	黄緑灰(73)	B	最良 堅緻				
8	〃		端部先端は、やや内側に向かってほぼ直線的におりている。端部上端付近に凹部を形成する。	内外面ともナデ整形を用いている。	黄々褐灰(144)	B	不良			他に比べてやや厚手。	
9	〃		真中のくぼんだ大きなつまみを持つ中心部から、ほぼ水平に端部付近にいたり、そこからゆるいカーブを描いて下降し、先端を丸くおさめる。	内外面ともナデ整形手法を用いるが、内外中心部は仕上げナデ手法を用いる。						外面全面に自然釉がふきでている。また、重ね焼きの痕跡が外面口縁部付近に見える。	
10	〃		端部はやや内側に向かって直線的におりている。	外面はヘラ削り手法を用い、内面はていねいなナデ整形を用いている。	淡褐灰(121)	B	不良				
11	〃		端部はやや内側に向かってほぼ直線的におりている。	外面は端部を除けば、ほとんど不整形であるが、内面はナデ整形である。 (内面中心部は指ナデ手法。)	黄々褐灰(143)	B	良				
12	〃		体部はつまみ痕のある中心部に向かって著しく下降し凹状を呈す。端部は先端部で少し外反している。	外面中心部付近はヘラ削り手法を用いているが、外面口縁部及び内面はナデ整形を用いている。	黄々褐灰(144)	B	良				
13	〃		端部はやや内側に向かって直線的におりている。端部中央部にゆるい凸状部が認められる。	内外面ともナデ整形を用いて調整している。						ややふかみのある土器である。	
14 14	〃 〃		体部は中心部に向かってゆるく下がり、凹状をなしている。一方、端部はほぼまっすぐ下におりて先端部にいたるが、端部外面中央部付近で　少し凹んでいる。また内面端部と体部との境は、ヘラで区別されている。	内面口縁部付近はナデ整形(指)を用い、内面中央部付近はナデ仕上げで調整している。 天井中心部ヘラ削り。	黄緑灰(73)	B	良				
15	〃		体部は中心部に向かってゆるく下降し、凹状を呈す。口端部はほぼまっすぐ下へおりて先端を丸くおさめる。	内外面ともナデ整形を用いる。	黄々褐灰(143)	B	最良 外面自然釉ほとんど			外面中心付近に溶壁片が付着している。また外面口縁部付近には重ね焼痕が付着している。	

土器番号	器種	規模	形態上の特徴	手法の特徴	色調(No.)	胎土	焼成	外傾比率	重ね痕	備考	出土地区
16	蓋		端部は、やや内側に向かってほぼ直線的におりている。 (端部は、外面中央部でゆるい凹状をなす)	内外面ともナデ整形を用いる。	二次的焼成をうけ不明	B	良			やや厚手。 火災にあっている	
17	〃		端部は、やや内側に向かって短かくまっすぐおりている。この端部と、体部との境にはヘラキリ痕がみとめられる。	内外面ともナデ整形(指)手法を用いている。(天井中心ヘラ削り)	灰(58)	A	良				
18	〃		端部は、やや内側に向かってほぼ直線的におりている。	内外面ともナデ整形を用いているが、外面及び内面口縁部付近はより細かいナデを用いている。	暗灰(57)	A	良			なお、外面口縁部付近に段がつくが、重ね焼痕跡であろうか?	
19	〃		端部先端は、やや内側に向かってほぼ直線的におりている。	内外面ともナデ整形を施している。	二次的焼成をうけ不明	A	良			他に比べやや厚手。 火災にあっている。	
20	〃		端部は、やや内側に向かってほぼ直線的におりているが、端部中央部は凹んでいる。	内面口縁部付近はナデ整形を用いているが、中央部付近は、仕上げナデ手法を用いている。 内面端部と体部との境には、ヘラ削りで区別している。口縁部の折れまがりの内面にはヘラをあててある。	黄々褐灰(145)	B	良			他に比べて薄手である。	
21	〃		端部付近でいったん下へおり、再びゆるいカーブをえがいて上り、先端部にいたる。	中心部付近はヘラ削り手法を用い、外面口縁部付近及び内面は、指ナデ整形を用いている。	灰(58)	B	良				
22	〃		端部付近でいったん下におり、わずかにカーブをえがいて先端部にいたる。	天井中心ヘラ削り	淡褐灰(121)	B	良			粘土巻き上げ痕が外面につく。	
23	〃		体部は、中心部に向かってほぼ水平にのびている。端部はほぼまっすぐおりている。	内外面ともナデ整形(指)手法を用いている。						外面体部に粘土接合痕がみえる。	
24	〃		端部はその先端で少し外反している。	天井部はヘラ削りのままである。 外面中心部付近は不調整であるが、外面口縁部付近及び内面口縁部付近はナデ整形である。	黄緑灰(72)	B	不良			つまみを欠損している。	
25	〃		端部はほぼまっすぐおりていて内面の端部と、体部はヘラ切りで区別している。	外面口縁部及び内面にナデ整形を用いている。	暗灰(57)	C	良				
26	〃		体部中心付近は凹状に水平につづく。 端部は垂直に降下し、先端部は丸くおさめている。	体部外面中心付近はヘラ削り。 体部内面はナデ調整。	暗灰(57)	B	良			ほぼ¼残存。	A地区
27	〃		端部付近でいったん下へおり、再びゆるいカーブを描いて上り先端部にいたる。 外面口線部付近には自然釉が付着している。	外面はヘラ削り手法を用い、内面はナデ整形を用いている。	黄々褐灰(145)	B	良				
28	〃		端部付近でいったん下へおり、再びゆるいカーブを描いて上り、先端部にいたる。	天井中心部ヘラ削り。	黄緑灰(72)	B	良			外面に粘土帯痕がある。	
29	〃		端部は、その先端がやや外反している。	外面体部はヘラ削り手法を用いているが、外面口縁部及び内面はナデ整形を用いている。	黄橙灰(31)	C	最良			外面口縁部付近に重ね焼き痕と自然釉痕とが付着している。 やや厚手である。	
30	〃		端部は、やや外側に向かってほぼ直線的におりている。	天井中心部付近はヘラ削り手法を用いているが、口縁部よりの部分及び内面はナデ整形を用いている。	灰(58)	B	良			外面口縁部付近に重ね焼きの痕跡アリ。またそこから外面端部にかけて自然釉が付着。 指紋アリ。	
31	〃		端部は、その先端がやや外反していて、端部中央にゆるい凹部を形成する。	外面及び内面の口縁付近はナデ整形を用いているが、内面中央付近はナデ手法を用いている。 (内面端部と、体部との境にヘラ切り手法を用いて区別している)	暗灰(57)	B	良				
32	〃		天井部はつまみを中心にしばらく水平であるが、中間で角度をかえ、ゆるやかに外に弯曲しなが	天井部はヘラ削り、他はナデ整形。 天井部内面にナデ仕上	黄々褐灰(143)	C	良			つまみから口縁端まで残存。	C地区 後殿 南東端

土器番号	器種	規模	形態上の特徴	手法の特徴	色調(No.)	胎土	焼成	外傾比率	重ね痕	備考	出土地区
32	蓋		ら下降する。 口縁は、端部で内傾し先端は鋭い。内面はヘラをあて半円形の凹みをつくる。つまみは径2㎝程で低く中心が凸になっている。	げが見られる。							
33	〃		体部の中心部に向かって、ゆるく下降し凹状を呈す。 端部先はほぼまっすぐおりている。中心部にはつまみの痕跡が見える。	外面及び内面の端部付近はナデ整形を用い、内面中心部はナデ仕上げを用いている。 天井ヘラ削り。	黄々褐灰(145)	B	最良		内外面とも重ね焼痕アリ。	他に比べ薄手である。 口縁部内外面ヘラ削りの痕跡あり。	
34	〃		端部はその先端で少し外反している。	内外面ともナデ整形を用いている。	黄々褐灰(143)	C	不良 気味				
35	〃		端部先端は、やや内側に向かってほぼ直線的におりている。端部中央部はゆるい凹部をなす。	内外面ともナデ整形を用いる。	淡褐灰(121)	B	不良		外面端部付近に重ね焼痕付着。		
36	〃		体部は中心部に向かってゆるく下降している。端部は、やや内側に向かってまっすぐおりている。	内外面ともナデ整形を用いるが、内面端部と体部との境にヘラをあてて区別している。	黄々褐灰(143)	C	良				
37	〃		端部はほぼまっすぐおりている。	外面中心部(ヘラ削り)付近は不調整であるが外面口縁部付近及び内面はナデ整形を用いている。	黄緑灰(72)	B	良				
38	〃		端部は、やや内側に向かってほぼ直線的になっておりているが内面では、体部と端部との境にヘラで鋭い凹部を作り出して区分している。	内外面ともナデ整形を用いているが、内面の体部と端部との境にヘラで鋭い凹部をつくりだしている。 天井中心部ヘラ削り。		B	良				
39	〃		端部は先端部でやや外反している。	内外面ともナデ整形を用いている。	黄緑灰(73)	B	良			外面焼ただれ	
40	〃		体部は、中心部に向かってゆるい凹状を呈している。端部はやや内側に向かって直線的におりている。								
41	〃		体部は、ほぼ水平にのびて中心部にいたる。端部は、ゆるい孤状を呈して先端にいたる。端部内面には、ゆるい凹部が指で形成されている。	外面中心部よりの部分は不整形で荒いが(天井中心部ヘラ削り)、外面口縁部付近及び内面は、ナデ整形(指)を用いる。また中心部付近は仕上げナデ手法を用いて調整する。	灰(58)	B	良			天井部にヘラによる沈線3本。	
42	〃		端部はやや外側に向かってほぼ直線的におりている。	外面口縁部付近及び内面口縁部付近は、ナデ整形(指)。内面中心部付近は、ナデ仕上げを施してある。 天井部ヘラ削り。 内面指ナデ。	灰(58)	B	良				
43	〃		端部は、ほぼ真下に向かって直線的におりていて、先端を丸く収める。	内外面ともナデ整形(指)を用いている。							
44	〃		端部付近でいったん下へおり、再びゆるいカーブを描いて上り先端部にいたる。先端中央部は明確に凹状をなす。	内外面ともナデ整形を用いる。 天井中心部ヘラ削り。	灰(58)	B	良		外面端部付近に付着		
45	〃		端部は、やや外側に向かって直線的におりている。	天井中心部ヘラ削り。	黄々褐灰(143)	B	良			硯の可能性あり。	
46	〃		体部は中心部に向かってゆるく下降し、凹状を呈す。端部は先端部で少し外反している。	外面、内面ともナデ整形を施している。 天井ヘラ削り、折りまがり部ヘラ等。	不明 二次的焼成をうけ不明	A	最良 監緻			焼成は重ね焼きの手法を用いたと見え、外面、内面とも重ね焼き痕の付着している。	
47	〃		端部付近でいったん下へおり、再びゆるいカーブを描いて上り先端部にいたる。 (先端中央部はゆるい凹状をなす)	内外面ともナデ整形を用いているが、内面端部と体部との境にヘラ切り手法を用いる。	黄々褐灰(144)	B	良				
48	〃		体部は中心部に向かってゆるく下り、凹状を呈する。 端部はほぼまっすぐ下におりて先端を丸く収める。	内外面ともナデ整形を用いるが、内面中央部には八ケ目が見える。						外面体部に粘土帯痕が認められる。 (指紋あり)	

土器番号	器種	規模	形態上の特徴	手法の特徴	色調(No.)	胎土	焼成	外傾比率	重ね痕	備考	出土地区
49	蓋			内外面とも端部付近はナデ整形を用いて調整している。	淡褐灰(121)	A	良			外面中心部付近に粘土帯痕が認められる。硯の可能性有。	
50	〃				黄緑灰(72)	B	良				
51	〃		体部は中心部に向かってゆるく下降し、凹状部を形成する。そのため、つまみ先端と体部上端部とはほぼ同一水平面上にくることになり、いわば つまみが体部にめりこんだ感じを与える。								
52	〃		つまみは、その端部から中心部まで凹部を形成せず、ずんぐりとした形状を呈する。	内面ナデ整形を用いる。	灰褐(109)	B	不良				
53	〃		体部はほぼ水平にのびて、端部先端はやや外側に向かって短かくのびている。端部中央部はするどい凹部を形成している。	内外面ともナデ整形を用いて調整している。(天井中心部は未調整)	黄々褐灰(143)	B	良			外面端部付近に自然釉痕と重ね焼き痕が付着している。	
54	〃		つまみはずんぐりした形状を呈する。中心部は凸部を呈し、その付近は若干くぼんでいる。	内外面ともナデ整形(指)つまみうめこみによるものと思われる。	黄々褐灰(145)	B	最良			つまみから体部にかけて残存。	B地区
55	〃		端部はほぼまっすぐおりている。端部中央部は少し凹状をなす。端部は鋭角的に作られているが先端部は丸く収められている。	外面にはロクロ目が全面に残っている。内面にはナデ整形で調整されている。	灰(58)	B	最良			外面口縁部付近に重ね焼きの痕跡がある。またそこから外面端部にかけて自然釉が付着している。	
56	〃		体部は中心部に向かってゆるく下降し、凹状を呈する。端部はまっすぐ下へおりているが、先端部内側と体部との境には、ヘラをあてて区別している。	内外面ともナデ整形を用いているが、内面端部と体部との境にヘラをあてて区別している。	黄々褐灰(145)	C	最良				
57	〃		ほぼ水平にのびる体部より厂状におりる高い端部を有する端部内面側は、短かい凸部を形成する。	ロクロ成形。	黄緑灰(74)	B	良			薬壺蓋か。	
58	坏(身・高台)		体部から低部にかけてゆるく屈曲して続き、底部は浮き上がりぎみ。高台から腰部へはすぐたちあがり、高台は方形をなし端部は凹状である。	内外面ナデ整形。付け高台(内が外より約1㎜高い)	暗灰青(60)	B	最良			自然釉が底部外面と高台内面に付着。底部から体部にかけて残存。	
59	〃		体部から底部にはゆるく続き、底部は水平。腰部は明瞭でなく、すぐに高台が続く。高台外方には一条の深いくぼみがあり、若干外方へ張り出している。高台内面は底部にほぼ垂直に続く。		黄緑灰(72)	B	良			底部から腰部にかけて残存。	
60	〃		内部体部から底へは鋭く曲り、底部中心付近でそり上がる。腰部から高台へはゆるく続き、高台断面は正方形を呈す。	体部内外から底部の一部にかけてナデ整形し底部中心付近で縦ナデ整形を施す。付け高台(外部は内部より約2㎜高い)	黄緑灰(72)	A	最良		底部外面	底部から体部まで残存	B地区
61	〃		体部から底部へはゆるく続き、底部は水平。腰部からすぐに高台につづき高台に深いけずりくぼみができる。高台内面はゆるく底部に続く。高台断面はほぼ台形をなす。	体部内外・高台内面はナデ整形。(高台内面は外面より約1㎜高い)	黄緑灰(72)	B	良			底部から腰部まで残存	
62	〃		体部から底部へはゆるく続き、腰内部付近高台に深いえぐり込みがみられる。底部はほぼ水平高台と底部は内面接合部に鋭い稜線。	付け高台(外内ほぼ同じ高さ)	黄緑灰(72)	B	良			底部から腰部まで残存	B地区
63	〃		体部から底部にかけて、段を有しながら明瞭に屈曲し、底部は中心付近で浮きあがる。高台から腰部へはすぐ立ち上がり、高台には明瞭な深いくぼみによる稜がみられる。	体部から底部の一部にかけてナデ整形。中心付近は不明。底部外側もナデ整形。付け高台(外が内より約3㎜高	黄々褐灰(144)	B	不良			底部から腰部にかけて残存。	B地区

土器番号	器種	規模	形態上の特徴	手法の特徴	色調(No.)	胎土	焼成	外傾比率	重ね痕	備考	出土地区
63	〃		高台は若干外方へ張り出し、ずんぐりした方形をなし、端部は凹状である。	い)							
64	〃		高台は若干外方へ張り出し、菱形状を呈する。高台内側には一段不明瞭な稜線がつく。	底部内面・外面ともナデ整形。 付け高台 (外と内の接合部の高さほぼ同一)	緑灰 (71)	B	良			底部のみ残存。	
65	〃		体部から底部にかけて明瞭に屈曲し、底部は中心付近で浮き上がる。 高台から腰部にかけてすぐに立ち上がり、接合部には一条の深いほりくぼみができる。 高台の接合部はきわめて明瞭で内面はほぼ垂直に底部と接合する。 高台は若干外方へ張り出していて端部は凹状である。	内面ナデ整形。 付け高台 (接合部は外側の方が約3㎜高い)	黄緑灰 (73)	C	良			底部から腰部にかけて残存。	B地区 西側 築地
66	〃		体部から底部へはゆるく屈曲する。 底部は水平。 高台から腰部へはすぐ立ち上がる。 接合部外側にほりくぼみによる稜がある。 高台は外方へ張っている。 高台内面はゆるく底部に続き、ずんぐりした方形をなし、端部は凹状をなす。	底部以外はナデ整形。 付け高台 (ほぼ同一高)						底部から体部にかけて残存。	
67	〃		高台内面はゆるやかに底部に接合し、高台は丸みをおびた方形をなし、端部は凹状である。 底部はほぼ水平。	底部ナデ整形。 付け高台 (内が外より約1㎜高い)	黄々褐灰 (143)	B	良			底部のみ残存。	A地区
68	〃		腰部は丸くおさめ、すぐ高台に続く。 高台接合部には内外とも鋭い一条の沈線を施し、端部は丸くおさめている。 底部は水平につづく。	体部はナデ整形。 付け高台。 (外部接合部が約4㎜程高い)						底部高台のみ残存。	A地区
69	〃		体部から底部へはゆるく屈曲する。 底部は水平。 高台から腰部へゆるく立ち上がり、高台内面はゆるく底部外面へ続く。 高台は弯曲した方形をなし端部は凹状である。	高台内面と底部外面はナデ整形。 付け高台 (外が内より約2㎜高い)							
70	〃		体部から底部にかけて内面はゆるく屈折しながら続き、底部はほぼ水平。 腰部からすぐ高台へ続き、高台はずんぐりした方形。 器壁は厚い。	内面ナデ整形(体部)。 付け高台 付け高台 (外面が内面より約2㎜高い)	黄緑灰 (72)	C	良			底部から体部にかけて残存。	B地区 北端 土拡内
71	〃		体部から底部にかけて内面はゆるく続き、底部は中心付近で浮き上がる。 高台端部外面は若干浮き上がる。 腰部はゆるく続き、高台はずんぐりした正方形。 体部器壁は薄い。	底部内面・外面はナデ整形。中心付近は不明。 付け高台 (外・内ほぼ同じ高さ) 付け高台によるひきのばしの為の稜が腰部に付く。	黄々褐灰 (145)	C	良			底部から腰部にかけて残存。	
72	〃		底部から体部にかけては急な角度で立ちあがり、体部は内面において外反する。底部は中央付近で下降する。高台は底部との接合部付近で強く圧され細いが、端部では幅広く端面は中央が凹みをもつ。外端は浮き上がる。	付け高台。 水びき。 底部はヘラ起こし。	褐灰 (116)	A	不良			底部から体部にかけて残存。	
73	〃		体部から底部にかけては、あまい屈折点で急に折れ、上に伸びる。底部はほぼ水平。 口縁部は直線的で端部は丸くおさめる。 高台は断面正方形。 接合部で両面に半円形の凹部をもつが、ヘラを当てている。端部は面をもち浅い凹みをもつ。	付け高台 水びき。 底部はヘラ起こし。 底部につめあとが一周している。	黄々褐灰 (143)	A	不良			底部から口縁にかけて残存。	

土器番号	器種	規模	形態上の特徴	手法の特徴	色調(No.)	胎土	焼成	外傾比率	重ね痕	備考	出土地区
74	坏(身、高台)		体部から底部へはゆるく続く。 底部は水平。 高台から腰部へはゆるやかに立ち上がり、高台に深いほりくぼみがある。 高台は中心付近で幅が狭くなる方形で、端部は若干凹状である。	内面ナデ整形。 付け高台。 (外は内より約2㎜高い)						底部から体部まで残存。	
75	〃		口縁端は丸くまっすぐに終る。 体部から底部へは鋭く屈折する。 高台は内曲し端部は凹状をなす 底部は中心近くで沈む。 腰部は鋭い稜をなす。	体部はナデ整形。 付け高台 (外・内接合部が同一高)	黄緑灰(73)	A	最良		高台 口縁 端部	口縁端部に自然釉付着 底部から口縁まで残存。	B地区
76	〃		口縁端は丸くおさめている。 体部から底部へはゆるく続き、底部は深くしずむ。 高台から腰部へは距離をもってゆるく上がる。 高台は変形し、その正確な形状は不明。 底部と高台の接合部には明瞭な稜を有する。	内・外面ナデ整形。 付け高台。 (外が内より約3㎜高い)	灰(58)	B	不良			口縁から底部まで残存。	
77	〃		高台が接地せず、底部が高台より下にはみ出る。底部から体部にかけては、腰部内面に深い凹みをもって角度を上にかえる。 体部から口縁にかけては直線状にのび端部は丸くつくる。 高台は断面がほぼ長方形で端面はケズリによる凹部をもつ。	付け高台。 高台以下を除く全てはナデ整形で、底部外面はヘラ削りらしきものがみられるが、磨滅のため不明瞭。 粘土ひも巻きあげ。	黄々褐灰(145)	B	不良			高台の半分がすりへる。 底部から口縁まで残存。	東脇殿 南ノ西
78	〃		底部はほぼ水平である。高台は短かく低く内外面に鈍い稜をもつが、端部は丸くおさめる。体部は外上方にのびる。		灰褐(108)	良	良			須恵器の生焼けか、底部から体部にかけて残存。	
79	〃		体部から底部にかけてゆるく屈曲し、底部は水平。 高台から体部にかけてすぐ立ち上がり、高台には深いくぼみによると思われる明瞭な稜が認められる。 高台外方側は若干浮き上がり、端部は凹状である。 高台内面はゆるく底部へ接合し高台は鋭く屈曲した五角形をなす。	底部中心付近でロクロ目と仕上げナデ。 付け高台。 (外が内より約3㎜高い) 粘土ひも巻き上げ。	緑灰(70)	B	最良			底部から腰部にかけて残存。	B地区
80	〃		体部から底部への内面はまっすぐに続く。 底部は水平である。 高台端部内面側は若干浮き上がる。 高台と底部の接合部内面はゆるやかに続く。	内面ナデ整形。(体部、底部) 中心部付近で仕上げナデ。(底部) 付け高台。 (内外の高さの差は不明)	黄緑灰(72)	A	良		底部内面 底部外面	底部のみ残存。	B地区
81	〃		体部から底部にかけてゆるく屈曲(体部屈曲部上方にゆるい稜を有する)して続き、底部は沈みぎみ。 高台から腰部へはすぐ立ち上がり、接合部にヘラ切り痕を有する。 高台は外へ張りぎみで内面ゆるく底部に続き、外側では若干浮き上がり、端部凹状のずんぐりした台形をなす。	内・外面ナデ整形。 付け高台。 (内が外より約2㎜高い)	灰(58)	B	良			底部から体部にかけて残存。	B地区 西土塀 南1P
82	〃		体部から底部にゆるく続く。 底部はほぼ水平。 高台から腰部へゆるく続き、高台外側は若干浮き上がる。 高台外側中央に稜線。 高台はずんぐりした方形。 高台端部は凹状である。	内面はナデ整形の後、仕上げナデ。 付け高台。 (外が内より約2㎜高い)	黄緑灰(73)	B	最良			底部から腰部にかけて残存。	B地区 北端 土拡内
83	〃		体部から底部にかけてゆるく屈曲し(屈曲部付近に一条のみぞ) 底部は水平で中心で浮き上がる。 高台から腰部へゆるく続き、高台内側は若干浮き上がる。 高台内面はほぼ垂直に底部に続き接合部にみぞを生じている。 高台はずんぐりした方形で端部は凹状である。	ヘラ起こしの痕あり。 粘土ひも巻き上げ。 付け高台。 (内が外より約2㎜高い)	黄緑灰(73)	A	良			底部から腰部にかけて残存。	東脇殿 南ノ西

土器番号	器種	規模	形態上の特徴	手法の特徴	色調(No.)	胎土	焼成	外傾比率	重ね痕	備考	出土地区
84	須恵	口径16.2cm	体部はゆるく内へ湾曲しながらのび、口縁は角度をかえ外に開く。全体としてなでによる凹凸がみられる。口縁は端部が鋭いが丸くつくる。	全面よこなで。	黄緑灰(73)	C	良			腰部上部から口縁まで残存。	B地区
85	〃	口径15.4cm	体部はなでによる凹凸があるが、外上方に伸びる。口縁はやや方向を内にかえ端部を丸くおさめる。腰部は一度屈折する。	全面よこなで。	黄々褐灰(145)	B	良			腰部から口縁まで残存。	
86	〃	口径12.8cm	体部から口縁まで直線状にのび端部近くで外反する。端部は丸くおさめる。	全面よこなで。	黄橙灰(31)	A	良			体部から口縁まで残存。	
87	〃	口径13.4cm	腰部がしっかりしており、体部とは急な角度をもつ。体部から口縁までは直線的にのび、端部でやや外に反る。端部は丸くつくる。		黄緑灰(72)	A	良			腰部から口縁まで残存。	
88	〃	口径15.4cm	体部から口縁にかけて、一度屈折して続く。全体になでによる凹凸がみられる。口縁端部は丸くおさめる。	なで。	黄々褐灰(144)	B	良			体部から口縁部にかけて残存。	C地区
89	〃		体部は外傾気味である。								
90	椀		体部から底部にかけてゆるく屈曲する。体部は若干内弯ぎみに立ち上がる。(体部の傾斜度が少ない)底部は中心付近で浮き上がり、底部と体部の接点にゆるい稜がある。	内面ナデ整形。		B	良			底部から体部まで残存。色調は二次的焼成により不明。	
91	杯(身)高台無し		口縁部は外反しながら丸くおさめている。体部は若干外弯しながら立ち上がる。体部は屈曲して底部へ続く。外面腰部直上はきわめて外弯する。底部中心付近は沈む。	ヘラ起こし。	緑灰(71)	A	最良		口縁部	内面平滑で硯に転用した可能性がある。底部から口縁部まで残存。	A地区8北
92	椀		体部から底部にかけてはゆるく屈曲する。口縁端部は丸く外方へ弯曲しておさめている。体部は内弯している。底部端はおりかえして調整している。	内面は水びきの痕がある。	灰(58)	A	不良			底部から口縁まで残存。	B地区
93	〃		体部は外傾気味である。	粘土帯痕が底部外面でみられる。						生焼け気味。器厚は一定。	B地区
94-I	皿		体部から底部にかけてゆるく屈曲する。体部はまっすぐに立ち上がる。(体部の傾斜度が大きい)底部と体部の接点にゆるい稜がある。	内面ナデ整形。外面ヘラ削り。(時計と逆まわり)↓土器の上面から見て	灰(58)	A	良			底部から体部にかけて残存。外面部分的に黒斑がある。	B地区
94-II	杯(身)高台無し		体部から底部へ内面はゆるく屈曲する。底部から体部へはゆるく屈曲する。体部は内弯する。	体部外面・内面ナデ整形。底部内面は仕上げナデ。	黄々褐灰(145)	A	良			底部から体部残存。	
95	鉢(鉄鉢)	口径22.2cm	体部はまっすぐに立ち上がり外傾する。口縁付近で内へ屈曲し、口縁端は長楕円を呈し、丸くおさめ、内側に一条の沈線をほどこす。器壁は薄い。体部と底部の区別は判然としない。	内外面とも水びきによるナデ整形。	黄緑灰(73)	B	良			口縁から体部まで残存。	
96	〃	口径22cm	体部は内弯し、口縁にまっすぐに続く。口縁端部は五角形で先端は丸くおさめている。体部と底部は判然としない。	ろくろ使用によるナデ整形か。	黄々褐灰(143)	B	良			口縁かま体部まで残存。No. 95 ほど器体は深くならないと思われる。	
97	〃	口径10cm	口縁は内弯し、先端は鋭くおさめている。体部はまっすぐ外傾しながら立ち上がる。体部と底部の区別は判然としない。		暗緑(75)	C	良			口縁から体部まで残存。	B地区

土器番号	器種	規模	形態上の特徴	手法の特徴	色調(No.)	胎土	焼成	外傾比率	重ね痕	備考	出土地区
98	鉢(鉄鉢)	口径28.4cm	体部から口縁にかけては直線的にのび、端部は丸くおさめる。外面体部には一条の凹みがめぐる。器形としては大深鉢とする。あるいはタライに使用したか。	内面はナデ整形。	黄々灰褐	B	良			外面に粘土帯痕あり。体部から口縁まで残存。	B地区 東溝
99	〃		底部は不整形で荒く、水平でない。底部から体部にかけては稜をもち、すぐ上部で粘土接合による深い凹部をもつ。体部は外上方に直線的にのびる。内面は粘土接合時の稜が段になり階段状をなす。須恵質ではあるが胎土はあらくあるいは摺鉢として用いたか。器形は厚手大鉢としておく。	外面はあらいハケを用いる。内面は底部近くで指圧でおさえ、体部の稜では細かいハケを用いる。	灰褐黄	C	良			底部から体部まで残存。	
100	壺		長頸壺。頸部は細く外弯し、口縁部のひろがりは大きくない。肩部の張りは強い。頸部内面下方に粘土はり付けによる稜がはしっている。	内外面ともナデ整形。頸部はシボリによる調整。口頸部と体部の接点には継目が明瞭に残る。	黄々褐灰(145)	B	最良			肩部から頸部まで残存。肩部に自然釉付着。	
101	〃		口頸部は外傾し、口縁先端は凹状で丸くおさめている。ゆるくはった肩部から口頸部にかけてはまっすぐに続き、肩部から体部へは内弯しながら続く。肩部から口頸部にかけて双耳が付き、肩部外面に接合時にできたと思われるゆるい稜がはしる。	口頸部内外面ともナデ(指)整形。肩部から体部にかけて内外面ともナデ整形。	淡褐灰(121)	B	最良			体部から口縁部まで残存。体・肩部自然釉点在。	
102	〃		体部から底部へはゆるく続く。底部は水平。体部は外傾しながら立ち上がり、腰部は判然としない。高台は外側で約3㎜程度浮き上がり、端部で肥大し、先端は凹状である。	体部ナデ整形。高台ナデ整形。体部外面下部にタタキ痕がある。		B	良			底部から体部まで残存。色調は二次的焼成の為不明。	
103	〃		体部はゆるく底部へ続き、体部は内湾しながら立ち上がる。腰部からすぐ高台が付き、高台は内側の浮き上がったずんぐりした方形である。高台と底部との接合部分には凹状のくぼみがある。	付け高台。	黄緑灰(72)	B	良			底部から体部まで残存。	B地区
104	〃		底部はほぼ水平で、体部との境いは、内面では浅い凹みでほぼ上に伸びる。高台は外下方にふんばり外面に凹みがみられる。体部は高台から明確な腰部をもたず外上方にのびる。広口壺になるか。	体部外面はナデ整形。底部外面は仕上げなでがみられる。	淡褐灰(121)	B	良			底部から体部にかけて残存。底部内面に自然釉付着。	
105	〃		体部から底部へゆるく続く。体部と底部の接点にくぼみによる稜が一条はしる。体部から底部へ外面は屈曲する。							体部から底部まで残存。	
106	〃		体部内面から底部へはゆるやかに続く。体部内面にはナデによる明確な稜がみとめられる。高台は外方へ張り出し、ずんぐりした五角形をなす。端部は凹状を呈し内側は接地せず底部へはまっすぐ続く。	体部外面はヘラによる粗雑なけずり。内面ナデ整形。付け高台。	淡褐灰(121)	B	最良			自然釉付着。	
107	小型瓶		頸部は外反しながらたち上がり口縁部は肥厚し、端部は凹状でまるくおさめている。口縁外面は、はり付けによって肥厚している。肩部は丸く体部に続いている。体部は湾曲しながら底部に続き底部は水平に切られている。底部中心付近は浮き上がっている。	口頸部ナデ(指)整形。回転台使用。	灰(58)	B	不良			生焼けに近い。口縁部はりつけほぼ完存。	
108	甕		口頸部はわずかに内湾しながら立ちあがり、口縁先端はわずかにふくれ丸くおさめられている。(頸部下半で外湾する)	内外口径部上半は指ナデ整形。下半はナデ仕上げである。	黄々褐灰(145)	B	最良			口径部残存。	A地区

土器番号	器種	規模	形態上の特徴	手法の特徴	色調(No.)	胎土	焼成	外傾比率	重ね痕	備考	出土地区
108	甕	口径34cm	口縁部は凹状で内面で、きつい稜をなしている。 口頸部には3条単位の沈線2ケ所と1条単位の沈線1ケ所がめぐらされている。(凹線である)								
109	〃	口径29.2cm	口頸部は外反しながら立ちあがり、口縁端部で垂直に立ちあがる。 口縁部と端部との境が明確な稜がめぐり、漸次凹状に先端部に続く。 口縁端部はずんぐりした方形で内面に一条の沈線(凹)線をめぐらす。	外面ーロクロ使用によるナデ仕上げ。 内面ーロクロ使用による指ナデ調整。	暗黄黄褐(135)	B	最良			気泡がみられる。 口頸部残存。 口頸外面自然釉あり。	A地点
110	〃	口径26.6cm	口頸部は外湾しながら外へ大きく傾く。 口縁端部は凹状で口縁と頸部との接点に明確な稜が見られる。 口縁内面には一条の沈線(凹部)をほどこしている。 口頸部は比較的短いものと思われる。		二次的焼成のため不明	B	最良				
111	〃		体部から底部へはゆるく続く。 体部はまっすぐに立ち上がる。 底部から体部へ外面はゆるく内湾する。 底部と体部のほぼ接点にするどい稜がある。	底部糸切り。 底部にヘラ起こしの痕があり、あとで折りかえして調整してある。	緑灰(71)	B	最良			底部から体部まで残存。	A地区
112	〃		体部から底部へはゆるやかに続く。 底部は中心付近で浮き上がっている。 腰部が判然としない。	底部糸切り。 体部外面はナデ(指)整形。	黄緑灰(73)	A	最良		体部と底部の接点	底部から体部にかけて残存。 胎土に黒斑がある。 底部外側に指圧痕有り。	
113	〃		体部から底部にかけてゆるく屈曲する。 底部は外方へ張る。 底部と体部の接点(腰部)に稜がある。 体部は内湾して立ち上がる。	底部糸切り。 内面ナデ整形。	淡褐灰(121)	B	不良			底部から体部まで残存。	
114			体部から底部にかけてゆるやかに屈曲する。 底部は水平。 腰部は若干内湾し、体部はまっすぐに立ち上がる。	底部糸切り。 体部内外面ナデ整形。 体部下方から底部にかけてナデ(布)整形。	黄々褐灰(145)	A	良			底部から体部にかけて残存。	
115	〃		高台部は断面三角形を呈し、やや外側に向って直線的にのびる。	付け高台。	橙(12)	B	不良			表面は剝離している。 高台部は器径に比して高い。	
116	高台		高台部はやや外側に向って直線的にのび、先端において外反している。また内外面ともつけ根より先端に至るまで強いナデ整形を用いており、器高の高いわりに器厚はうすく作られている。	付け高台。 内外面ともナデ整形を用いている。	灰褐(108)	B	良			摩滅している。	
117	〃		高台部はやや外側に向って少しふんばるように直線的にのびて先端に平担部を作りおさめる。	付け高台か?	灰褐(108)	B	良				
118	〃		体部は内側に湾曲する。 腰部はやや張る。 高台は垂直に下降し先端部は丸くおさめる。	付け高台。	濁橙(16)	B	良			高台と底部中心部の器厚は非常にうすい。	
119	〃		高台部はやや外側に向って直線的にのび、先端を丸くおさめる。	付け高台。						(1/10)	
120	〃		体部は内側に湾曲し、高台は外下方にふんばり、先端部は丸くおさめる。 腰部はやや張る。	付け高台。	灰褐(109)	B	良				
121	〃		接合部でやや厚く、全体に厚みは変化ない。やや中半で薄くなっている。 端部は丸くつくっている。 高台外面はほぼ直立(やや外傾)。	付け高台。	灰褐色(108)	B	不良			高台の高さ1.5cm。 器面は剝離している。	
122	〃		高台は底部接合部から端部にかけて厚さはあまりかわらず、端部で急に丸くおわる。 底部、外面ははりつけ時のナデ	ナデ整形。 付け高台。	灰褐色(108)	A	良				

土器番号	器種	規模	形態上の特徴	手法の特徴	色調(No.)	胎土	焼成	外傾比率	重ね痕	備考	出土地区
122	高台		の痕が明瞭。 底部はほぼ水平。 高台外面は直立。								
123	〃		体部下部はほぼ下上方にのびる。 腰部はややはる。 高台は外下方にのびる。 高台先端部は稜をなす。 端部外面も稜をなす。	高台ははりつけによる。 底部と高台の境目は、強い指ナデをおこなっている。	灰褐(109)	B	良			器壁は底部中心部においてもり上っている。	
124	〃		高台は外下方にのび先端部は丸くおさめる。	付け高台。	灰褐(108)	A	良			器厚はややうすい。 底部内面の摩滅は激しい。	
125	〃		体部下方は外傾し、腰部は張りがあまい。高台はやや外下にのび、作りはきゃしゃで先端部は丸くおさめる。	付け高台。	灰褐(108)	B	不良			器厚は一定ではない。	
126	〃		高台はやや外下方にのび、先端部は丸くおさめる。	付け高台。	灰褐(108)	B	不良			底部の器厚は非常にうすい。	
127	〃		接合部は不明であるが端部にかけての厚さはほぼ一定で端部は接地する面をもつ。この面はヘラできったものか。 高台外面は外傾。	はりつけ高台。	橙(12)	B	良			高台の高さ不明。 約1.2cm前後。	
128	〃		接合部から端部にかけて厚さはやや細くなるが、あまりかわらない。端部は丸くつくられている。 高台外面は外傾。径7.4cm	張りつけ高台。 ナデ整形。	灰褐(108)	A	良			乾燥台痕あり。 高さ1.5cm	
129	〃		体部は内側に湾曲し、腰部はやや張る。 高台は外下方にのび先端部は平面を有し、内端面及び外端面は丸くおさめる。 高台と体部のつけ根付近の外面にはヘラによる段をもつ。	付け高台。	灰褐(108)	B	不良			表面はやや剝離している。	
130	〃		高台は太く長く、外下方にふんばる。	付け高台。							
131	〃		高台は接合部から中半まで、高台接合外面には接合痕が明瞭に残る。端部は丸くつくる。	ナデ整形か。 付け高台。							
132	〃		高台部はやや外側に向って直線的にのび、先端を丸くおさめる。	内外面ともナデ整形を用いる。付け高台。	灰褐(108)	B	良			(1/20)	
133	〃		高台部はほぼ真下に向って器厚をしだいに減じながら、先端に至り丸くおさめる。	付け高台。	灰褐(108)	B	良			(1/3) 高台部は器径に比して高い。	
134	〃		高台はほぼ垂直に下降し、先端部は丸くおさめる。	付け高台。 内外面ともナデ整形を用いている。	濁黄褐(126)	A	良			底部の器厚はうすい。	
135	坏身高台		接合部から端部にかけて徐々に細まり、端部に僅かな面をもつ。 高台はりつけの際の粘土がはみ出ている。高台はほぼ直立。	はりつけ高台か。 ナデ整形。	濁黄褐(126)	A	最良			高台の高さは底部中心になるにつれ下降するので不明。 約1cm。	
136	高台		高台はやや外下方にのび、先端部は丸くおさめる 体部と高台の境目は明瞭な段によって分かれている。	付け高台。	灰褐(108)	C	良			焼きはややあまい。	
137	〃		高台の外面はほぼ直立し断面三角形状をなす。 端部は丸く仕上げる。 底部は中央が凹む。	はりつけ高台？ ナデ整形。	灰褐(108)	A	不良			高台の高さ一定せず。	
138	〃		接合部から端部にかけて、厚さはあまりかわらない。 端部は面をもつが、その面は接地しない。 高台外面は外傾する。 高台径8cm。	はりつけ高台。 ナデ整形。	橙(汚)(11)	A	良			乾燥台痕あり。 高さ1.1cm	
139	〃		高台はほぼ垂直に下降し、先端部はやや鋭角的におさめる。	付け高台。	灰褐(109)	B	不良				
140	〃		体部は内側に弯曲する。 高台は外下方にのびる。 先端部は丸く収める。 庭部はほぼ水平である。	高台ははりつけによる。	橙(12)	C	良			器壁はほぼ一定している。 器面はあれている。	
141	〃		体部は高台つけ根付近より急速に内湾したらあがっていく。 高台部はほぼ断面三角形を呈するが、やや外反気味に先端部に至る。	付け高台。 内外面ともナデ整形を用いている。	灰褐(108)	C	良			剝離が激しい。	

土器番号	器種	規模	形態上の特徴	手法の特徴	色調(No.)	胎土	焼成	外傾比率	重ね痕	備考	出土地区
142	高台		体部は内側に湾曲する。 高台は外下方にのび先端部は丸く収める。 腰部はややはる。 底部内面に三条の溝が走る。 高台端面内部は面をなす。	高台ははりつけによる。 高台と体部つけねには強い指ナデをおこなっている。	灰褐(108)	B				底部の器厚はうすい。	
143	〃		高台はほぼ垂直に下降し、先端部は丸くおさめる。	付け高台。	灰褐(108)	C	良			底部の器厚は一定。	
144	〃		高台径8cm。 底部との接合部から端部まで、徐々に細かくなり、丸く作られている。 底部外面の接合部は急な角度を持つ。 No. 158と同じ傾斜。	張りつけ高台。 ナデ整形。	灰褐(108)	B	良			高台の高さ1.3cm 乾燥台痕あり。	
145	〃		高台はほぼ垂直に下降し、先端部は丸くおさめる。	付け高台。	灰褐(108)	C	良			底部の器厚はほぼ一定している。	
146	〃		高台部の内面のつけ根部は他に比べ厚い。そこからほぼまっすぐ直線的におりていて先端を丸くおさめる。	付け高台か？	灰褐(108)	B	不良			高台(½)。	
147	〃		浅い椀形であり、口縁先端部丸くおさめるが、下端部はやや稜をもつ。 高台はほぼ垂直に下降し、先端部は丸くおさめる。 高台端部に乾燥台らしき痕跡がはすかいにのこっている。	付け高台。 体部外面に残る稜は巻上げの痕跡よりも水引きの際の指圧痕の可能性が強い。 高台と体部の境はていねいになでつけている。	暗橙(10)	B	最良				
148	〃		体部は内側に湾曲している。 高台はやや外下方にのび、先端部は丸くおさめる。 体部と高台との境目はほぼ明瞭である。	付け高台。	橙(12)	A	良			焼きがあまい。	
149	〃		高台はやや外下方にのび、先端部は丸くおさめる。 高台外端面は稜をなす。	付け高台。 高台と底部の境目は内面において段をなす。	灰褐(108)	A	良			焼きはややあまい。 器表面はかなり剥離している。	
150	〃		高台部は断面三角形を呈し、やや外側に向って直線的におりる。	付け高台。 高台外面つけ根部寄りの部分に指をあて、わずかに凹部を作り出している。	橙(12)	A	不良			高台底部に乾燥台の痕跡と思われる凹状部がある。	
151	〃		高台部はやや外側に向って直線的にのび、先端を丸くおさめる	付け高台。 内外面ともナデ整形を用いている。	灰褐(108)	B	不良			内外面とも剥離が激しい。	
152	〃		高台部は体部に比べやや厚めで断面三角形を呈する。	付け高台。 内外面ともナデ整形を用いている。	灰褐(108)	B	良			やや摩滅している。 内面に施釉痕。	
153	〃		底部は中心部に向ってゆるい凸部を呈する。高台部はやや外側に向って直線的にのび、先端でやや外反するようにおさめる。	付け高台。	濁黄褐(126)	A	最良			高台¾。 やき歪みがある。	
154	〃		高台は厚く作られ、断面三角形をなす。端部は丸くつくる。 底部は水平。径0.8cm。	張りつけ高台。 ナデ整形。	灰褐(108)	B	良			高台の高さ0.9cm。 乾燥台の跡あり。	
155	〃		接合部から端部にかけて徐々に細まり端部は丸い。底部は凹凸あるがほぼ水平に近い。高台はほぼ直立。	張りつけ高台。 ナデ整形。	橙(12)	C	不良			高台の高さ約1cm。	
156	坏(身、高台)		高台は断面三角形をなす。 底部はほぼ水平。 端部は丸くおさめる。 高台外面は内傾する。	ナデ整形か。 付け高台か。							
157	〃		高台部はやや外側に向って直線的にのび、先端に平担部を形成しておさめる。	内外面ともナデ整形を用いている。 付け高台。	濁黄褐(126)	B	良			剥離がはげしい。	
158	〃		端部は面をもたない。端部は接合部よりも内にある。 高台径7.6cm	張りつけ高台。 内外面ナデ調整。						高台の高さ1cm。	
159	高台坏		接合部から端部は序々に細くなるが、中半以下はあまり変化ない。端部は丸くつくる。 高台は直立に近い。径7.4cm。	ナデ整形。 張りつけ高台か？	橙(12)	A	良			乾燥台痕あり。 高さ1.5cm。	

土器番号	器種	規模	形態上の特徴	手法の特徴	色調(No.)	胎土	焼成	外傾比率	重ね痕	備考	出土地区
160	高台坏		体部は内側に湾曲している。 高台は下方にのび、先端部は丸くおさめる。	高台はヘラ削りの後、はりつけたことがわかる。	灰褐(108)	A	良			器厚は底部中心と高台つけ根とも中間においてうすくなる。 焼きはややあまい。 器面は剝離。	
161	〃		体部下方はやや外反する。 高台はやや外下方にのび、先端部は丸くおさめる。	付け高台。	濁橙(11)		良			器厚はややうすい。	
162	〃		接合部から端部にかけて厚さは急減する。 高台外面はやや外傾する。 端部は丸くつくられている。	付け高台。 ナデ整形。	灰褐色(108)	A	良			高台の高さ1.2cm 乾燥台痕あり。	
163	〃		接合部から端部にかけて厚さは徐々にうすくなっている。 端部に面をもつが接地しない。 高台外面はやや内傾。 径8cm。	はりつけ高台。 そのはりつけの粘土がはみ出している。 ナデ調整。	濁橙(14)	A	良			乾燥台痕あり。 高台の高さ1.1cm。	
164	〃		高台の形状は断面三角形をなす。 端部は丸く仕上げる。 底部はほぼ水平。	はりつけ高台？ ナデ整形。	橙(12)	A	不良				
165	〃		接合部から端部にかけて厚さは徐々に細くなり、端部はわずか面をもつ。 径8cm。 高台外面は直立に近く、やや外傾する。	はりつけ高台か。	灰褐(108)	B	良			高台の高さ1.1cm	
166	〃		高台部はやや外側に向って直線的にのびて先端を丸くおさめる。	付け高台。	灰褐(108)	B	不良			高台⅔。 体部1/20。	
167	〃		高台は断面三角形。 高台外面は内下方にせまる。 端部は丸く仕上げる。 腰部は明瞭。	ナデ整形か。 付け高台か。	橙(汚)(11)	A	良				
168	〃		体部はやや内側に湾曲する。 高台はほぼ垂直に下降し、先端部は丸くおさめる。	付け高台。	灰褐(108)	B	良			器表面は剝離している。 器厚は底部がうすくなっている。	
169	〃		接合部から端部にかけて厚さ減じる端部は丸くつくられている。 高台8cm。 底部は水平、高台外面は内傾。	ナデ整形。	橙(汚)(11)	A	良			高台の高さ1～1.1cm。	
170	〃		体部はやや内側に湾曲し、腰部は張っている。 高台はやや外下方にのび、先端部は丸くおさめる。 高台のつけ根付近は外面において段をなし、内面において稜をなす。	付け高台。 ナデつけはていねいではない。	橙(12)	A	良			器厚は一定でない。 生焼け気味である。	
171	〃		体下部は外上方にのびている。 腰部はやや張る。 高台は外下方にのび、先端部は丸くおさめる。	付け高台。	橙(12)	A	良			器厚は一定しているが底部はうすくなっている。	
172	〃		体部はやや内反気味に口縁部に向っている。高台部は断面三角形をなしてほぼまっすぐにおいている。先端は丸くおさめる。	付け高台。 高台外面はつけ根から先端まで2度ナデている。	灰褐(108)	B	不良			剝離が激しい。 高台½。	
173	〃		高台は底部接合部から中半まで厚さ激減し、以下は変化少なく端部は面をもつ。高台内面、外面共はりつけ時の痕跡がのこる。 底部はほぼ水平。 高台外面は外傾。	付け高台。 ナデ整形か。	橙(12)	B	良				
174	〃		体部は内側に湾曲し、高台はやや外下方にのびる。 底部はほぼ水平。	付け高台。	灰褐(108)	A	良				
175	〃		高台部は断面三角形を呈する。	付け高台。 内外面ともナデ整形を用いている。 高台外面中央部に指をあてて、わずかの凹状部を作り出している。						高台¼。 高台底部に乾燥台の痕跡と思われる凹状部がある。	
176	〃		高台は薄手で断面長方形をなし端部にわずか面をもつ。はりつけ時のナデの痕跡が明瞭。底部はほぼ水平、器厚は厚い。 径7cm。	はりつけ高台？ ナデ整形？	灰褐(108)	A	不良			高台の高さ1.1cm。	

土器番号	器種	規模	形態上の特徴	手法の特徴	色調(No.)	胎土	焼成	外傾比率	重ね痕	備考	出土地区
177	坏高台		高台部はやや外側に向って直線的にのびて、先端を丸くおさめる。	付け高台。	橙(12)	C	良				
178	〃		底部との接合部は不明である。端部にかけて厚さは漸減し端部は面をつくる。高台は外下方にふんばる。底部はほぼ水平。	つけ高台か。	灰褐(108)	B	良				
179	〃		底部はほぼ一定の器厚を呈する。高台部はやや外側に向ってしだいに器厚を減じながら、先端に至り丸くおさめる。	付け高台。	灰褐(108)	B	良			高台3/5。 体部1/10。 器面はやや摩滅している。底部内面に粘土ひも跡が認められる。	
180	〃		高台は外面が中央部で凹部をもち、端部近くで肥厚する。 内面はぼ直立する。端部は接地する面をもつ。底部はほぼ水平。 高台外面は外下方に傾く。 体部の器厚は厚い。	はりつけ高台。 ナデ整形。	灰褐(109)	B	良				
181	〃		底部との接合部は破損。高台は直立。厚さは中半まで激減以下は変化少なく、端部は丸い。 底部内面はほぼ水平。	つけ高台か。 ナデ整形。	灰褐(108)	B	良				
182	高台		接合部から端部にかけては徐々に細くなり、端部は丸くつくられている。 他と違い腰部があるようである。 高台外面は内傾。 高台径7.4cm。	張り付け高台。 ナデは高台内面で強い。	灰褐(107)	B	良			乾燥台痕あり。 高さ1.1cm。	
183	〃		高台部は断面三角形(正三角形)を呈す。	付け高台。 内外面ともナデ整形を用いている。	灰褐(108)	A	不良			1/6	
184	〃		高台はやや外下方にのび、先端部は丸くおさめる。高台の端部外面にはあまい稜がはしる。	付け高台。	橙(12)	A	良			底部の器厚はうすい。	
185	〃		接合部から端部にかけて厚さは急に減する。 端部は丸くつくられている。 高台外面はやや内傾。 径8cm。	張りつけ高台。 ナデ整形。	灰褐(109)	B	不良			乾燥台痕あり。 高台の高さ1cm。	
186	〃		高台はほぼ垂直に下降し、先端部は丸くおさめる。	付け高台。	橙(汚)(11)	B	良				
187	〃		高台はやや下方におり、先端部は丸くおさめる。高台は全体に鈍い形である。	内外面ともナデ整形。 付け高台。	褐灰(152)	B	良			器厚は中心部に向って次第にうすくなっている。	
188	〃		高台部は断面三角形を呈する。	付け高台。	灰褐(108)	A	良				
189	〃		高台径不明。 底部との接合部から端部まで徐々に細くなるが、端部は面をわずかにもつ。 底部外面の接合部は調整不良のため段をもつ。 No. 158と同じ傾斜。	張りつけ高台。 ナデ整形。	灰褐(109)	B	不良			乾燥台痕あり。 高台の高さ1cm。 底部の厚さはうすい。(0.4cm)	
190	〃		高台はやや外下方にのび、先端部は丸くおさめる。端部外面には稜をもつ。	付け高台。	灰褐(108)	B	良				
191	〃		接合部と端部をむすぶと断面三角状をなす。 端部は丸くおさめる。 高台径8cm、高台外面内傾。	はりつけ高台。 ナデ整形。 手づくね整形。	灰褐(109)	A	良			高台の高さ0.6cm。	
192	〃		腰部はやや張る。 高台は垂直に下降し、先端部は丸くおさめる。	付け高台。	灰褐(108)	B	良				
193	〃		体部は内側に湾曲する。 高台はほぼ垂直に下降し、先端部は丸くおさめる。 高台は低く、裾ひろがりである。	高台ははりつけによる。							
194	〃		高台はやや内傾し、先端部は丸くおさめる。腰部はやや張る。 底部はやや水平。 高台部は断面三角形を呈する。	付け高台	橙(12)	B	良			表面は剝離している。	
195	坏(高台)		接合部から端部にかけて厚さは急減し、端部は丸くおさめてある。底部は水平である。No.198と同形態。 高台径7.8cm。 高台外面は内傾。	はりつけ高台。 ナデ整形。	黄橙(汚)	B	良			高台の高さ0.7cm	

土器番号	器種	規模	形態上の特徴	手法の特徴	色調(No.)	胎土	焼成	外傾比率	重ね痕	備考	出土地区
196	坏(高台)		高台は断面三角形を呈し、先端は丸くおさめる。	張りつけ高台。 ナデ整形。	橙 (12)	B	良				
197	〃		接合部から端部までの中半で厚さは半減し、以下は変化少なく端部は丸く作る。高台径不明。 高台外面は内傾。 底部はほぼ水平。	張りつけ高台。 ナデ整形。	橙 (12)	B	良			高台の高さ1cm。	
198	〃		接合部から端部まで厚さは急減し、端部は丸い。 接合時のナデによるのか腰部があるようである。 径8cm。 高台外面内傾。	付け高台。	橙 (12)	B	良			高台の高さ0.8cm。	
199	〃		接合部は厚く、端部にかけて急に細くなる。全体に厚い。 端部は丸くつくられている。底部は水平で厚さ0.5cm。 高台外面は内傾。	付け高台。	橙 (12)	B	不良			高台の高さ0.9cm。 器面剥離のため不明瞭。	
200	〃		端部でわずか面をもつ。 高台が低いわりに厚く作られている。 高台径8cm。	張りつけ高台。 ナデ調整。						高台の高さ0.6cm。	
201	〃		底部は中心部に向ってゆるく下降し、凹部を形成する。 高台部は断面三角形を呈するが内面先端部でゆるい稜をもつ。	付け高台。	灰褐 (108)	B	良			1/5 やや摩滅している。	
202	〃		体部はやや内側に弯曲する。 高台はやや外下方にのび、先端部は丸くおさめる。	付け高台。	灰褐 (108)	C	良			器厚はほぼ一定。	
203	〃		底部接合部から端部まで徐々に細くなり、端部は丸くつくられている。 内面底部が下に下がるが、部分的なものか。 高台は垂直に近い。 高台径8cm。	張りつけ高台。 ナデ調整(内外面)。	灰褐 (108)	C	不良			高台の高さ0.6cm。 乾燥台痕あり。	
204	〃		高台部は断面三角形をなす。端部は若干面をもつが接地しない。 底部は水平。底部から体部にかけてはゆるやかな湾曲をなす。	張りつけ高台。 ナデ調整(布)。						高台の高さ0.5cm。	
205	〃		接合部から中半まで厚さは急減し、以下は徐々に細くなり、端部は丸くおさめてある。 体部は接合部(高台)からしばらく(約1cm)水平にのびる。 高台外面は外傾。	付け高台。	灰褐色 (108)	B	良			高台の高さ0.9cm。 器面は剥離している。	
206	〃		体部はやや外反気味に口縁部に向う。高台部は断面三角形を呈する。	付け高台。	灰褐 (108)	A	良			高台底部に乾燥台の痕跡と思われる凹状部がある。	
207	〃		体部はゆるく外反するようにたちあがる。高台部はほぼまっすぐ直線的にのびて先端を丸くおさめる。	内外面ともナデ整形を用いる。 付け高台。	灰褐 (108)	A	良			麻滅している。	
208	〃		高台の形状は三角形状をなす。(正三角形に近い) 高台径6.4cm、高さ0.5cm。 底部は水平で厚い。	付け高台。 内外面ともナデ整形を用いている。	橙 (12)	C	不良				
209	高台		底部は中心部に向ってゆるく下降し、凹部を形成する。高台部は断面三角形を呈する。	付け高台。 内外面ともナデ整形を用いている。	灰褐 (108)	A	良			1/8	
210	〃		体部は急速に内湾しながらたちあがる。高台は断面三角形を呈する。	付け高台。 内外面ともナデ整形を用いる。高台の外面つけ根付近と中央部付近に2度ナデをおこなう。	淡褐 (102)	B	最良			1/6	
211	〃		高台の形状は断面三角形状で、端部にわずか面を持つ。底部は水平。 径8cm。 体部は低く上にあがる。	張りつけ高台。 (張りつけはナデで行なわれず、指おさえで行なう) そのため指圧層が内外面で明瞭である。	灰褐 (108)	B	良			高台の高さ0.7cm。	

土器番号	器種	規模	形態上の特徴	手法の特徴	色調(No.)	胎土	焼成	外傾比率	重ね痕	備考	出土地区
212	高台		高台は垂直に下降し、先端は丸くおさめる。	付け高台。	灰褐(108)	B	良				
213	〃		高台はやや外下方にのびる。	付け高台。	灰褐(108)	A	良			器厚は底部中心部がうすい。	
214	坏		体下部は外上方に伸びる。 腰部はややはる。 高台はほぼ垂直に下降する。 底部中心部は落ちこむ。	高台は張りつけによる。	橙(12)	B	良			器厚はうすい。	
215	〃		体部は器厚が一定でなく底部は薄く仕上げられている。高台部は断面三角形(正三角形)を呈する。	付け高台。 内外面ともナデ整形を用いている。高台外面はつけ根より先端まで3度ナデている。	橙(12)	A	良			高台底部に乾燥台の痕跡と思われる凹状部がある。	
216	〃		体部は底部よりするどく内湾しながらたちあがっている。 高台部は断面三角形を呈する。	内外面ともナデ整形を用いている。 付け高台。	濁黄褐(126)	C	良			⅓	
217	〃		底部は中心部に向ってゆるく上り、凸状を呈する。高台は極めて器高が高く、つけ根部よりほぼまっすぐ直線的におりて先端を丸くおさめる。	付け高台。 ナデ整形を用いる。	灰褐(108)	A	良			摩滅している。	A地区
218	〃		高台は接合部から端部にかけて外反する。 厚さは中半まで半減し、以下端部にかけてはうすく仕上げる。 端部は面をもつ。 底部はほぼ水平。 高台内面にはりつけ不良の痕あり。	ナデ整形。 高台内面にはりつけ時の指圧痕が明瞭に残る。 付け高台。	橙(12)	B	最良				
219	〃		高台部はほぼ真下に向って器厚を減じながら先端に至る。	付け高台。	橙(12)	A	良			高台部先端を欠く。	
220	〃		接合部から端部にかけて徐々に厚さを減じる。端部は面をもち接地している。 底部は凹凸あるがほぼ水平。 体部から口縁にかけて一度外反する部分をもつが厚さはほぼ一定。	底部中心に指ナデ整形。 体部は指ナデ整形。 付け高台。 高台内外面は布あてのナデ明瞭。	濁橙(13)	A	良			乾燥台の痕あり。 (幅4.9cm) 大きくひずむ。	
221	坏(身高台)		接合部から端部にかけて厚さは細くなり、端部は僅か面をもつ。 高台は直立。 底部は水平。 体部から口縁にかけての器厚は一定。口縁端は丸く仕上げる。	底部中心部を徐いてすべてナデ整形。 付け高台。	橙(12)	B	良				
222	〃		接合部で厚い他は厚さ一定(高台)。 端部は面をもつが接地しない。 底部はほぼ水平。 高台外面は外傾。 体部から口縁にかけて厚さ一定。	底部中心部を除いてナデ整形。	濁橙(14)	B	良			乾燥台の痕あり。	
223	〃		接合部から中半にかけて急に細くなり、以下あまり変化しないなお端部欠損。 体部から口縁部にかけて細くなる。なお口縁端は丸くつくる。 高台外面は外傾。	内面指ナデ整形。 付け高台。	橙(12)	B	不良				
224	〃		体部は外上方にのびるが、口縁部に至ってやや内側に湾曲する。 腰部は張っている。 高台はほぼ垂直に下降し、先端部は丸くおさめる。 高台端部に乾燥台らしき痕跡が残る。	付け高台。	灰褐(108)	B	良			器厚は底部中心において最もうすい。	
225	〃		体部は内側に湾曲し、腰部はあまい。 高台はやや外下方にのび、先端部は丸くおさめる。	付け高台。	灰褐(108)	B	良			器厚は一定である。 内面はススをうけている。	
226	〃		接合部から端部まで厚さはあまり変わらない。端部にわずか面を持つ。 体部から口縁部まではほぼ45°に傾く。 口縁端は丸くつくられている。 高台外面は外傾する。 高台径7cm。	張りつけ高台。 内外面ナデ整形。	灰褐(108)	A	良			乾燥台痕あり。 高さ1.3cm。	

土器番号	器種	規模	形態上の特徴	手法の特徴	色調(No.)	胎土	焼成	外傾比率	重ね痕	備考	出土地区
227	坏(身高台)		底部から体部にかけてゆるく内に湾曲にのびる。高台は外下方に張るように張りほぼ直立する。端部は面をもち接地する。	はりつけ高台。全てナデ調整(布)	灰褐(108)	A	良				
228	〃		体部は内湾しながら急速にたちあがっていく。高台部はやや細めで外側に向って直線的にのび先端を丸くおさめる。つけ根付近に一条のゆるやかな凸部を形成する。	内外面ともナデ整形を用いている。付け高台。	灰褐(108)	B	不良			剝離している。	
229	〃		高台は外下方にのび先端部(接地面)は平面をなす。底部は水平をなす。	高台は張りつけによる。高台内面と底面の境には指ナデによる痕跡が残る。	灰褐(108)	A	良			器壁は底部中心にむかってうすくなっている。	
230	〃		底部から体部にかけては深い凹部をもって画される。高台は薄く直立する。端部は丸くおさめる。	付け高台。ナデ整形。	灰黄褐(127)	B	良				
231	〃		高台は接合部から端部にかけて厚さを減じ、端部は鋭いが丸味をもつ。底部はほぼ水平。高台外面は直立。	張りつけ高台。ナデ整形。	灰褐(108)	A	不良				
232	〃		体部下方は外傾し、腰部はやや張る。高台は外下方にふんばり先端部は丸くおさめる。外端面及び内端面はそれぞれ稜をもつ。高台のつけ根付近にはなでつけによる段をもつ。	付け高台。	灰褐(108)	B	良			器厚は底部中心に向って次第にうすくなる。	
233	〃		底部から高台中半までは厚さは半減し、以下は若干肥厚しながら端部は丸くつくる。高台は外下方に開く。							器面摩滅。高台の高さ1.9cm	
234	〃		高台部は外側へ強く張り出し、先端においてもやや外反している。	付け高台。内外面ともナデ整形を用いているが、外面底部には糸切り痕が残っている。	橙(汚)(11)	B	良				
235	〃		体部はやや内側に湾曲し、腰部はやや張っている。高台は外下方にのび、先端部は丸くおさめる。高台の作りはきゃしゃである。	付け高台。	灰褐(108)	B	良			器厚はほぼ一定。	
236	〃		体部は内側に湾曲する。腰部はややはっている。高台はほぼ垂直に下降し、先端部は丸くおさめる。	高台は張りつけによる。	橙(12)	A	良				
237	〃		高台部は断面三角形を呈するが先端部に至ってわずかに外反する。	付け高台。内外面ともナデ整形を用いている。高台外面つけ根寄りに指をあてている。						高台底部に乾燥台の痕跡と思われる凹状部がある。体部の器厚に比べ高台部は薄く、きゃしゃな作りである。	
238	〃		接合部から中半まで急に細くなり、以下はあまり変化なく端部は丸くおさめてある。高台内面に二条の沈線がみられる。高台外面は内傾。腰部をもつか。	付け高台。ナデ整形。						高台の高さ1cm。	
239	高台		底部は中心に向ってわずかに器厚を減じながら至る。高台部は短かくやや外側に向って直線的にのび、外面先端付近にわずかに稜を形成しながら全体としては丸くおさめる。	付け高台。	灰褐(108)	A	良			底部、完。体部、1/10、	
240	坏		高台は外下方にのび先端は丸くおさめる。	高台は張りつけによる。	灰褐(108)	A	不良			底部の器厚はやや厚い。2次的な火をうけた痕跡あり。	
241	〃		高台は底部接合部から端部にかけて厚さが激減し、端部は丸くつくる。底部はほぼ水平に近い。	ナデ整形か。付け高台か。	灰褐(108)	B	不良				
242	〃		接合部から端部まで厚さはあまりかわらず、端部は丸くおさめてある。高台は直立。	付け高台。ナデ整形。	橙(汚)(11)	A	良			高台の高さ1.1cm。	

土器番号	器種	規模	形態上の特徴	手法の特徴	色調(No.)	胎土	焼成	外傾比率	重ね痕	備考	出土地区
243	坏		高台は外下方にまっすぐのびるものと思われる。	高台は張りつけによる。						底部の器厚は一定している。生焼け気味である。	
244	〃		高台の径が5㎝で端になるにつれて薄くなる。 やや外に張る。	高台は張りつけ。 剥離著しく不明瞭。	灰褐 (108)	B	不良			高台の高さ内で0.8㎝。	
245	〃		接合部と端部の形態は断面三角形状をなす。 端部は丸くくつる。 底部はほぼ水平であるが器厚はうすい。体部は厚く(やや)口縁端はやや肥厚する。口縁端部は丸くつくる。高台外面は内傾。	ナデ整形。 (高台内面は強い) 付け高台。	暗褐 (93)	A	最良				
246	〃		体部はやや内側に湾曲し、腰部のはりはやや弱い。 口縁部先端は丸くおさめる。 高台はほぼ垂直に下降する。	付け高台。	灰褐 (108)	A	良			断面三角形。	
247	〃		体部はやや内側に湾曲し、腰部は張りがあまい。高台はほぼ垂直に降り、全体に鈍重な作りであり、先端部は丸くおさめる。	付け高台。 内外面ともナデ整形を用いている。	橙(汚) (11)	B	良			器厚はほぼ一定。 乾燥台の跡目が認められる。	
248	〃		接合部から高台中半にかけて厚さは半減し、以下は次第に薄くなる。端部は丸く仕上げる。 底部は水平。体部は屈折しながら外上方にのびる。 径8㎝。	張りつけ高台。 ナデ整形。						高台の高さ1.6㎝。	
249	〃		高台は台形状である。端部はわずか面をもつ。径7㎝。 底部と径部との間の腰部はしっかりしている。体部は外上方にゆるやかに内湾しながら伸びる。	張りつけ高台。 ナデ整形。	灰褐 (108)	B	良			高台の高さは不明。	
250	〃		高台が垂直に近く立ち、先端は面をもち安定する。 径8㎝。	張りつけ高台。	灰褐 (108)	B	不良			高台の高さ0.6㎝。 乾燥時の置台の痕あり。	
251	〃		高台径8㎝。 接合部から端部にかけて徐々に細くなり、端部は丸くつくられていて、底部との接合部は急な角度をもつ。	張りつけ高台。 ナデ整形。	灰褐 (108)	B	不良			高台の高さ0.8㎝。 乾燥台の痕あり。	
252	〃		高台は厚く断面長方形状をなし外面のはりつけ部は粘土がはみ出し調整不良である。高台外面は直立し、端部はわずかに面をもつ。	張りつけ高台。 ナデ整形。	灰褐 (108)	B	良			高台の高さ0.9㎝。	
253	〃		接合部から端部にかけて徐々に細かくなるが急に細くなる。端部は面を持たない。 高台外面は内傾。 高台径8㎝。	張りつけ高台。 ナデ整形。	褐黒 (41)	B	良			乾燥台痕あり。 高さ0.7㎝。	
254	〃		体部はゆるく直線的に上方にのびている。高台部は断面三角形をなし、まっすぐにおりている先端は丸くおさめる。	付け高台か。						高台底部に乾燥台の痕跡と思われる凹状部がある。 高台½、	
255	〃		底部との接合部から端部まで徐々に細くなり、端部は丸くつくられている。 高台は垂直に近い。 高台径9㎝。	張りつけ高台か。 ナデ調整。						高台の高さ不明。 乾燥台の痕あり。	
256	〃		高台の形状は三角形状である。端部は丸くつくる。径8.8㎝。 高台接合時の粘土の張り出しが外面にみられる。	張りつけ高台。 底部内面に成形時の指おさえの痕あり。その他はナデによる。	橙 (12)	B	良			高台の高さ0.7㎝。	
257	〃		高台は外下方にのび、先端部は丸くおさめる。	付け高台。						摩滅がはげしい。	
258	〃		接合部で厚く、中半まで厚さは急減し以下は徐々に細くなり端部は丸い。 底部内面が約20度の傾斜をもつ。 高台外面は直立に近いがやや外傾。	付け高台か。 ナデ整形。	灰褐色 (108)	A	良			高台の高さ約0.8㎝。	
259	〃		高台は外下方に良くふんばり外面が外傾する。端部は丸くおさめる。 底部は中央部が低い。	底部は糸切りによる。 張りつけ高台。	灰褐 (108)	A	不良			底部は糸切り。	

土器番号	器種	規模	形態上の特徴	手法の特徴	色調(No.)	胎土	焼成	外傾比率	重ね痕	備考	出土地区
260	坏		高台は外下方にのび、先端部は丸くおさめる。 腰部はやや張る。	付け高台。	灰褐 (108)	B	良				
261	〃		体部は内側に湾曲する。高台はやや内傾し、先端部は平面をなす。内端部は面をなす。	高台内側には、つめによる凹みがある。	灰褐 (108)	B	良			器厚は一定。	
262	〃		高台は外下方に直線に張る。高台外側は外傾する。 高台と底部との接合部外面は段をなして体部へつづく。 体部は外上方にゆるやかに内湾しながら伸びる。 径8㎝。	張りつけ高台？ ナデ(なめらか)。	灰褐 (109)	A	不良			高台の高さ0.7㎝。	
263	〃		体部は内側に湾曲し、高台は外下方に下降する。 先端部は丸くおさめる。	付け高台。	橙 (12)	B	不良			器厚は一定している。	
264	〃		接合部から端部にかけては三角形の断面形をみる。端部は丸くつくる。 体部から口縁にかけての厚さはほぼ一定。	ナデ整形。 付け高台。	灰褐色 (108)	B	良				
265	高台		体部下方は外へ湾曲するが、上部から口縁部に至ってやや外反する。 高台と体部との境は段がつく。 高台は鋭角的にほぼ垂直に降り内面と底部はなだらかになっている。 高台先端部は丸くおさめる。 高台端部に乾燥台らしき痕跡がはすかいにのこる。	成法は水ひきと思われる。 付け高台。	灰褐 (108) 内 橙 (12)	A	良			断面三角形。	
266	〃		体部はやや内側に湾曲し、腰部はやや張っている。口縁部は丸くおさめる。高台はほぼ垂直に降り、先端部は丸くおさめる。	付け高台。 高台のつけ根付近は強くナデつけている。	橙灰 (22)	B	最良			器厚はほぼ一定。	
267	〃		体部から口縁部にかけてやや内側に湾曲する。高台は外下方に下降し、先端部は丸くおさめる。	付け高台。	灰褐 (108)	B	不良			器厚はほぼ一定している。	
268	〃		高台は接合部と端部を結べば三角形の断面をもつ。 端部は丸いが、わりに鋭い。 底部外面は水平。高台外面はやや内傾する。体部は外上方にゆるやかに内に湾曲する。	内面のナデは強い。 張りつけ高台。 ナデ整形。	灰褐 (108)	A	不良				
269	〃		体部はやや内湾しながら急速にたちあがっていく。高台部は断面三角形を呈する。	付け高台。	灰褐 (108)	B	不良			高台底部に乾燥台の痕跡と思われる凹状部がある。	
270	坏 高台		高台は薄くつくられ中半以下で直立し、厚さ一定。端部は面をもち接地する。体部は外上方にわずか内に湾曲して伸び、厚さはほぼ一定。体部下にはりつけ時の痕がのこる。 高台外面はやや内傾。	張りつけ高台か。 ナデ整形。	橙 (12)	A	良				
271	高台		体部は内湾しながら急速に立ちあがる。高台部は断面三角形でやや外側に向って直線的におりる。	ナデ整形を用いる。 高台外面部はつけ根部より先端に至るまで2度ヨコナデしている。 付け高台。	灰褐 (108)	A	良			⅛	
272	〃		底部は焼き歪みで著しく湾曲している。高台はやや外側に向って直線的にのび、先端を丸くおさめる。	付け高台。	灰褐 (108)	B	良			焼き歪みがある。	
273	〃		体部は内側に湾曲し、高台はほぼ水平に下降する。先端部は丸くおさめる。	付け高台。	灰褐 (108)	A	良			底部中心に向うに従って器厚はうすくなる。	
274	〃		高台は外下方に外反してふんばり、先端部は丸くおさめる。 底部破損のため高台とのつながり具合は不明である。 高台と体部はまだらかにつながり、体部は外上方にのびる。	付け高台。	濁黄褐 (126)	B	良				
275	坏 (高台)	口径 13.2㎝	口縁端部は丸くおさめる。体部はゆるく内に湾曲して底部に続き、底部は不調整である。底部と体部の接点は甘い稜をもつ。	体部内外面ナデ整形。	橙 (12)	B	良			底部から口縁まで残存。	B地区

土器番号	器種	規模	形態上の特徴	手法の特徴	色調(No.)	胎土	焼成	外傾比率	重ね痕	備考	出土地区
276	杯(高台)	口径12.3cm	内面では底部と体部は僅かに内湾する。外面は底部と体部との境いに鈍い稜がある。口縁は若干肥厚し、端部は角度をもつが丸くおさめる。	ナデ整形。	灰褐(108)	B	良	40		底部から口縁まで残存。	B、土拡
277	杯(高台無し)		体部は内湾しながら立ちあがり内面中程に明瞭な段がある。 体部内面から底部へはゆるやかに屈曲しながら続く。 体部外面下方には明瞭な段がある。 底部は中心付近で浮きあがる。平底。	体部外面はナデ整形。 体部、底部内面ナデ整形。	橙(12)	B	良			底部から体部までの1/5残存。 火災をうける。	
278	〃	口径13.8cm	体部から口縁にかけてゆるく内に湾曲し、端部近くでやや外反する。端部は丸くつくる。	ナデ整形。						体部から口縁まで残存。	
279	〃	口径13.2cm	口縁端部は肥厚し先端はまるくおさめている。 体部は下方で肥厚し、底部へはゆるやかに続く。 体部と底部の接点は屈曲し、底部は若干浮きあがる。 平底。	体部内面にヘラ研磨痕が認められる。				53		底部から口縁部まで残存。	
280	〃	口径13.8cm	口縁部は外反しながら立ちあがり、端部は肥厚し、先端部はまるくおさめている。 体部は外傾しながら立ち上り、底部へはゆるく続く。 口縁部外面下方にはゆるい段があり、底部へはゆるやかに屈曲しながら続く。 平底。	体部内外面ともナデ整形。			不良	63		底部から口縁部まで半存。	B地区
281	〃	口径12cm	体部、口縁部は外反しながら立ち上がり、口縁先端はまるくおさめている。 体部内面はゆるく底部に続き、接点上方にはゆるい段が見られる。 体部外面は外反しながらゆるやかに底部に屈曲して続く。 底部は平底。	内面及び体部外面はナデ整形。 底部外面は剝離が激しく詳細不明。				48		完存。	
282	〃	口径11.8cm	体部から口縁部にかけては外傾し、直線的に立ちあがる。 口縁部先端は鋭角に丸くおさめている。 口縁外面下方にはゆるい段がある。	内外面ともナデ整形。	橙(12)	B	A			体部から口縁部まで1/10残存する。	C地区廊下西
283	〃	口径10.2cm	体部から口縁部にかけて内湾しながら立ち上がり、口縁端部は肥厚く先端部は丸くおさめている。 体部内外面にはゆるい段がみられる。	内外面ともナデ整形。	灰褐(108)	A	A			体部から口縁部まで残存する。	西脇殿北東
284	〃	口径11.8cm	体部から口縁にかけてゆるく内に湾曲し、口縁端部近くではやや外反する。 端部は丸くおさめる。	ナデ整形。	濁黄橙(27)	B	良			体部から口縁まで残存。	B地区溝東
285	〃	口径14cm	口縁は外反しながらたちあがり先端部はまるくおさめている。 体部から底部にかけて内面はゆるやかに続く。 口縁外面下方にはゆるやかな段が見られる。 体部外面から底部にかけてはゆるやかに続く。平底。	内外体部はナデ整形。	灰褐(108)	C	不良	56		底部から口縁まで1/4残存。	C地区南東端
286	〃	口径11.6cm	口縁部は肥厚し、先端部はまるくおさめている。 体部から底部にはゆるやかに続き、底部外面と体部との接点にはゆるい段がある。 平底。		濁橙(14)	C	不良	86		内面剝離。 底部から口縁部まで残存。	B地区土拡
287	〃	口径11cm	体部は内湾しながら立ちあがり口縁端部は肥厚して丸くおさめている。 体部外面下方に一条の沈線がめぐっている。	内外面ともナデ整形。	灰褐(108)	A	A			体部から口縁部まで残存する。	B地区溝東

土器番号	器種	規模	形態上の特徴	手法の特徴	色調(No.)	胎土	焼成	外傾比率	重ね痕	備考	出土地区
288	杯(高台無し)	口径10cm	体部から口縁部まで外傾しながら立ちあがる。 口縁先端部は細く、外反しながら鋭角にまるくおさめている。 体部外面下方は底部に向って屈曲する。							体部から口縁部まで1/6残存する。	
289	〃	口径13.8cm	体部は外傾して立ち上り、口縁部は外反し先端は水平におさめている。 体部は浅い。 口縁部と体部内面との接点にはゆるい段がある。	内外面ともナデ整形。	灰褐(108)	A	C			内外面とも剝離が激しい。体部から口縁部まで残存する。	
290	〃		口縁端部は丸くおさめる。 体部はゆるく内に湾曲し、口縁付近で外反する。底部は体部との接点で鈍い稜をもち中央に向って徐々に落ちこむ。	体部内外面はナデ整形						底部から口縁まで残存。	C地区廊下西北基壇
291	〃	口径10.6cm	体部は若干内湾しながら立ちあがり、口縁部は外反し端部はまるくおさめている。 体部内面から底部へはゆるやかに続き、体部と底部の接点上方にはゆるい段がある。 平底。	体部内外面ナデ整形。 底部外面は無調整。 底部内面ハケによる調整。	橙(12)	B	良	50		底部から口縁部まで約1/4残存。	
292	杯(口縁)	口径10.8cm	口縁部は内傾し、口縁端内面下方には段があり、先端部は鋭角に丸くおさめている。 体部外面下方は明瞭な段がある。							口縁1/8残存。	C地区廊下西側
293	杯(高台無し)	口径17.1cm	体部から口縁部にかけては、すなおに立ち上り、口縁端部は肥厚する。 口縁内面下方にはゆるい段があり、体部から底部にかけて内面はゆるやかに続く。 体部外面中程には一条の沈線がめぐらしている。 底部は平底。	内外面ともナデ整形。 (なお内面にはヘラ研磨らしいものが見られる)				44		底部から体部まで残存。	B地区土拡。
294	〃	口径12.4cm	口縁端部は丸くおさめる。 体部は内にゆるく湾曲して底部へと続くが、底部との接点では甘い稜をもつ。底部は中心付近で落ちこむ。	体部内外面よこナデ。	暗褐灰(110)	A	良			底部から口縁まで残存。	
295	〃	口径12.4cm	体部は外傾しながら立ちあがり口縁端部はまるくおさめている。 体部から底部へはゆるやかに続き、底部中心付近で浮きあがる。 体部外面はゆるやかに屈曲して底部へ続く。	体部から底部外面ナデ整形。				40		底部から口縁部まで残存。	A-3T北
296	〃	口径13.2cm	体部はゆるく内に湾曲し、口縁はやや外反する。端部は丸くおさめる。底部は中心で沈む。		暗灰褐(110)	B	B			底部から口縁部にかけて残存。	
297	〃	口径15cm	体部は内湾しながらたちあがり端部は外反し、先端部はまるくおさめている。 口縁、外面下にはゆるい段がある。 体部から底部まではゆるやかに続き、底部外面と体部との接点にはゆるい段がある。 平底。	内外面ともナデ整形。				50		底部から口縁部まで残存。	C地区廊下西。
298	〃	口径15.8cm	口縁部は外反し、先端部はまるくおさめている。 体部の外傾度は大きく、体部内面は底部へゆるやかに続く。 体部外面から底部へはするどく屈曲し、底部は浮きあがる。 平底。		褐色(98)	B	良	70		底部から口縁部まで残存。	B地区溝(東)
299	〃	口径15.5cm	口縁部外面には段が認められ、先端は丸くおさめている。体部から底部へはゆるく屈曲する。 底部平底。	内外面ともナデ整形。	灰褐(109)	B	不良	61		底部から口縁まで1/3残存。	A地区北西。
300	〃	口径13.8cm	口縁部は外反しながら立ちあがり、端部は平担である。 体部はゆるやかに屈曲しながらたちあがり、下方に明瞭な段がある。	体部内外面ともナデ整形。				54		底部から体部まで残存。内面剥落いちじるしい。	B地区。

土器番号	器種	規模	形態上の特徴	手法の特徴	色調(No.)	胎土	焼成	外傾比率	重ね痕	備考	出土地区
300	〃		底部へはゆるやかに屈曲しながら続き底部は浮きあがる。平底。								
301	杯(高台無し)	口径14.8cm	口縁は外反し、先端部はまるくおさめている。 体部は外傾に立ち上り、底部へはゆるく続く。 口縁部外面下方には明瞭な段がある。底部丸丘。 体部から底部へはゆるやかに続く。	体部内外面ともナデ整形。	灰褐(108)	B	不良	70		底部から口縁部まで残存。	B地区
302	〃		体部から底部へはゆるやかに続く。体部外面は内湾しながら立ちあがり、体部外面下方にはゆるやかな段があり、屈曲しながら底部へ続く。底部は平底。	体部は外面ナデ整形。	橙(12)	B	良			底部から体部まで残存。	B地区 土拡
303	〃		体部から底部へはゆるやかに続く。 体部は内湾しながらたちあがり外面はゆるやかに屈曲しながら底部へ続く。	体部は外面ナデ整形。	灰褐(108)	B	不良			底部から体部まで残存。	B地区 土拡
304	〃		体部から底部へはゆるやかに続く。平底。 体部外面下方は肥厚し、ゆるやかな段がみられる。	内外面ともナデ整形。	灰褐(108)	B	良			底部から体部まで残存。底部には乾燥の時の台のあとと思われる痕跡がある。	B地区 溝(東)
305	〃		体部内面から底部へはゆるく続く。 体部外面から底部へは屈曲しながら続く。 体部上方は湾曲して立ちあがる。平底。	体部内外面ナデ整形。	灰褐(108)	A	不良			底部から体部まで⅛残存。 内面剝落著しい。	B地区 土拡
306	〃		体部から底部へはゆるやかに屈曲する。 体部外面下方で明瞭な段をつくり内傾する。 底部中心付近で浮き上がる。 体部上面では器壁は薄くなる。平底。	内外面ともナデ整形。	灰褐(108)	B	良			底部から体部まで残存。	B地区 土拡
307	〃		底部外面はほぼ水平で接地するが、内面は体部へ至る過程で薄い。体部は斜上方に直線的にのびる。	ナデ整形。	灰褐(108)	B	良			底部から体部にかけて残存。	B地区 溝(東)
308	〃	口径11.5cm	口縁部は外反し先端部はまるくおさめている。 体部内面から底部にかけてはゆるやかに屈曲し、屈曲部にはゆるい段が見られる。 底部中心付近で沈んでいる。	内外面ともナデ整形。	灰褐(108)	A	良			底部から口縁部まで残存。	
309	〃		体部内面から底部へはゆるやかに続く。 底部にはゆるやかな線が見られる。 体部外面は外湾しながら立ちあがり、底部はゆるく屈曲して続く。	体部外面ナデ整形。	橙(12)	A	良			底部から体部にかけて残存。	
310	〃		体部内面から底部へゆるく屈曲しながら続く。 体部内面はゆるく外傾しながら立ちあがる。 体部外面から底部にかけてはゆるく屈曲しながら続き、体部は外湾しながら立ちあがる。 平底。	内面ヘラ研磨。	橙(12)	B	良			底部¼残存。	B地区 土拡
311	〃	口径12.4cm	口縁端部はまるくおさめている。口縁端部外下方にはゆるい段が見られる。体部と底部の接点は肥厚しゆるい段をなしている。体部内面はゆるやかに底部に続いている。		灰褐(108)	A	良	56		底部から口縁部まで残存。	
312	〃	口径11.8cm	体部下方は内湾し、口縁部は外反し、先端部はまるくおさめている。体部内面はゆるやかに底部に続き、底部は序々に沈んでいく。口縁部外下方にはゆるい段があり、体部から底部へは屈曲して続き、底部はそり上っている。平底。	内面と体部外面にはナデ整形。				56		底部から口縁まで全体の⅕残存。 器面はかなり摩滅している。	A地区

土器番号	器種	規模	形態上の特徴	手法の特徴	色調(No.)	胎土	焼成	外傾比率	重ね痕	備考	出土地区
313	杯(高台無し)	口径11.5cm	口縁部は外反し、先端部はまるくおさめている。 体部内面は内湾しながら立ちあがりゆるやかに底部に続く。 口縁部外面下方に明瞭な段があり、体部から底部へはゆるやかに屈曲し、屈曲部は肥厚する。 底部外面は中心付近で浮きあがり、器壁は最もうすい。平底。	体部、底部内面はナデ整形。 体部外面も同じ。	灰褐(108)	B	良	50		ほぼ半存。	B地区 溝(東)
314	〃	口径11cm	底部から体部へはやや急な角度で続き、体部から口縁にかけては直線的にのびる。口縁端部は丸くおさめる。底部と体部とは明確な稜で画される。	ナデ整形。	橙(12)	B	良			底部から口縁にかけて残存。	
315	〃		体部から底部へはゆるやかに続く。 体部には若干内湾しながらたちあがり、体部外面下方にはゆるい稜ができる。平底。	内外面ともナデ整形。						底部から体部まで残存。	B地区 土拡
316	〃	口径10.8cm	口縁部は大きく外傾し、先端はまるくおさめている。 体部と底部の接点にはゆるい段が認められ、底部は浮きあがる。 体部内面はゆるやかに底部に続く。平底。	内外面ともナデ整形。	灰褐(108)	B	良	64		底部から口縁部まで残存。	C地区 廊下西側
317	〃		底部から体部へゆるやかに続く。 底部は平滑。平底。	体部と底部の接点外面に指圧痕が認められる。 体部ナデ整形。	橙(12)	A	良			底部から腰部まで残存。	B地区 土拡
318	〃	口径9.2cm	体部が肥厚し、口縁はやや内に湾曲しながら端部を丸くおさめる。底部は平担。		灰褐(108)	B	不良	63		底部から口縁まで残存。	B地区
319	〃		底部内面は内湾する。体部は外湾しながらたちあがる。 底部平底で削り出し高台状を呈する。	底部糸切り。						底部半存。	C地区
320	〃		底部と体部との境いは鈍い稜があり、体部は外上方にのびる。	指おさえの後、ナデ整形。	橙(12)	B	良			底部から体部にかけて残存。	
321	〃		底部から体部にかけては斜上方に外反するようにのびる。底部は中央が浮き外周で接地している。体部との接点は鈍い稜をもつ。	ナデ手法による。 体下部に指圧痕がみられる。	灰褐(108)	B	良			底部から体部にかけて残存。	B地区 溝(東)
322	〃	口径10cm	口縁部は外反し、先端部はまるくおさめている。 体部はゆるやかに底部に続き、底部は丸底を呈する。 口縁部外面下方にゆるやかな段がある。	体部は内外面ともナデ整形。	灰褐(108)	A	良	36		底部から口縁部まで残存。	B地区 溝(東)
323	〃	口径11cm	口縁は外反し、端部は平担をなしている。 体部内面は底部へゆるく続く。 底部中心付近では肥厚する。 体部外面は底部へゆるく続き、底部は平担。	体部内外はナデ整形。	濁黄橙(27)	A	良	71		底部から体部まで残存。	
324	〃	口径8.4cm	口縁部先端はまるくおさめている。口縁外面は内傾しながらたちあがる。 体部から底部へはゆるやかに続き、底部は丸底である。	内外面ともナデ整形。 (手づくね製法)	灰褐(108)	B	不良	58		表面の剝離が激しい。 ほぼ完形。	B地区
325	〃	口径9.2cm	口縁端部は肥厚し、先端部はまるくおさめている。 体部から底部へはゆるやかに続き、体部は立ちあがりは浅い。 底部は平底。 底部は中心付近で浮き上っている。		灰褐(108) 暗黄橙(23)	B	不良	63		完形。	B地区
326	〃	口径13.8cm	体部から口縁部へは屈折し、口縁部は外反して先端部はまるくおさめている。 体部は大きく外傾しながらたちあがる。 口縁部外面下方には屈折によるゆるやかな段がある。		灰褐(108)	B	不良			体部から口縁部まで残存。	
327	〃	口径10.6cm	口縁部は外湾し、端部は内傾しながらたちあがり、先端部はまるくおさめている。体部から底部にかけて内面はゆるく屈曲し屈曲部にはゆるい段がある。	路面剝離がはげしく詳細不明。	帯赤褐(89)	B	良	76		火災をうけている。 底部から口縁部まで残存。	

土器番号	器種	規模	形態上の特徴	手法の特徴	色調(No.)	胎土	焼成	外傾比率	重ね痕	備考	出土地区
328	杯(高台無し)	口径11cm	口縁部は屈曲して外湾し、先端部はさらに屈曲してまっすぐにたちあがり、先端部はまるくおさめている。体部から底部にはゆるやかに屈曲する。 体部外面は外湾して、底部へは屈曲して続く。 底部丸丘。					111		底部から口縁部まで残存。	B地区
329	〃	口径10.8cm	体部は中心部ひ向ってゆるく凹状線をなしている。 端部はほぼ真下に直線的におり先端を丸くおさめる。	外面、口縁部および内面はナデ整形を用いている。	濁黄橙(27)	B	B			つまみの有無は不明。 火災にあっている。	
330	〃		体部内面から底部へはゆるやかに続く。 体部はゆるやかに内湾しながら立ちあがる。 体部外面はするどく屈曲して底部に続く。平底。 底部端には粘土のはみ出しが見られる。	体部内外面ともナデ整理。 底部糸切り。						底部半存。 (全体の⅓)	廊下西側
331	〃		体部内面から底部にはゆるやかに屈曲して続く。 接点上方体部にはゆるい段がある。 体部外面下方にゆるい段がありゆるやかに屈曲しながら底部に続く。平底。	体部、底部内面と体部外面はナデ整形。	橙(12)	B	良			底部から体部まで⅛残存。	B地区 土拡
332	〃		体部内面から底部にかけてゆるく屈曲する。体部外面は底部へゆるく屈曲しながら続く。 接点上方にはゆるい段がみられる。		濁黄橙(29)	B	良			底部から体部まで残存。	B地区
333	杯(高台)		体部から底部へはゆるやかに続く。体部外面には明瞭な段があり、底部は平滑。	底部糸切り。	灰褐(108)	B	不良			底部から体部下方にかけて残存。	C地区 廊下西側
334	〃		体部内面から底部へはゆるやかに続く。 体部外面はするどく屈曲しながら底部に続き、底部には平底を呈する。 底部は削り出し高台状を呈する。	内面ナデ整形。 底部糸切り。	灰褐(108)	B	良			底部½残存。	C地区 廊下西北 墓壇
335	杯(高台無し)		体部内面はゆるやかに底部に続く。 底部にはゆるい段がある。 体部は外湾しながらたちあがる。 体部から底部へはするどく屈曲する。平底。	底部糸切り。	灰褐(108)	B	不良			底部完存。	C地区。 廊下西側
336	〃		体部内面から底部へはゆるやかに続く。 体部外面から底部へはゆるやかに屈曲しながら続く。平底。	体部内外面ともナデ整形。 底部は糸切り。	灰褐(108)	B	不良			底部½と体部残存。	C地区 廊下西側
337	〃		底部から体部へは、内面はゆるやかに内湾しながら続き、外面は稜をもって続く。	底部は糸切り。	灰褐(108)	B	良			底部から体部にかけて残存。	C地区
338	〃		体部内面から底部へはゆるやかに続く。 体部、外面と底部との接点はするどく屈曲する。 底部は削り出し高台状を呈する。 平底。	体部外面ナデ整形。 底部は糸切り。	灰褐(109)	B	良			底部半存。	
339	〃		体部から底部へはゆるやかに続く。 体部外面には明瞭な段が認められる。 体部外面は屈曲しながら底部に続く。	底部糸切り底。	灰褐(108)	A	不良			底部のみ半存。	
340	〃		底部から体部へは、内面はゆるやかに続き、外面は鈍い稜をもって続く。	ナデ整形。	灰褐(108)	B	良			底部から体部まで残存。	C地区
341	〃		底部内面平担。体部外面と底部との接点はするどく屈曲する。 底部は削り出し高台状を呈する。 底部平底。	底部内面ナデ整形。 底部外面糸切り。	灰褐(109)	B	不良			底部完存。	A地区 朝堂 南東南
342	〃		底部外湾し、器壁は厚い。 体部外面と底部との接点にはゆるい段が見られる。	底部糸切り。	橙(12)	A	不良			底部完存。	C地区 廊下西側

土器番号	器種	規模	形態上の特徴	手法の特徴	色調(No.)	胎土	焼成	外傾比率	重ね痕	備考	出土地区
343	杯(高台無し)		体部内面は大きく外傾しながら立ちあがり、底部とはするどく屈曲しながら続く。接点体部上方にはゆるやかな段が認められる。 体部外面から底部へはするどく屈曲し一見削り出し、高台のように見える。平底。	内外面ともナデ整形。	灰褐(108)	B	良			底部から体部まで残存。	B地区 土拡
344	底		高台部はけずりだして作っている。 体部はゆるく直線的に上方にのび口縁部にいたると思われる。	底部は糸切手法を用いている。	濁黄褐(126)	B	B			火災にあっている。	
345	〃		高台部はけずりだして作っている。		灰褐(108)	B	C				A地区
346	〃		高台部はけずりだして作っているが、他にくらべ高い高台部である。	底部は糸切りか、ヘラ起こしか不明。	灰褐(108)	C	C			剝離が激しい。	B地区
347	〃		脚部は十一面体をなす。	ヘラで上から下へ面取を行なったものと思われる。	灰褐(うす黄茶)	B	B				
348	高杯		脚部は十面体をなし、脚部の孔は杯部まで貫通している。	ヘラで面どりを行なっている。	灰褐(108)	A	B				
349	〃		杯部の底部内面がほぼ水平にちかく脚部の接合部ちかくで粘土はりつけにより凸部をつくる。筒部は剝落のため観察しにくいが何面かを面取りしている。内面はヘラ状のもので成形している。	不明。	灰褐(108)	C	B			杯部底から脚部まで残存。	
350	〃		脚部は八面体をなす。	ヘラで面どりをし、脚部内面はナデ整形を行なっている。	橙(12)	A	C				
351	〃		脚部は六面体をなす。	ヘラで面取りを行なっているものと思われる。	橙(12)	B	B				
352	〃		脚部は八面体をなす。	ヘラ面どりをし、脚部内面下部はハケ目調整を行っている。	橙(12)	B	B				
353	甕		頸部は外上方にのびている。	詳外面は剝離のため詳細は不明である。	内外共に灰褐	C	C				
354	〃		頸部は外反する。 口縁上端部と下端部は丸くおさめ、先端部は平面をなす。 口縁内面にはヘラによる一条のみぞが走っている。		濁黄橙(29)	B	B				
355	〃		体部はあまりふくらまず、そのまま底部に重なると思われる。 口縁部は外上方にのびる。	内外面とも黒色仕上げを行っている。 頸部および体上部内面には指圧痕が認められる。	褐黒	C	B			器壁はうすい。	
356	〃		No.355と同じく、体部はあまりふくらみをもたず、底部に重なるものと思われる。 口縁部は外上方にのび、先端部は丸くおさめる。	頸部外面には指圧痕が認められる。						器壁はうすい。	
357	硯(円面硯)		硯部は二重になり、受部と堰部がみられ、硯部中央は水平で堰部近くで下降する。受部はゆるく内湾し、端部は面をもつ。つばは欠損しているが、おそらく水平かやや上方に伸びると思われる。 脚部には方形の透孔がみられる。	硯部はナデ整形であるが、胸部は調整不良。 脚部内面はナデ整形がみられる。 堰、受、つばは張り付け。	黄緑灰(72)	C	最良			堰部から脚部まで残存。	
358	〃		硯部は中央は平坦であるが、堰部付近で落ち込み、墨汁を貯める部をつくる。堰端部は丸くおさめる。 外面(脚部)上部には約1cmの幅でつばがはり付けられ、その下に方形の透孔が認められる。つばは低く外上方に伸びて、端部は丸くおさめる。	つばは張り付け。 (堰部は張り付け?) 全面ナデによる。 透孔はヘラによる切断。	黄々褐灰(145)	B	最良			つば上面に自然釉。 硯部から脚部まで残存。	
359	〃		硯部は中央付近で平担となっているが、堰部近くで落ち込み貯汁を可能にしている。	つば、堰部は張り付け。 全面ナデ整形。 透孔はヘラによる切断。	黄々褐灰(143)	A	最良			堰部内面、つば上面、脚部に自然紬。 硯部から脚部まで残存。	

土器番号	器種	規模	形態上の特長	手法の特徴	色調(No.)	胎土	焼成	外傾比率	重ね痕	備考	出土地区
359	硯(円面硯)		堰部はゆるやかに外反し、端部は丸くおさめる。堰部接合部外面に二条の沈線がみられ、その下部5㎜程のつばが付く。 脚部と硯部の境に付くつばの下に方形の透孔がヘラでつけられている。	脚部内面にヘラの痕がある。							
360	壺		広口壺。 頸部は外湾しながら立ち上がる。頸部内面下方には接合によると思われる方形の凸帯が一条はしり、その先端は凹状である。	頸部はナデ整形。 口頸部と体部との接合痕が明瞭に認められる。	淡褐灰(121)	B	最良			淡緑茶色の釉。 頸部残存。 (灰釉)	
361	高台付縁釉		体部は大きく開き皿形式と思われる。 高台はやや外下方にあり、端部二接合面は水平面をもつ。両端部は丸くおさめる。	張りつけ高台。 底部内面に重ね焼き痕らしきものある。						器厚は底部はうすい。 淡緑色の緑釉をほどこされている	
362	〃		底部から体部にかけてはゆるやかに内湾しながら続く。 底部は水平。 高台は接合部外面に凹部をもち断面は三角形状をもつ。 端部は丸くつくる。	張りつけ高台。			A			灰釉。	
363	〃		底部から体部にかけてゆるやかに湾曲して伸びる。高台は外面は直立するが、接合部で沈線をつ。高台内面はほぼ直立し、内端は浮きあがり接地する。外端は傾斜しその面に一条の沈線が入れられている。 体部内面に一条沈線があり、底部内面にはトチ痕がみられる。	張りつけ高台。 (ヘラ研磨?)			B			底部から体部にかけて残存。 緑釉。	
364	〃		底部から体部にかけてはゆるやかに内湾して続く。体部外面には三条の沈線がみられる。 高台は外面接合部に強くナデが行なわれ凹むが、内面は急な角度をもって底部に続く。 高台端部は面をもつが、その面は中央部でケズリによる凹形をもっている。	張りつけ高台			B			底部から体部にかけて残存する。 緑釉	
365	高台		体部から底部にかけてはゆるく内湾して続き、体部は直線状に伸びる。体部内面には一条の沈線がみられる。 高台は接合部で内外面に内側は小さい。外側は大きな半円形の凹部がみられる。 外面はその凹部の下端で強い稜をもつ。 端部は面をもち、外端は丸くおさめると共に接地する。内端は浮き上がる。	張りつけ高台。 内面の沈線は重ね痕か。 施釉前にはヘラ研磨を施したようである。			B			底部から体部にかけて残存する。	
366	〃		体部は内側に湾曲する。 高台は外下方にふんばる。 高台端部には段または溝が入り先端部は面をなす。 底部内面に二条の溝が走るが一点に交わる。	高台端部に走る段又は溝はヘラによる。 高台はりつけ痕は外面にはない。 施釉が行なわれる前にヘラ研磨が施されたか否かは不明。 施釉はハケによって全面に行なわれており、随所にハケ目痕が認められる。 施釉は丁寧ではなく、まだらになっている。			B			h－0.5 d－6.2	
367	盤	径20.6cm	少し内傾しながら立ちあがり、下方に明瞭な稜がみられる。内面下方にはヘラによると思われる沈線が一条めぐっている。 端部はにぶい方形をなしておさめている。脚付盤の脚か。		黄々褐灰(145)	A	最良			全面に釉をかぶっている。灰釉。	

土器番号	器種	規模	形態上の特徴	手法の特徴	色調(No.)	胎土	焼成	外傾比率	重ね痕	備考	出土地区
368	高台		体部は外傾しながら立ち上がり外面下方にはゆるやかな段がみられる。 器壁は厚く底部は若干浮きあがる。	体部内面は水引きによる調整。		土師質				体部内外面とも縁釉付着。 内外面ともに剝落が激しい。 体部下方のみ残存。	
369	壺(底部)		体部内面はゆるやかに底部に続く。 内面には同心円の凹凸が顕著にみられる。 体部外面は屈曲して底部に続き底部は平底である。 器壁は厚い。	内面ナデ整形。 底部糸切り。		土師質				底部内面に縁釉付着。 底部1/3残存。	

註　色調No.は、財団法人日本土壌協会「基準土色帳（改訂版）(1)による。
胎土のA、B、Cは精選度によって区別した。Aがより精選度が高い。
手法の特徴中「付け高台」「張り付け高台」の表現の相違は基本的には同義である。

（国衙軒丸瓦代表個体による数値例）

分類番号	直径	内区					外区					
		中房径	蓮子数	弁区径	弁幅	弁数	外区広	幅	文様	幅	高さ	文様
A 1	(158)	(32)	1＋6	(84)	(12)	(T16)	(38)	(27)	(右U8)	11	3	素文
A 2 −(1)	(158)	37	1＋6	94	(14)	T16	(32)	22	右U 8	(10)	(7)	素文
A 2 −(2)	(158)	42	1＋6	95	(14)	T16	(32)	22	右U 8	(10)	(7)	素文
A 3	(157)	48	(1+8)	(92)	11	T16	33	24	右U 7	9	3	素文
A 4	(158)	44	1＋6	(95)	(14)	T12	37	21	左U 8	(16)	(5)	素文
A 5	(154)	37	1±6	(96)	(26)	F 8	38	26	右U 8	(12)	(5)	素文
A 6	(143)	(92)	第一圏線内径60 第二圏線内径85			J 2	(30)	22	左U 4 右U 4	(8)	(4)	素文
B	(177)	36	1＋8	94	(12)	T17	42	16	S 24	26	15	線鋸歯文
C	184	65	1＋8	109	18	T16	(28)	13	S 16	(15)	11	素文
D	(160)	41	1±4	(107)	(28)	T 8	28	(9)	S 25	(18)	(9)	素文
E 1	(162)	39	1＋4	(111)	(12)	T16	26	12	S 16	14	10	素文
E 2	(188)	(50)	(2+8)	(127)	(20)	(17)	34	9	(S 18)	25	13	素文
F	(174)	62	1＋8	(117)	31	F 8	29	11	S 16	18	14	素文
G 1	(160)	43	1±4	(107)		(ワラビテ文)	(24)	(10)	(S 15)	(14)		素文
G 2	160	45	(1±5)	100		(ワラビテ文) 右 8	28	11	(S 12)	17	11	素文
H	178	48	1±8	96	(40)	(F 8)	42	15	(S 15)	27	18	素文
I		(62)				(F 8)						
J	(162)	50		68	36	F 8	(11)			(11)	(1)	線鋸歯文

※空　は不明　　※（　）内は複元値 or 平均値

凸面叩き種類	叩き数（3cm幅）	側面整形	系数（1cm角）	裏面整形	色調	焼成	備考	個体数	%	
縄目叩き		縦のヘラケズリ（前→後）	7×8	ヘラケズリ	黄褐灰色	やや軟	一本造り	3	1.6	28.6
		縦のヘラケズリ（前→後）	6×7	ヘラケズリ	(外)黒　色 (内)黄灰色	やや軟	一本造り	2	1.1	
		縦のヘラケズリ		ヘラケズリ	黄灰色	やや軟	一本造り A 2 −(1)の中房外周を圏線として笵の彫りなおしを行なったもので笵割れのものもある。	22	12.1	
		縦のヘラケズリ		ヘラケズリ	灰褐色	やや軟	一本造り	5	2.8	
		縦のヘラケズリ（前→後）	9×7	ヘラケズリ	赤褐色	やや軟	一本造り	7	3.8	
		縦のヘラケズリ		ヘラケズリ	灰褐色	軟	一本造り	6	3.3	
		縦のヘラケズリ	9×8	ヘラケズリ		軟	一本造り	7	3.8	
		右回りのヘラケズリ		ヘラケズリとナデ	黄褐灰色	やや硬		2	1.1	
		右回りのヘラケズリ		ヘラケズリの上に指ナデ	灰黒色	やや硬	（瀬田廃寺7247型式）	55	30.2	
		縦のヘラケズリと刷毛調整		指ナデ	灰灰色色	硬		21	11.5	
		右回りのヘラケズリ		右回りのヘラケズリ	黄灰褐色	やや軟		3	1.6	2.8
		ヘラケズリ	7×6	ヘラケズリと指ナデ	黄灰褐色	やや軟	珠文が中央に2個配されるもので、笵割れをしょうじている。	2	1.1	
縄目叩き	11	縄目叩きを行なう		縄目叩きを行ないヘラにて調整	灰褐色	やや硬	側面及び裏面全体に叩きを行なっている。	37	20.3	
				指ナデ	(外)灰黒色 (内)灰白色	やや軟		1	0.5	1.1
縄目叩き		縦のヘラケズリ	4×5	ヘラケズリと指ナデ	灰黒色	やや軟		1	0.5	
平行条叩き	7			ヘラケズリと指ナデ	(外)灰黒色 (内)褐灰色	軟	側面及び外縁上にまで叩きを行なっているものがある。	6	3.3	
					黄灰褐色	軟	複弁中に一弁、単弁を含む。	1	0.5	
			13×10		(外)灰褐色 (内)黒　色	やや軟		1	0.5	
							合　計	182	100	

記号説明　T＝単弁　F＝複弁　J＝重圏文　S＝珠文　U＝流雲文

（国衙軒平瓦代表個体による数値例）

分類番号	上弦幅	孤深	下弦幅	厚さ	内区		上外区		下外区		脇区		文様の深さ
					厚さ	文様	厚さ	文様	厚さ	文様	幅	文様	
A 1		(62)		42	21	左U 3 右U 3	15	素文	6	素文			4
A 2				(42)	(20)	左U 3 右U 3	15	素文	(7)	素文			(4)
A 3	(240)	(70)	245	47	23	左U 3 右U 3	11	素文	13	素文			(5)
A 4				(38)	21	左U 3 右U 3	7	素文	(17)	(S)			2
B				(61)	(28)	KK	(16)	(S)	18	(S21)	18	S 4	5
C	(285)	(53)	(278)	(62)	25	KK	19	(S22)	(20)	(S 9)	17	(S 3)	(4)
D	(280)	(50)	(290)	(65)	26	KK	(19)	(S 9)		(S)	(21)	S 3	4
E				61	29	KK	15	(S 9)	8	(S)	18	S 3	5
F						(KK)		(S)	17	S16		(S 3)	
G				(51)	32	KK	11	(S)	8	(S)	(7)	(S)	3
H	253	52	282	60	28	KK	15	(S11)	(15)	(S11)	15	右S 3 左S 4	2
I						(KK)		(S)	10	素文			(2)
J 1				(57)	(26)		(16)	(S11)	(15)	(S11)	(16)	(S 3)	(3)
J 2	255	55	265	41	23		8	素文	10	素文	9	素文	2
K				(93)	(38)		(32)	(S)	(23)	(S)			

※空欄は不明　※（　）内は復元値 or 平均値

凸面叩き種類	叩き数（3cm幅）	凸面整形	系数（1cm角）	凹面整形	側面整形	色調	焼成	備考	個数	%
縄目叩き		横のヘラケズリの後縦のヘラケズリ	8×7	横のヘラケズリ（左→右）	縦のヘラケズリ（前→後）	黄褐灰色	やや軟	一枚作り 他のA類と同じく脇区は無く両端の流雲文は切られている。	19	14.8 } 29.7
縄目叩き	（8）	横のヘラケズリの後縦のヘラケズリ	7×8	横のヘラケズリ（左→右）	縦のヘラケズリ（前→後）	褐灰色	軟	A2はA1と同じ笵で整形が違うものである.	19	14.8
縄目叩き		横のヘラケズリの後縦のヘラケズリ	7×8	横のヘラケズリ（左→右）	縦のヘラケズリ（前→後）	(外)灰　色 (内)褐灰色	軟	一枚作り	5	3.9 } 41.4
縄目叩き		横のヘラケズリの後縦のヘラケズリ	7×8	横のヘラケズリ（左→右）	縦のヘラケズリ（前→後）	褐灰色	軟	一枚作り	10	8.6
		横のヘラケズリとナデ	10×7	横のヘラケズリとナデ	縦のヘラケズリ（前→後）	灰　色	硬	枠圧痕を留める （平城宮6664型式）	1	0.7
縄目叩き	9	横のヘラケズリ	6×7	ヘラケズリと指ナデ	縦のヘラケズリ（前→後）	(外)灰黒色 (内)灰白色	やや硬	全体に石英の砂粒が多い。 （一枚作り）	1	0.7
縄目叩き	9	縦のヘラケズリ（前→後）	7×5	横のヘラケズリ（左→右）	縦のヘラケズリ（前→後）	灰　色	硬	一枚作り 全長の明らかなもので、約39cmである。	30	23.3
縄目叩き	9	縦のヘラケズリ（前→後）	6×4	横のヘラケズリ（右→左）	縦のヘラケズリ（前→後）	灰灰色色	硬	一枚作り	2	1.5
		縦のヘラケズリ（前→後）		横のヘラケズリ	縦のヘラケズリ（前→後）	(外)黒　色 (内)褐灰色	普通	（一枚作り）	1	0.7
		横の指ナデと横のヘラケズリ	7×7	横の指ナデ（左→右）	縦のヘラケズリ（前→後）	褐灰色	軟	一枚作り 唐草が外側より内側に向うものである。	12	9.4
		横のヘラケズリの後縦のヘラケズリ	6×6	横のヘラケズリ（左→右）	縦のヘラケズリ（前→後）	(外)黒灰色 (内)灰褐色	やや軟	一枚作り	13	10.2
				横のヘラケズリ		黄褐灰色	普通	扁平珠文が回る均整唐草であろう。	1	0.7
縄目叩き	10	横ナデ	7×8	横のヘラケズリ（左→右）	縦のヘラケズリ	黒　色	やや軟	一枚作り	4	3.0
縄目叩き	11	縦のヘラケズリと横ナデ	6×7	横のヘラケズリ（右→左）	縦のヘラケズリ（前→後）	黄褐灰色	やや軟	（一枚作り）	2	15
		縦のヘラケズリ	6×5	ヘラケズリ		(外)黒　色 (内)褐灰色	軟	（一枚作り）	7	5.4
								合　計	127	100

KK＝均整唐草文　S＝珠文　U＝流雲文

図版一　全景

国衙、国府域全景、南南西より

国府域全景、手前から一つ目の森が堂ノ上遺跡、二つ目の森が建部大社、上方に三上山を望む、南西より

図版二　全景

国衙と比叡山を望む、南南東より

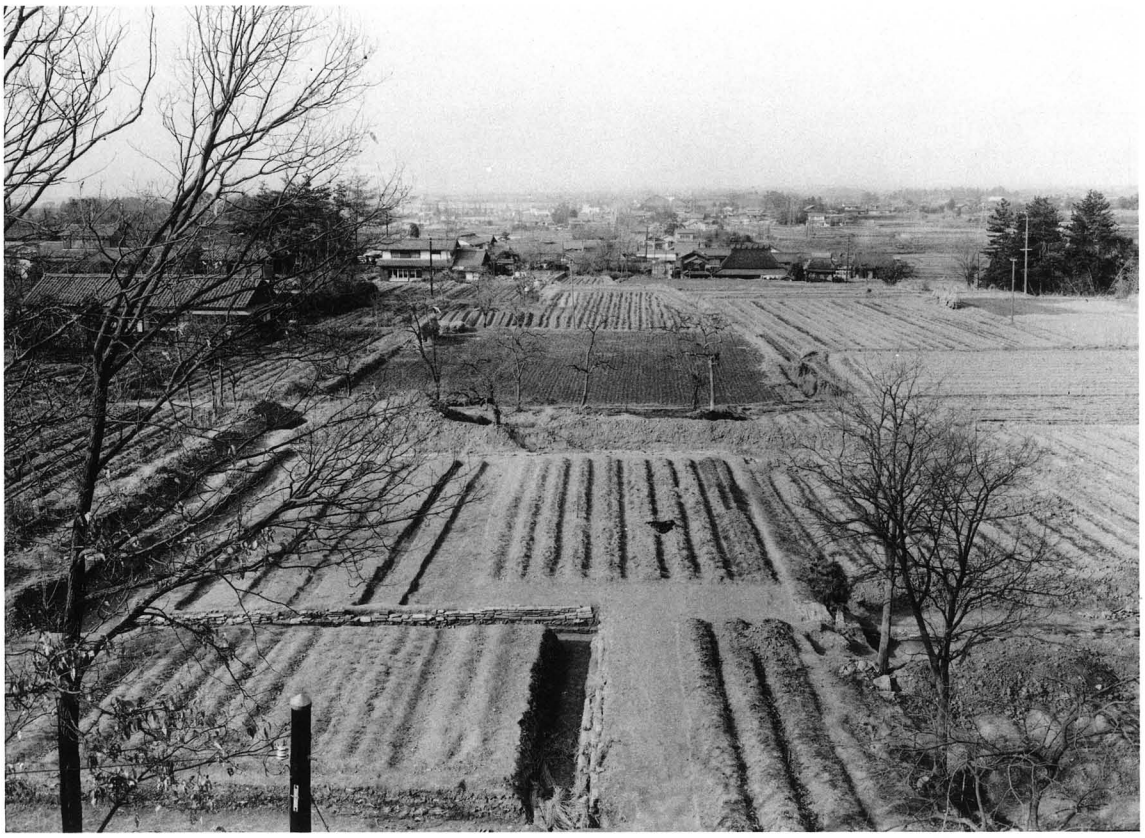

国衙、後殿を望む、南より

図版三　全景

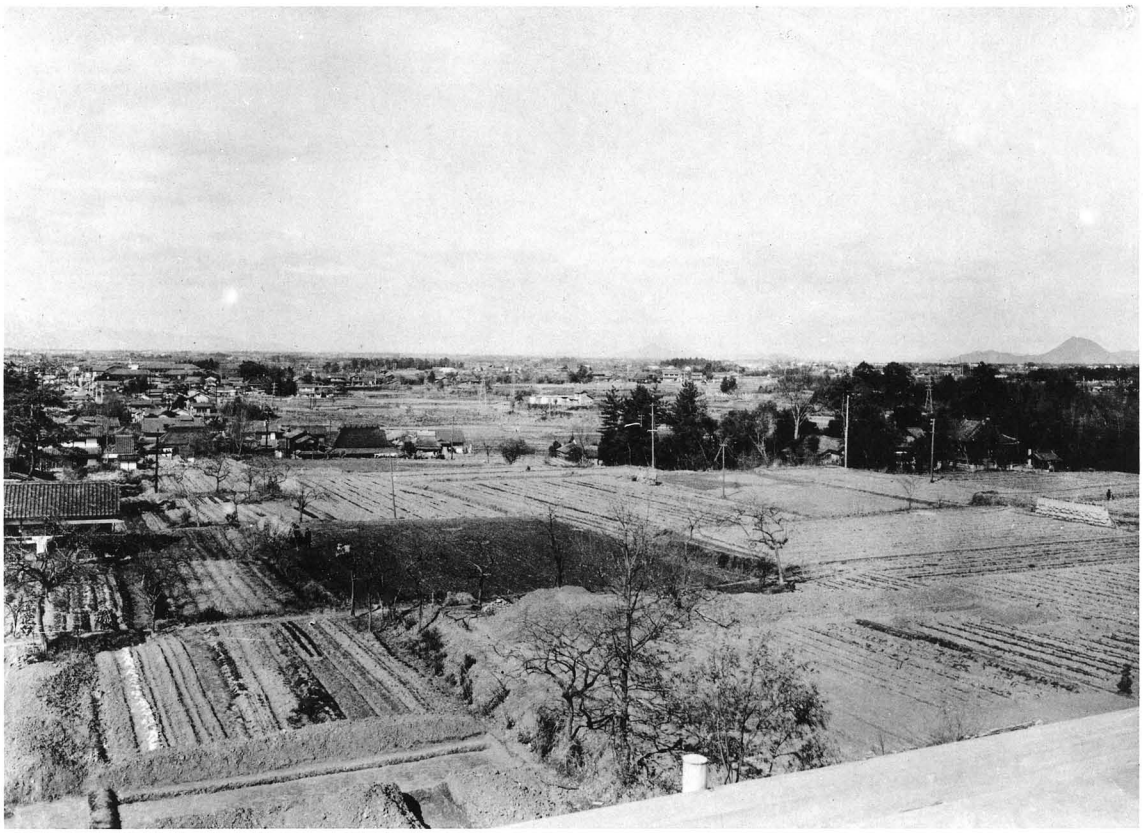

国衙、南南西より

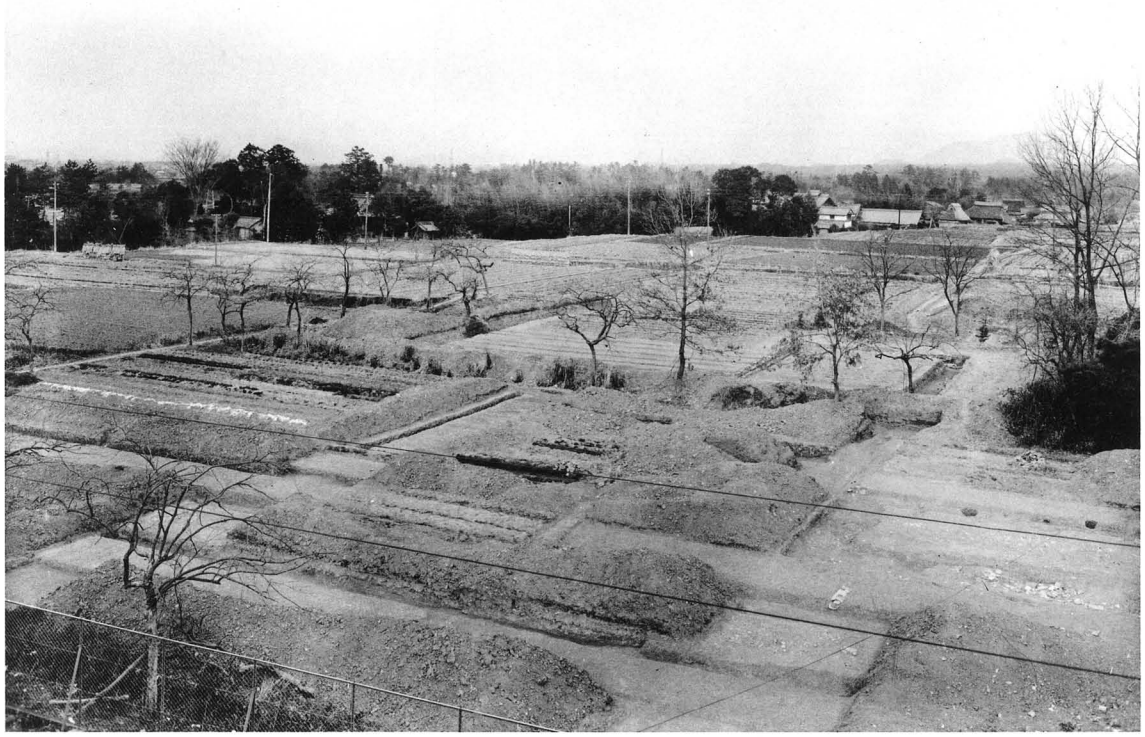

国衙、西南西より

図版四　全景

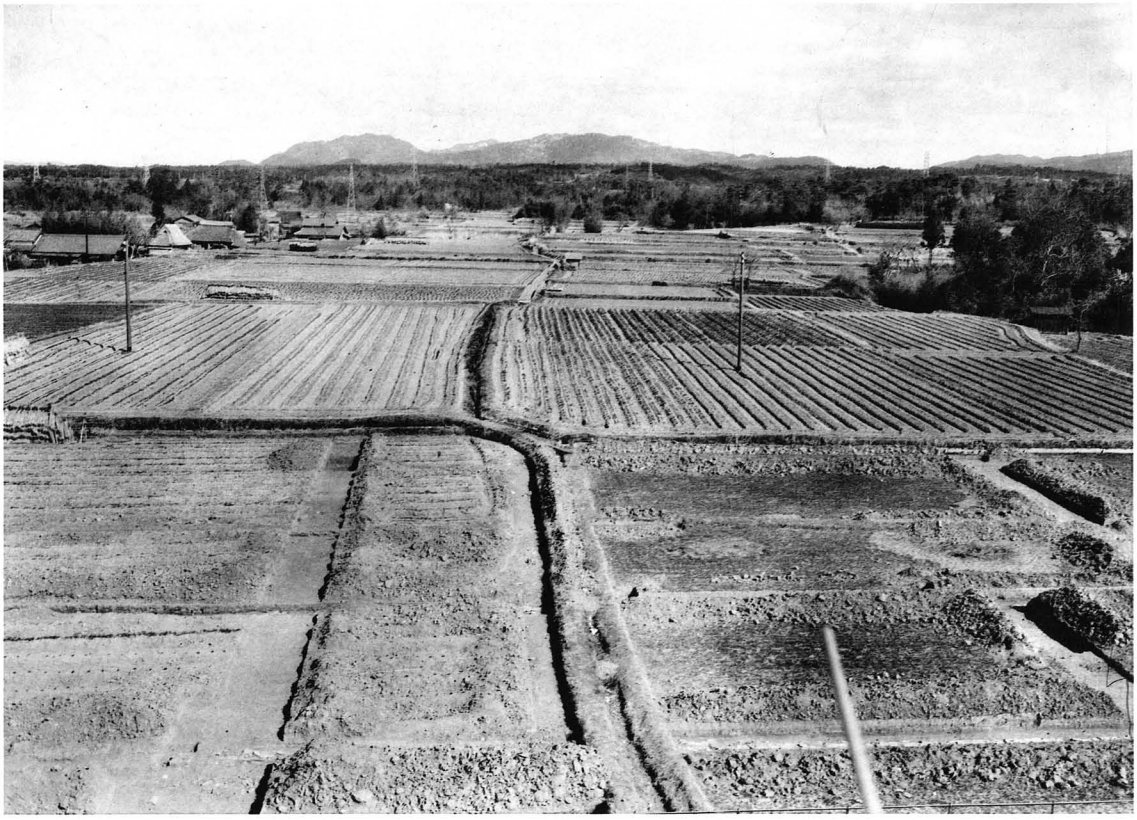

国衙より東を望む

国衙より南を望む

図版五　遺構　後殿

後殿全景

後殿、南西より

図版六　遺構　後殿

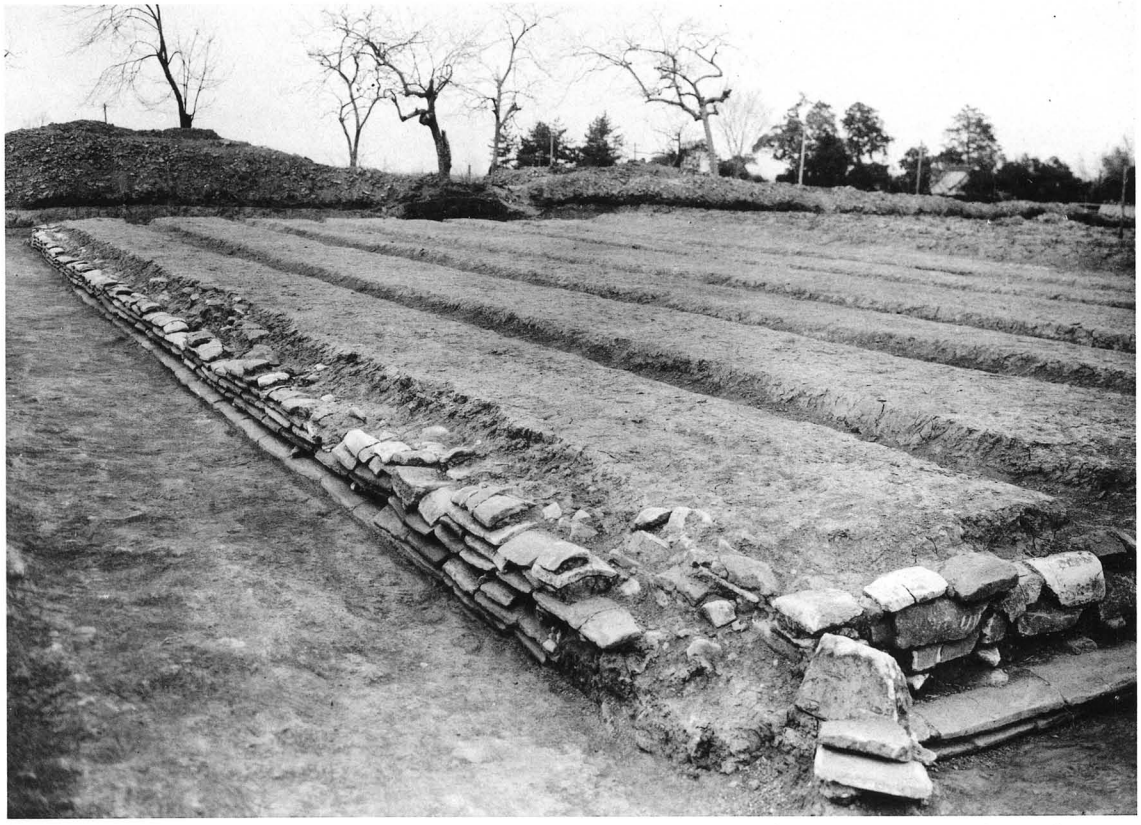

後殿、南西より

後殿、西南西より

図版七　遺構　後殿

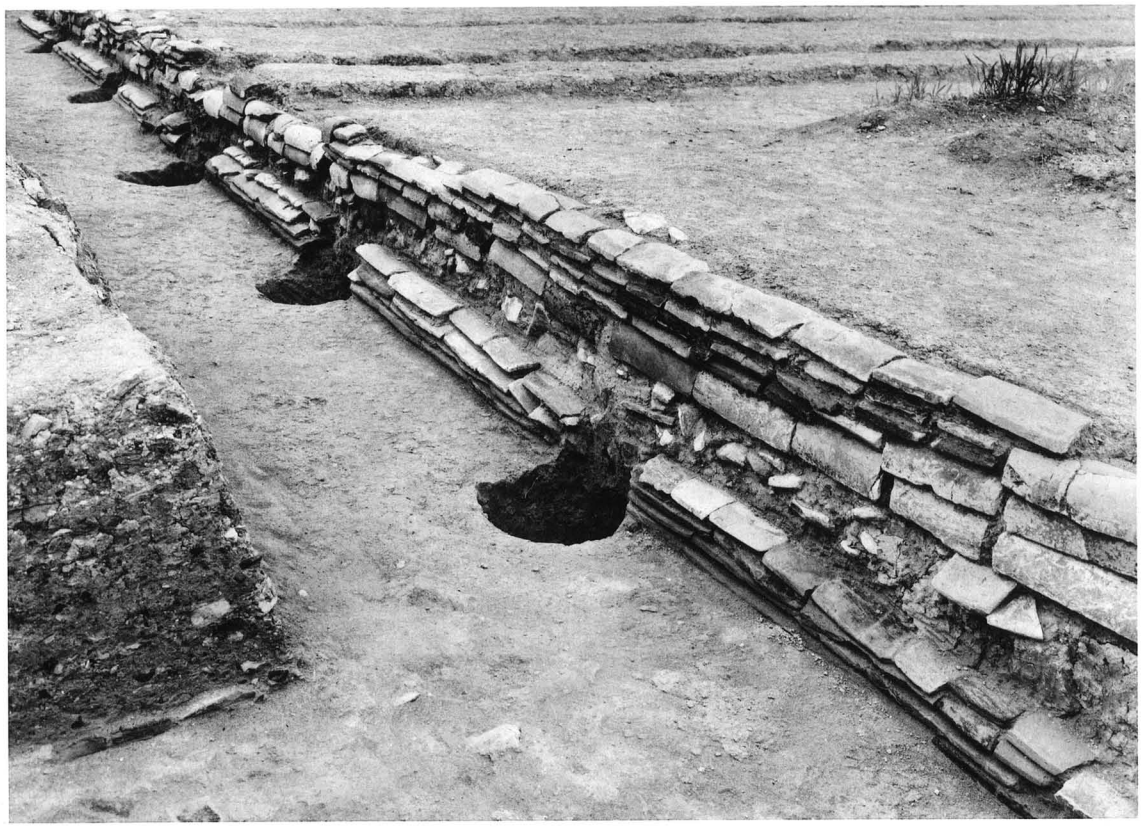

後殿、南東より

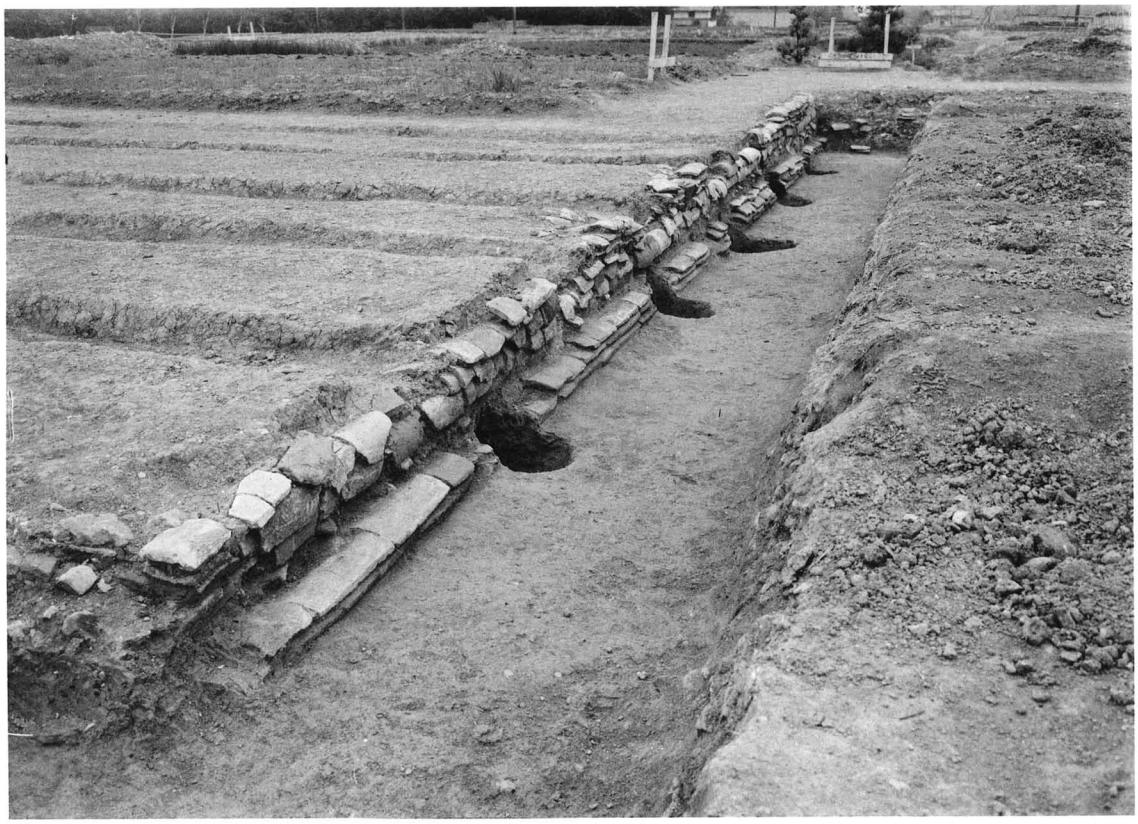

後殿、南西より

図版八　遺構　後殿

後殿、南西より

後殿、南西より

図版九　遺構　後殿

後殿階段、北より

後殿階段、南西より

図版十　遺構　後殿

後殿階段、北より

後殿と廊、南西より

図版十一　遺構　廊

後殿と廊、南南西より

前殿と廊、北北西より

図版十二　遺構　前殿

前殿と廊、西北西より

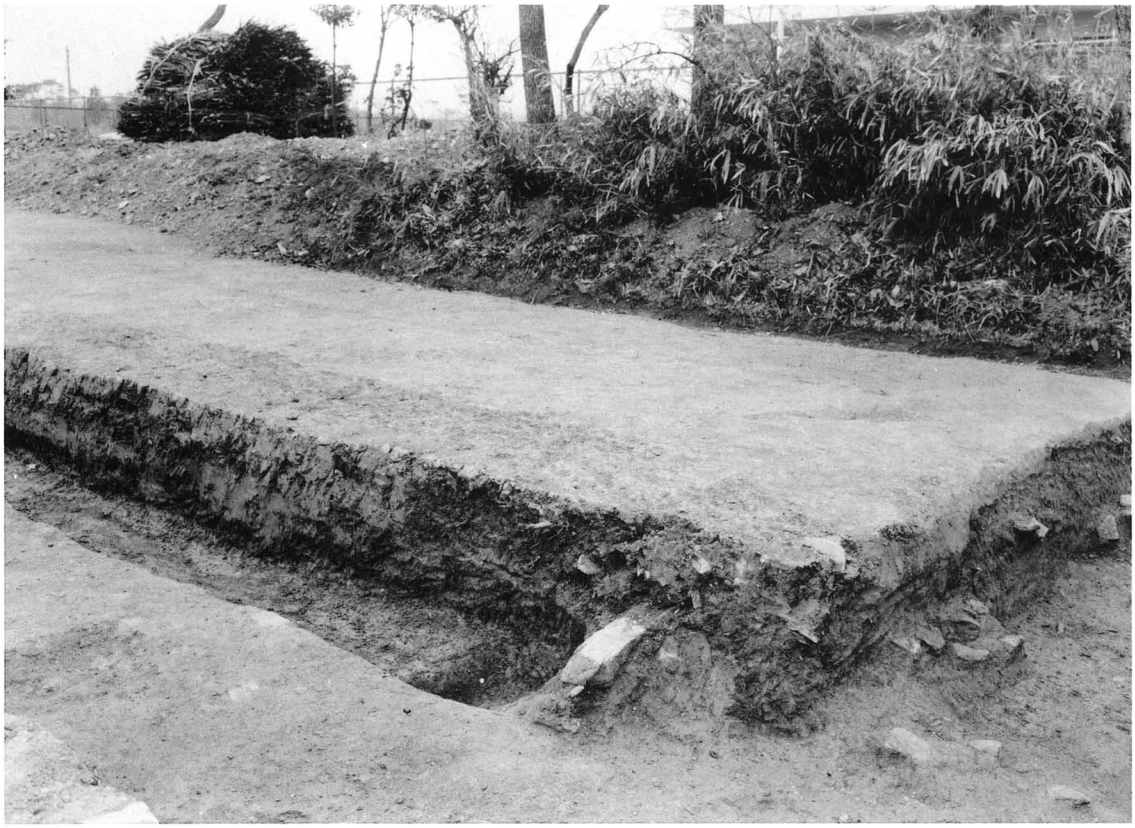

前殿西北隅、西北より

図版十三　遺構　前殿

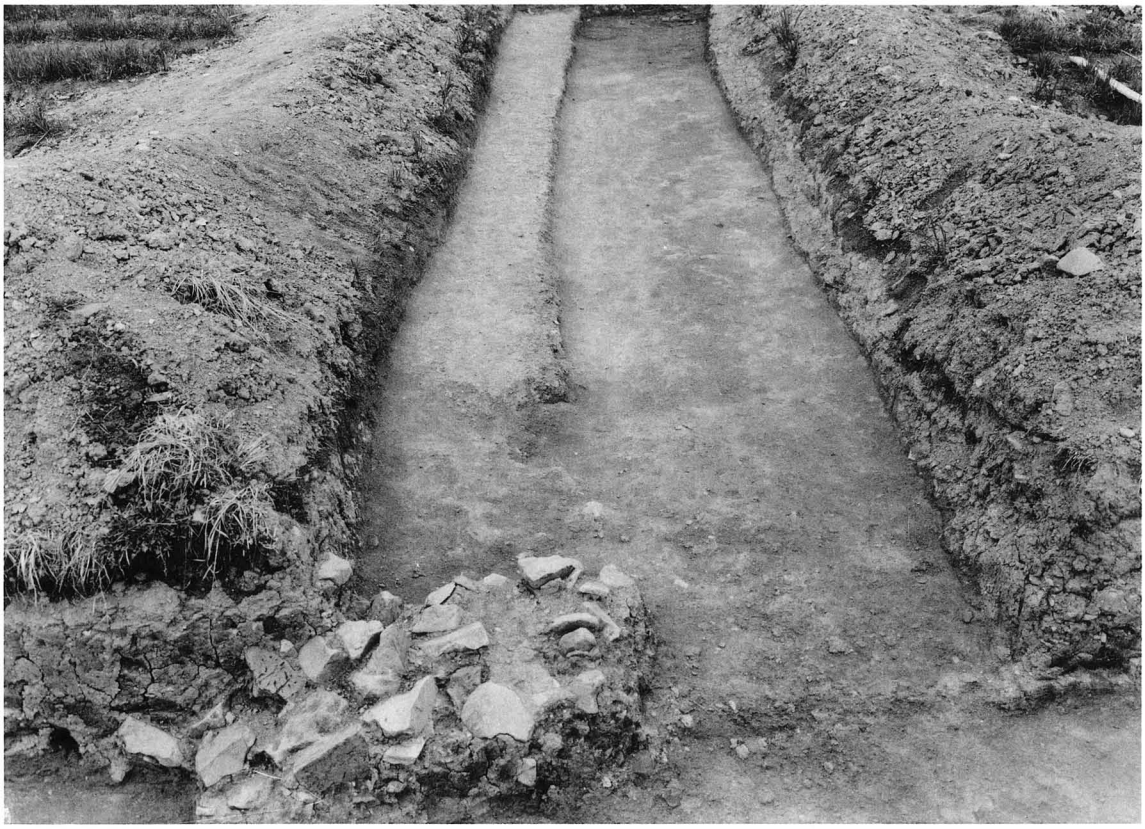

前殿北東隅、東より

前殿、北東より

図版十四　遺構　東脇殿

東脇殿と廊、南西より

東脇殿と廊、北西より

図版十五　遺構　東脇殿

東脇殿と廊、北東より

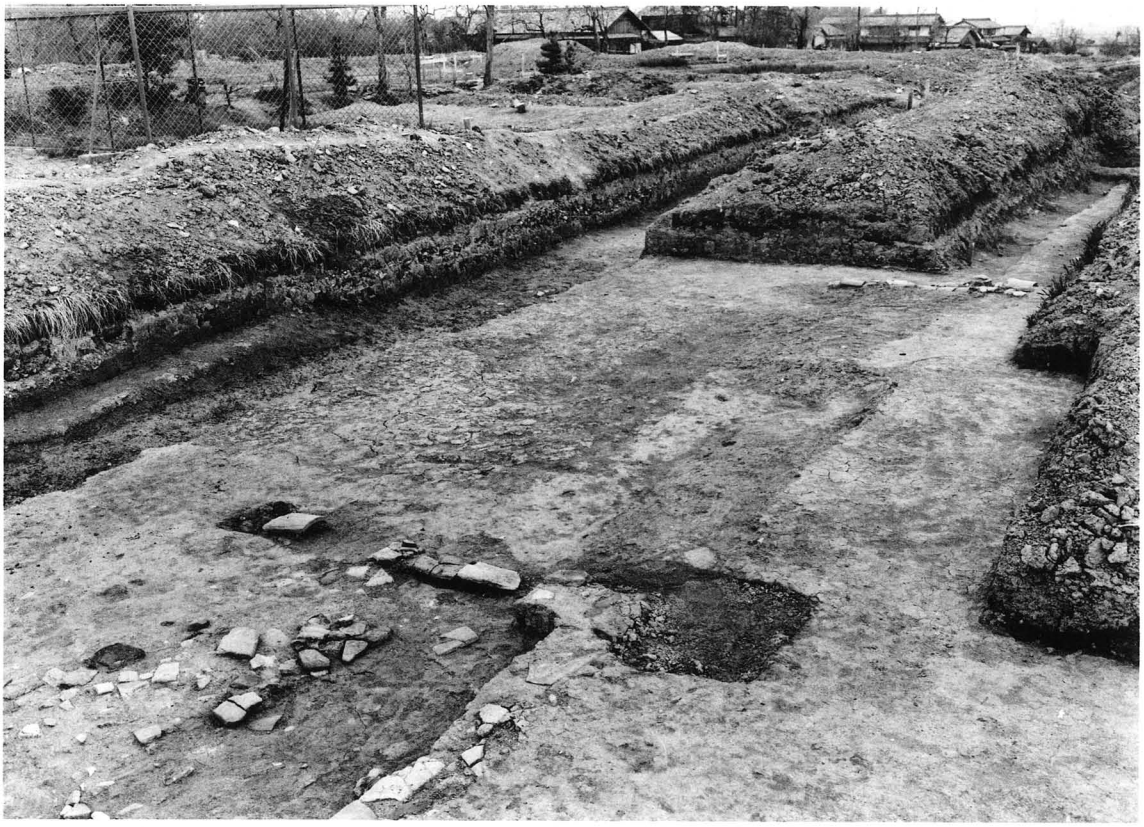

東脇殿と廊、南東より

図版十六　遺構　東脇殿

東脇殿と廊、南より

東脇殿と前方玉石敷、北より

図版十七　遺構　東脇殿

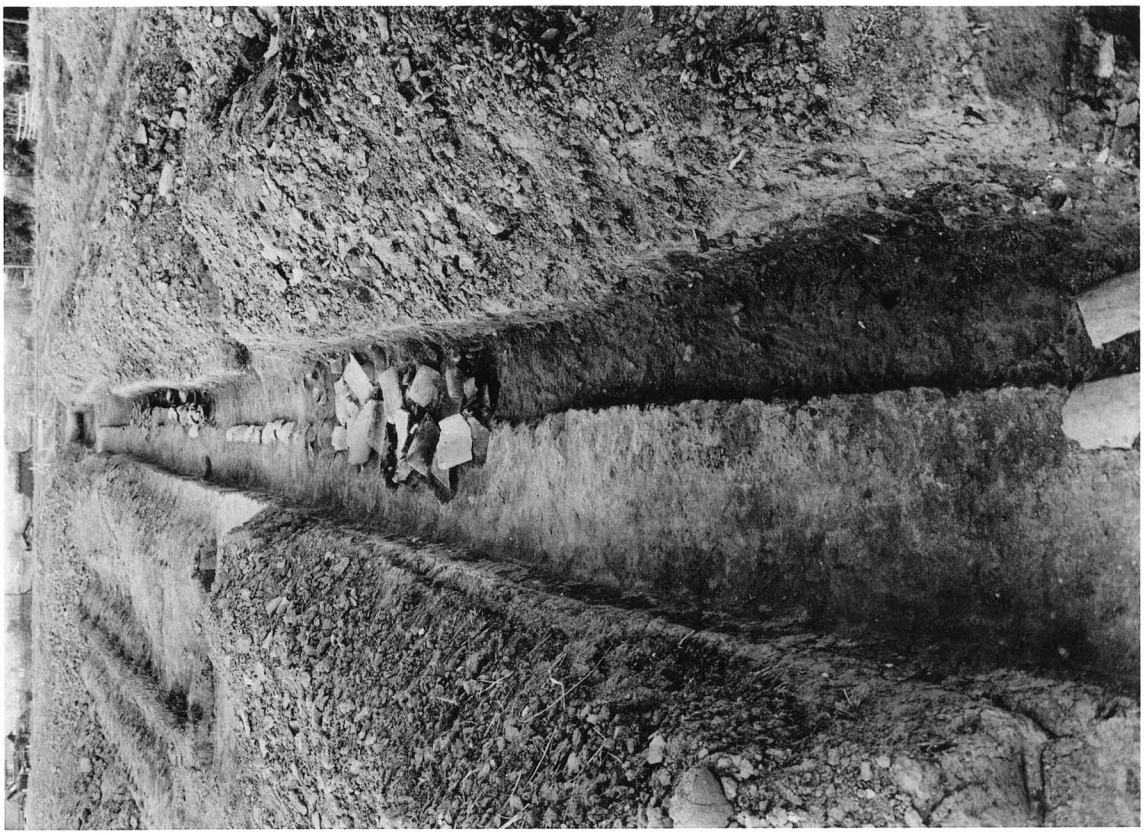

東脇殿東瓦積基壇、南より

東脇殿東瓦積基壇、北より

図版十八　遺構　東脇殿

東脇殿玉石敷、南より

東脇殿玉石敷、南西より

図版十九　遺構　東脇殿

東脇殿玉石敷、南西より

東脇殿玉石敷、北西より

図版二十　遺構　東脇殿

東脇殿玉石敷、北より

東脇殿玉石敷、南より

図版二十一　遺構　東脇殿

東脇殿玉石敷、南より

東脇殿玉石敷、南より

図版二十二　遺構　東脇殿

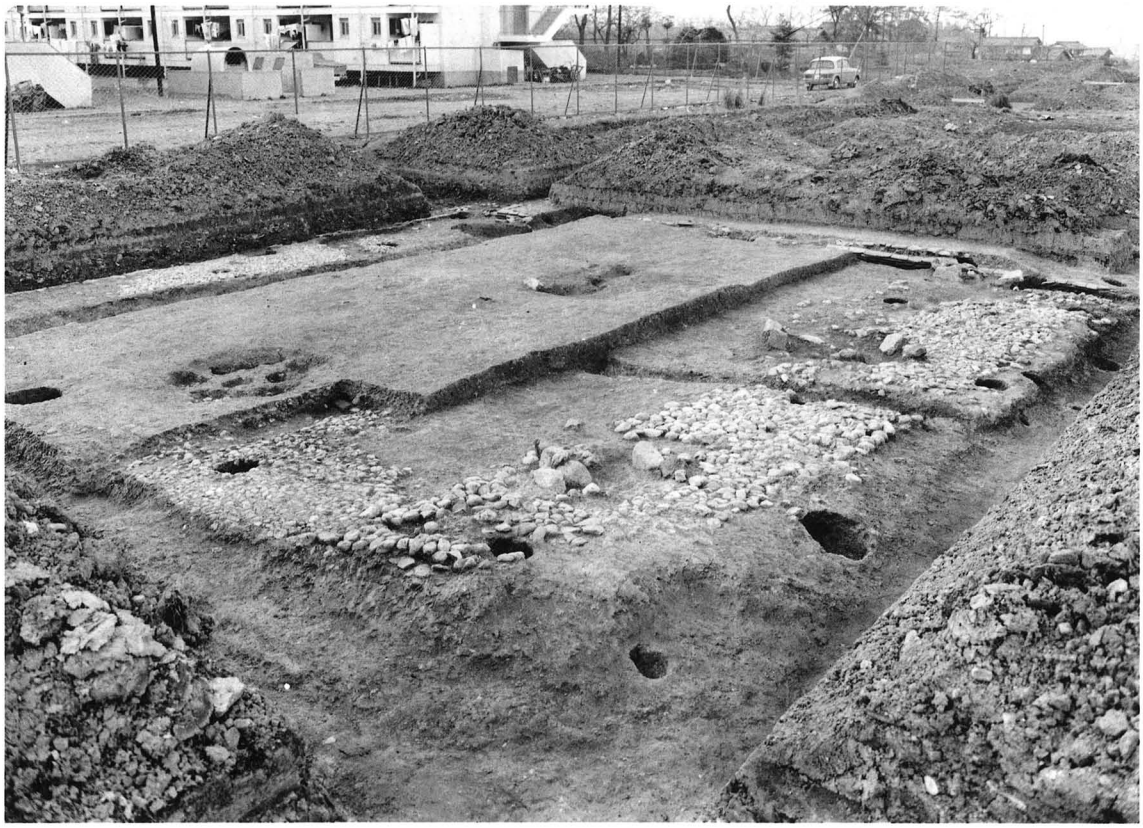

東脇殿玉石敷、南東より

東脇殿玉石敷、東より

図版二十三　遺構　東脇殿

東脇殿玉石敷、北東より

東脇殿玉石敷、南より

図版二十四　遺構　東脇殿

東脇殿北西隅、西より

東脇殿、東内郭築地と溝、東より

図版二十五　遺構　東築地

東内郭築地と溝、西より

東内郭築地と溝、北西より

図版二十六　遺構　東築地

東内郭築地、北より

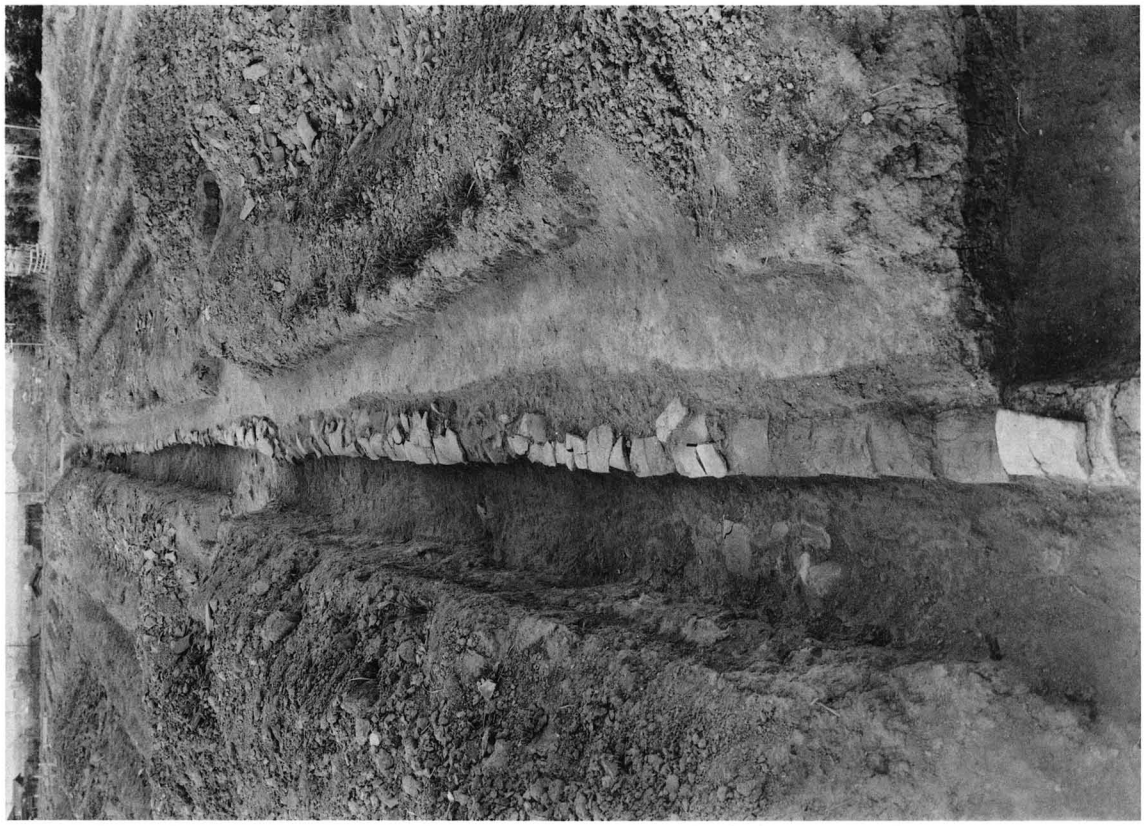

東内郭築地、南より

図版二十七　遺構　西築地

西内郭築地、北より

西内郭築地、南より

図版二十八　遺構　西築地

西内郭築地、北より

西内郭築地、南より

図版二十九　遺構　西築地

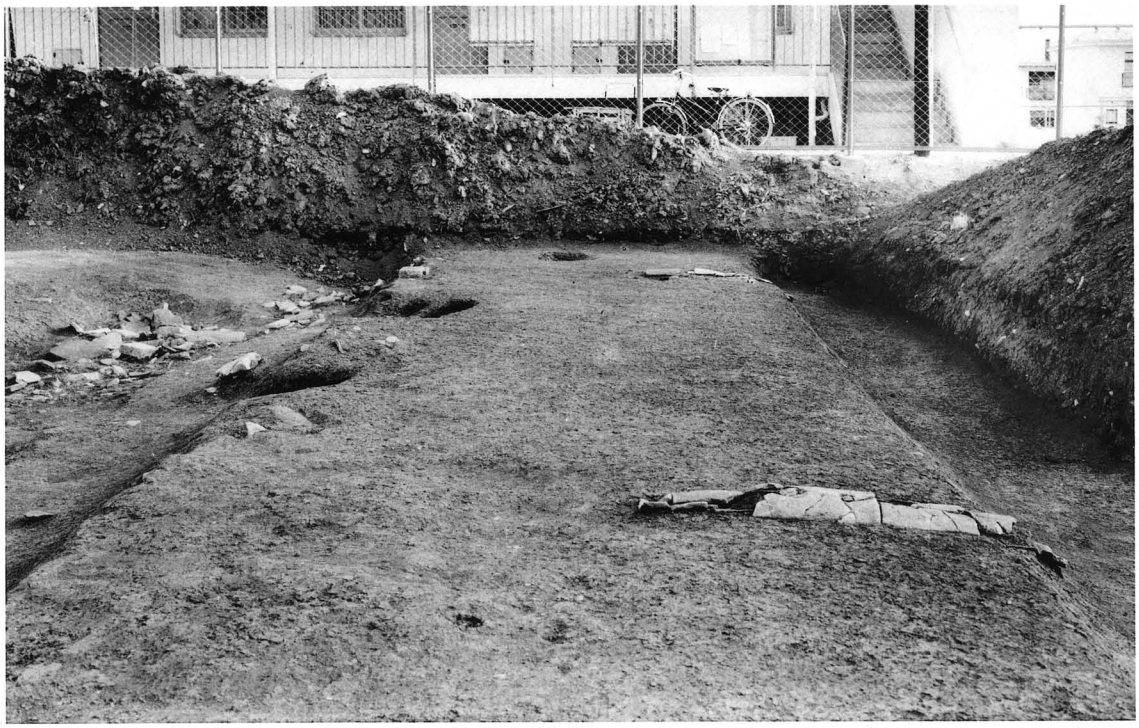

西内郭築地、北より

西内郭築地、南より

図版三十　遺構　西築地

西内郭築地、東より

西内郭築地、西より

図版三十一　遺構　西築地

西外郭・西内郭築地、東より

西外郭築地、南より

図版三十二　遺物　須恵器

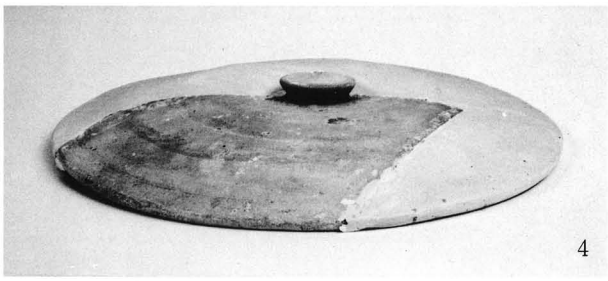
4

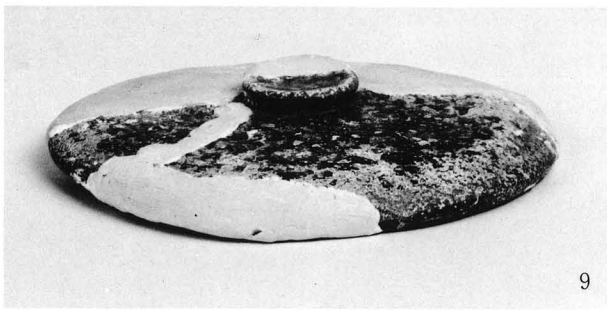
9

25

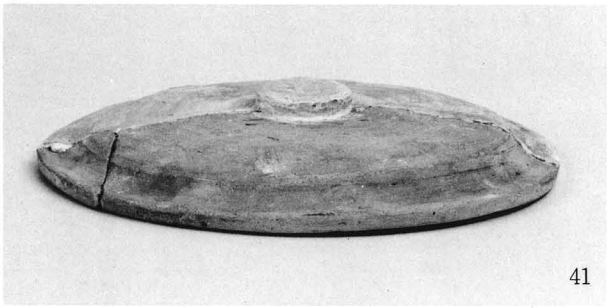
41

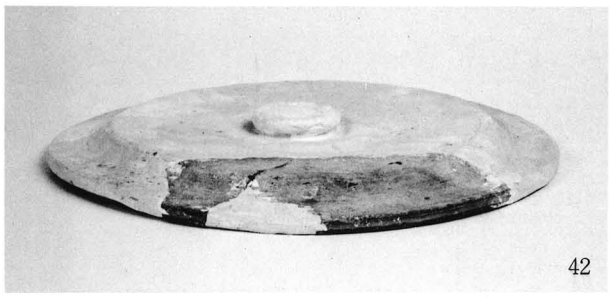
42

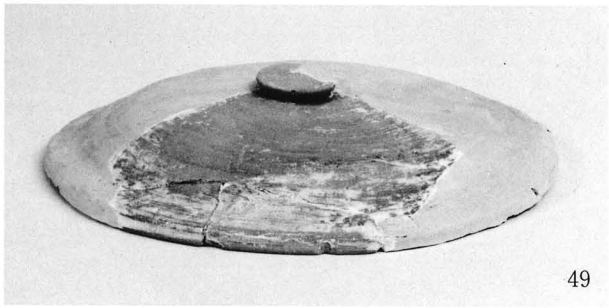
49

73

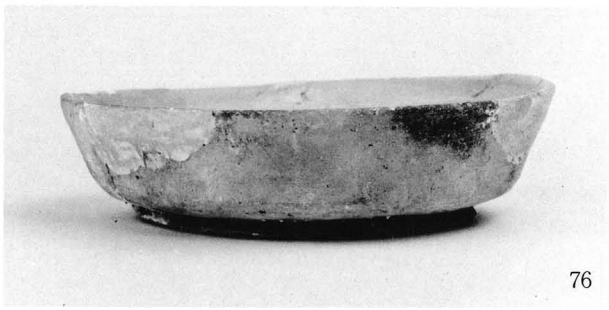
76

107

100

図版三十三　遺物　須恵器と土師器

147

220

222

245

265

275

276

296

324

329

図版三十四　遺物　須恵器

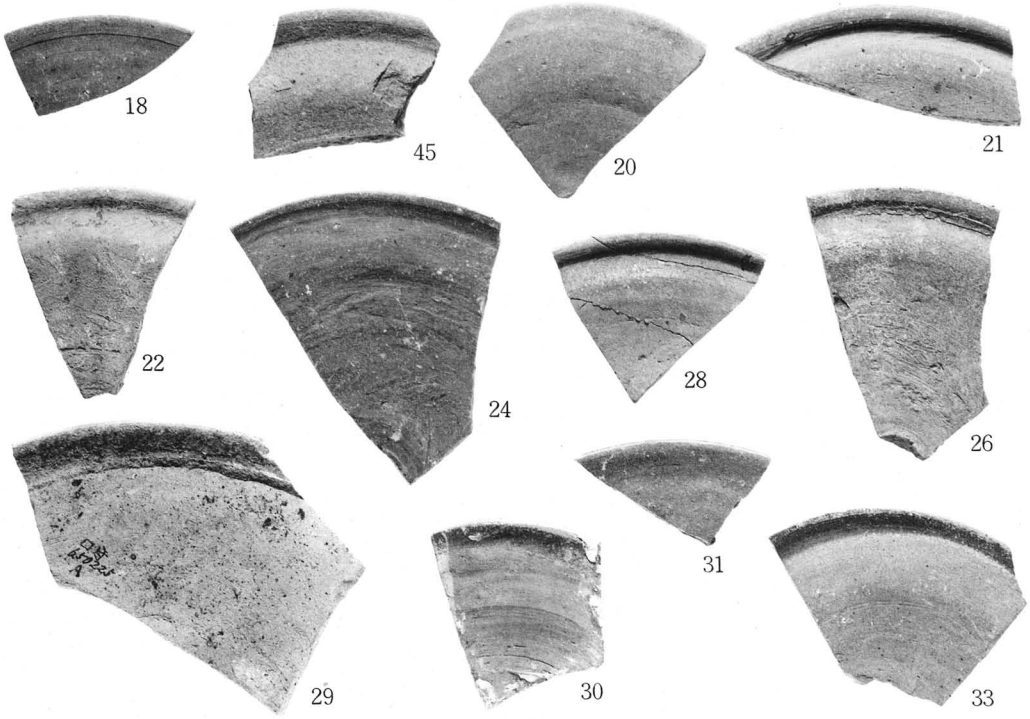

図版三十五　遺物　須恵器

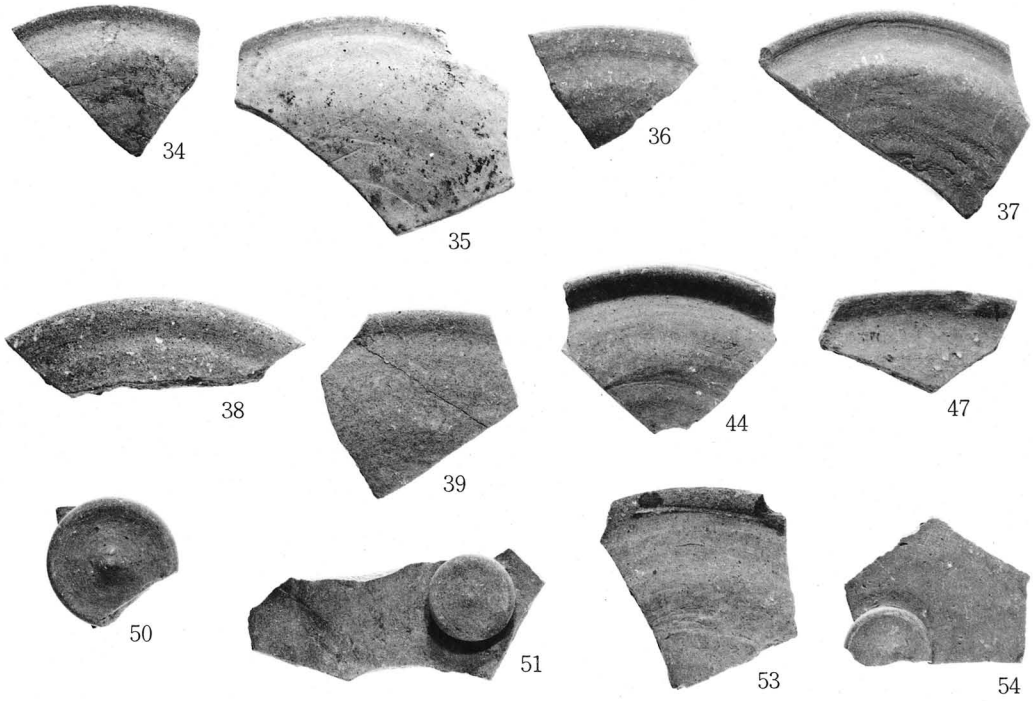

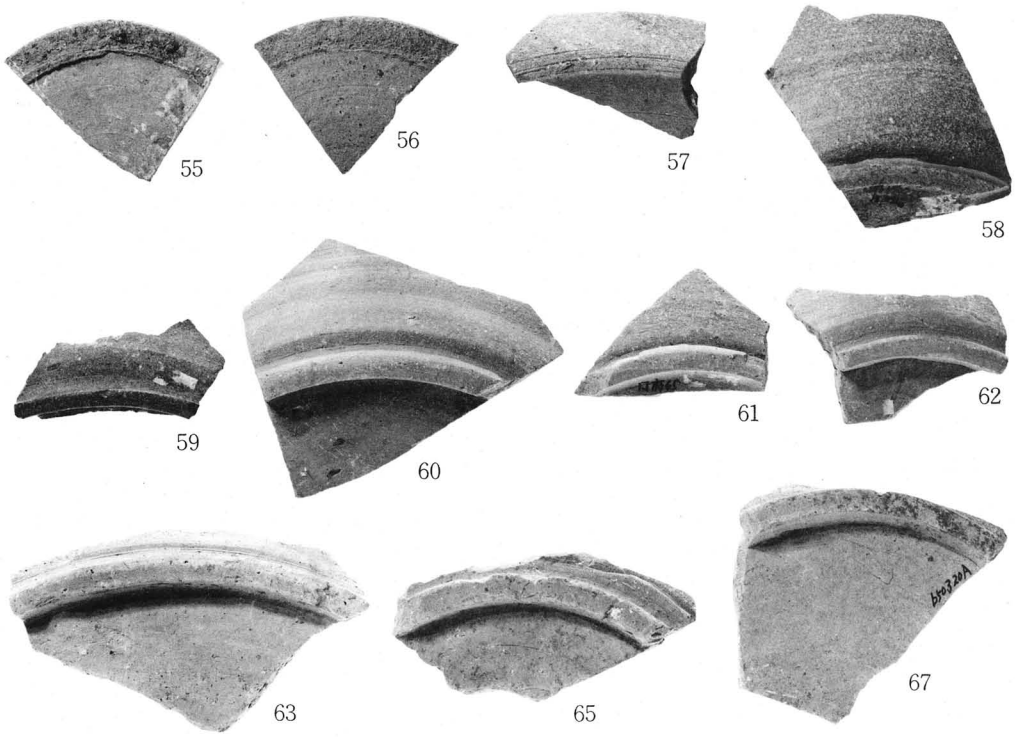

図版三十六　遺物　須恵器

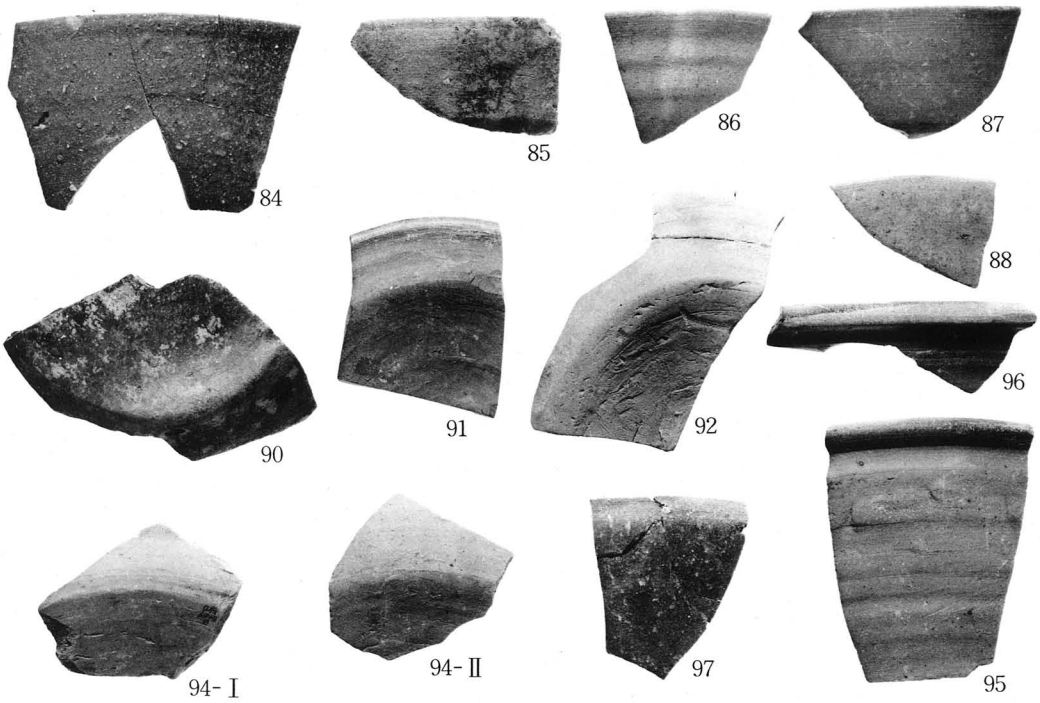

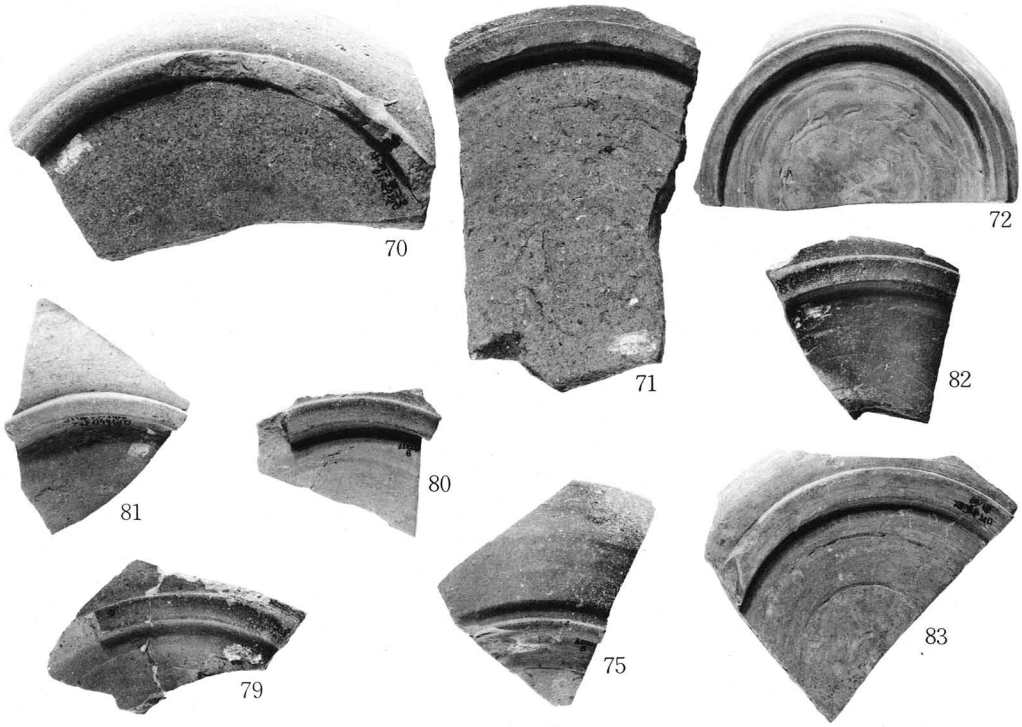

図版三十七　遺物　須恵器

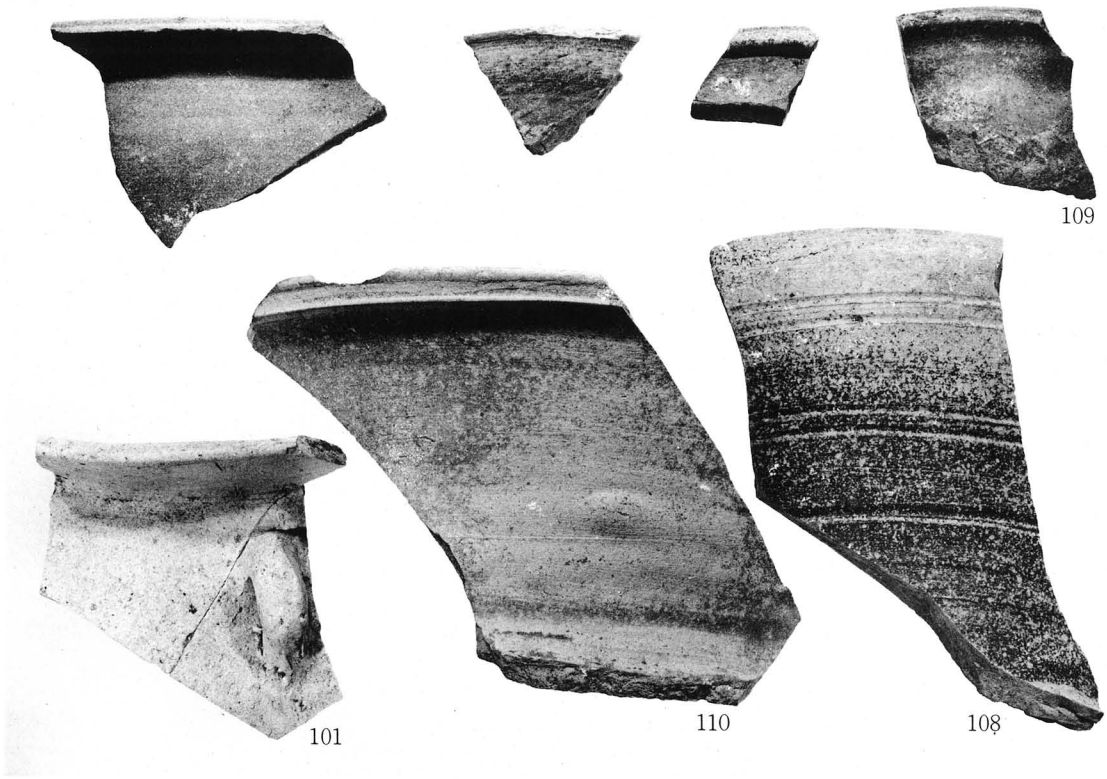

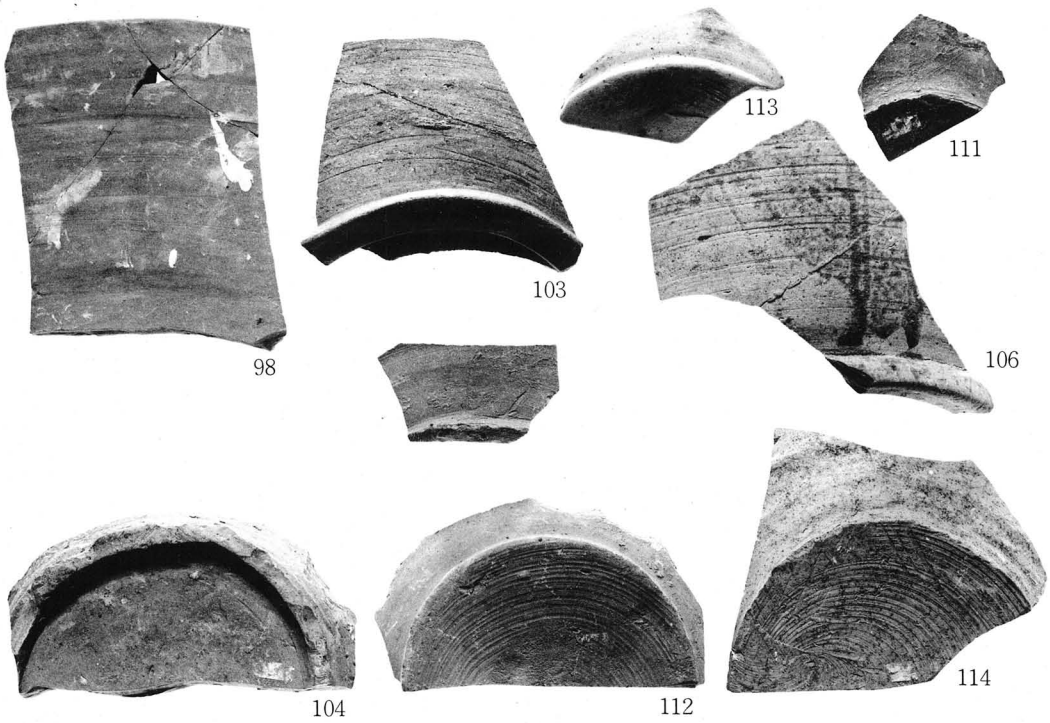

図版三十八　遺物　土師器

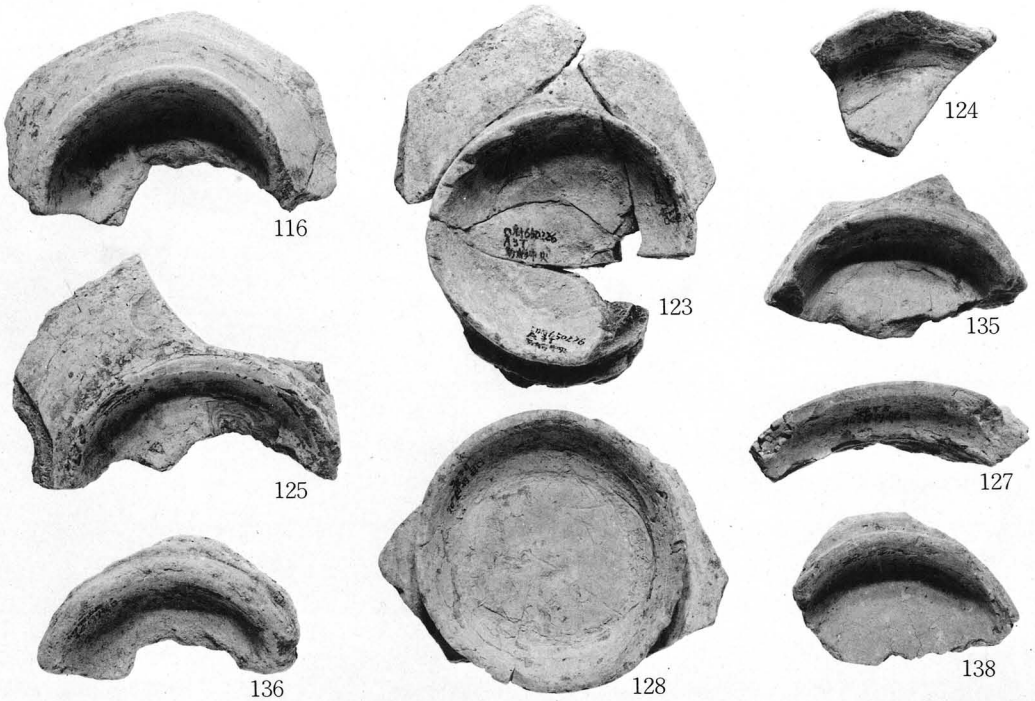
116
123
124
135
125
127
136
128
138

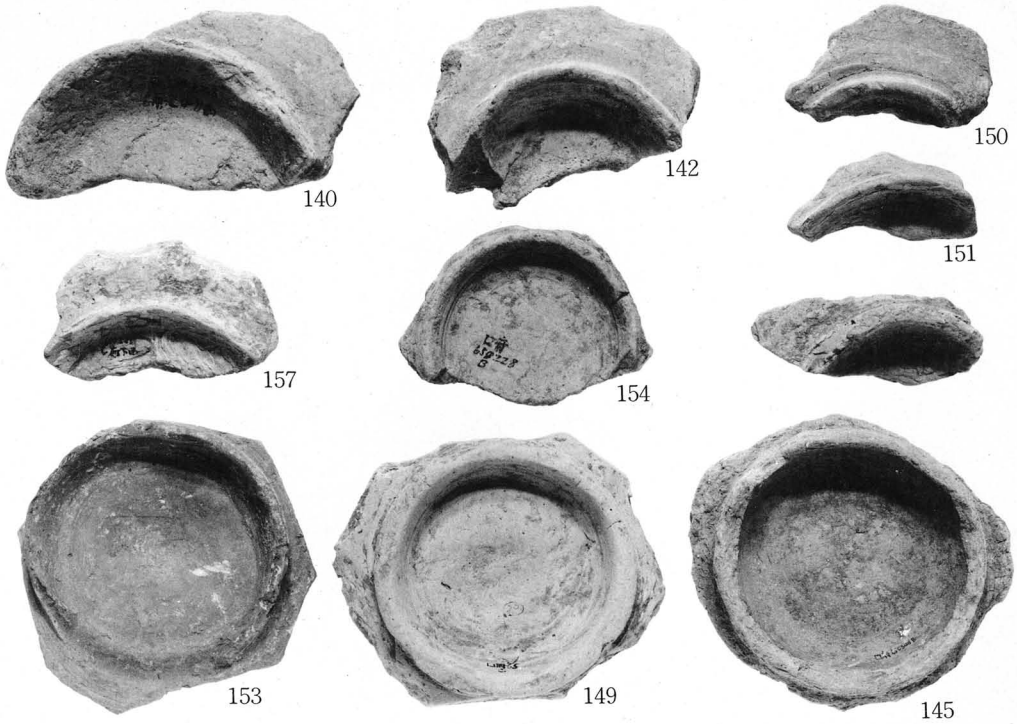
140
142
150
151
157
154
153
149
145

図版三十九　遺物　土師器

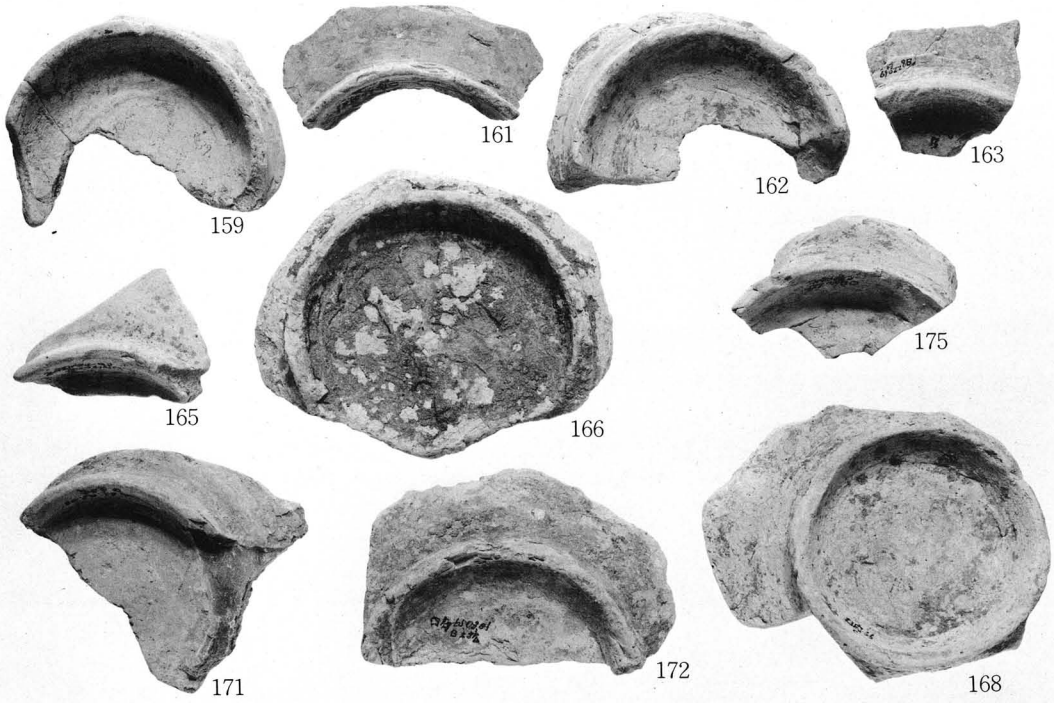
159
161
162
163
165
166
175
171
172
168

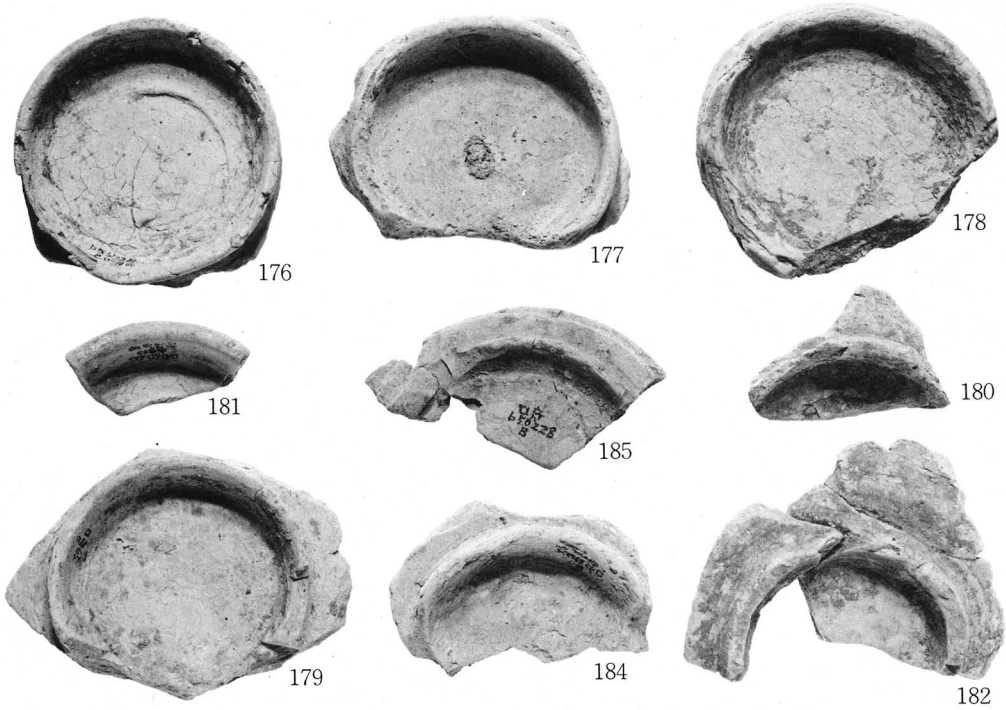
176
177
178
181
185
180
179
184
182

図版四十　遺物　土師器

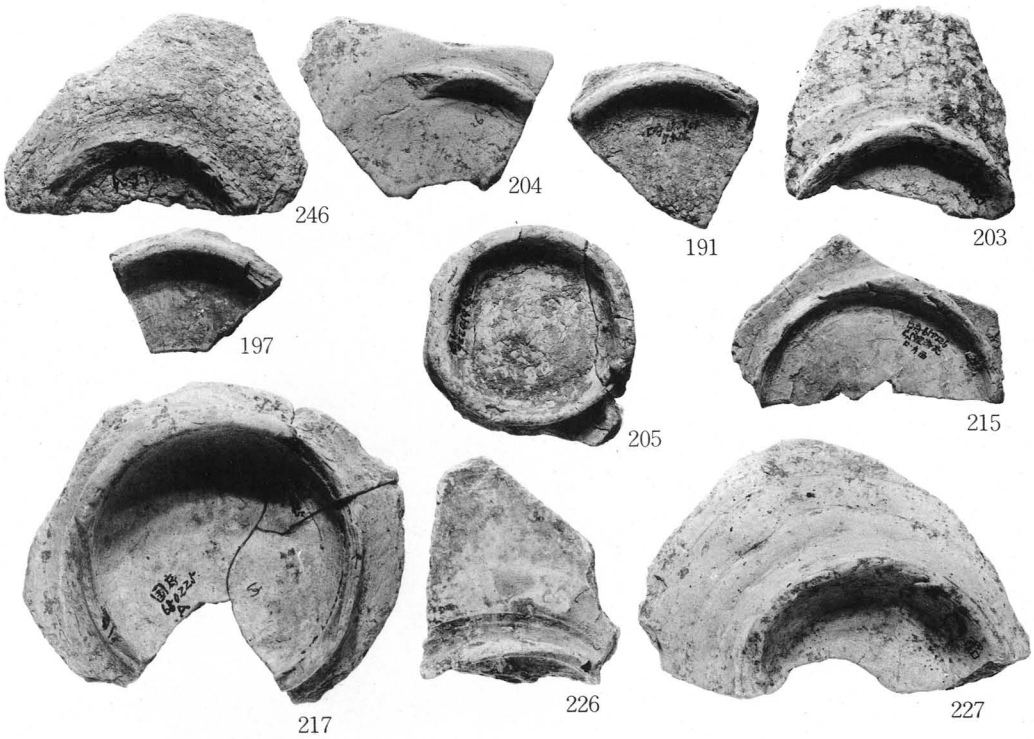
246
204
191
203
197
205
215
217
226
227

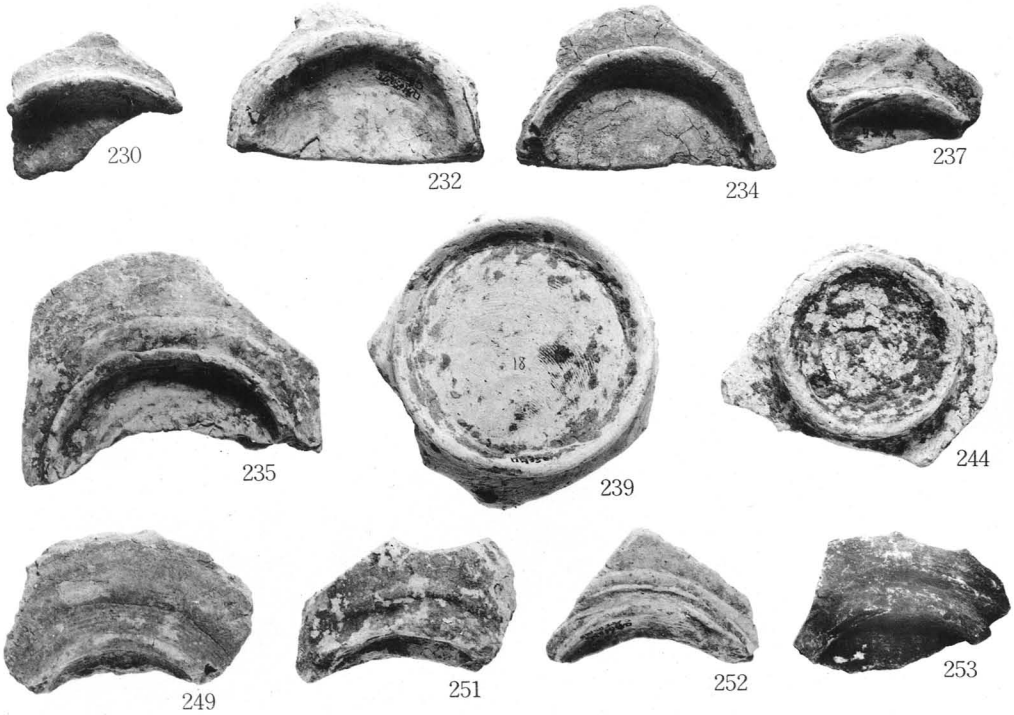
230
232
234
237
235
239
244
249
251
252
253

図版四十一　遺物　土師器

256
260
210
261
271
285
269
274
283
284
263

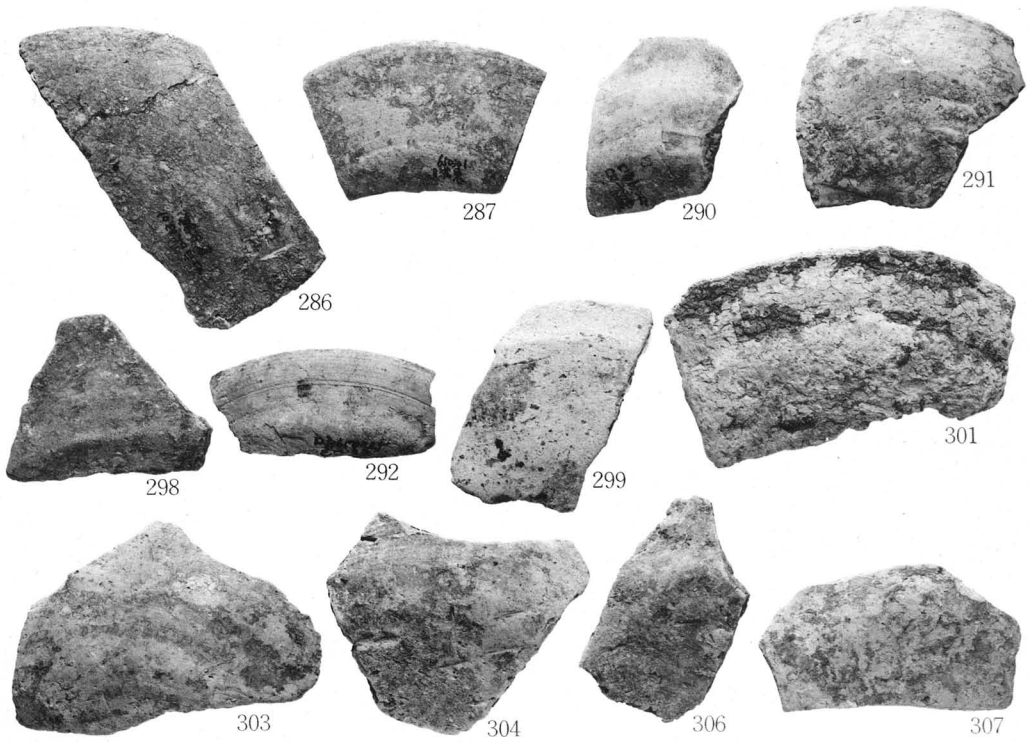
287
290
291
286
298
292
299
301
303
304
306
307

図版四十二　遺物　土師器

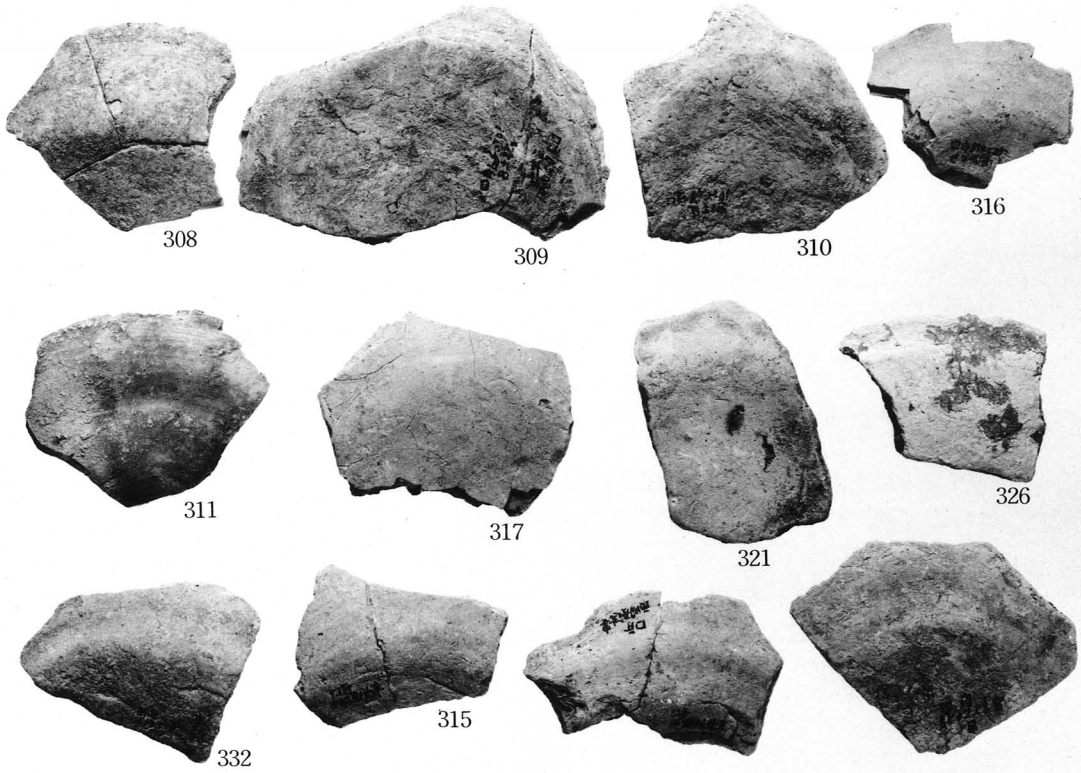
308
309
310
316
311
317
321
326
332
315

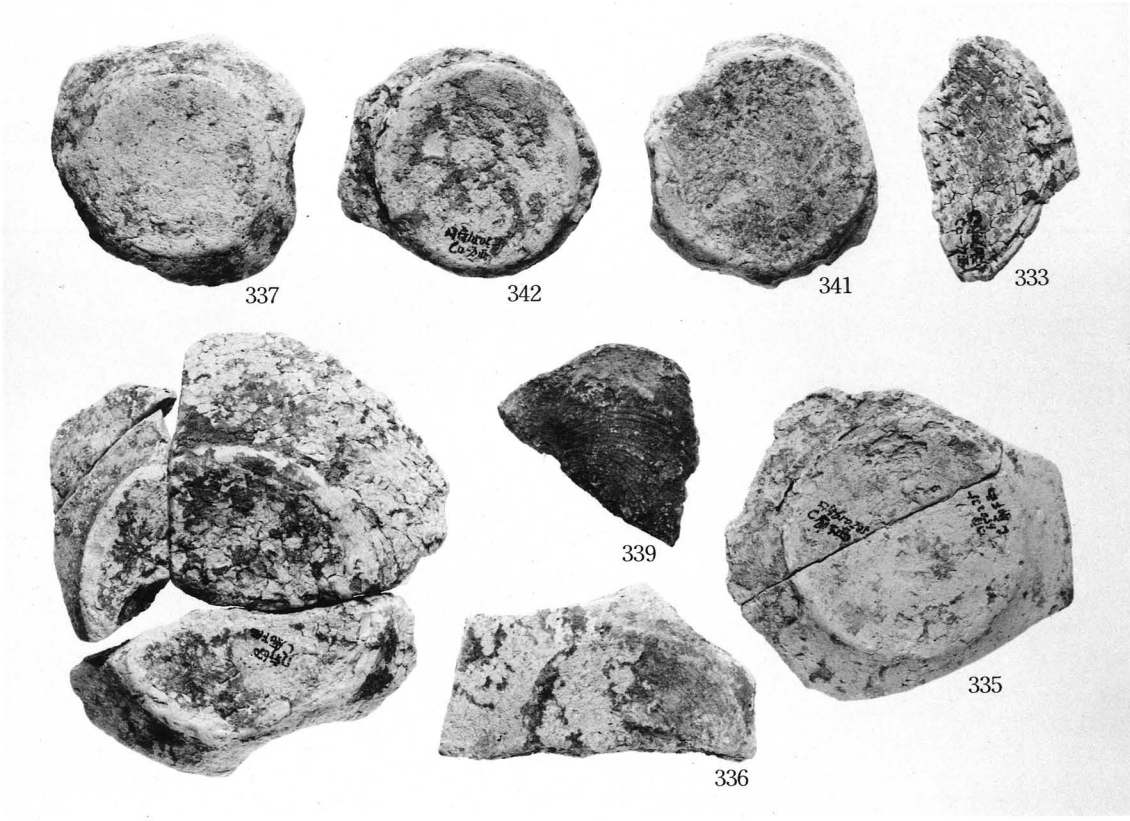
337
342
341
333
339
335
336

図版　四十三　遺物　土師器・硯・フイゴ羽口

高杯脚

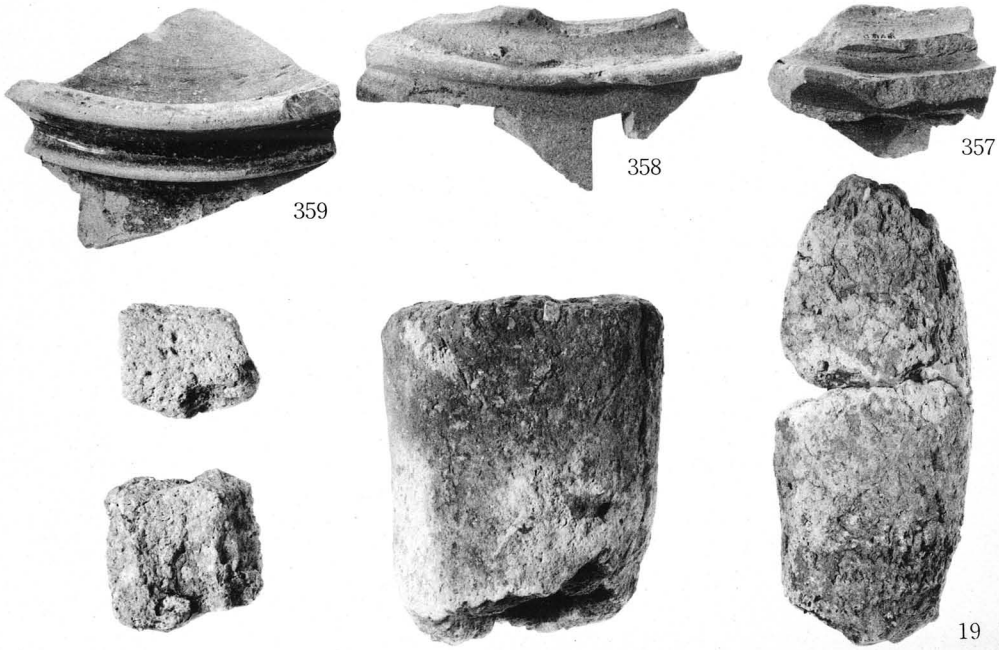

硯、フイゴ羽口

図版四十四　遺物　瓷器

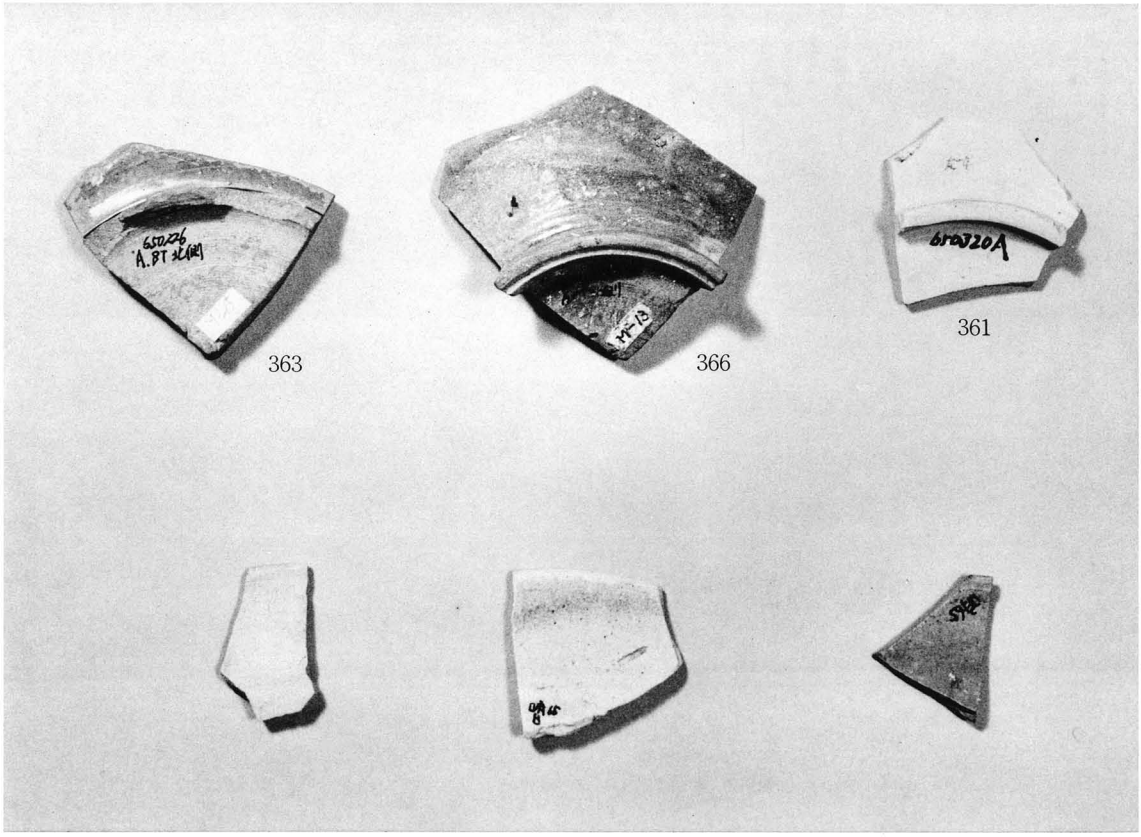

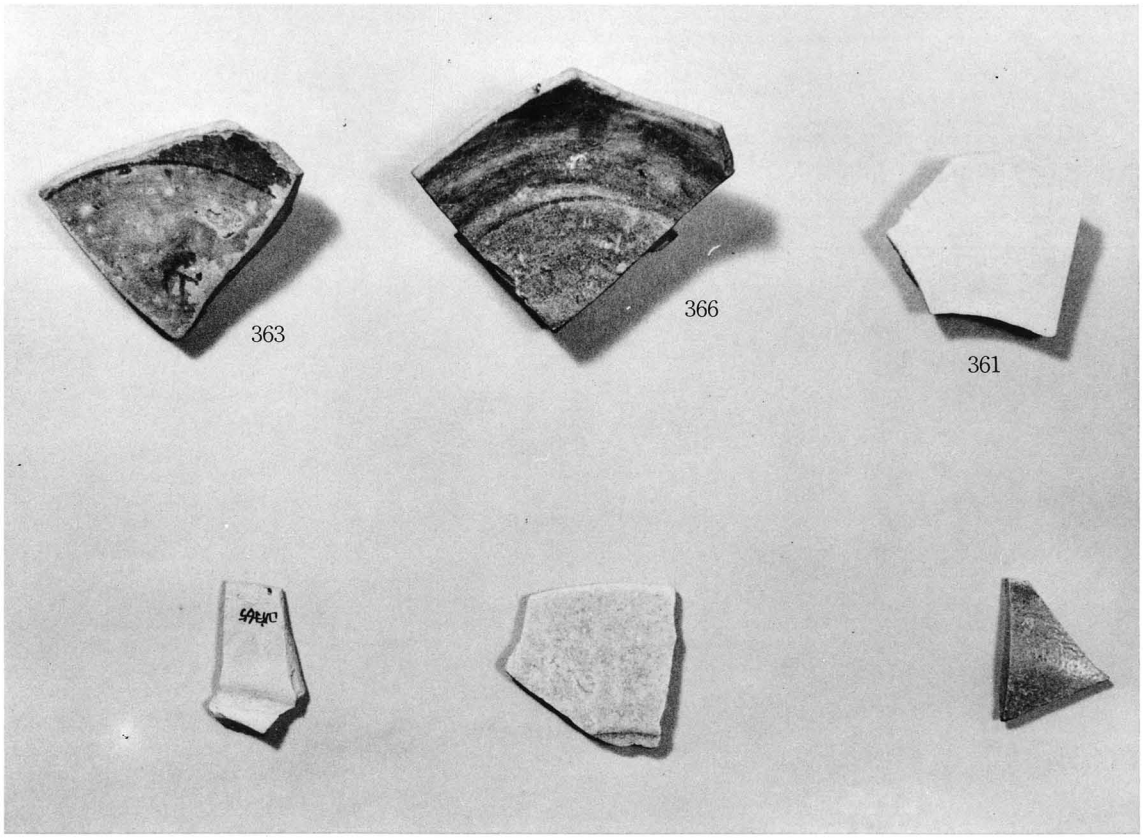

図版四十五　遺物　灰釉・鉄器・貨幣・鉄滓

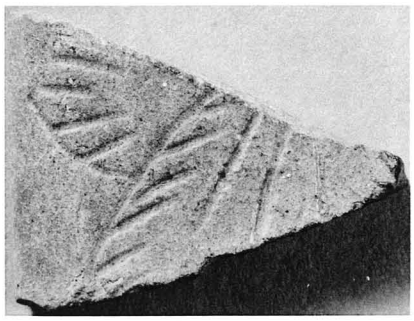

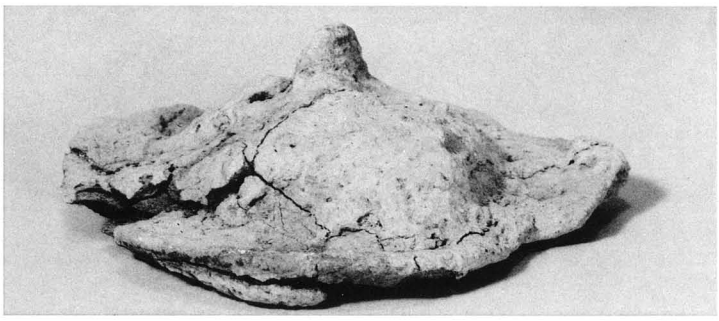

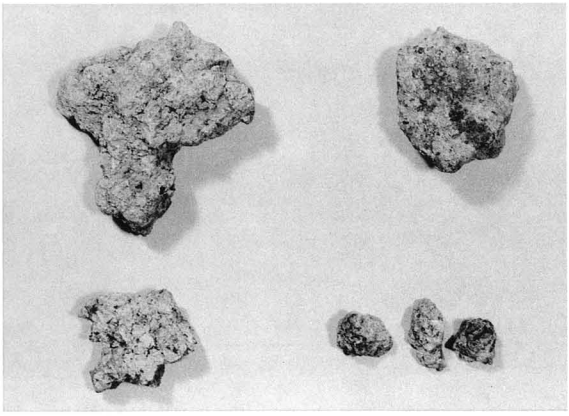

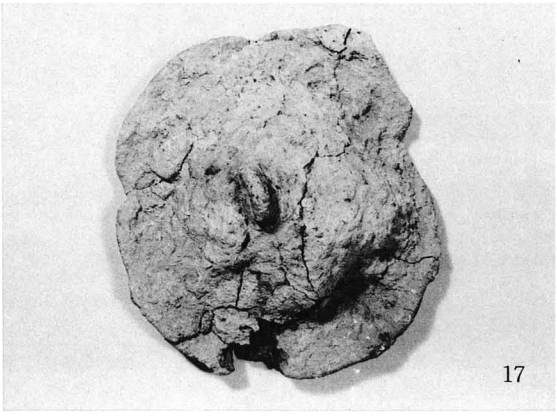

灰釉、飾金具、鉄滓

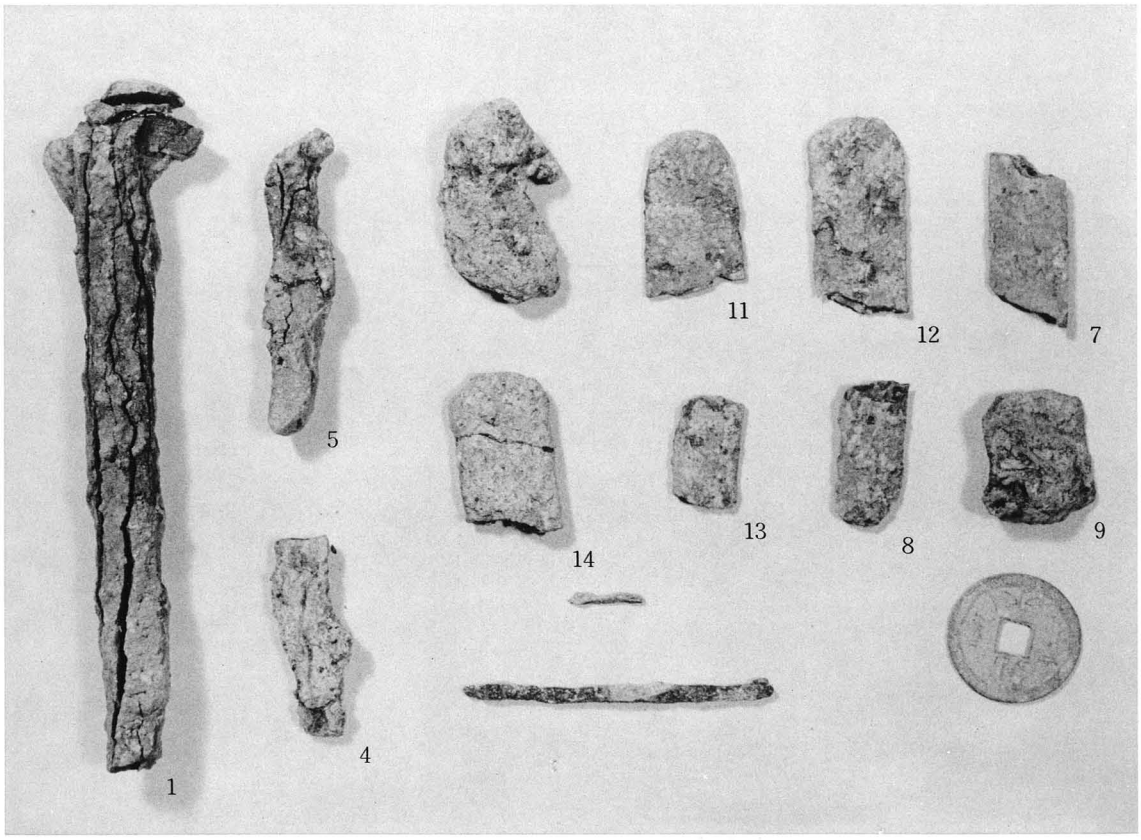

釘、小札、針、貨幣

図版四十六　遺物　軒丸瓦

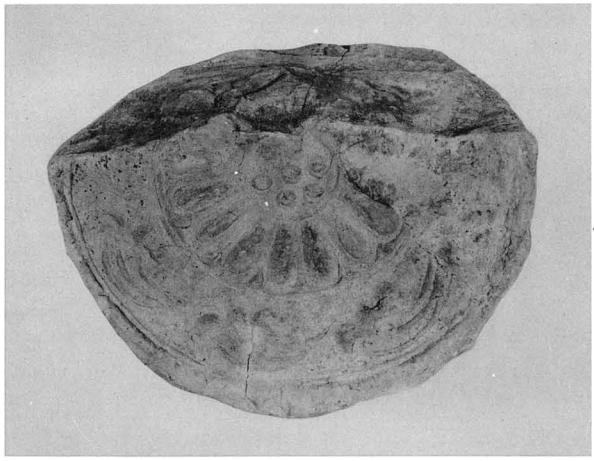

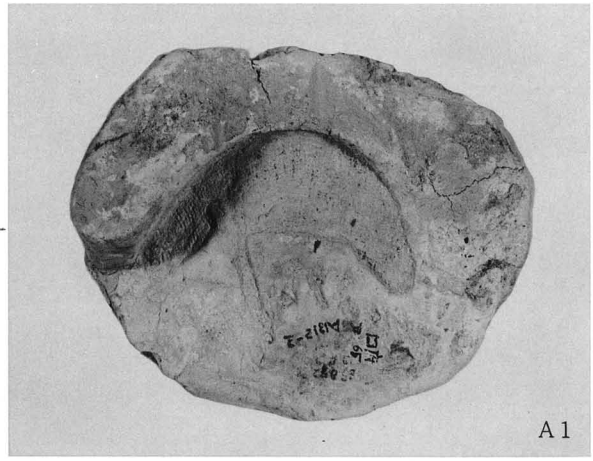

A1

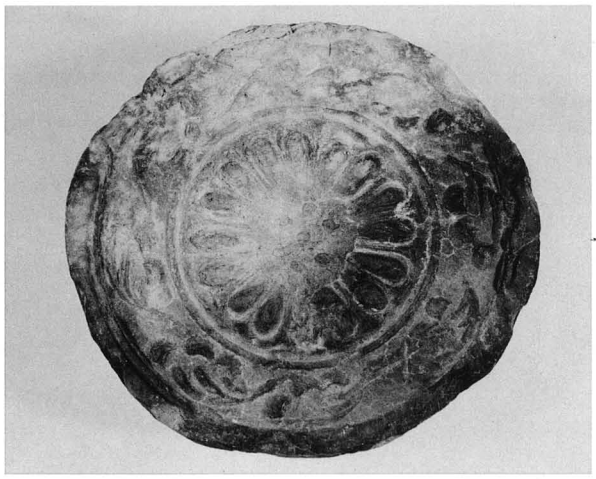

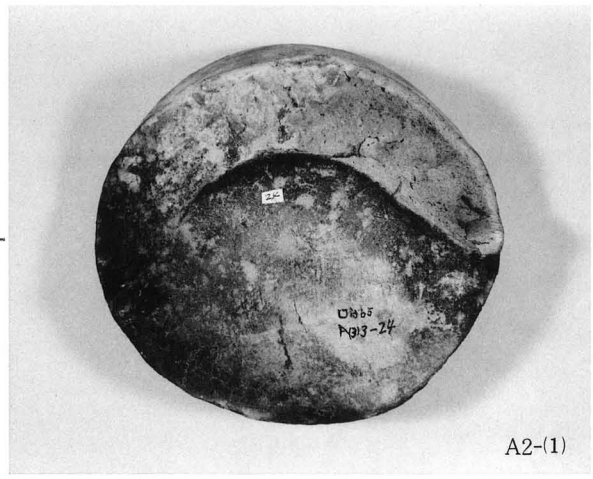

A2-(1)

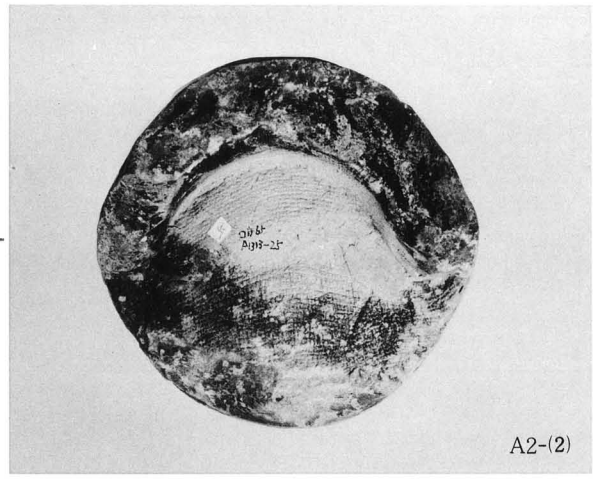

A2-(2)

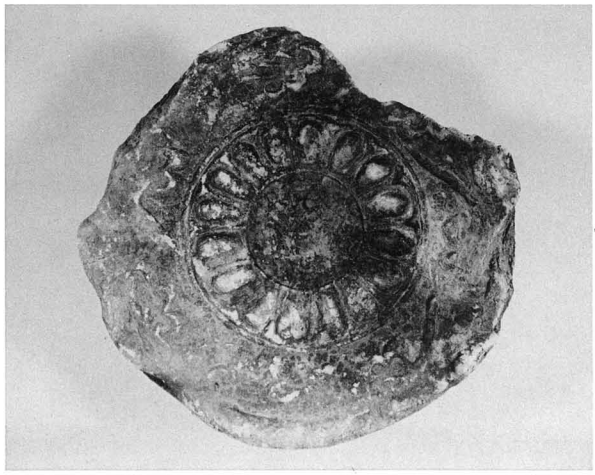

A3

図版四十七　遺物　軒丸瓦

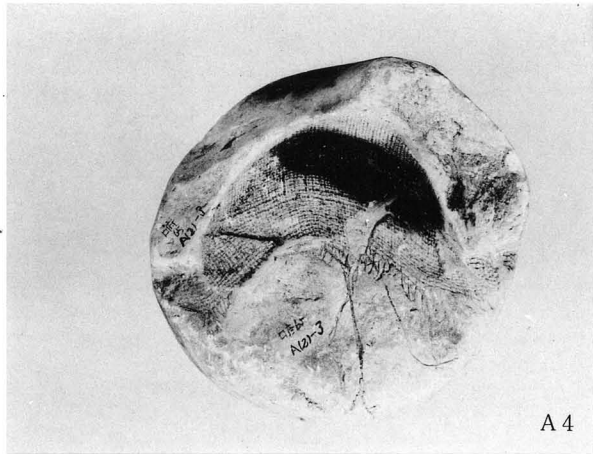

A4

A5

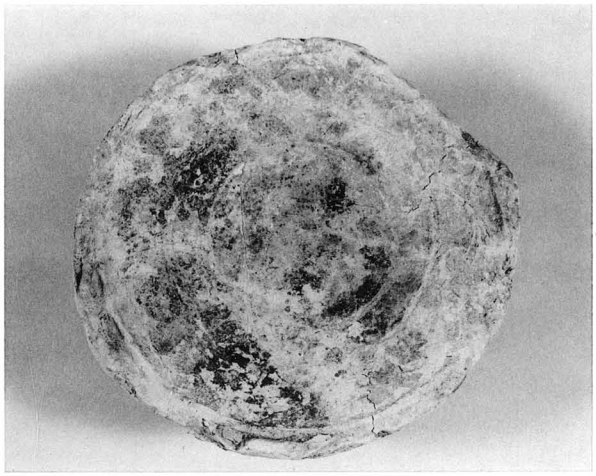

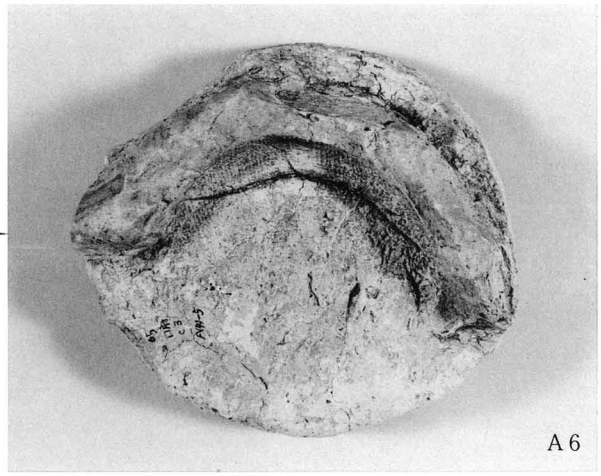

A6

B

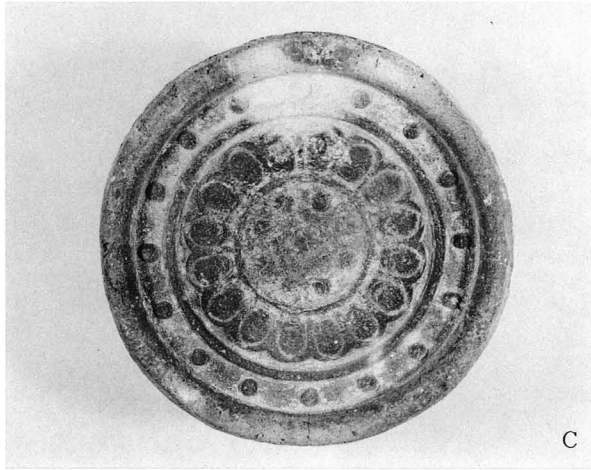

C

図版四十八　遺物　軒丸瓦

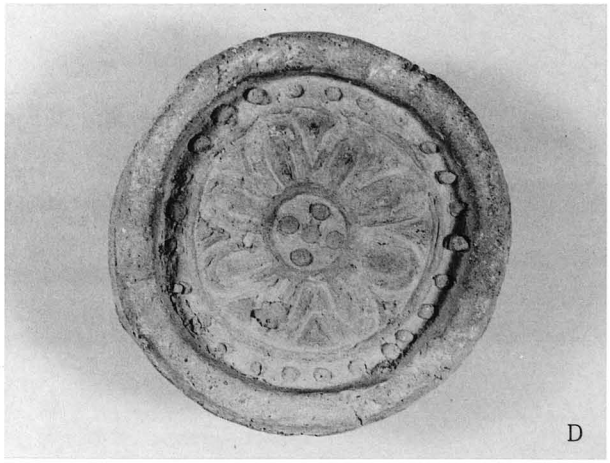

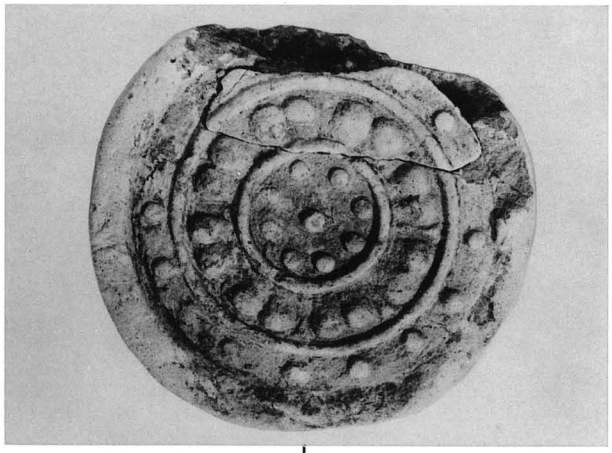

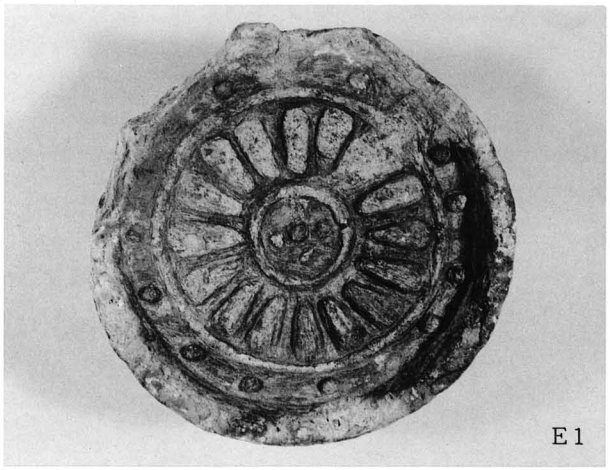

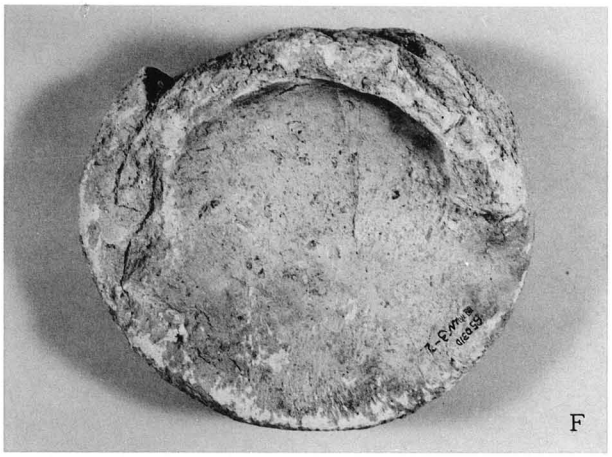

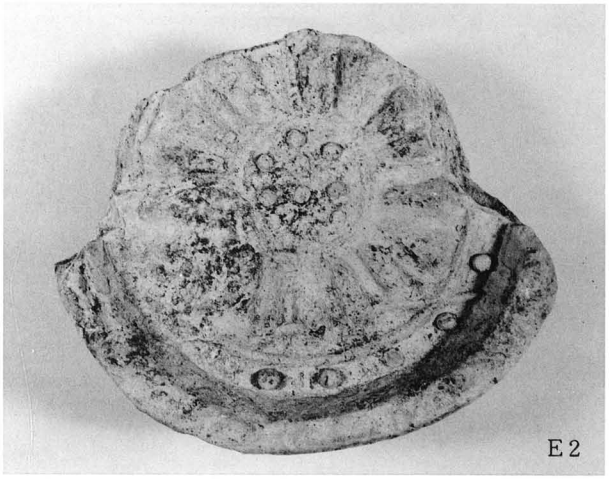

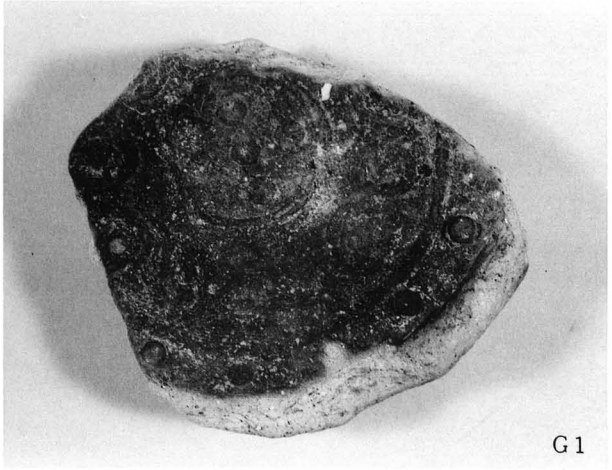

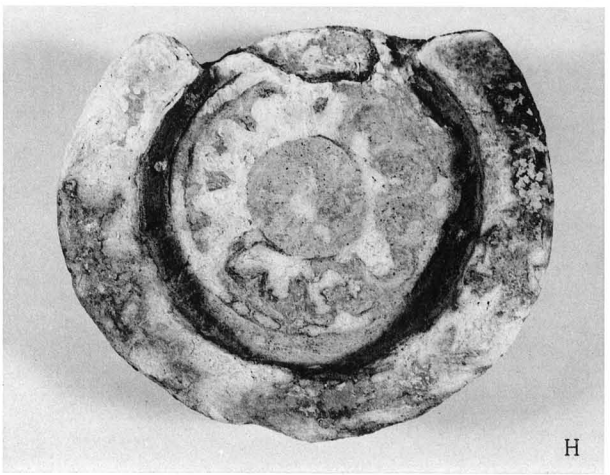

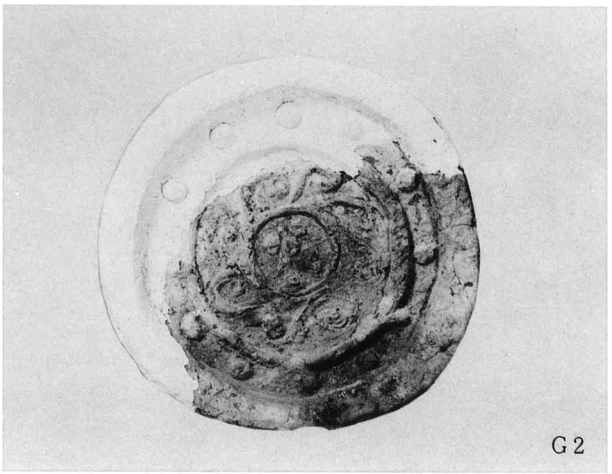

図版四十九　遺物　軒平瓦

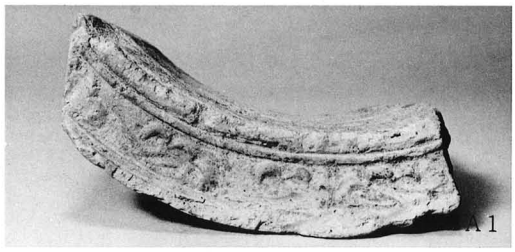

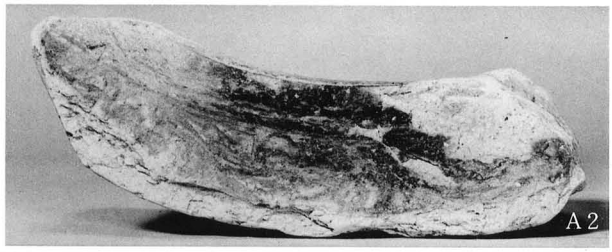

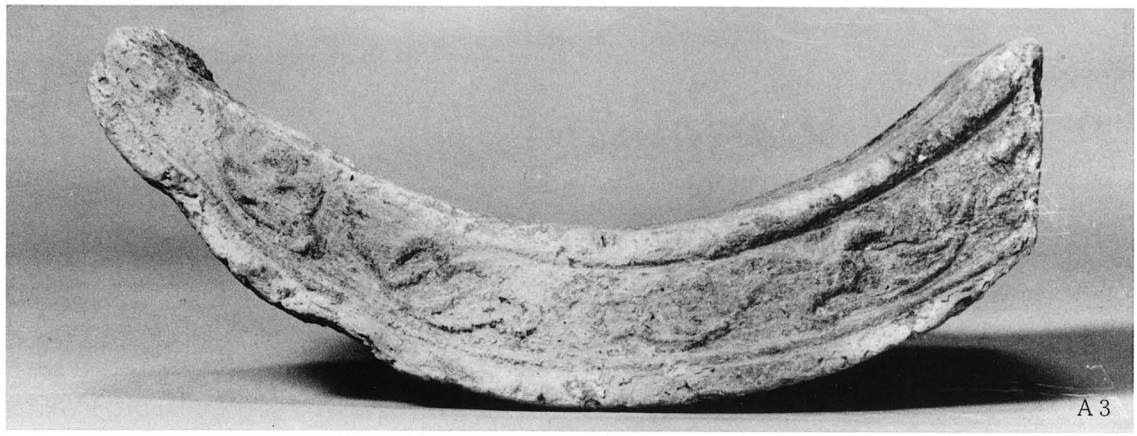

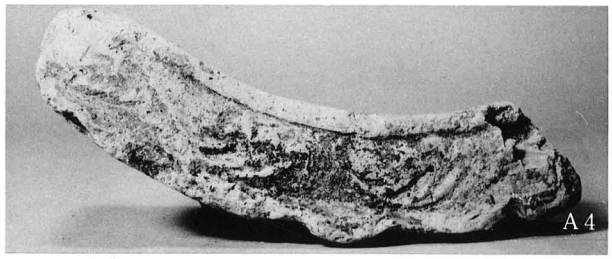

図版五十　遺物　軒平瓦

E

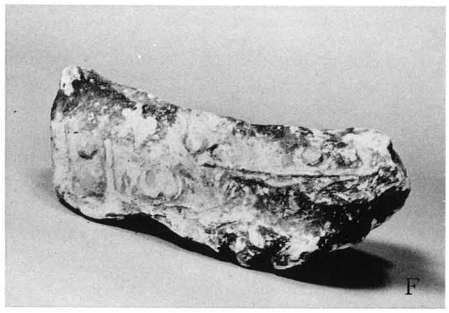
F

G

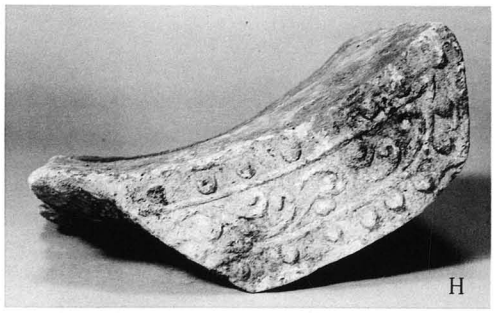
H

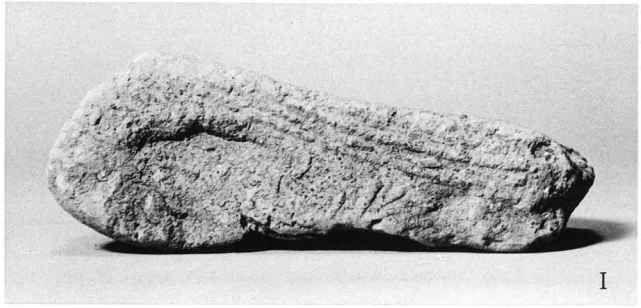
I

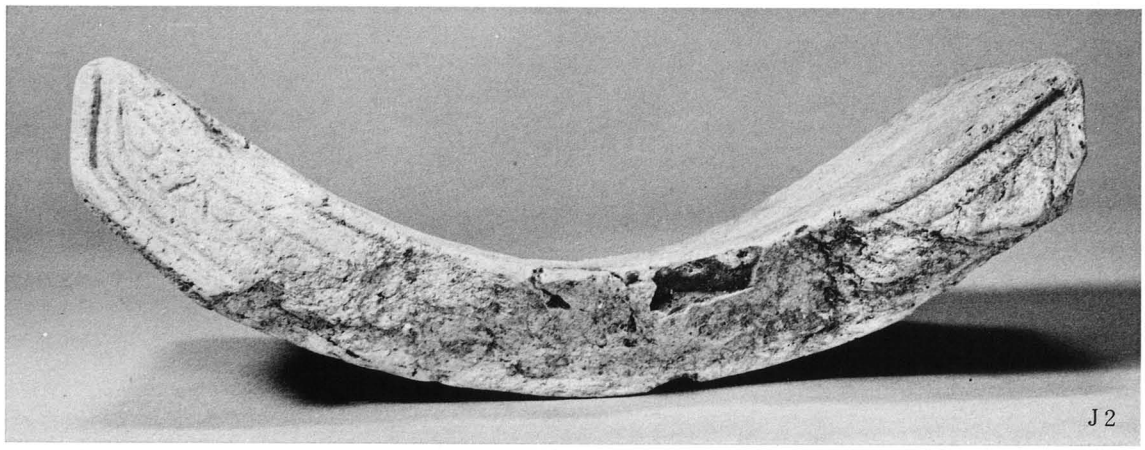
J2

J1

K

図版五十一　遺物　流雲文鬼板

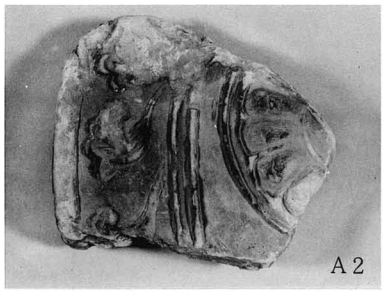

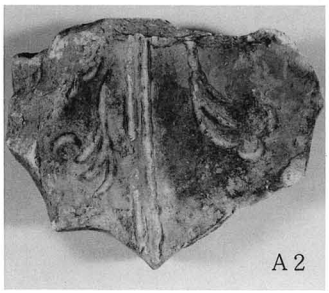

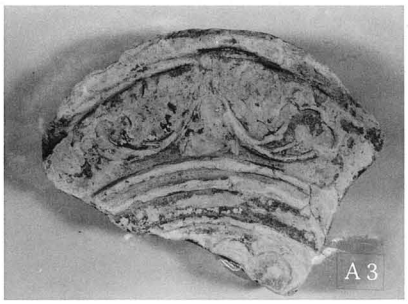

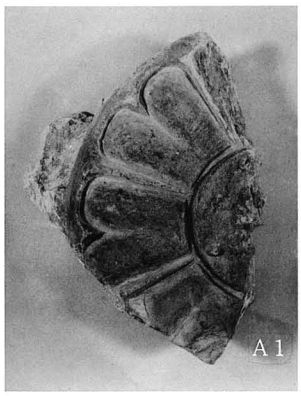

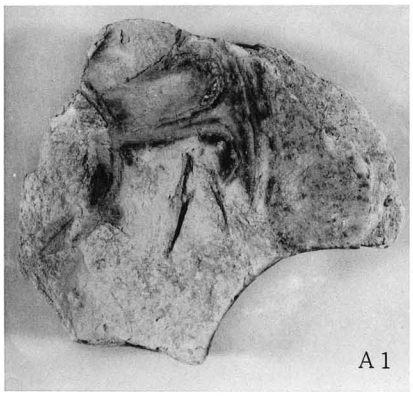

図版五十二　遺物　鬼面文鬼板・その他

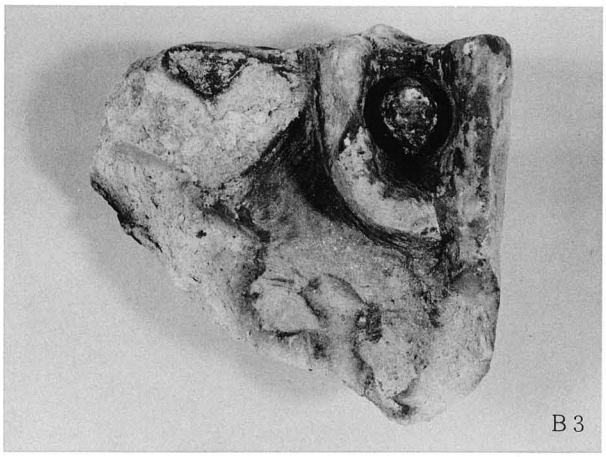

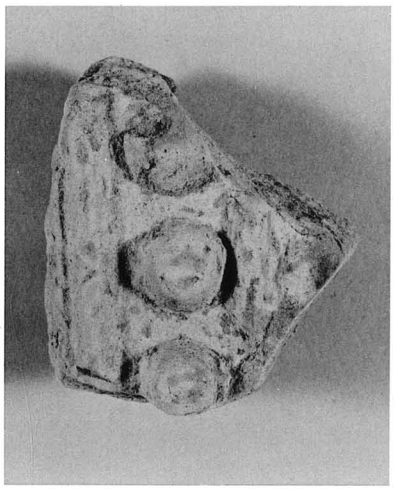

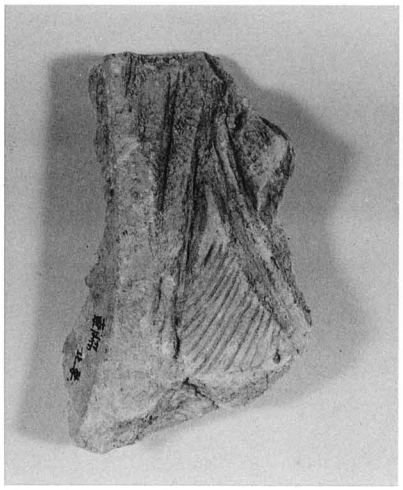

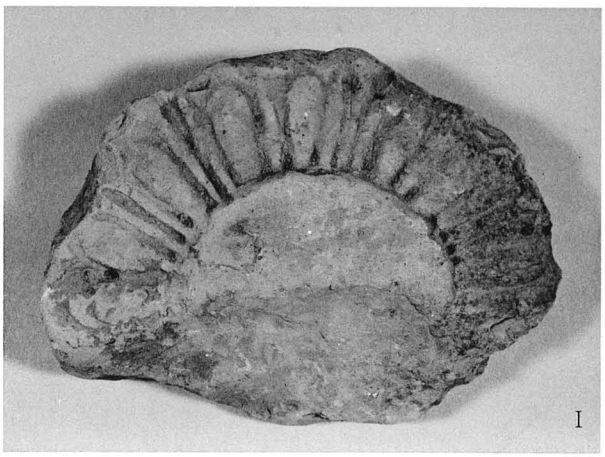

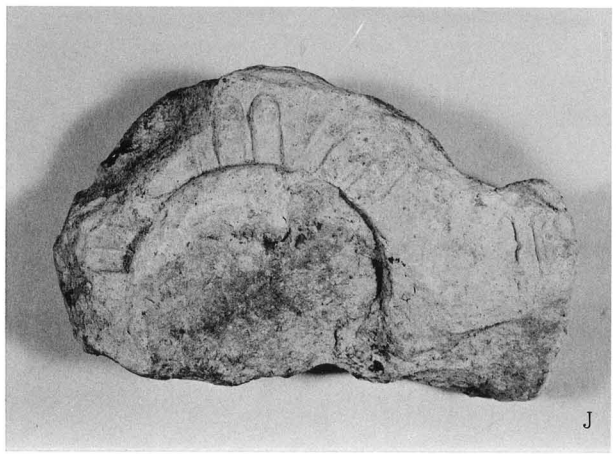

図版五十三　遺物　丸瓦

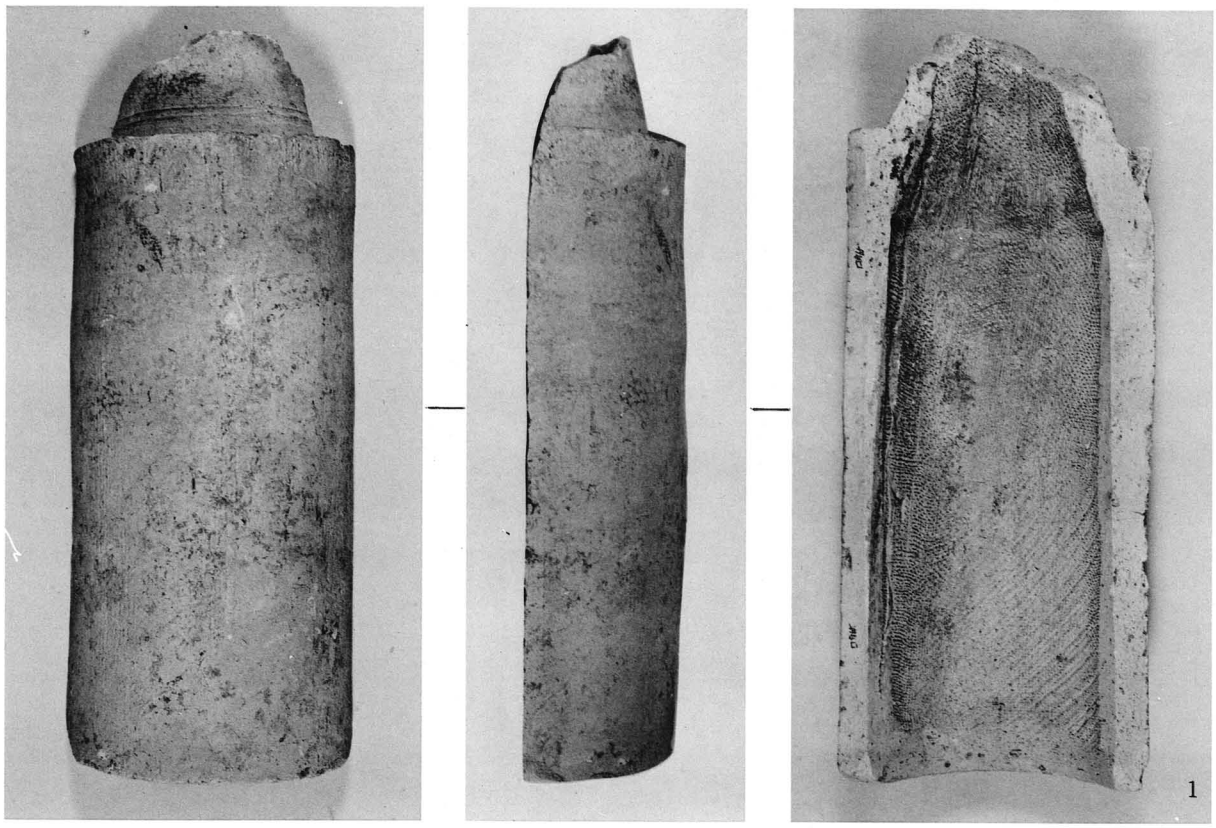

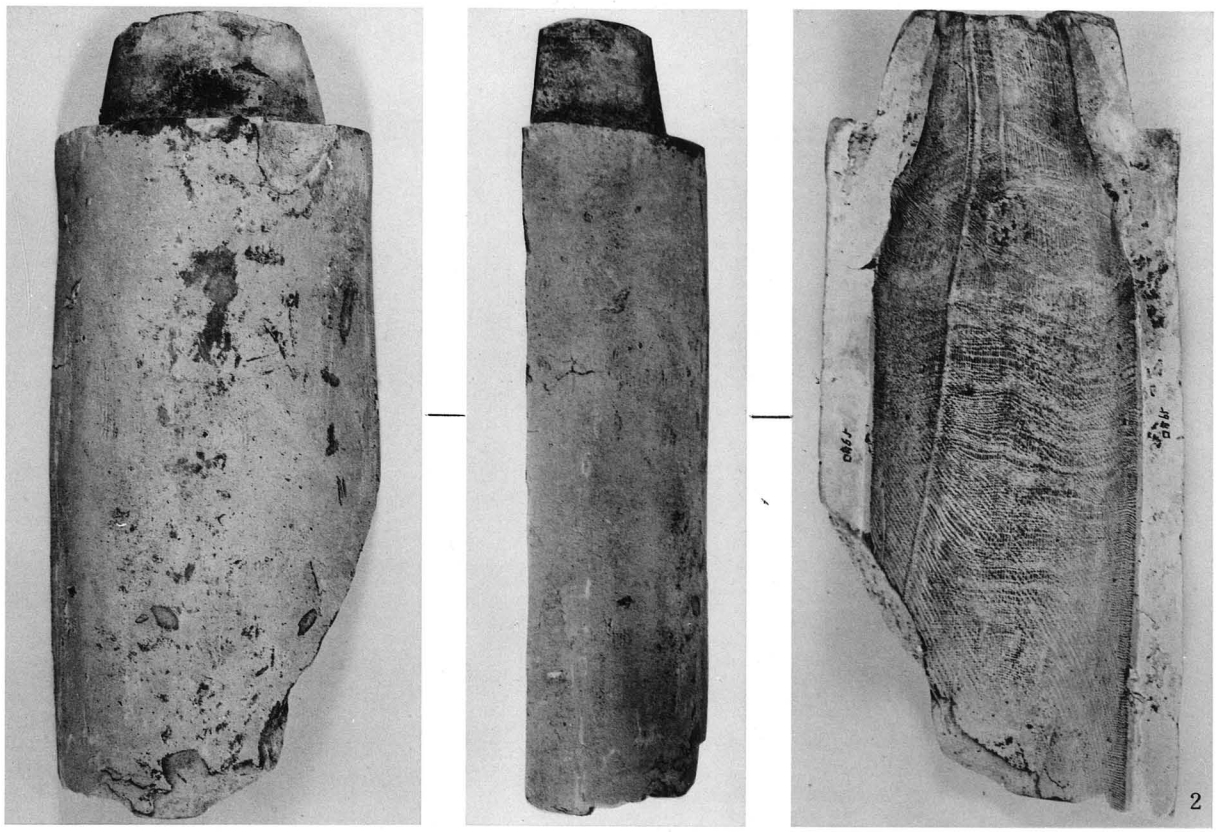

図版五十四　遺物　丸瓦

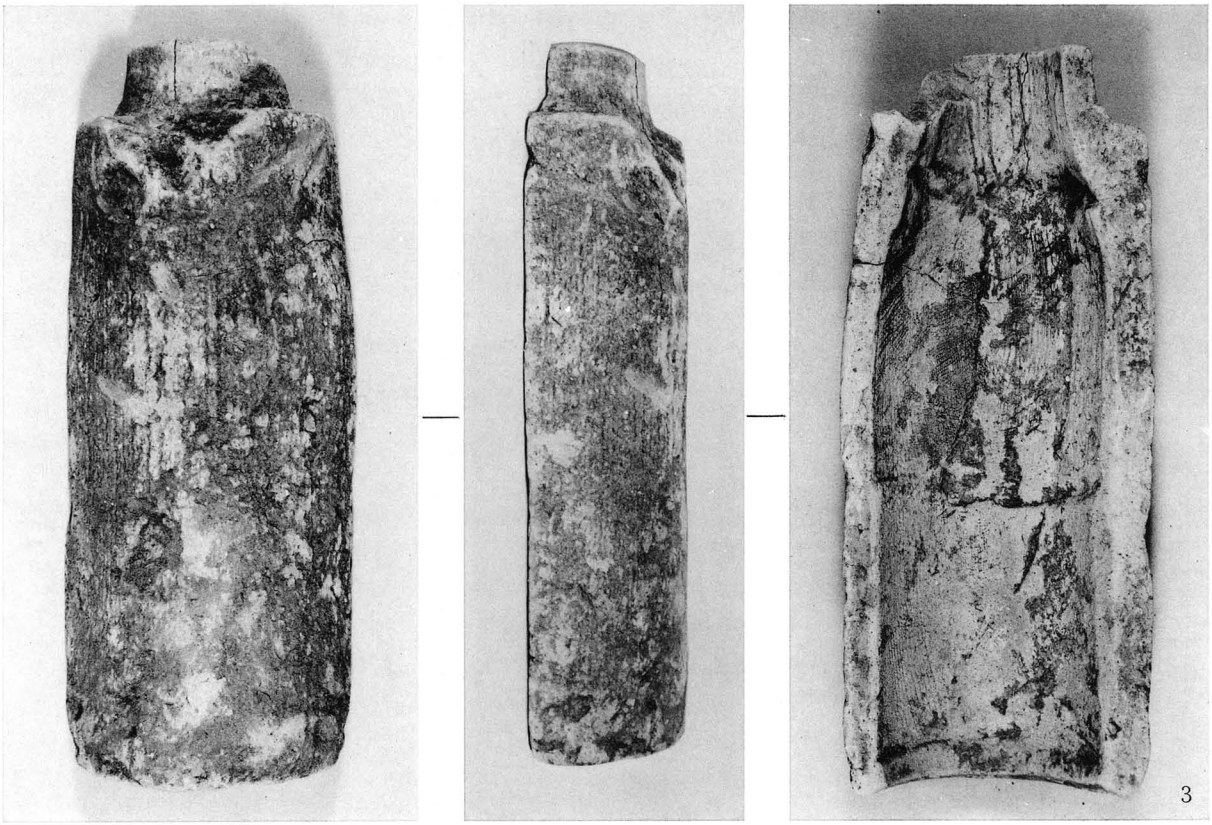

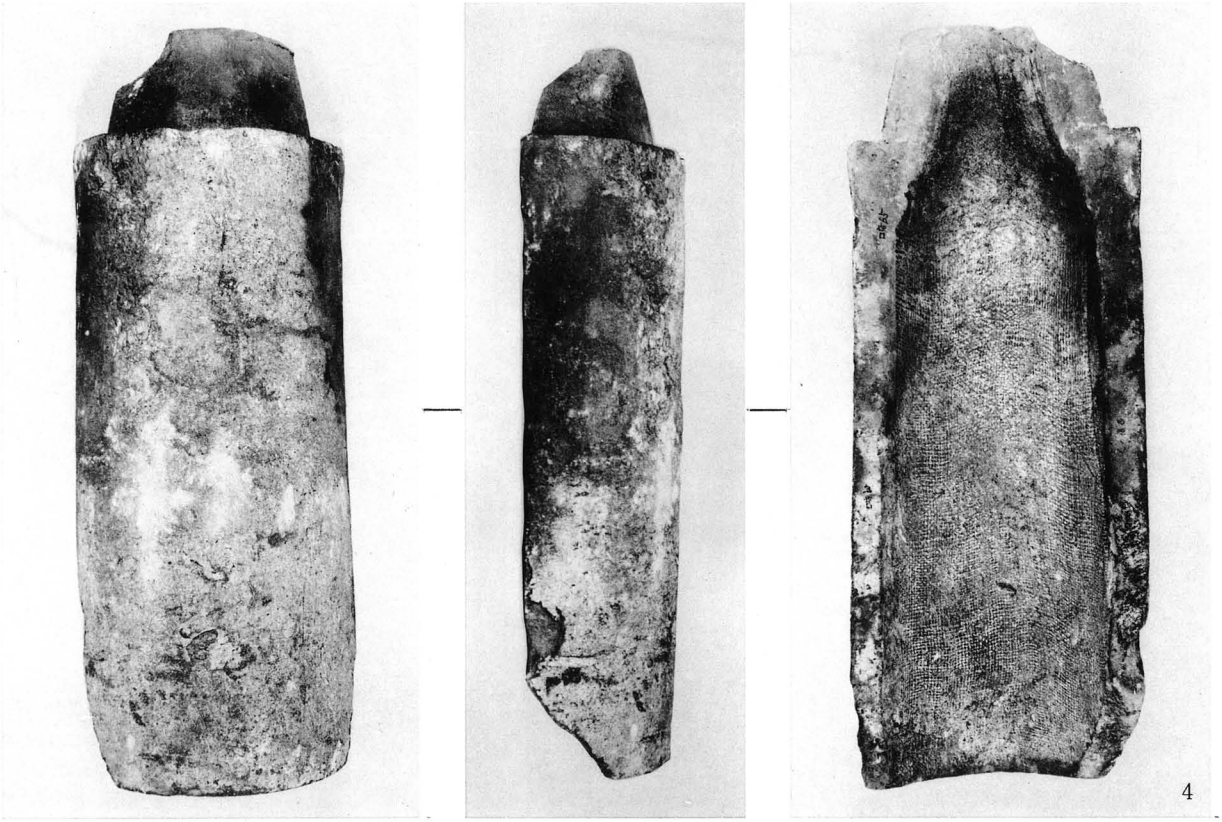

図版五十五　遺物　平瓦

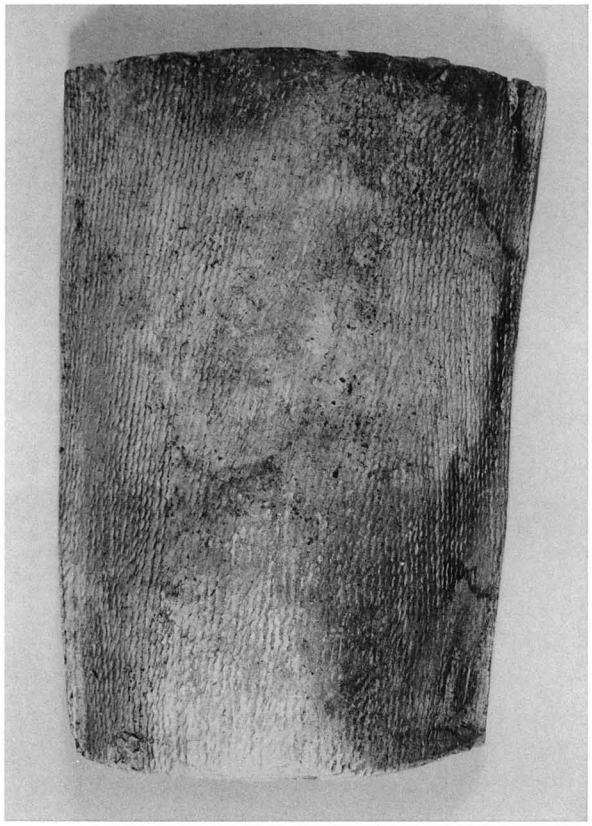

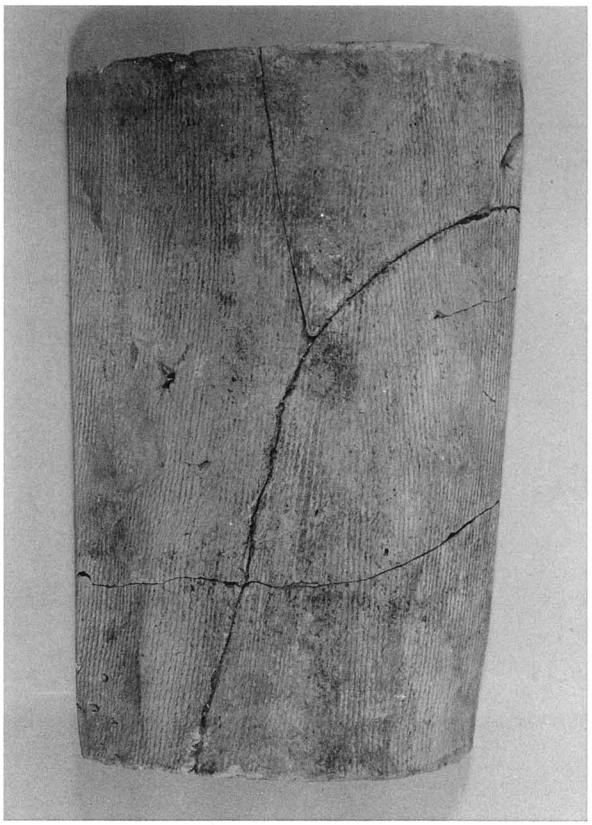

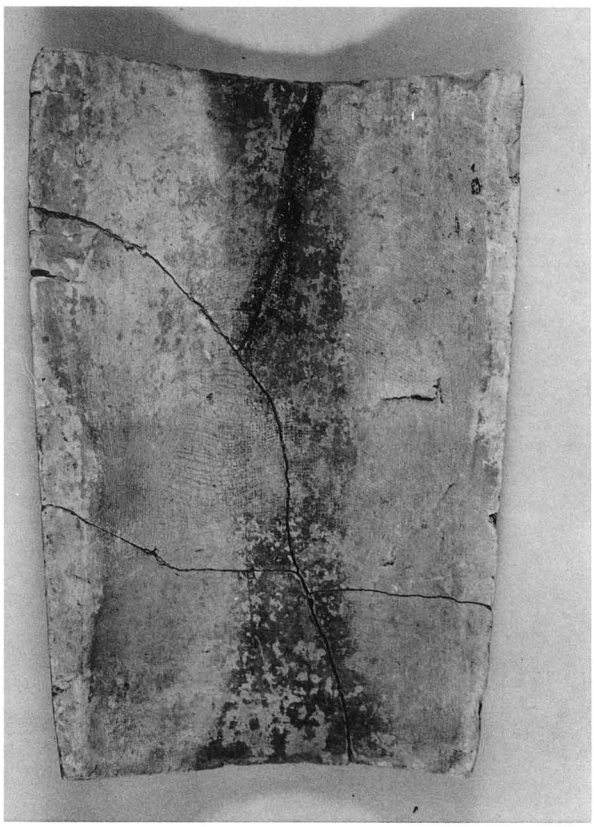

図版五十六　遺物　平瓦

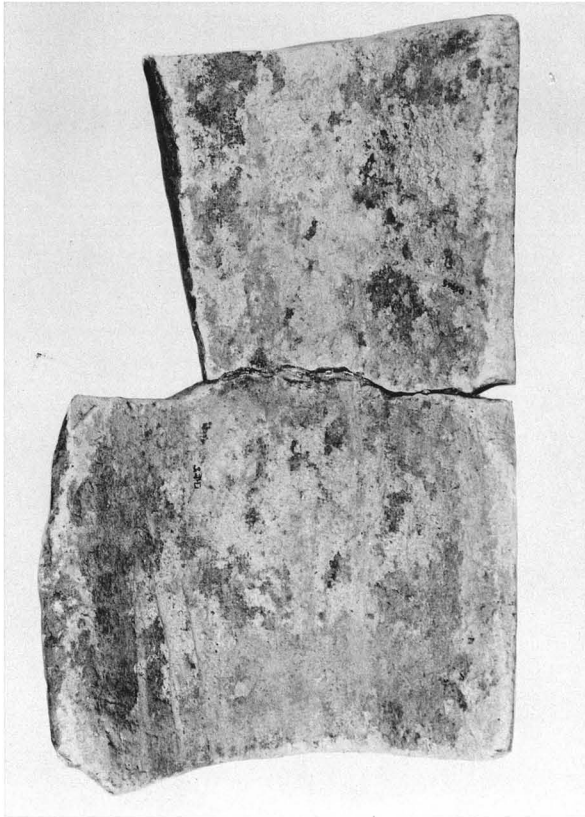

図版五十七　遺物　塼

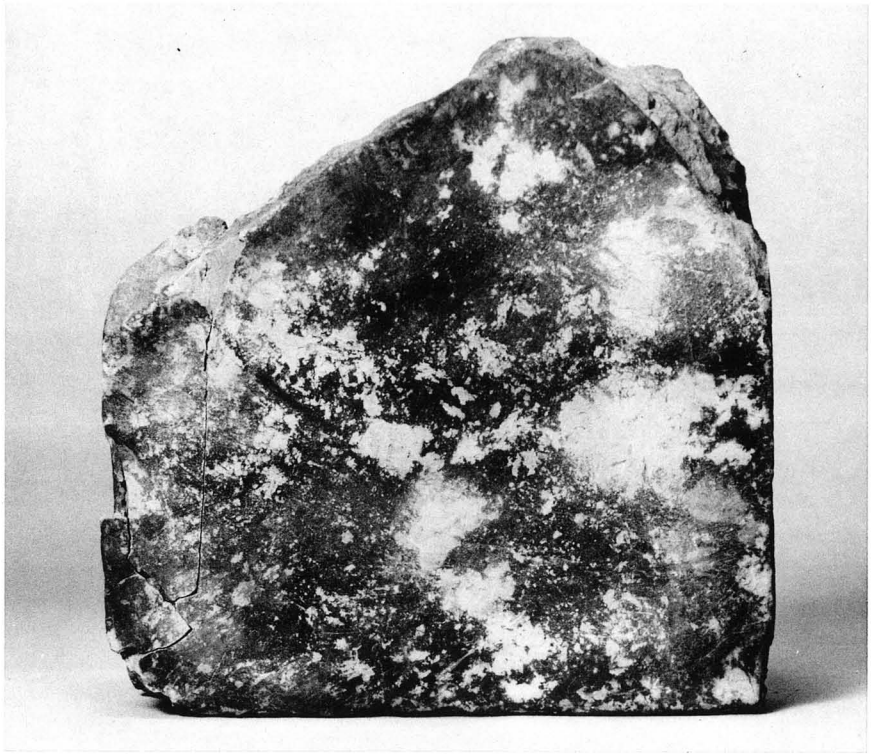

A

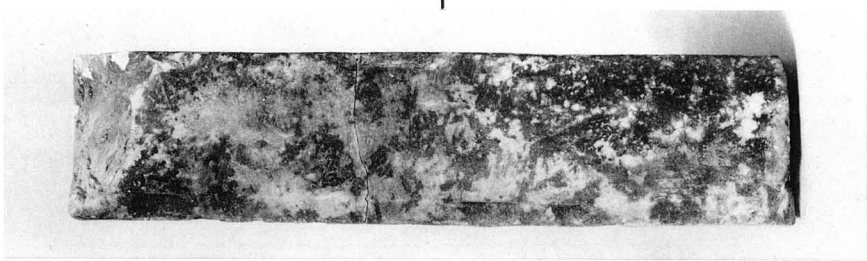

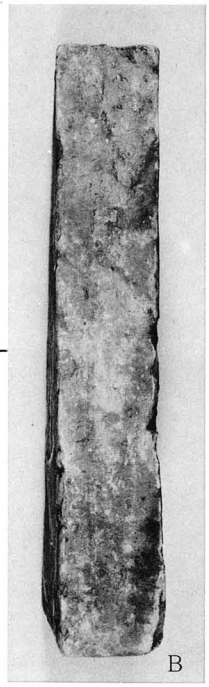

B

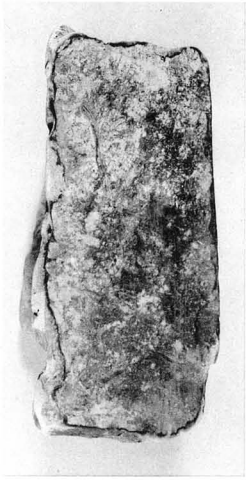

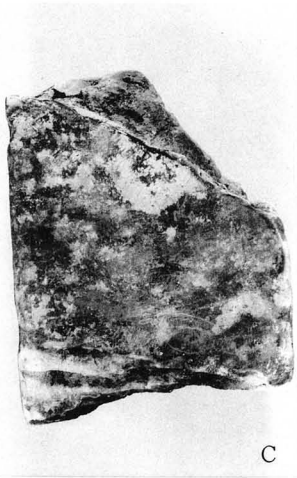

C

D

図版五十八　遺物　文字瓦・その他

1

2

4

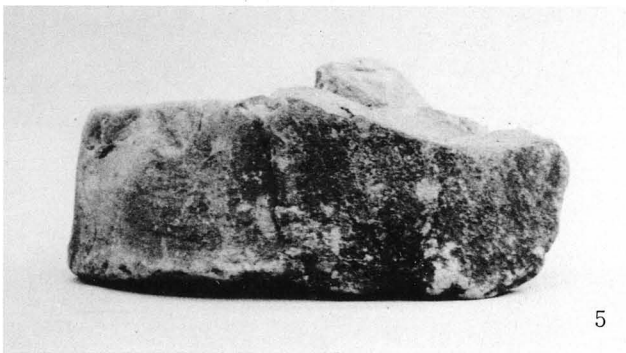
5

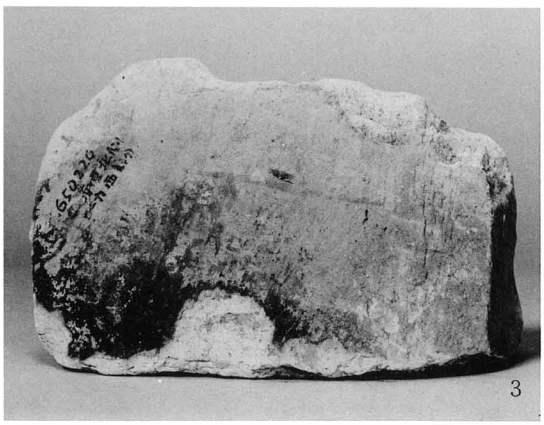
3

6

平面図

図面二　国衙域平面図

図面三　発掘遺構配置図

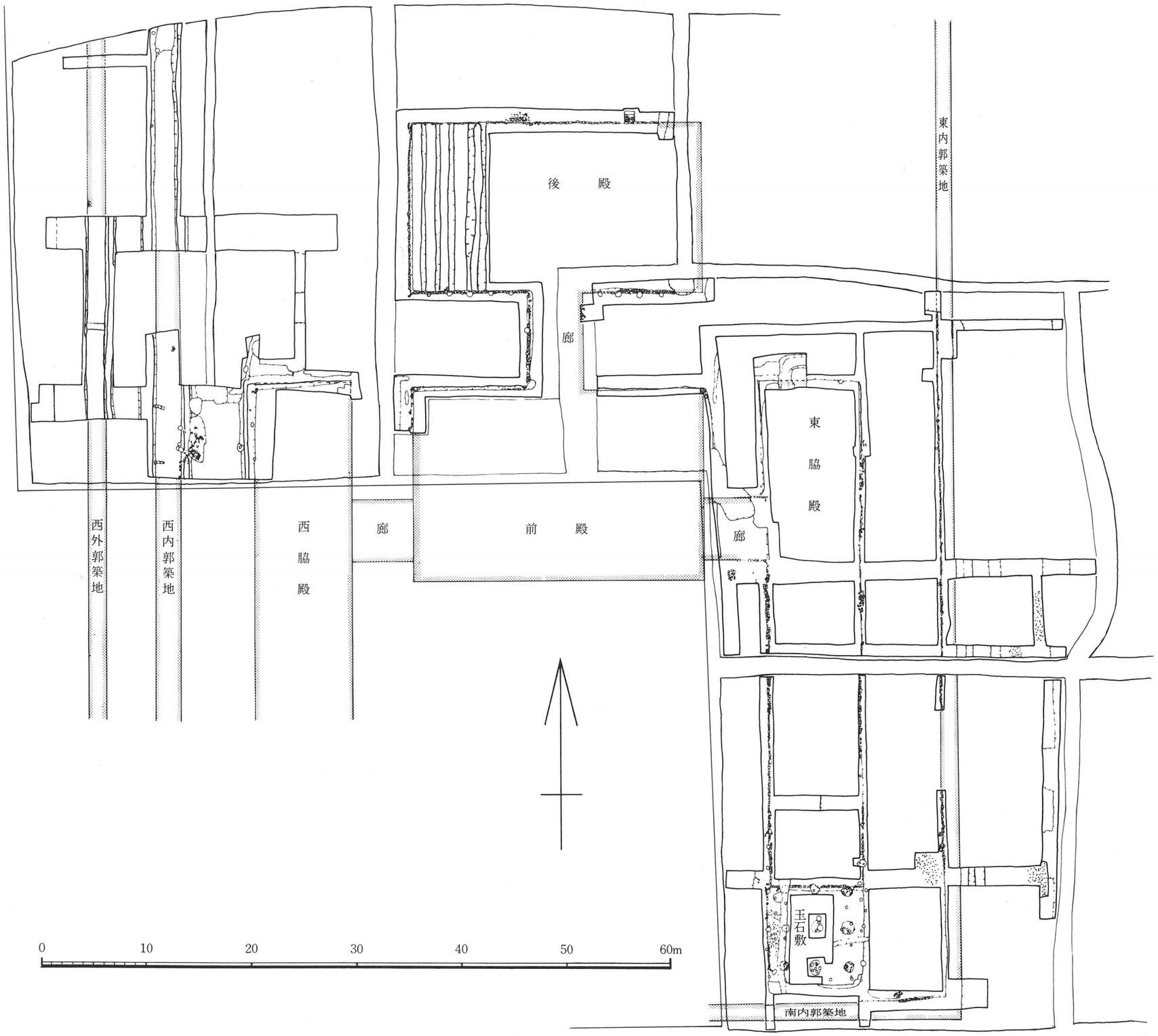
後　殿
廊
東内郭築地
東
脇
殿
廊
前　殿
廊
西
脇
殿
西内郭築地
西外郭築地
玉石敷
南内郭築地
0
10
20
30
40
50
60m

図面四　正殿遺構実測図

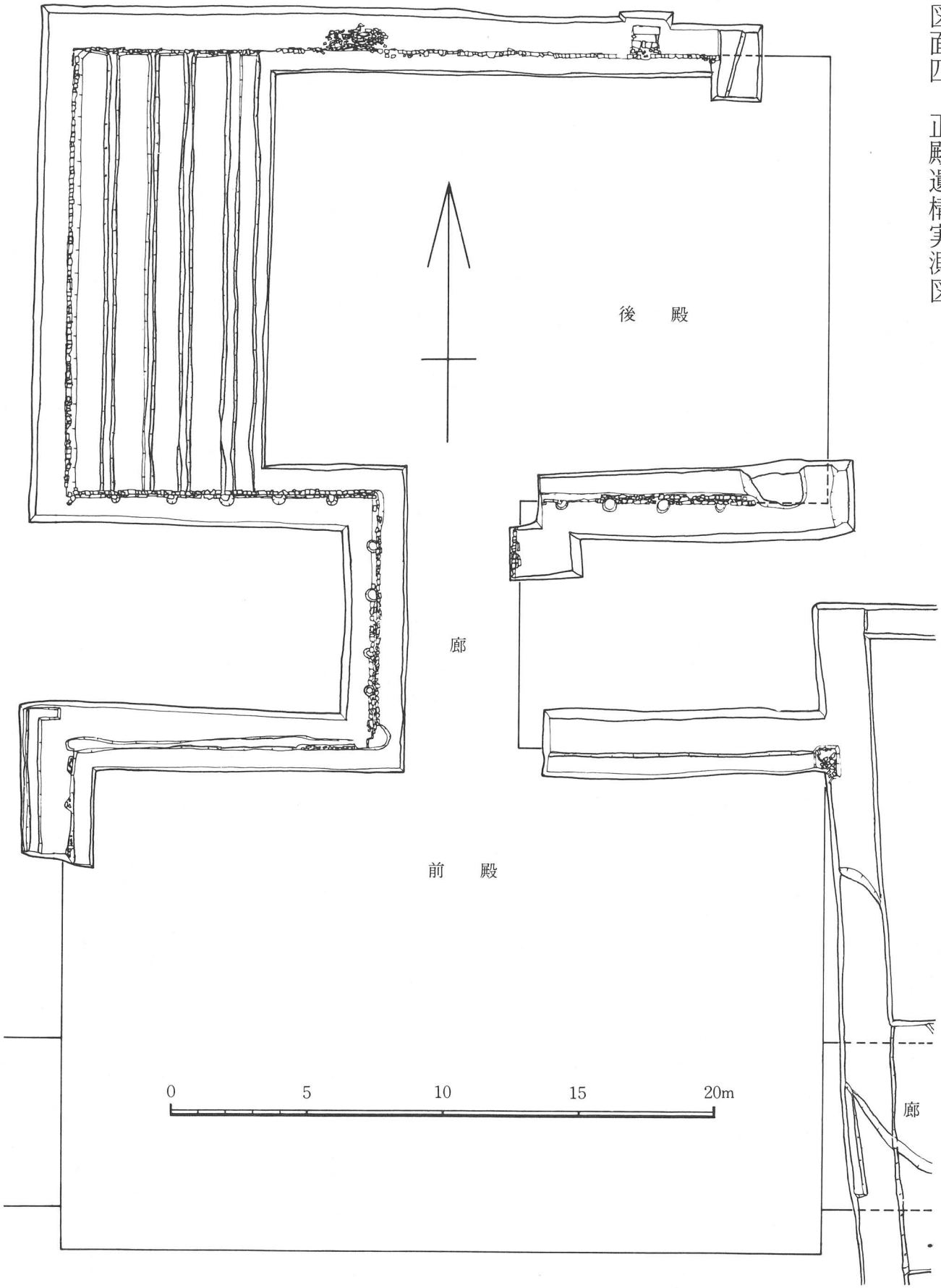

図面五　東脇殿遺構実測図（北半）

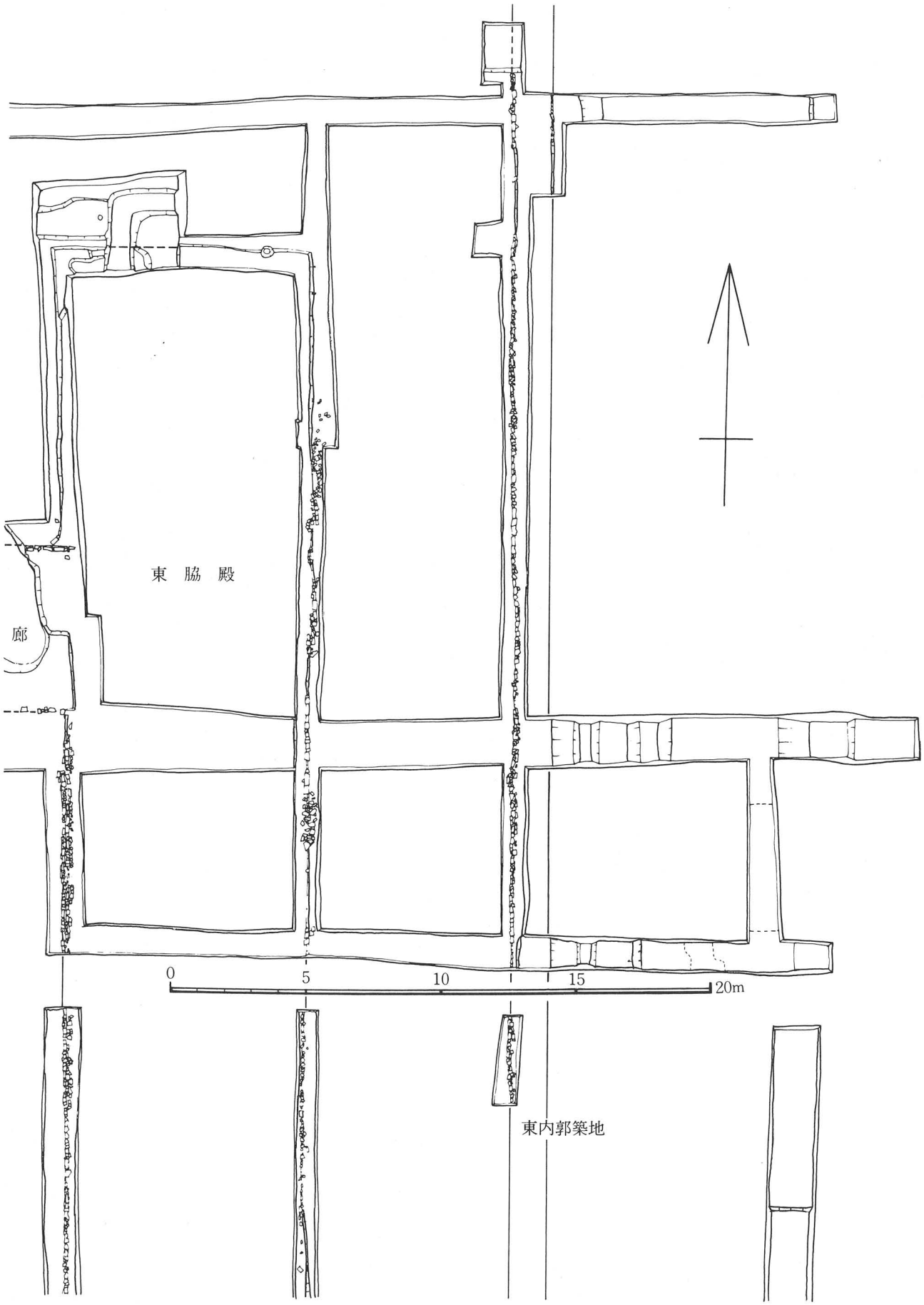

図面六　東脇殿遺構実測図（南半）

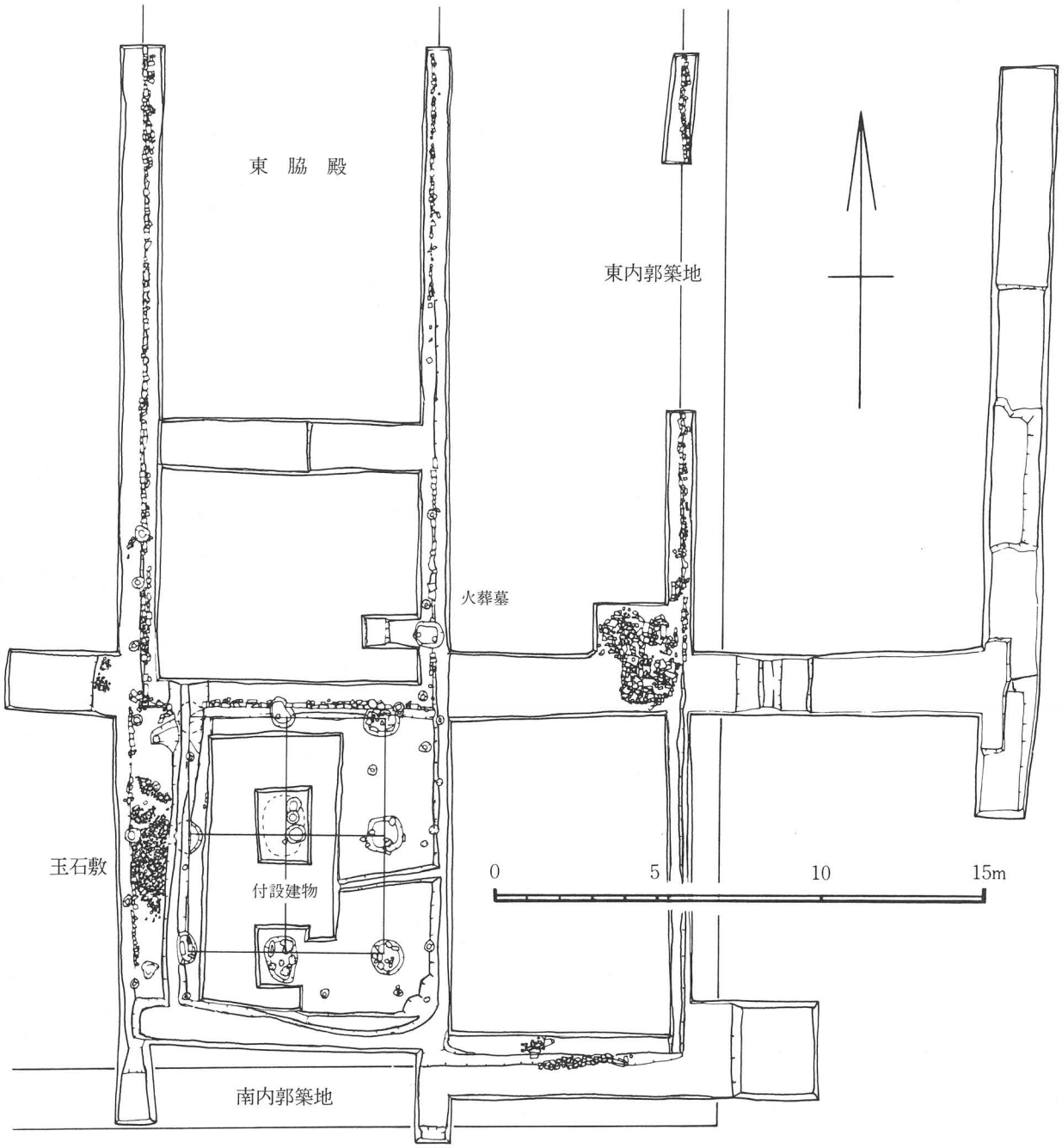

図面七　西築地遺構実測図

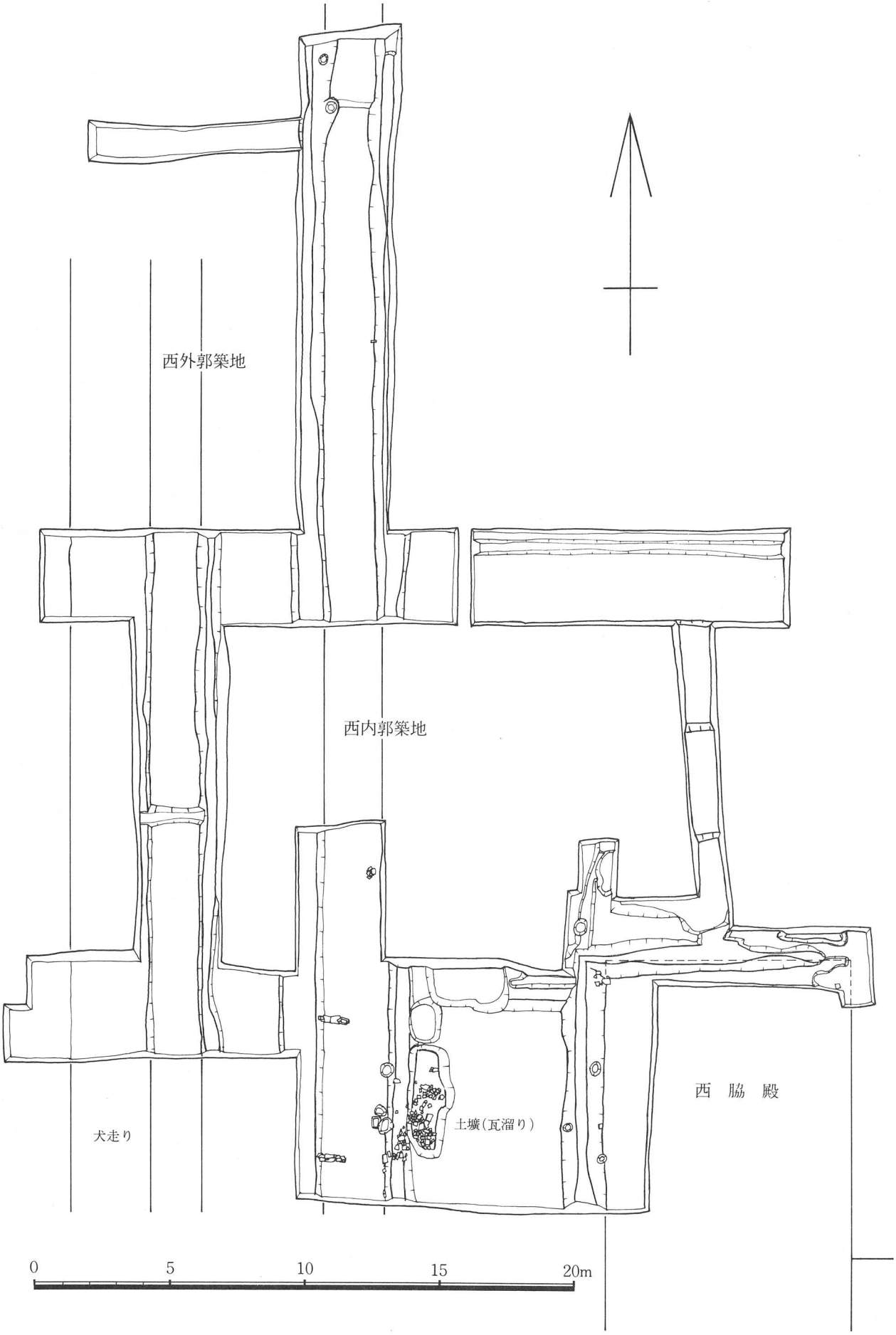

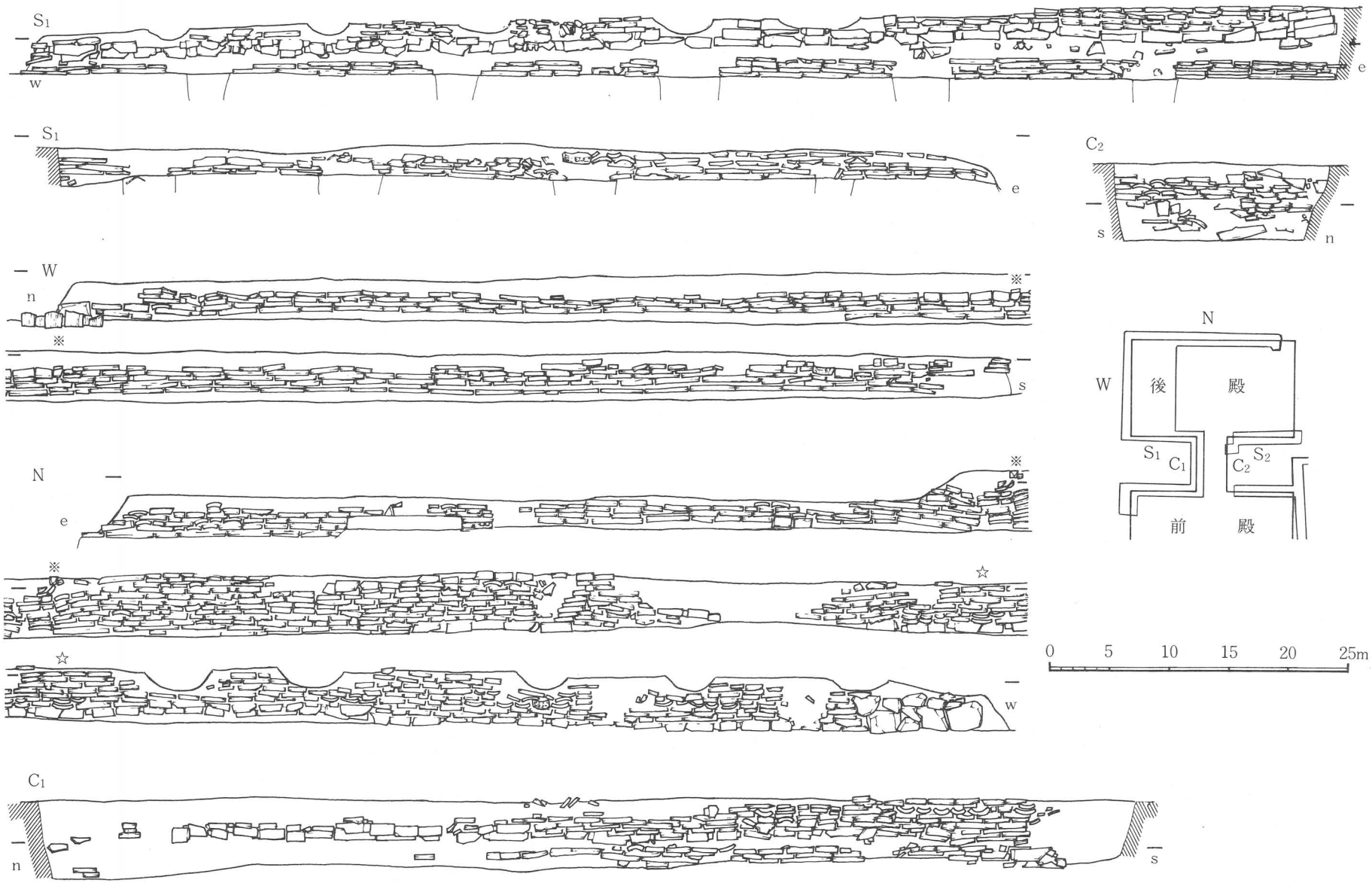

図版八　正殿瓦積基壇実測図

図面九　須恵器実測図

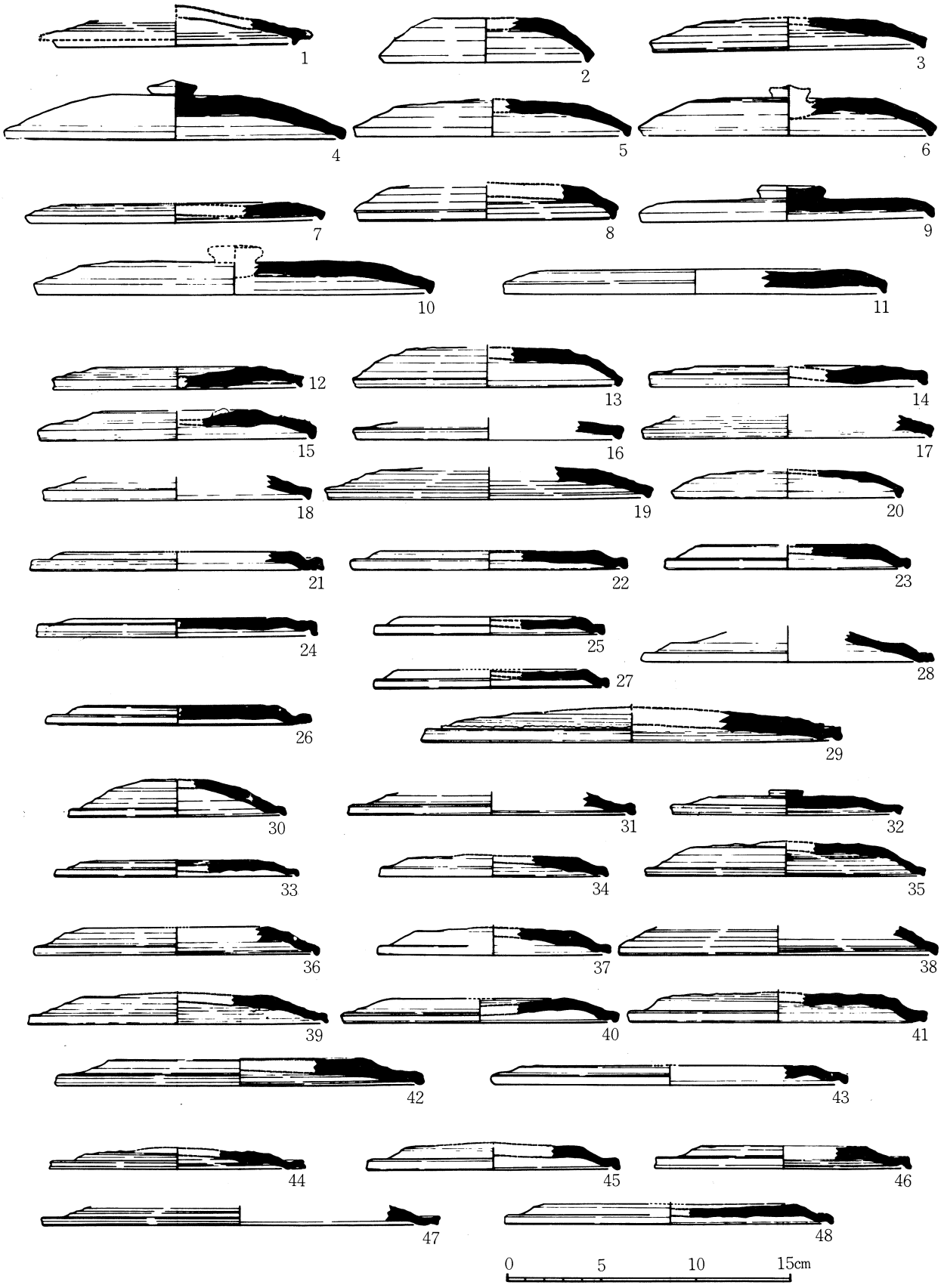
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
27
28
26
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
0
5
10
15cm

図面十　須恵器実測図

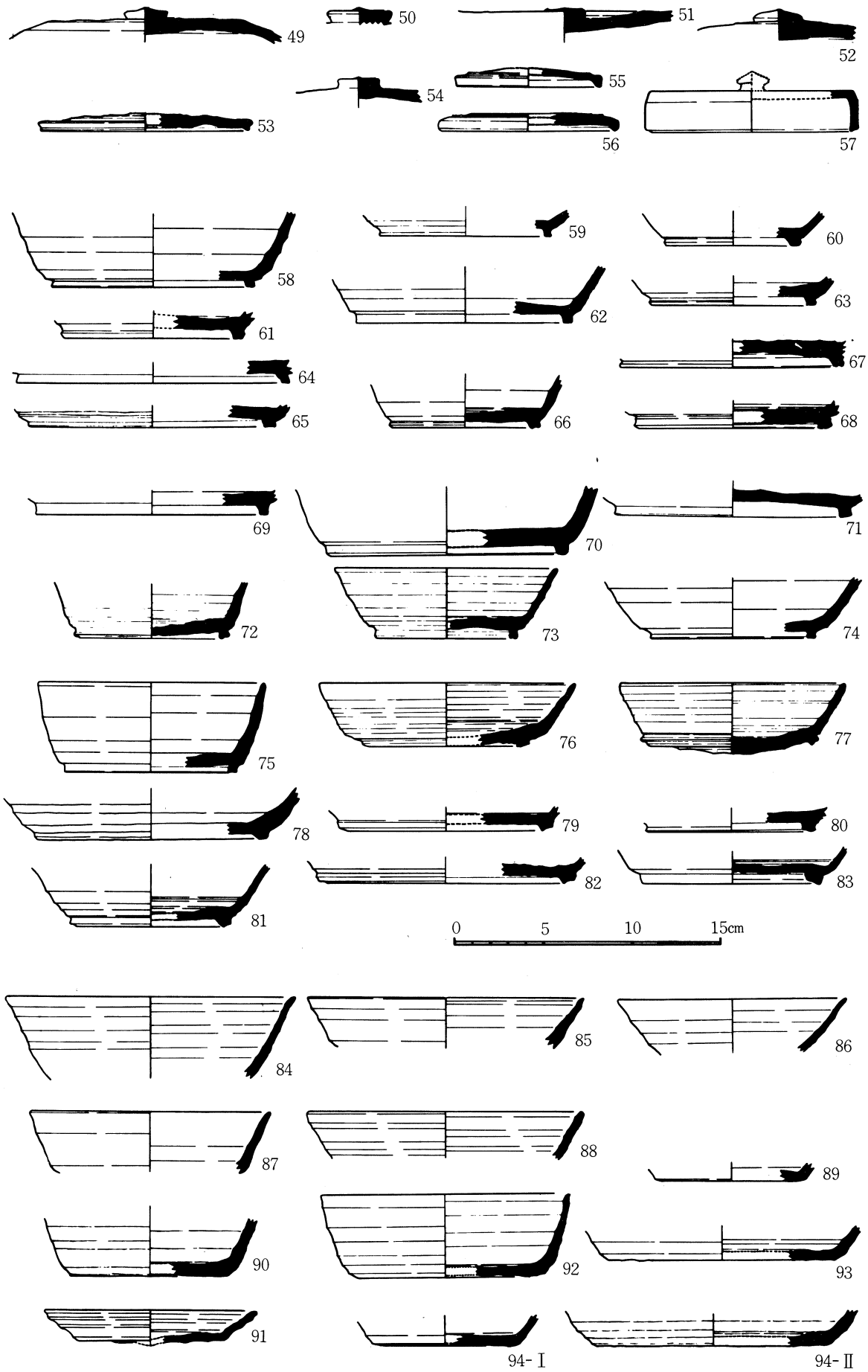
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
0
5
10
15cm
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94-Ⅰ
94-Ⅱ

図面十一　須恵器実測図

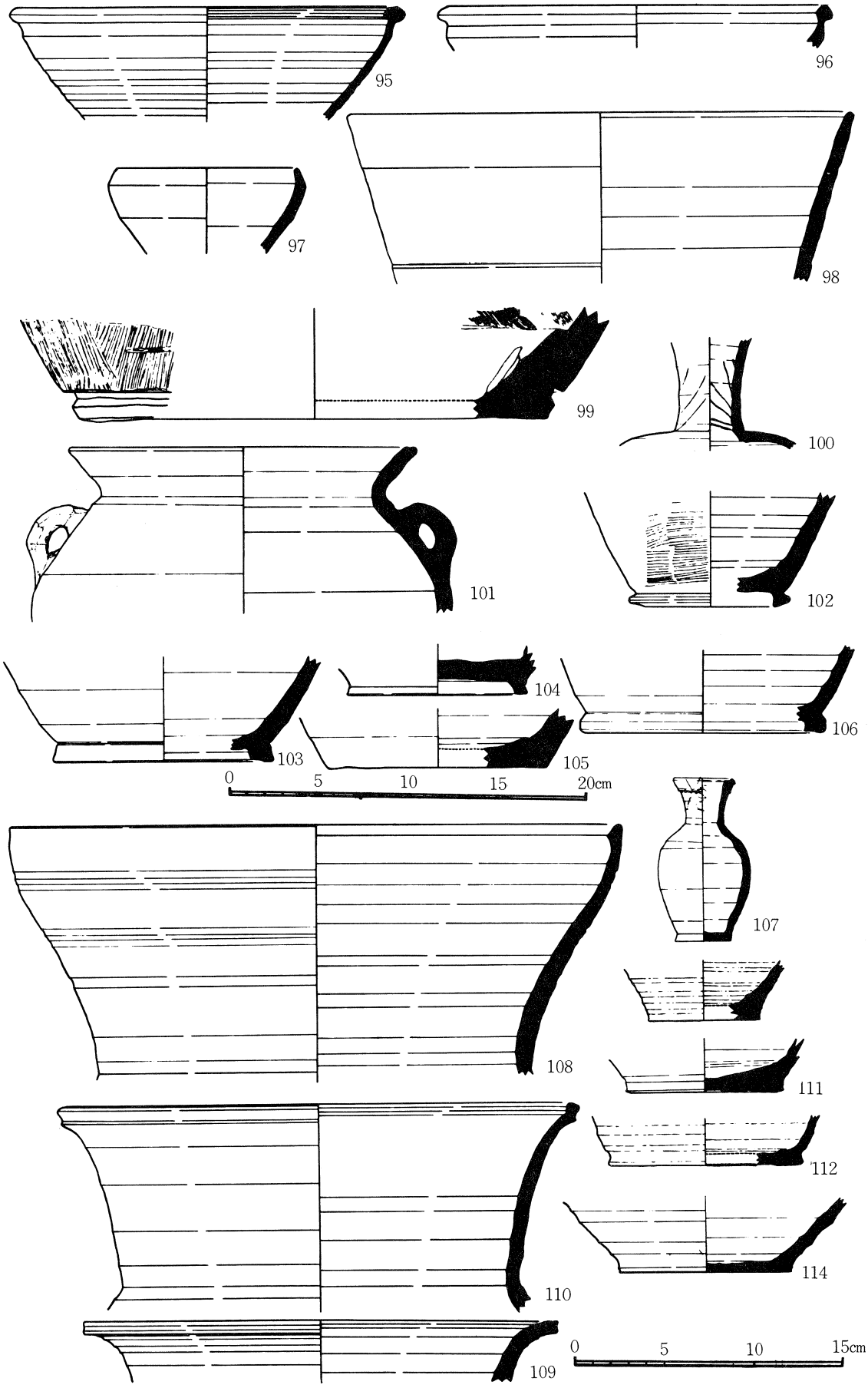
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
0 5 10 15 20cm
107
108
109
110
111
112
114
0 5 10 15cm

図面十二　土師器実測図

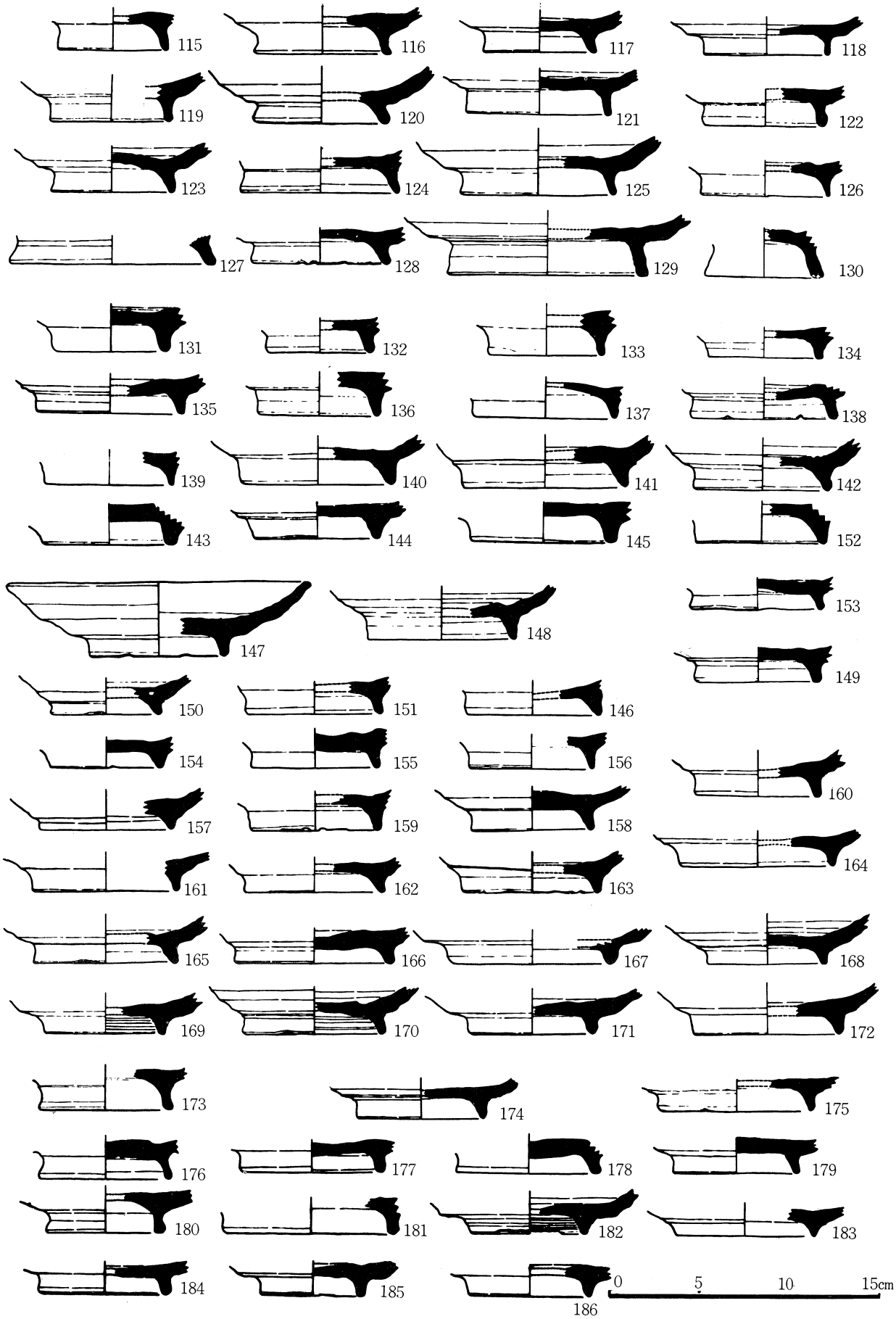
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
152
147
148
153
149
150
151
146
154
155
156
160
157
159
158
164
161
162
163
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
0
5
10
15cm

図面十三　土師器実測図

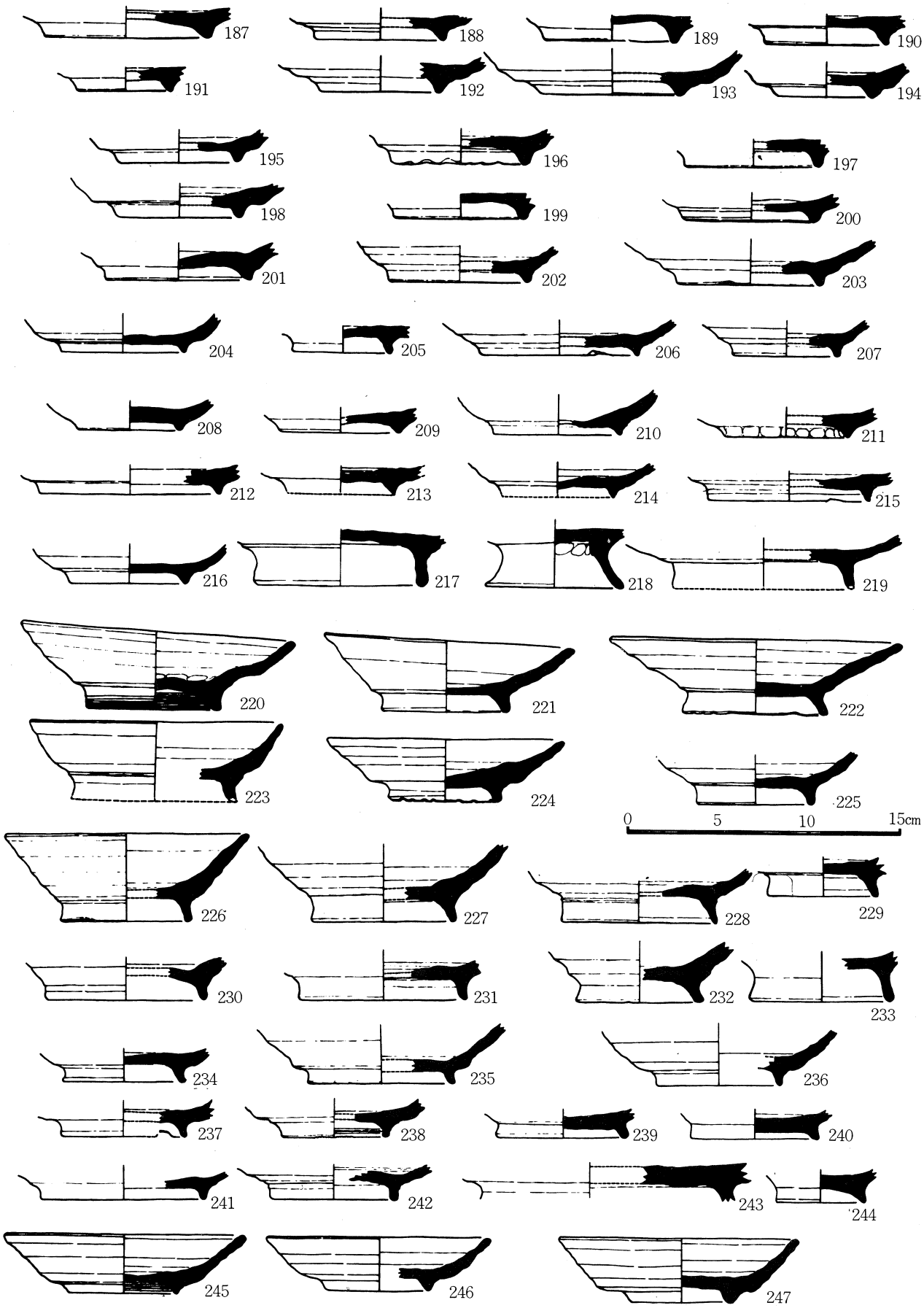
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
0
5
10
15cm
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247

図面十四　土師器実測図

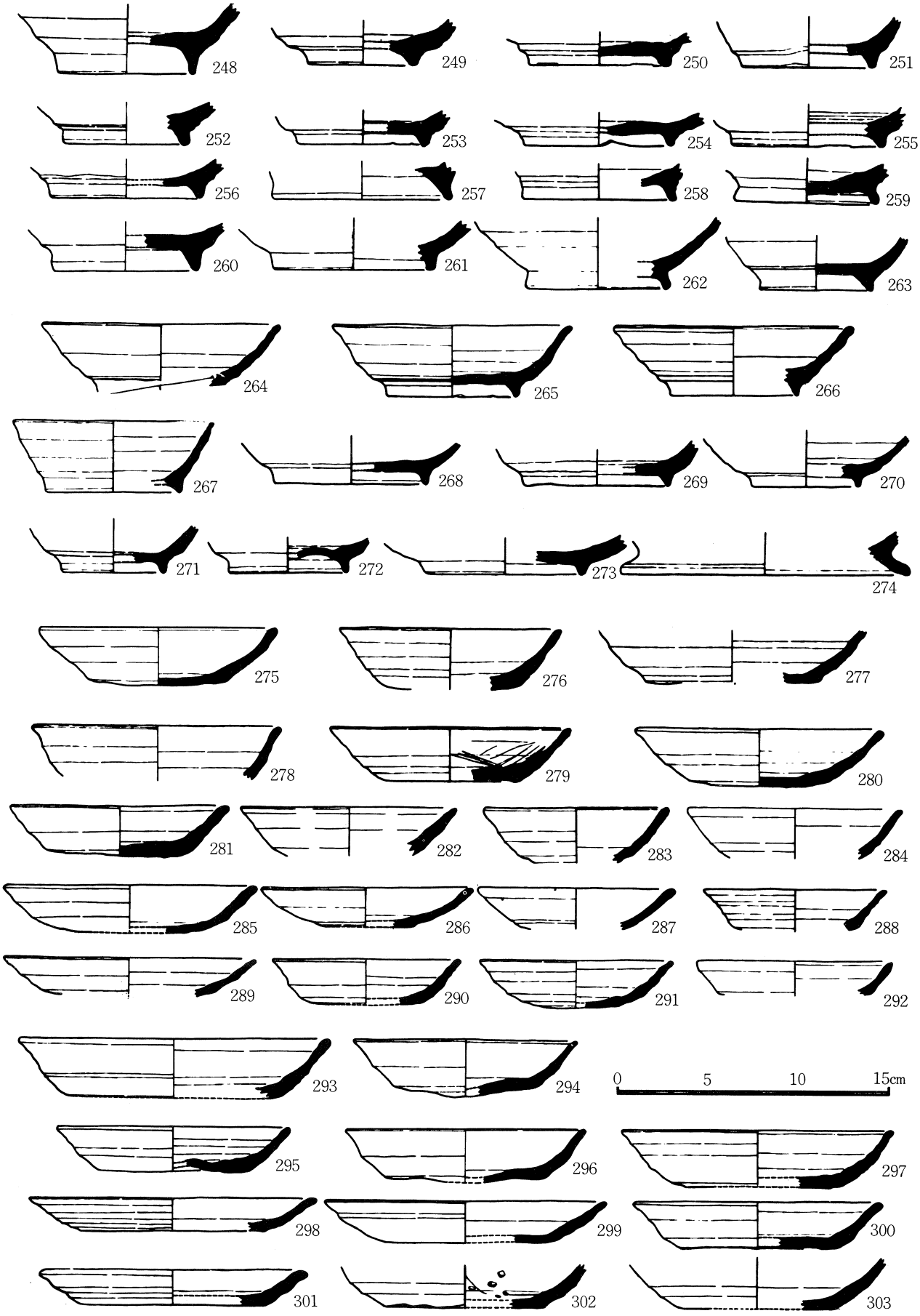
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
0 5 10 15cm
295
296
297
298
299
300
301
302
303

図面十五　土師器実測図

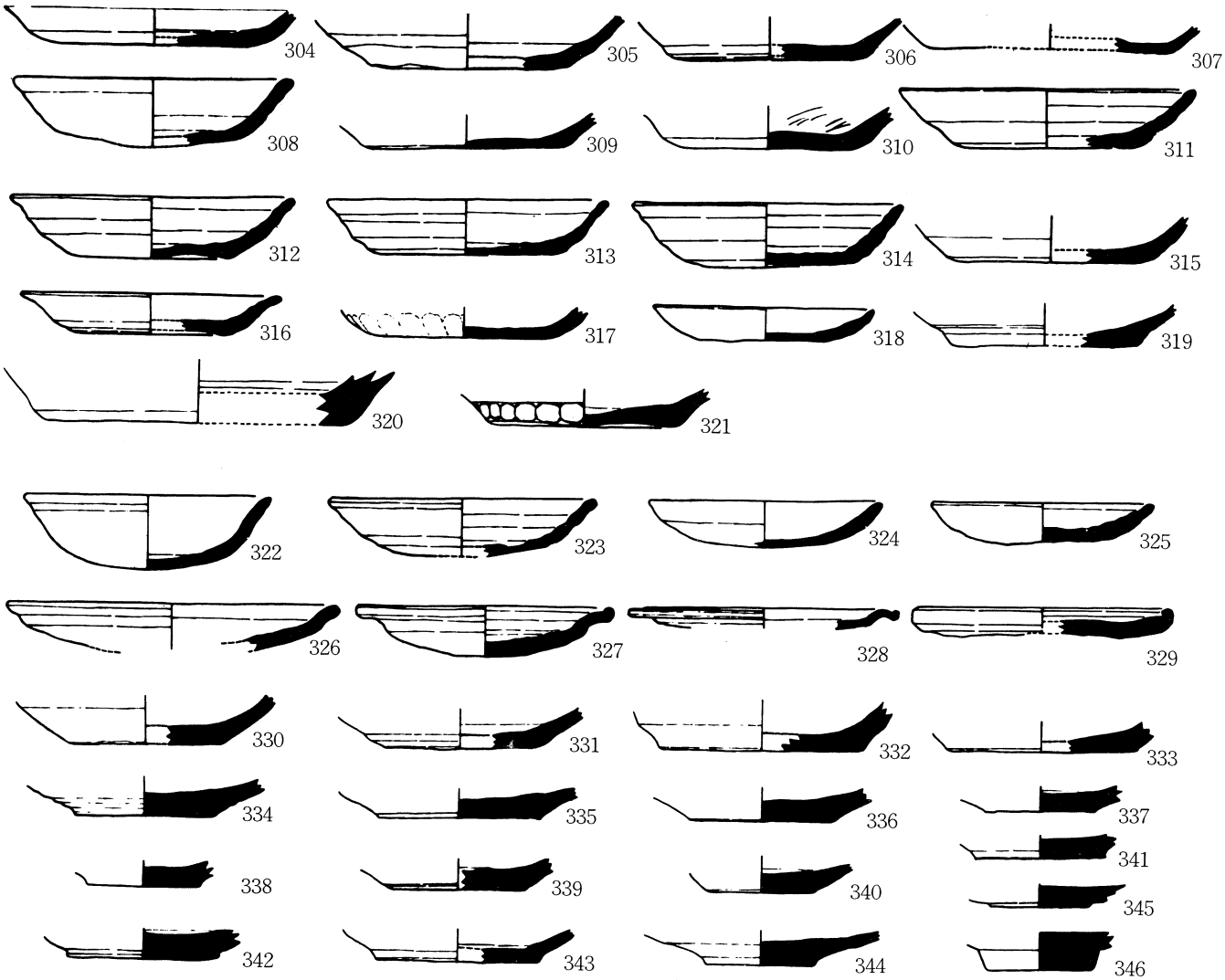
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346

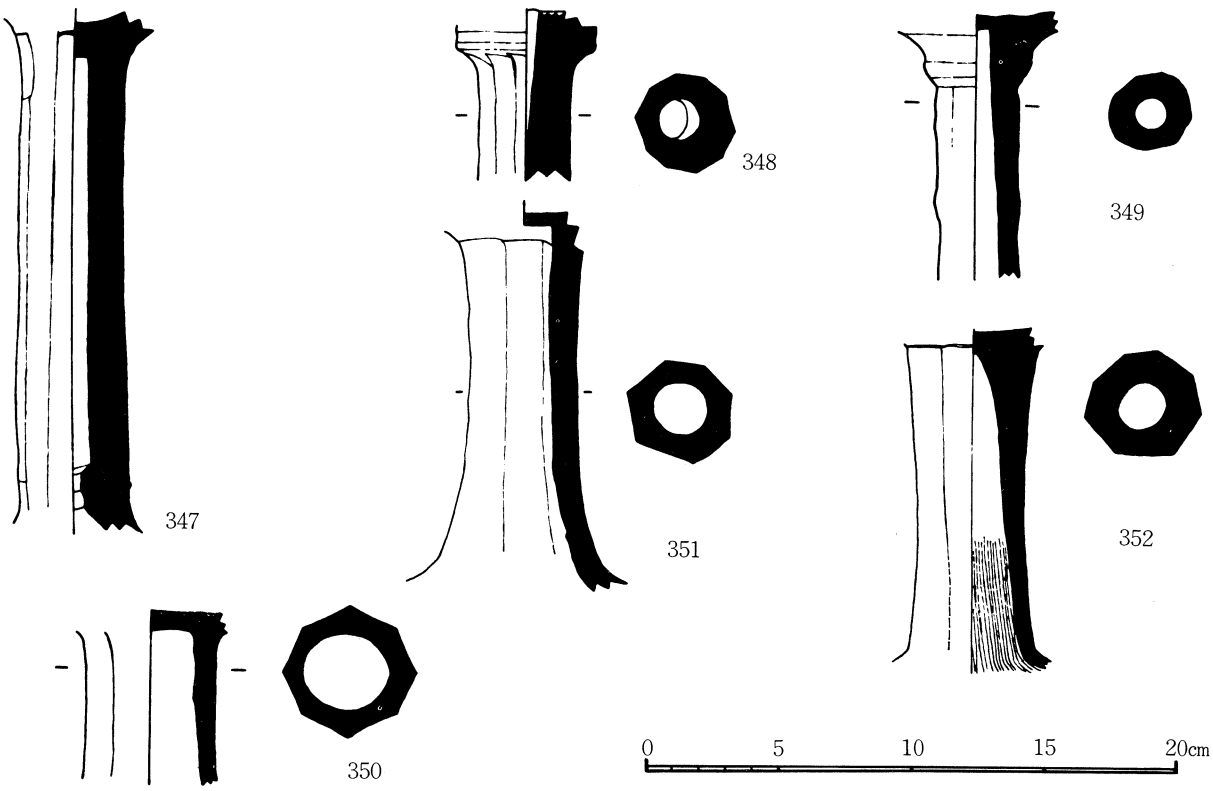
347
348
349
350
351
352
0
5
10
15
20cm

図面十六　土師器・円面硯・陶磁器・鉄器実測図

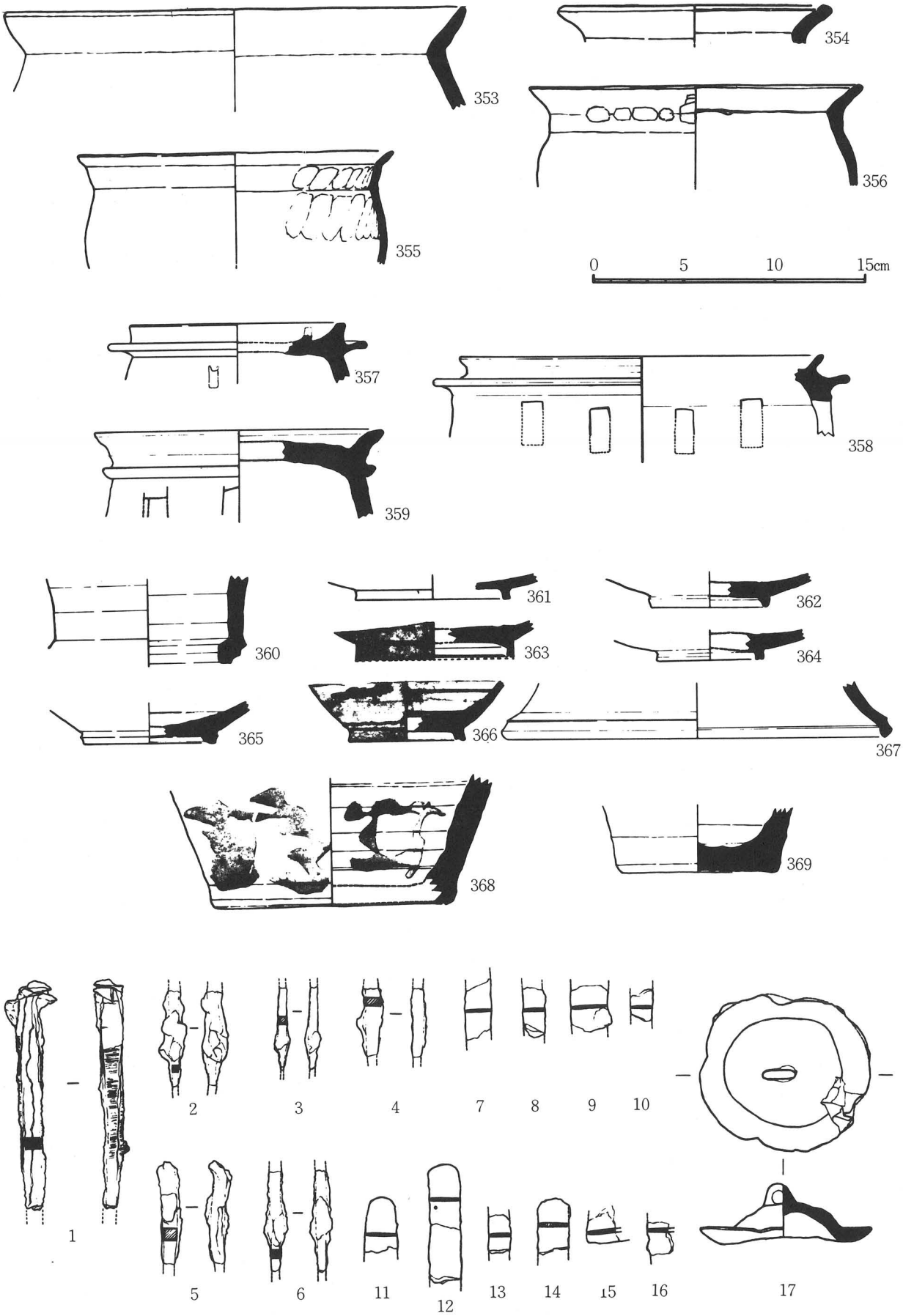

図面十七　釘・羽口実測図

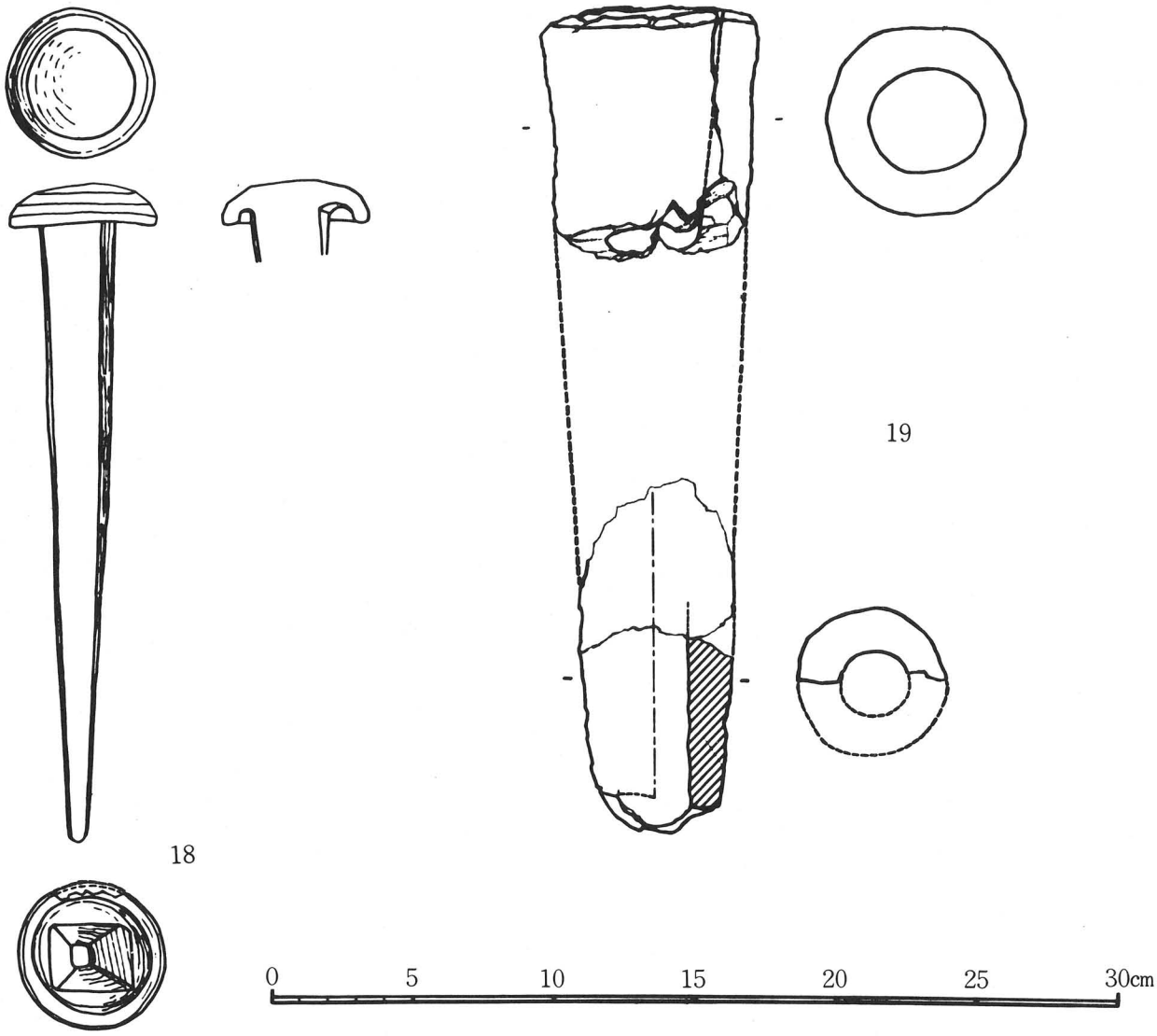

図面十八　軒丸瓦実測図

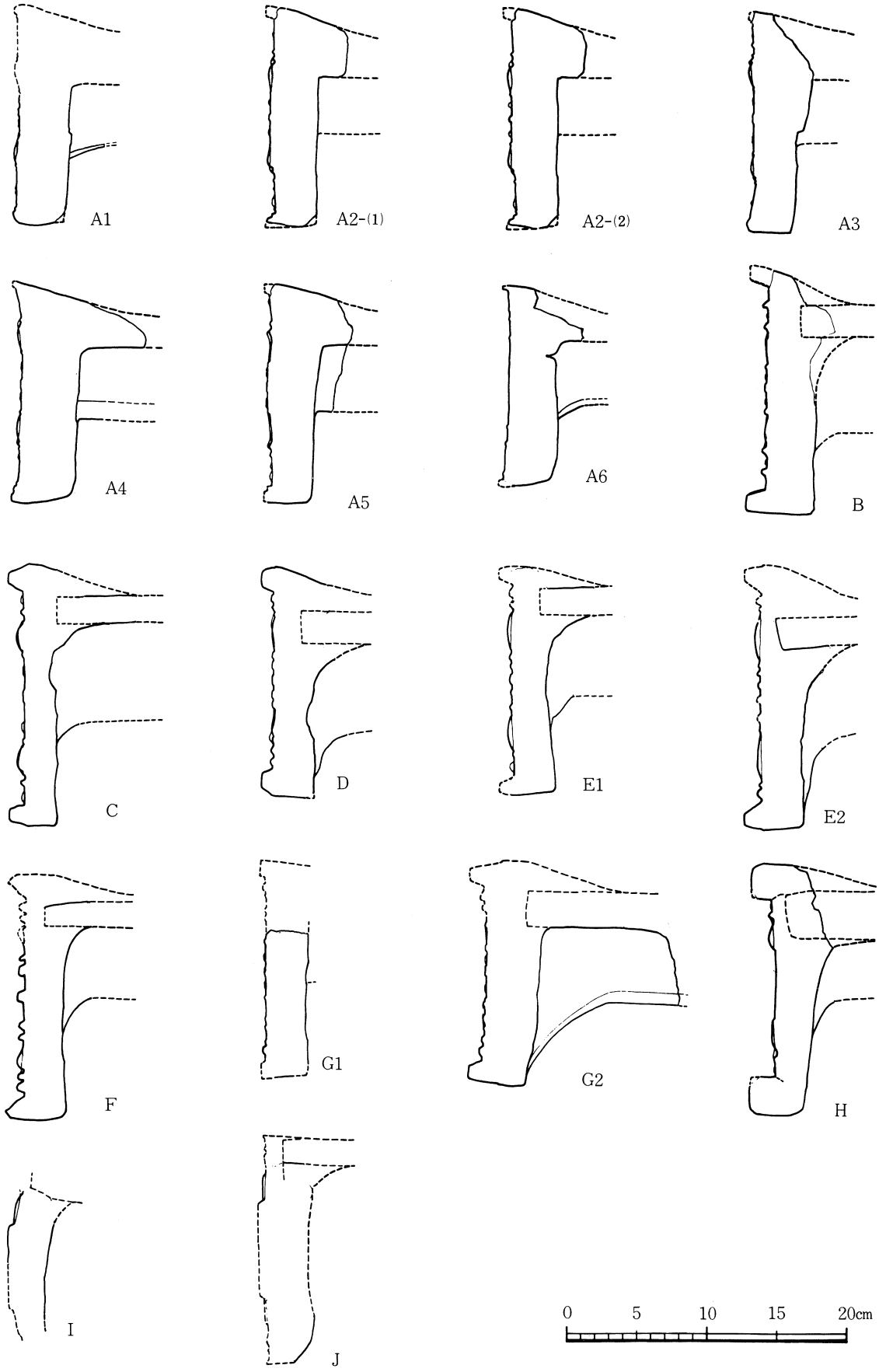

図面十九　軒平瓦実測図

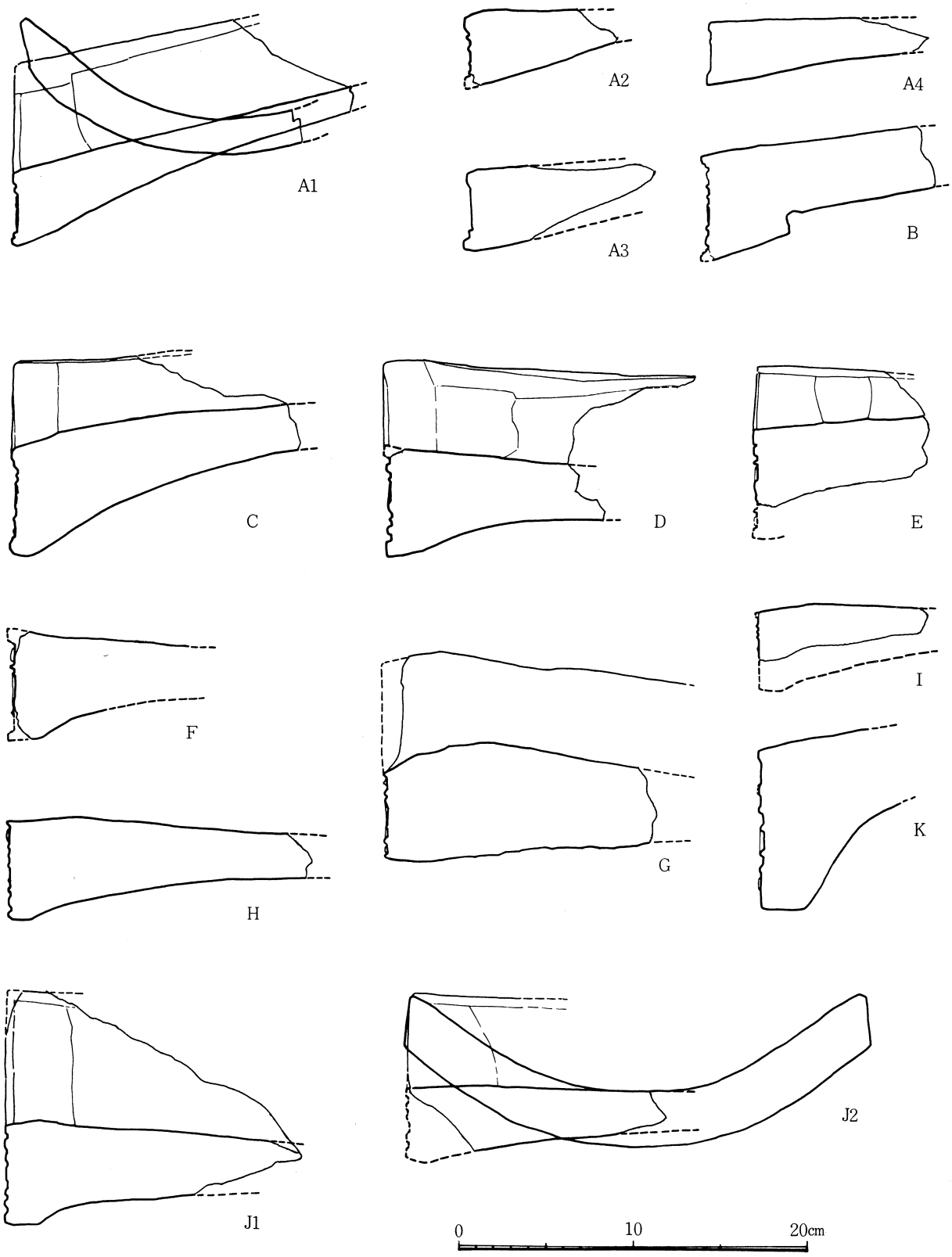

図面二十　鬼瓦実測図

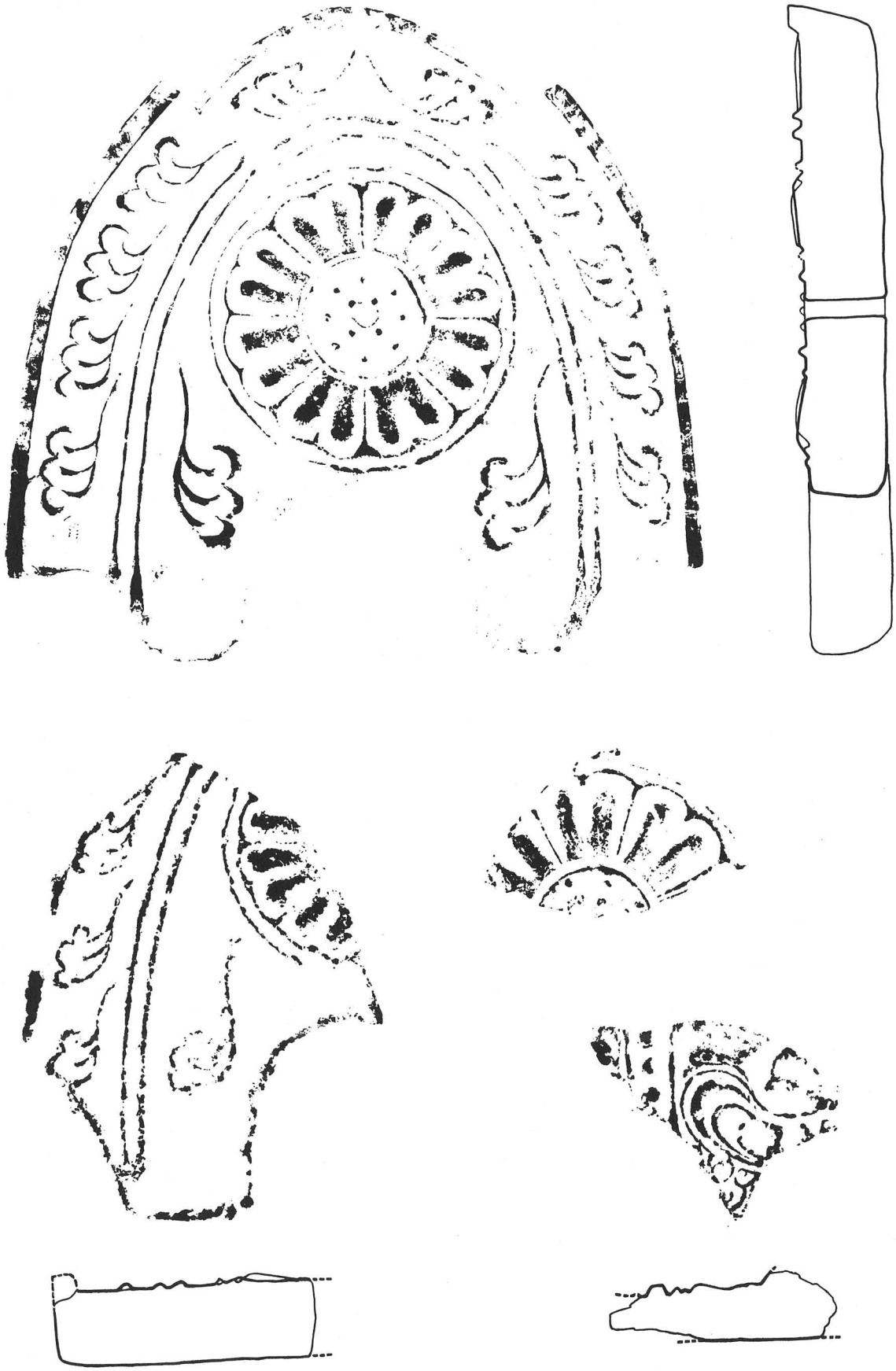

図面二十一　丸・平瓦・塼実測図

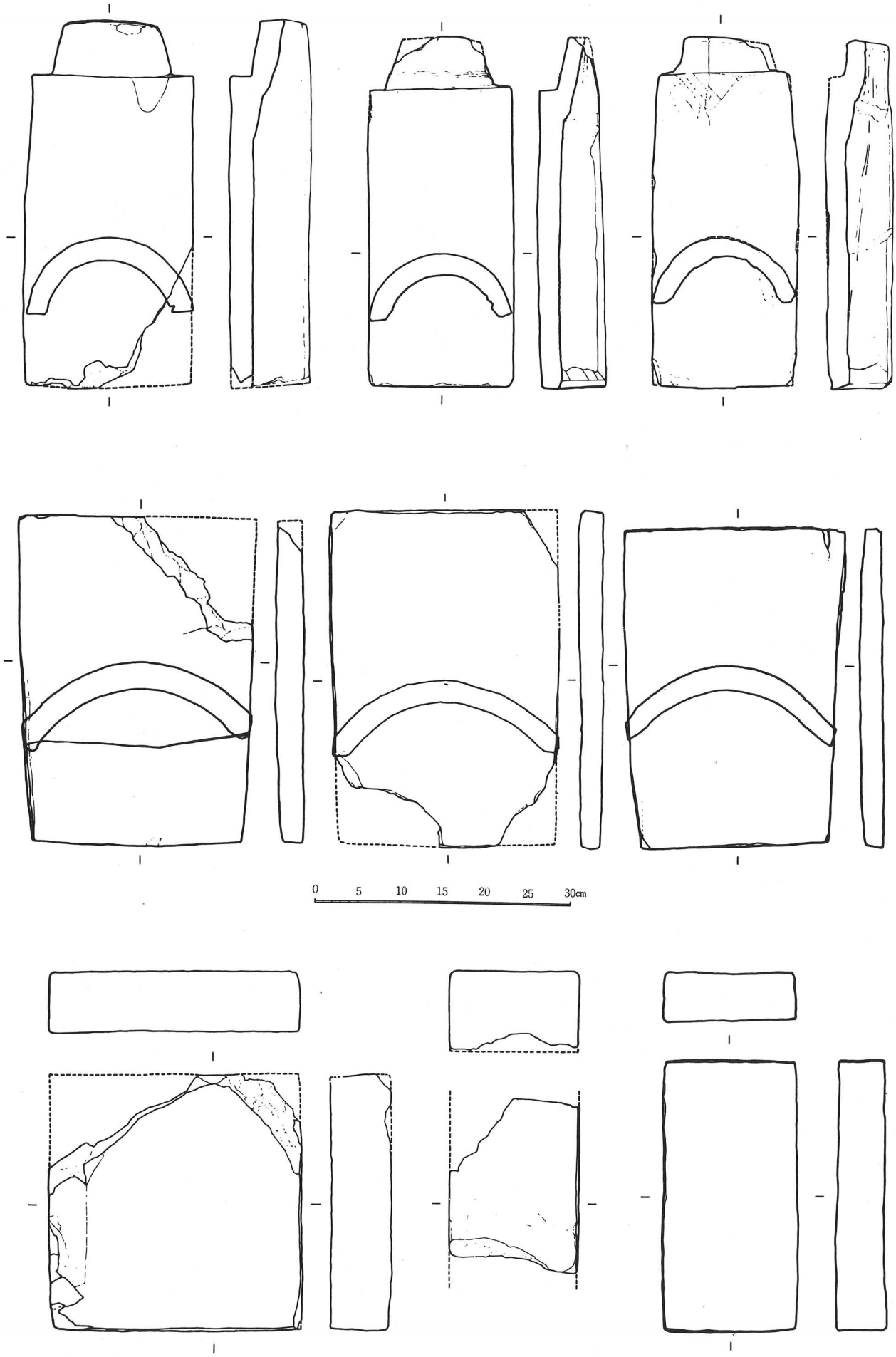

1877
昭和52年3月31日

編集　滋賀県教育委員会

発行　滋賀県教育委員会
大津市京町4丁目1番1号

印刷　山田印刷株式会社
近江八幡市中村町49－6
TEL (07483) ③1101(代)

2470

図面１　国府周辺地割図

図面1　国府周辺地割図